令和３年度(2021 年度)
包括外部監査報告書

「指定管理者制度に関する事務の執行について」

町 田 市 包 括 外 部 監 査 人
公認会計士　青　山　伸　一

目次

第１ 外部監査の概要 15

1.外部監査の種類 15

2.選定した特定の事件(監査のテーマ) 15
(1)選定した特定の事件(監査テーマ) 15
(2)特定の事件(監査テーマ)を選定した理由 15

3.外部監査の対象部署等 16
(1)指定管理者制度を導入している施設の所管部署及び対象施設 16
(2)直営で管理している公の施設の所管部署 19
(3)総務部総務課 19

4.外部監査の対象期間 19

5.外部監査の実施期間 19

6.外部監査の基本的な視点 20
(1)「制度の導入」における監査の視点 20
(2)「条例等の整備」における監査の視点 20
(3)「指定管理者の選定」における監査の視点 21
(4)「協定書の締結」における監査の視点 22
(5)「業務の実施」における監査の視点 22

7.実施する主な監査手続 25
(1)概要の把握 25
(2)町田市の公の施設全体の状況の把握 25
(3)関連資料の確認と現場監査 25
(4)報告書のとりまとめ 26

8.外部監査の補助者 26

9.利害関係 26

第２ 選定した特定の事件の概要 27

1.指定管理者制度の概要 27
(1)指定管理者制度とは 27
(2)公の施設とは 27
(参考)「公の施設」と「公共用財産」の関係 27
(3)指定管理者制度が導入される以前との違い 28
(4)指定管理者制度の意義 29
(5)指定管理者になることができる団体 29
(6)指定管理者の位置づけ 29
(7)指定管理者が行う業務 30

(8)指定管理者が行うことができない業務 30
(9)利用料金制と指定管理料 30
(10)総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」の公表 31

2.町田市の指定管理者制度の運用 31
(1)指定管理者制度の導入及び基本的方針の策定 31
(2)これまでの取組 31

3.町田市の公の施設の状況と指定管理者制度導入の状況 34

第 3 監査結果の概要 41

1. 指摘事項及び意見の件数 41

2. 指摘事項及び意見の要約 41

第 4 監査の結果及び意見 58

(施設の分類について) 58

Ⅰ 町田市の指定管理者制度全般に関する事項 59

Ⅰ-1 指定管理者制度の導入状況について 59

1.概要 59

2.監査の結果及び意見 62
(1)【意見Ⅰ-1】公の施設の網羅的な把握及び統一的な管理運営の考え方について 62
(2)【意見Ⅰ-2】指定管理者制度を含めた民間活用の検討の可否について 62

Ⅰ-2 指定管理者の選定及び運営状況評価について 63

1.概要 63

2.監査の結果及び意見 65
(1)【意見Ⅰ-3】選定及び評価の単位について 65
(2)【意見Ⅰ-4】グルーピングの考え方の統一について 66
(3)【意見Ⅰ-5】選定方法について 67
(4)【意見Ⅰ-6】指定管理者選考のための提出書類について(その 1) 67
(5)【意見Ⅰ-7】指定管理者選考のための提出書類について(その 2) 68

Ⅰ-3「指定管理者制度運用マニュアル」について 69

1.概要 69

2.監査の結果及び意見 69
(1)【意見Ⅰ-8】マニュアルの位置づけについて 69
(2)【意見Ⅰ-9】会計・経理実施状況チェックシートについて 70

Ⅰ-4 物品の管理について 71

1.概要 71

2.監査の結果及び意見 72
(1)【意見Ⅰ-10】物品管理の徹底について 72

Ⅰ-5 新型コロナウイルス感染症への対応について 72

1.概要 72

2.監査の結果及び意見 72
(1)【意見Ⅰ-11】事業継続支援金の収支報告書への計上について 72
(2)【意見Ⅰ-12】「公の施設の指定管理者管理運営状況評価結果」での評価について 73

Ⅱ レクリエーション・スポーツ施設(体育館、競技場) 75

(Ⅰ)町田市立総合体育館外2施設(スポーツ振興課) 75

1.概要 75
(1)設置条例 75
(2)施設の状況 75
(町田市立総合体育館) 75
(三輪みどり山球場) 76
(3)指定管理の状況 76
(4)指定管理者の状況 78
(5)指定管理者の選定手続きの状況 78
(6)市の指導監督(モニタリング)の状況 79

2.監査の結果及び意見 80
(1)【指摘事項Ⅱ(Ⅰ)-1】備品一覧について 80
(2)【指摘事項Ⅱ(Ⅰ)-2】業務基準書について 80
(3)【意見Ⅱ(Ⅰ)-1】3施設一括での管理者の指定によるメリットの検証について 81
(4)【意見Ⅱ(Ⅰ)-2】収入状況報告及び経費状況(収支)報告の確認について 81
(5)【意見Ⅱ(Ⅰ)-3】指定管理料の妥当性の検証について 82
(6)【意見Ⅱ(Ⅰ)-4】利用者アンケートの分析について 82

(Ⅱ)緑ヶ丘グラウンド(スポーツ振興課) 83

1.概要 83
(1)設置条例 83
(2)施設の状況 83
(3)指定管理の状況 84
(4)指定管理者の状況 85
(5)指定管理者の選定手続きの状況 85
(6)市の指導監督(モニタリング)の状況 86

2.監査の結果及び意見 87
(1)【指摘事項Ⅱ(Ⅱ)-1】未納税額がある場合の欠格事由について 87
(2)【指摘事項Ⅱ(Ⅱ)-2】業務基準書について 87
(3)【指摘事項Ⅱ(Ⅱ)-3】備品台帳について 88
(4)【指摘事項Ⅱ(Ⅱ)-4】事業報告書の確認について 88

Ⅲ レクリエーション・スポーツ施設(休養施設) 89

(Ⅰ)町田市自然休暇村(大地沢青少年センター) 89

1.概要 89
(1)設置条例 89
(2)施設の状況 89
(3)指定管理の状況 90
(4)指定管理者の状況 90
(5)指定管理者の選定手続きの状況 91
(6)市の指導監督(モニタリング)の状況 91

2.監査の結果及び意見 92
(1)【指摘事項Ⅲ(Ⅰ)-1】指定管理者選考の日程について 92
(2)【意見Ⅲ(Ⅰ)-1】非公募による指定について 92
(3)【意見Ⅲ(Ⅰ)-2】指定管理料の妥当性について 93
(4)【意見Ⅲ(Ⅰ)-3】業務仕様書について 95
(5)【意見Ⅲ(Ⅰ)-4】精算項目の確認について 95
(6)【意見Ⅲ(Ⅰ)-5】管理物件の修繕等について 96

Ⅳ 産業振興施設 98

(Ⅰ)町田市ふるさと農具館(農業振興課) 98

1.概要 98
(1)設置条例 98
(2)施設の状況 98
(3)指定管理の状況 98
(4)指定管理者の状況 99
(5)指定管理者の選定手続きの状況 99
(6)市の指導監督(モニタリング)の状況 101

2.監査の結果及び意見 101
(1)【指摘事項Ⅳ(Ⅰ)-1】備品台帳について 101
(2)【指摘事項Ⅳ(Ⅰ)-2】基本協定書と年度協定書の整合性について 101
(3)【指摘事項Ⅳ(Ⅰ)-3】指定管理料積算根拠の適切な情報提供について 102
(4)【意見Ⅳ(Ⅰ)-1】入館者数の報告について 102

(Ⅱ)町田市七国山ファーマーズセンター(農業振興課) 103

1.概要 103
(1)設置条例 103
(2)施設の状況 103
(3)指定管理の状況 104
(4)指定管理者の状況 104
(5)指定管理者の選定手続きの状況 104
(6)市の指導監督(モニタリング)の状況 106

2.監査の結果及び意見 106
(1)【指摘事項Ⅳ(Ⅱ)-1】指定管理料の支払について 106

Ⅴ 基盤施設(公営住宅)……107

(Ⅰ)金森市民住宅・忠生市民住宅(住宅課)……107

1.概要……107
(1)設置条例……107
(2)施設の状況……107
(3)指定管理の状況……108
(4)指定管理者の状況……108
(5)指定管理者の選定手続きの状況……109
(6)市の指導監督(モニタリング)の状況……109

2.監査の結果及び意見……110
(1)【指摘事項Ⅴ(Ⅰ)-1】募集要項の記載事項について……110
(2)【指摘事項Ⅴ(Ⅰ)-2】業務仕様書の見直しについて……110
(3)【指摘事項Ⅴ(Ⅰ)-3】指定管理者選考の日程について……111
(4)【指摘事項Ⅴ(Ⅰ)-4】月報の確認について……111
(5)【指摘事項Ⅴ(Ⅰ)-5】事業報告書の記載内容について……111
(6)【意見Ⅴ(Ⅰ)-1】指定管理料の妥当性の検証について……112

Ⅵ 基盤施設(公園(公園内有料施設含む))……114

(Ⅰ)総論(公園緑地課)……114

1.施設に関する共通事項……114
(1)設置条例……114
(2)設置目的……114
(3)指定管理の募集単位……114
(4)市の指導監督(モニタリング)の状況……115

2.監査の結果及び意見……115
(1)【指摘事項Ⅵ(Ⅰ)-1】事業報告書の収支状況の記載様式について……115
(2)【指摘事項Ⅵ(Ⅰ)-2】会計経理モニタリング及び労働条件モニタリングの不実施について……116
(3)【意見Ⅵ(Ⅰ)-1】指定管理者による備品の現況確認の方法について……117

(Ⅱ)町田中央公園グループ(公園緑地課)……118

1.概要……118
(1)施設の状況……118
(2)指定管理の状況……121
(3)指定管理者の状況……123
(4)指定管理者の選定手続きの状況……123

2.監査の結果及び意見……124
(1)【意見Ⅵ(Ⅱ)-1】間接費の計上の妥当性について……124

(Ⅲ)小野路公園グループ(公園緑地課)……125

1.概要……125
(1)施設の状況……125
(2)指定管理の状況……128

(3)指定管理者の状況.....129
(4)指定管理者の選定手続きの状況.....129

2.監査の結果及び意見.....131
(1)【意見VI(III)-1】指定管理者の収支状況について.....131

(IV)相原中央公園グループ(公園緑地課).....131

1.概要.....131
(1)施設の状況.....131
(2)指定管理の状況.....132
(3)指定管理者の状況.....134
(4)指定管理者の選定手続きの状況.....134

2.監査の結果及び意見.....136
(1)【指摘事項VI(IV)-1】指定管理者から報告された収支状況の正確性について.....136
(2)【意見VI(IV)-1】運営形態を変更したことによる市の財政に与える影響について.....138

VII 社会福祉施設(子どもクラブ).....139

(Ⅰ)総論.....139

1.設置条例.....139

2.子どもクラブの指定管理者の推移.....139

(II)監査の結果及び意見が複数の施設に共通するもの.....141
(1)【指摘事項VII(II)-1】事業報告書の書式について.....141
(2)【指摘事項VII(II)-2】応募団体数について.....142
(3)【指摘事項VII(II)-3】職員配置の確認について.....143
(4)【意見VII(II)-1】備品シールについて.....143

(III)監査の結果及び意見が特定の施設に対するもの.....144

1.南大谷子どもクラブ(児童青少年課).....144

1-1.概要.....144
(1)施設の状況.....144
(2)指定管理の状況.....145
(3)指定管理者の状況.....146
(4) 指定管理者の選定手続きの状況.....146
(5)市の指導監督(モニタリング)の状況.....147

1-2.監査の結果及び意見.....148
(1)【指摘事項VII(III)1-1】備品(Ⅰ種)の品目について.....148
(2)【指摘事項VII(III)1-2】備品一覧への記載漏れについて.....150
(3)【意見VII(III)1-1】備品一覧の備品区分について.....150
(4)【意見VII(III)1-2】備品一覧の備品区分について.....151

2.小山子どもクラブ(児童青少年課).....153

2-1.概要 153
(1)施設の状況 153
(2)指定管理の状況 153
(3)指定管理者の状況 154
(4) 指定管理者の選定手続きの状況 154
(5)市の指導監督(モニタリング)の状況 155

2-2.監査の結果及び意見 156
(1)【意見Ⅶ(Ⅲ)2-1】応募が１者であったことについて 156

(Ⅳ)監査の結果及び意見が複数施設に共通するもののみの施設の概要 156

1.玉川学園子どもクラブころころ児童館(児童青少年課) 156
(1)施設の状況 156
(2)指定管理の状況 157
(3)指定管理者の状況 158
(4) 指定管理者の選定手続きの状況 158
(5)市の指導監督(モニタリング)の状況 160

Ⅷ 社会福祉施設(町田市子ども創造キャンパスひなた村) 161

(Ⅰ)町田市子ども創造キャンパスひなた村(児童青少年課) 161

1.概要 161
(1)設置条例 161
(2)施設の状況 161
(3)指定管理の状況 162
(4)指定管理者の状況 162
(5) 指定管理者の選定手続きの状況 163
(6)市の指導監督(モニタリング)の状況 164

2.監査の結果及び意見 165
(1)【指摘事項Ⅷ(Ⅰ)-1】事業計画書における財務・収支状況の記載内容について 165
(2)【指摘事項Ⅷ(Ⅰ)-2】備品のたな卸の未実施について 166
(3)【指摘事項Ⅷ(Ⅰ)-3】備品シールの貼付状況について 167
(4)【指摘事項Ⅷ(Ⅰ)-4】備品(Ⅱ種)及び備品(Ⅲ種)として管理すべき範囲の明確化について 168
(5)【指摘事項Ⅷ(Ⅰ)-5】備品(Ⅱ種)の帰属の定めについて 169
(6)【指摘事項Ⅷ(Ⅰ)-6】備品(Ⅱ種)への備品番号の付与について 170
(7)【意見Ⅷ(Ⅰ)-1】事業計画書の項目について 170
(8)【意見Ⅷ(Ⅰ)-2】自主事業に係る事前承諾について 172
(9)【意見Ⅷ(Ⅰ)-3】災害時等における指定管理料の調整方法等について 173

Ⅸ 社会福祉施設(学童保育クラブ) 176

(Ⅰ)総論 176

1.設置条例 176

2.学童保育クラブの指定管理者の推移 176

(Ⅱ)監査の結果及び意見が複数の施設に共通するもの 179

(1)【指摘事項Ⅸ(Ⅱ)-1】事業計画書における財務・収支状況の記載内容について.....179
(2)【指摘事項Ⅸ(Ⅱ)-2】特別保育加算額の充当先について.....180
(3)【指摘事項Ⅸ(Ⅱ)-3】市からの貸与備品の明確化について.....182
(4)【指摘事項Ⅸ(Ⅱ)-4】備品番号に基づく備品管理の徹底について.....185
(5)【指摘事項Ⅸ(Ⅱ)-5】取得価格３万円未満の備品(Ⅰ種)の取扱いについて.....186
(6)【指摘事項Ⅸ(Ⅱ)-6】備品(Ⅱ種)及び備品(Ⅲ種)として管理すべき範囲の明確化について.....187
(7)【指摘事項Ⅸ(Ⅱ)-7】備品(Ⅰ種)と備品(Ⅱ種)の認識の整理について.....189
(8)【意見Ⅸ(Ⅱ)-1】事業計画書の項目について.....190
(9)【意見Ⅸ(Ⅱ)-2】間接経費に対する上限額の設定等について.....192
(10)【意見Ⅸ(Ⅱ)-3】精算対象経費に関する証憑類の提出範囲について.....193
(11)【意見Ⅸ(Ⅱ)-4】応募資格の拡大について.....194

(Ⅲ)監査の結果及び意見が特定の施設に対するもの.....196

1.なかよし学童保育クラブ(児童青少年課).....196

1-1.概要.....196
(1)施設の状況.....196
(2)指定管理の状況.....196
(3)指定管理者の状況.....197
(4) 指定管理者の選定手続きの状況.....197
(5)市の指導監督(モニタリング)の状況.....199

1-2.監査の結果及び意見.....199
(1)【指摘事項Ⅸ(Ⅲ)1-1】収支予算書について.....199

2.山崎学童保育クラブ(児童青少年課).....199

2-1.概要.....199
(1)施設の状況.....199
(2)指定管理の状況.....200
(3)指定管理者の状況.....201
(4) 指定管理者の選定手続きの状況.....201
(5)市の指導監督(モニタリング)の状況.....202

2-2.監査の結果及び意見.....203
(1)【指摘事項Ⅸ(Ⅲ)2-1】備品(Ⅰ種)の購入時等における市との事前協議の徹底について.....203

3.桜の森学童保育クラブ(児童青少年課).....203

3-1.概要.....203
(1)施設の状況.....203
(2)指定管理の状況.....204
(3)指定管理者の状況.....204
(4) 指定管理者の選定手続きの状況.....204
(5)市の指導監督(モニタリング)の状況.....205

3-2.監査の結果及び意見.....206
(1)【意見Ⅸ(Ⅲ)3-1】応募が１者であることについて.....206

(Ⅳ)監査の結果及び意見が複数施設に共通するもののみの施設の概要.....207

1.成瀬中央あおぞら学童保育クラブ(児童青少年課) 207
(1)施設の状況 207
(2)指定管理の状況....207
(3)指定管理者の状況....208
(4) 指定管理者の選定手続きの状況....208
(5)市の指導監督(モニタリング)の状況....210

2.南第一さくら学童保育クラブ(児童青少年課)....210
(1)施設の状況 210
(2)指定管理の状況....211
(3)指定管理者の状況....212
(4)指定管理者の選定手続きの状況....212
(5)市の指導監督(モニタリング)の状況....213

3.南大谷学童保育クラブ(児童青少年課)....214
(1)施設の状況 214
(2)指定管理の状況....214
(3)指定管理者の状況....215
(4)指定管理者の選定手続きの状況....216
(5)市の指導監督(モニタリング)の状況....217

4.ころころ学童保育クラブ(児童青少年課) 218
(1)施設の状況 218
(2)指定管理の状況....218
(3)指定管理者の状況....219
(4)指定管理者の選定手続きの状況....220
(5)市の指導監督(モニタリング)の状況....221

5.小山田学童保育クラブ(児童青少年課)....222
(1)施設の状況 222
(2)指定管理の状況....222
(3)指定管理者の状況....223
(4) 指定管理者の選定手続きの状況....223
(5)市の指導監督(モニタリング)の状況....224

6.鶴川学童保育クラブ(児童青少年課) 225
(1)施設の状況 225
(2)指定管理の状況....225
(3)指定管理者の状況....226
(4) 指定管理者の選定手続きの状況....226
(5)市の指導監督(モニタリング)の状況....227

7.わんぱく学童保育クラブ(児童青少年課) 227
(1)施設の状況 227
(2)指定管理の状況....228
(3)指定管理者の状況....228
(4) 指定管理者の選定手続きの状況....228
(5)市の指導監督(モニタリング)の状況....229

8.そよかぜ学童保育クラブ(児童青少年課)....229
(1)施設の状況 229

(2)指定管理の状況.....229
(3)指定管理者の状況.....230
(4) 指定管理者の選定手続きの状況.....230
(5)市の指導監督(モニタリング)の状況.....230

9.大蔵学童保育クラブ(児童青少年課).....231
(1)施設の状況.....231
(2)指定管理の状況.....231
(3)指定管理者の状況.....232
(4) 指定管理者の選定手続きの状況.....232
(5)市の指導監督(モニタリング)の状況.....232

10.藤の台ポケット組学童保育クラブ(児童青少年課).....233
(1)施設の状況.....233
(2)指定管理の状況.....233
(3)指定管理者の状況.....234
(4) 指定管理者の選定手続きの状況.....235
(5)市の指導監督(モニタリング)の状況.....235

11.鶴川第二学童保育クラブ(児童青少年課).....235
(1)施設の状況.....235
(2)指定管理の状況.....236
(3)指定管理者の状況.....237
(4)指定管理者の選定手続きの状況.....237
(5)市の指導監督(モニタリング)の状況.....237

12.図師学童保育クラブ(児童青少年課).....237
(1)施設の状況.....237
(2)指定管理の状況.....238
(3)指定管理者の状況.....239
(4)指定管理者の選定手続きの状況.....239
(5)市の指導監督(モニタリング)の状況.....239

13.高ヶ坂けやき学童保育クラブ(児童青少年課).....239
(1)施設の状況.....239
(2)指定管理の状況.....240
(3)指定管理者の状況.....240
(4) 指定管理者の選定手続きの状況.....241
(5)市の指導監督(モニタリング)の状況.....241

14.つくし野学童保育クラブ(児童青少年課).....241
(1)施設の状況.....241
(2)指定管理の状況.....242
(3)指定管理者の状況.....242
(4) 指定管理者の選定手続きの状況.....242
(5)市の指導監督(モニタリング)の状況.....243

15.本町田学童保育クラブ(児童青少年課).....243
(1)施設の状況.....243
(2)指定管理の状況.....243
(3)指定管理者の状況.....244

(4) 指定管理者の選定手続きの状況.....245
(5)市の指導監督(モニタリング)の状況.....245

16.大戸のびっ子学童保育クラブ(児童青少年課).....245
(1)施設の状況.....245
(2)指定管理の状況.....246
(3)指定管理者の状況.....246
(4) 指定管理者の選定手続きの状況.....247
(5)市の指導監督(モニタリング)の状況.....247

(別紙)公の施設調査.....248

(本報告書における記載内容の注意事項)

・端数処理

報告書の数値は、原則として四捨五入で表示している。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

・報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として町田市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には原則として数値等の出典は明示していない。

報告書の数値等のうち、町田市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。

・監査の結果及び意見

本報告書では、監査対象とした事業及び財務事務の種類ごとに、監査の結果を【指摘事項】と【意見】として表記し、監査の結論を記載している。

【指摘事項】は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項(法規等準拠性)に該当するものである。これらは、速やかに措置する必要があると判断した内容である。

また、【意見】は、法規等準拠性の問題は認められないものの、最少の経費で最大の効果を挙げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など(経済性、効率性及び有効性に関する事項)に該当するものである。ただし、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、重要性が高いと判断される場合には【指摘事項】としている。

第 1 外部監査の概要

1.外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2.選定した特定の事件(監査のテーマ)

(1)選定した特定の事件(監査テーマ)

「指定管理者制度に関する事務の執行について」

(2)特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

指定管理者制度は、公の施設の管理について、民間事業者が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの向上及び管理運営費の縮減等を図ることを目的として、2003 年に創設された。

町田市においても、2004 年 6 月に「公の施設の指定管理者制度運用の基本的方針」を策定し、原則公募により、指定管理者制度の導入を進めている。2008 年度には、指定管理者制度の本格的な運用期に入ったことから、外部の有識者の関与を入れることにより、選定過程の透明性・公平性の確保に努めるため、当初の制度導入に焦点を当てた方針を見直し、2008 年 6 月に新たに「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」を策定している。

町田市が指定管理者制度の本格的な運用を始めて 10 年以上が経過していることから、指定管理者制度が導入された施設について、制度運用上の課題や問題点を明らかにした上で、有効性や効率性を検証する必要がある。

また、個々の施設の監査に加えて、指定管理者制度が導入された施設に共通的な課題を抽出することで、将来の指定管理者制度の運用について総合的に検討することも意義があると考える。

以上により、指定管理者制度に関する事務の執行について検討することは意義があると判断し、特定の事件(テーマ)として選定した。

3.外部監査の対象部署等

(1)指定管理者制度を導入している施設の所管部署及び対象施設

以下の施設を除き、指定管理者制度を導入している施設の所管部署を監査対象とした。

(監査対象から除外した施設)
・2020 年度の包括外部監査対象の外郭団体が指定管理者となっている施設
・2021 年度における候補者選考委員会または評価委員会の対象施設
・新型コロナウイルス感染症への対応が想定される施設のうち、特に配慮が必要な高齢者在宅サービスセンター、休日・準夜急患こどもクリニック、休日応急歯科・障がい者歯科診療所
・町田市からの指定管理料を伴わない完全利用料金制を導入している施設

以上を監査対象外とした結果、監査対象とした部署及び施設は以下のとおりである。

表 1 監査対象とした部署及び施設

No.	施設名	所管部署		指定管理者(団体名)
		部名	課名	
1	町田市立総合体育館	文化スポーツ振興部	スポーツ振興課	株式会社コナミスポーツクラブ・ミズノスポーツサービス株式会社・株式会社東急コミュニティー・株式会社 CASCAVEL FUTSAL CLUBE 共同事業体
2	三輪みどり山球場	文化スポーツ振興部	スポーツ振興課	株式会社コナミスポーツクラブ・ミズノスポーツサービス株式会社・株式会社東急コミュニティー・株式会社 CASCAVEL FUTSAL CLUBE 共同事業体
3	緑ヶ丘グラウンド	文化スポーツ振興部	スポーツ振興課	株式会社ギオン・株式会社富士グリーンテック・ファシリティパートナーズ株式会社・株式会社東京綜合造園・一般社団法人町田スポーツ文化ネットワーク・特定非営利活動法人町田 JFC 共同事業体
4	町田市子ども創造キャンパスひなた村	子ども生活部	児童青少年課	アクティオ株式会社
5	南大谷子どもクラブ	子ども生活部	児童青少年課	特定非営利活動法人 子育て・子育ち支援タグボート
6	玉川学園子どもクラブころころ児童館	子ども生活部	児童青少年課	特定非営利活動法人 子育て・子育ち支援タグボート
7	鶴川学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会

No.	施設名	所管部署		指定管理者(団体名)
		部名	課名	
8	南第一さくら学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ
9	南大谷学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会
10	本町田学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	社会福祉法人 貴静会
11	ころころ学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	特定非営利活動法人 子育て・子育ち支援タグボート
12	小山子どもクラブ	子ども生活部	児童青少年課	特定非営利活動法人 青少年健全育成会ホシザクラ
13	小山田学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	社会福祉法人 貴静会
14	成瀬中央あおぞら学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会
15	なかよし学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会
16	わんぱく学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会
17	そよかぜ学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会
18	大蔵学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会
19	藤の台ポケット組学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	社会福祉法人 景行会
20	鶴川第二学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	社会福祉法人 明社会
21	図師学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会
22	高ヶ坂けやき学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会
23	つくし野学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会
24	大戸のびっ子学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会
25	山崎学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	社会福祉法人 東香会
26	桜の森学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	社会福祉法人 貴静会

No.	施設名	所管部署		指定管理者(団体名)
		部名	課名	
27	町田市自然休暇村	子ども生活部	大地沢青少年センター	一般財団法人 川上村振興公社
28	町田市ふるさと農具館	経済観光部	農業振興課	七国山ふれあいの里組合
29	町田市七国山ファーマーズセンター	経済観光部	農業振興課	町田市農業協同組合
30	金森市民住宅	都市づくり部	住宅課	東京都住宅供給公社
31	忠生市民住宅	都市づくり部	住宅課	東京都住宅供給公社
32	町田中央公園	都市づくり部	公園緑地課	アシックスジャパン株式会社・東急スポーツシステム株式会社・株式会社協栄共同事業体
33	小野路公園	都市づくり部	公園緑地課	株式会社ギオン・株式会社富士グリーンテック・ファシリティパートナーズ株式会社・株式会社東京綜合造園・特定非営利活動法人アスレチッククラブ町田共同事業体
34	相原中央公園外 26 施設	都市づくり部	公園緑地課	特定非営利活動法人 レスポアール相原
35	鶴川中央公園	都市づくり部	公園緑地課	株式会社ギオン・株式会社富士グリーンテック・ファシリティパートナーズ株式会社・株式会社東京綜合造園・特定非営利活動法人アスレチッククラブ町田共同事業体
36	鶴川 1 号緑地	都市づくり部	公園緑地課	株式会社ギオン・株式会社富士グリーンテック・ファシリティパートナーズ株式会社・株式会社東京綜合造園・特定非営利活動法人アスレチッククラブ町田共同事業体
37	日向山公園(公園区域の一部)	都市づくり部	公園緑地課	アシックスジャパン株式会社・東急スポーツシステム株式会社・株式会社協栄共同事業体
38	忠生公園(有料運動施設のみ)	都市づくり部	公園緑地課	アシックスジャパン株式会社・東急スポーツシステム株式会社・株式会社協栄共同事業体
39	木曽山崎公園	都市づくり部	公園緑地課	アシックスジャパン株式会社・東急スポーツシステム株式会社・株式会社協栄共同事業体

出所)市提供資料により監査人が作成

⑵直営で管理している公の施設の所管部署

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項においては、「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。」とある。そこで、今回の監査においては、公の施設の所管部署に対して、所管する公の施設に関する指定管理者制度の導入状況、直営で管理している施設がある場合、指定管理者制度の導入に向けた検討の状況等について確認した。

⑶総務部総務課

総務部総務課は、町田市の指定管理者制度の担当課として、指定管理者制度の運用に関する統一的な考え方や取扱いを整備している。具体的には、町田市指定管理者制度運用マニュアルの策定及び改正、町田市指定管理者候補者選考委員会の設置及び運用、町田市指定管理者管理運営状況評価委員会の設置及び運用を行っている。そこで、今回の監査においては、町田市の指定管理者制度の運用に関する全般事項について、担当課としての総務部総務課に確認した。

4.外部監査の対象期間

2020 年度の執行分
必要に応じて他の年度についても監査対象とする場合がある。

5.外部監査の実施期間

2021 年 5 月 27 日から 2022 年 1 月 27 日まで

6.外部監査の基本的な視点

指定管理者制度は、通常、以下の手順で実施される。そこで、今回の監査においては、それぞれの段階において考えられる監査の視点を検討した。具体的には、以下のとおりである。

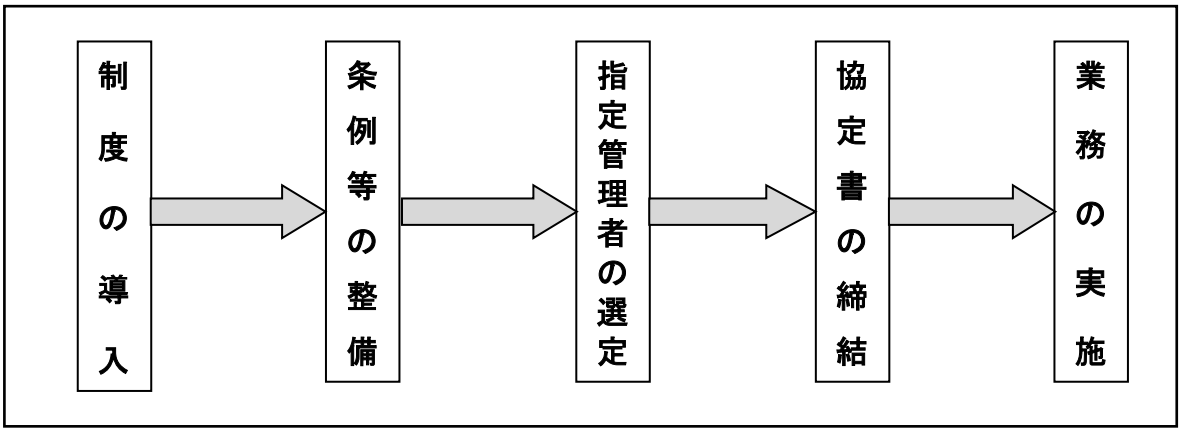

(1)「制度の導入」における監査の視点

指定管理者制度の導入計画が妥当であったかについて確認する。具体的には、指定管理者制度を導入せず直営としている施設については、その理由をアンケート調査等により確認し、その妥当性を検討する。指定管理者制度を導入している施設については、費用の削減効果や民間活用等による便益の向上が十分期待できると判断した上で、導入を決定したどうかを確認する。また、考え得る民間活力導入の手法として、指定管理者制度が最善かどうかを検討した上で決定したかについても確認する。

（結果）
指定管理者制度の導入状況については、「第 4　監査の結果及び意見」「Ⅰ　町田市の指定管理者制度全般に関する事項」「Ⅰ-1　指定管理者制度の導入状況について」において、アンケート調査の実施概要及び監査結果の総括意見として、「【意見Ⅰ-1】公の施設の網羅的な把握及び統一的な管理運営の考え方について」と「【意見Ⅰ-2】指定管理者制度を含めた民間活用の検討の可否について」の 2 つの意見を述べている。
また、アンケート調査の結果については、「（別紙）公の施設調査」で、詳細に結果を記載している。

※ 施設ごとの監査の結果及び意見は、「第 4　監査の結果及び意見」の「Ⅱ」以降に記載している（以下、同様）。

(2)「条例等の整備」における監査の視点

指定管理者制度導入施設について、指定の手続き、管理の基準、業務の範囲、その他必要事項が、施設の設置条例に適切に記載されているか確認する。

（結果）
指定管理者制度導入施設について、公の施設の設置条例を確認したが、合規性に反する重大な指摘事項は発見されなかった。

(3)「指定管理者の選定」における監査の視点

①公募(グルーピング)の単位は妥当か

指定管理者を公募する場合、複数の施設の管理を一括して行わせる公募(いわゆるパッケージ公募)も可能となっている。この場合、地域性や業務の効率性等を十分に考慮してパッケージ公募を活用しているか、その妥当性を検討する。

②公募、非公募の使い分けは妥当か

町田市においては、競争原理を働かせ、公正を期するために、指定管理者の募集は公募が原則であるため、非公募で選定された施設については、その妥当性を検討する。

また、公募で選定された施設においても、公募期間が短いなどの理由により、実質的に非公募と同様に競争原理が働いていない状況がないか精査する。

③候補者選考委員会は適切に運営されているか

町田市では、総務部総務課所管において、町田市指定管理者候補者選考委員会が設置されている。そこで、当該委員会の委員の構成が、選定の公平性・透明性確保のために適切な構成となっているか精査する。

また、委員会の議事録等のレビューによって、十分な審議の上指定管理者が決定されているか精査する。

④審査基準は妥当か

審査基準の内容を確認することによって、その審査項目や配点の妥当性を検討する。

⑤その他

1 者しか応募がなかった施設や 1 者も応募がなかった施設の分析などを行い、総合的に指定管理者の選定の妥当性を検討する。

（結果）
指定管理者の選定及び運営状況については、「第４　監査の結果及び意見」「Ⅰ　町田市の指定管理者制度全般に関する事項」「Ⅰ-2　指定管理者の選定及び運営状況評価について」において、監査結果の総括意見として、「【意見Ⅰ-3】選定及び評価の単位について」、「【意見Ⅰ-4】グルーピングの考え方の統一について」、「【意見Ⅰ-5】選定方法について」、「【意見Ⅰ-6】指定管理者選考のための提出書類について(その 1)」及び「【意見Ⅰ-7】指定管理者選考のための提出書類について(その 2)」の 5 つの意見を述べている。

なお、町田市では、町田市指定管理者候補者選考委員会と町田市指定管理者管理運営状況評価委員会が同じメンバー（学識経験者４名）で構成されていることから、指定管理者の選定と運営状況について、１つの監査要点として総括意見を述べている。

(4)「協定書の締結」における監査の視点

①協定書の記載内容は妥当か

指定管理者の指定後に締結される「基本協定書」及び指定期間中の各年度に締結される「年度協定書」の内容を精査して、記載内容の妥当性を検討する。

また、協定書の締結日が適切な日付となっているか精査する。

②指定管理料は妥当か、また適切に利用料金制を導入しているか

指定管理料が適正に積算されているか妥当性を検討する。

また、料金収入を伴わない施設の場合「指定管理料のみ」であるが、料金収入を伴う施設の場合「指定管理料のみ」「指定管理料と利用料金制の併用」及び「完全利用料金制」の３種類の方法の中から最適な方法を選択しなければならない。よって、料金収入を伴う施設については、それぞれの施設において採用された方法の妥当性を検討する。

(注)利用料金制とは、公の施設の業務運営に伴って発生する料金収入を、その施設の指定管理者の収入として収受させる制度である。

（結果）

協定書の記載内容、指定管理料の妥当性及び利用料金制の導入状況については、合規性に反する重大な指摘事項は発見されなかった。

(5)「業務の実施」における監査の視点

①業務計画書、月例報告書及び業務報告書の内容は妥当か、また適時に提出されているか

協定書の規定に基づいて、指定管理者が業務計画書、月例報告書及び業務報告書を適時に提出しているか精査し、その内容の妥当性も検討する。

②収支の状況は妥当か

指定管理者が提出する事業報告書には、指定管理業務に関する収支の状況も含まれる。指定管理者が収入と支出を正しく積算・計上しているか精査する。

自主事業を行っている場合は、指定管理事業と自主事業の会計が適切に区分されているか精査する。

収入については、指定管理料のほかに利用料金収入やその他収入があるが、それぞれの内容を確認することにより、その金額の妥当性を検討する。一方、支出は指定管理業務を実施する上で発生する費用であるが、団体そのものの活動経費が支出に含まれていないかなど、支出の内容の精査に加え、経年比較等によって支出の削減効果が図られているか

を確認することにより、その妥当性を検討する。
例えば、注意すべき点は以下のとおりである。

(例 1)収支差額が多額となっている場合
↓考えられる問題点
・指定管理料が過大となっていないか。
・要求される指定管理業務を実施していないのではないか。

(例 2)収支差額がゼロである場合
↓考えられる問題点
・実際は収支がマイナスであるが、指定管理者が必要な支出を報告していないのではないか。
・年度末近くに消耗品等を購入することにより、収支を調整していないか。

③サービスの向上に向けて努力しているか

事業報告書の内容や、本格的に指定管理者制度を導入してからの利用者及び利用料金収入の推移を確認するなどにより、指定管理者制度導入以降サービスの向上が図られているか精査する。

④日常業務は妥当か

指定管理者が行っている日常業務が適正に行われているか、その妥当性を検討する。
例えば、料金収入などによって発生した現金の管理等が適切に行われているか精査する。また、公の施設を指定管理者が優先的に利用することで、一般の利用者に支障が生じていないかを精査する。
その他の日常業務についても現場視察等によって妥当性を検討する。

⑤再委託の内容は妥当か

指定管理者からの重要な再委託があれば、例えば随意契約の中に入札を実施すべきものがないかなど、その内容の妥当性を検討する。

⑥モニタリングは適切に実施されているか

所管課によるモニタリングが、適時・適切に行われているか精査する。
また、モニタリングの際に使用している「会計・経理実施状況チェックシート」が適切に活用されているか、またシートそのものが適切な内容となっているか、その妥当性を検討する。
さらに、町田市では、総務部総務課所管で町田市指定管理者管理運営状況評価委員会が設置されている。そこで、当該委員会の運用状況を確認する。

（結果）
　業務の実施状況については、「第４　監査の結果及び意見」「Ⅰ　町田市の指定管理者制度全般に関する事項」「Ⅰ-3 『指定管理者制度運用マニュアル』について」において、監査結果の総括意見として、「【意見Ⅰ-8】マニュアルの位置づけについて」、「【意見Ⅰ-9】会計・経理実施状況チェックシートについて」の 2 つの意見を、「Ⅰ-4　物品の管理について」において、「【意見Ⅰ-10】物品管理の徹底について」の 1 つの意見を、さらには2020年度に特有な事項として、「Ⅰ-5 新型コロナウイルス感染症への対応について」において、「【意見Ⅰ-11】事業継続支援金の収支報告書への計上について」、「【意見Ⅰ-12】「公の施設の指定管理者管理運営状況評価結果」での評価について」の 2 つの意見を述べている（計５意見）。

まとめ

<table>
<tr><th>外部監査の基本的な視点</th><th>総括的な監査の結果及び意見</th><th>施設ごとの監査の結果及び意見</th></tr>
<tr><td rowspan="2">「制度の導入」</td><td colspan="2">第４　監査の結果及び意見」</td></tr>
<tr><td>「Ⅰ　町田市の指定管理者制度全般に関する事項」
・「Ⅰ-1　指定管理者制度の導入状況について」及び
・（別紙）公の施設調査</td><td rowspan="6">「Ⅱ　レクリエーション・スポーツ施設（体育館、競技場）」以降</td></tr>
<tr><td>「条例の整備」</td><td>－</td></tr>
<tr><td>「指定管理者の選定」</td><td>・「Ⅰ-2　指定管理者の選定及び運営状況評価について」</td></tr>
<tr><td>「協定書の締結」</td><td>－</td></tr>
<tr><td>「業務の実施」</td><td>・「Ⅰ-3 『指定管理者制度運用マニュアル』について」
・「Ⅰ-4　物品の管理について」
・「Ⅰ-5　新型コロナウイルス感染症への対応について」</td></tr>
</table>

7.実施する主な監査手続

(1)概要の把握

町田市における指定管理者制度の導入経過や、「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」、「町田市指定管理者制度運用マニュアル」等の資料を確認することにより、町田市における指定管理者制度の概要を把握する。

また、町田市で設置している候補者選考委員会や評価委員会での過去の議論の内容を確認する。

(2)町田市の公の施設全体の状況の把握

関係する全部署にアンケート調査を実施し、町田市の公の施設を特定する。また、同調査において、公の施設における指定管理者制度等の導入状況を把握するとともに、直営の場合はその理由や今後の方針などを確認する。

(3)関連資料の確認と現場監査

監査対象施設に関連する条例、協定書(基本、年度)、事業報告書(収支計算書を含む)その他関連書類を確認する。また、当該施設を所管する部署からの意見聴取を行う。

さらに、監査対象施設について、現場監査を実施し、管理の実態を確認する。

現場監査を実施した施設と日程は以下のとおりである。

表 2 現場監査を実施した施設と日程

施設名	所管部署	訪問日	監査担当(訪問者)
鶴川学童保育クラブ	児童青少年課	2021 年 9 月 27 日	小林
玉川学園子どもクラブころころ児童館	児童青少年課	2021 年 9 月 27 日	小林
ころころ学童保育クラブ	児童青少年課	2021 年 9 月 27 日	小林
南大谷子どもクラブ	児童青少年課	2021 年 10 月 7 日	青山、小林
大蔵学童保育クラブ	児童青少年課	2021 年 10 月 8 日	青山、木下
成瀬中央あおぞら学童保育クラブ	児童青少年課	2021 年 10 月 8 日	青山、木下
山崎学童保育クラブ	児童青少年課	2021 年 10 月 8 日	木下
町田市自然休暇村	大地沢青少年センター	2021 年 10 月 11 日(注)	青山、清水
小野路公園	公園緑地課	2021 年 11 月 8 日	青山、岩崎
鶴川中央公園	公園緑地課	2021 年 11 月 8 日	青山、岩崎
町田中央公園	公園緑地課	2021 年 11 月 8 日	青山、岩崎
相原中央公園	公園緑地課	2021 年 11 月 17 日	青山、岩崎

(注)長野県川上村にある町田市自然休暇村に前日(10 月 10 日)入りし、11 日に監査を実施した。

また、2021 年度に開催された「町田市指定管理者管理運営状況評価委員会」(学識経験者で構成される委員会)を傍聴し、委員会の実効性を確認した。

表 3 傍聴した町田市指定管理者管理運営状況評価委員会

開催日	対象施設	監査担当 (傍聴者)
2021 年 10 月 28 日 (第 2 回)	・スポーツ振興課所管「成瀬クリーンセンターテニスコート」 ・児童青少年課所管「三輪子どもクラブ」 ・児童青少年課所管「小山中央学童保育クラブ」 ・児童青少年課所管「南つくし野学童保育クラブ」 ・児童青少年課所管「相原たけの子学童保育クラブ」	青山、清水

(注)前述のとおり、2021 年度における評価委員会の対象施設は監査対象から除外している。なお、成瀬クリーンセンターテニスコートは、グルーピングによる公募により、監査対象の町田市立総合体育館及び三輪みどり山球場と同じ指定管理者となっていることもあり傍聴した。

(4)報告書のとりまとめ

以上の結果を取りまとめて、監査報告書を作成した。

8.外部監査の補助者

岩崎康子	公認会計士	清水貴之	公認会計士
木下 哲	公認会計士	小林正和	公認会計士

9.利害関係

外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定による利害関係はない。

第 2 選定した特定の事件の概要

1.指定管理者制度の概要

(1)指定管理者制度とは

指定管理者制度とは、地方公共団体が設置する「公の施設」の管理運営について、民間事業者等に行わせることを可能とする地方自治法上の制度である。多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的に 2003 年 9 月に創設された。具体的には、地方自治法第 244 条の 2 にその根拠が定められている。(「町田市指定管理者制度運用マニュアル」より)

(2)公の施設とは

「公の施設」とは、「住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために地方公共団体が設ける施設」と定義され(法第 244 条第 1 項)、「公の施設」の設置及び管理に関する事項は条例で定めることとされている(法第 244 条の 2 第 1 項)。よって、「公の施設」は、①施設であること、②住民の利用に供する施設であること、③住民の福祉の増進に寄与する施設であること、④地方公共団体が設ける施設であることの要件が必要となる。

また、地方公共団体は正当な理由がない限り、住民が「公の施設」を利用することを拒んではならない(法第 244 条第 2 項)とともに、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない(法第 244 条第 3 項)。
(「町田市指定管理者制度運用マニュアル」より)

このように、「公の施設」は、一般住民(不特定多数)の利用を念頭においたものであるが、必ずしも設置者(地方自治体)の所有になければならないと言うことはない。私的所有にかかる財産であっても、当該公の施設に対して地方自治体が何らかの権限を有していれば良い。

(参考)「公の施設」と「公共用財産」の関係

自治体が所有する行政財産は、庁舎など市が事務事業執行のため直接使用する「公用財産」と公園など住民の一般的共同利用に供する「公共用財産」に分けられる。「公共用財産」とは、住民の一般的共同利用に供することを本来の所有の目的とする財産をいうものであり、「公の施設」を構成する物的要素である場合が多い。

一方、「公の施設」は、普通地方公共団体が、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するために設ける施設であり、財産区分の 1 つではなく、施設を管理の側面から捉えた概念となる。

財産区分上、「公の施設」は主に「公共用財産」に該当し、地方自治法上は、「第 10 章公の施設」に規定されている。前述のとおり、「公の施設」は、必ずしも自治体の所有でなければならないことはないので、市の所有でなくても管理していれば「公の施設」を設けることができ、また、指定管理者制度を導入することが可能となる。

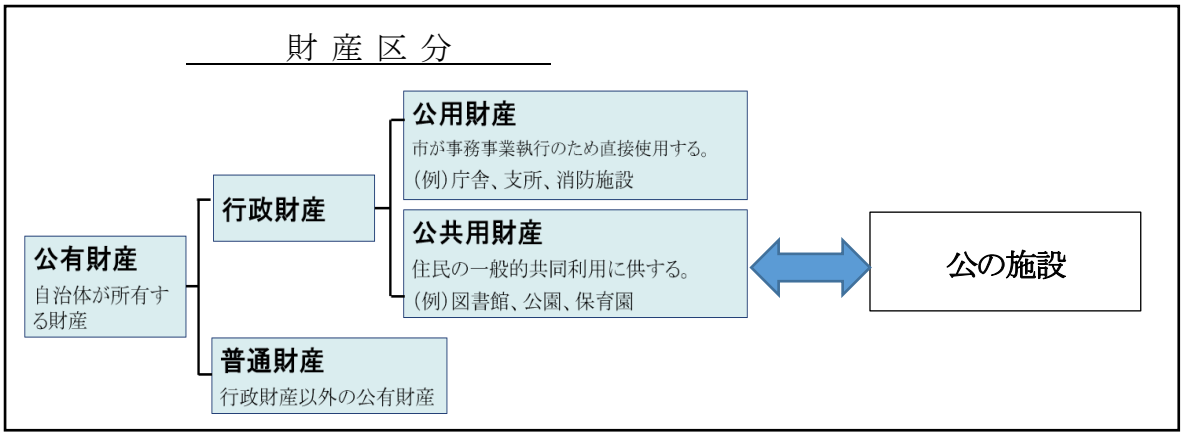

例えば、学校、公園、図書館等は、行政的管理の側面から見ると「公の施設」となり、それぞれの施設を組成する敷地、建物等の財産面に着目して見ると公共用財産となる。

(3)指定管理者制度が導入される以前との違い

指定管理者制度が導入される以前においても、自治体が「公の施設」を直営で管理する以外に、自治体が外部に管理を委ねることもできた。ただし、外部に管理を委ねる場合にも、管理主体は、受託主体の公共性に着目して、公共的団体や地方公共団体が出資する法人などの公的主体に限定されていた(これを「管理委託制度」という。)。

「指定管理者制度」が創設されたことにより委託先の制限が排除され、公的主体に限らず民間事業者やボランティア団体などの民間主体にも公の施設の管理を地方公共団体に代わって行わせることができることとなった。

(地方自治法改正前)

地方自治法 第二百四十四条の二　第三項

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があるときは、条例の定めるところにより、その管理を普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体に委託することができる。

地方自治法施行令 第 173 条の 3(公の施設の管理受託者)

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

1 普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人

2 前号に掲げる法人のほか、当該法人の業務の内容及び当該普通地方公共団体の出資の状況、職員の派遣の状況等の当該普通地方公共団体との関係からみて当該公の施設の適正な管理の確保に支障がないものとして総務省令で定めるもの

(改正後)

地方自治法 第二百四十四条の二 第三項

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(4)指定管理者制度の意義

指定管理者制度が創設された社会的背景としては、株式会社等の民間事業者においても十分な公的サービスを提供する能力が認められるという事実があげられる。また、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するためには、公の施設の管理に民間事業者の有するノウハウを積極的に活用し住民サービスの向上を図ることに加え、自治体としても、限られた予算の中で、管理運営費の縮減等を期待できることが挙げられる。つまり、高止まりしがちな公の施設に対する維持コスト等の行政サービスに伴うコストをいかに削減していくかは自治体にとって重要な課題なのである。

以上より、住民サービスの向上と行政サービスに伴うコストの削減を一体的に達成することが、指定管理者制度導入の意義となる。

(5)指定管理者になることができる団体

指定管理者になることができる団体は、「法人その他の団体」とされている(法第 244 条の 2 第 3 項)。団体であれば法人格の有無にかかわらず指定管理者に指定することができるが、個人を指定することはできない。また、複数の民間事業者で形成する共同事業体等の任意団体についても、指定することができる。

(「町田市指定管理者制度運用マニュアル」より)

(6)指定管理者の位置づけ

指定管理者の指定により公の施設の管理権限は、市長及び教育委員会(以下、「市長等」という。)から指定管理者に委任される。これにより指定管理者は、市長等に代わって公の施設の管理運営を行うものとして管理権限を行使する。条例で指定管理者が公の施設の使用許可の業務を行うものとして規定した場合は、指定管理者名で使用許可の行政処分を行う。

(「町田市指定管理者制度運用マニュアル」より)

このように、自治体と指定管理者との関係は、私法上の契約に基づくものではなく、指定という行政処分に基づくものである。

(7)指定管理者が行う業務

町田市指定管理者制度運用マニュアルにおいて、指定管理者が行う業務は、以下のように規定している。

ア 指定管理事業

指定管理者は、公の施設の設置条例に定める業務の範囲において、指定管理事業の業務(以下、「指定管理業務」という。)を行う。施設の清掃、補修、点検などの施設管理業務や、受付・案内、イベントの企画・実施などのサービス業務のほか、施設の使用許可などの行政処分についても指定管理者が行うことができる。

イ 自主事業

指定管理者は、公の施設の設置目的に合致し、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができる。

自主事業の実施にあたっては、指定管理者はあらかじめ市の承認を受けなければならない。なお、自主事業の実施にあたっては、次のことに留意する。

- 自主事業会計と指定管理事業会計とを明確に区分する。
- 自主事業は、一民間事業者として行うものであり、公の施設の設置条例に基づく使用許可(利用承認)または地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び町田市公有財産規則第 25 条の 2 に基づく行政財産の使用許可(目的外使用許可)など、事業実施にあたって必要な手続きは適切に行うこと。

(8)指定管理者が行うことができない業務

法令により、以下の地方公共団体の長のみに属する権限については、指定管理者が行うことができない。

- 使用料の強制徴収(法第231条の3)
- 不服申し立てに対する決定(法第244条の4)
- 行政財産の目的外使用許可(法第238条の4)
- 過料の賦課徴収(法第14条第3項)
- 使用料の減免(法施行令第158条)

(9)利用料金制と指定管理料

指定管理事業に要する経費を賄うために、市は指定管理者に指定管理料を支払う。指定管理料は原則、指定管理事業の実施に必要と見込まれる経費の総額から、利用料金収入(利用料金制を採用している場合)等、指定管理事業から見込まれる収入の総額を差し引いて算定することになる。

ここで、利用料金制とは、指定管理者制度においては、公の施設の利用に係る料金(以下、

「利用料金」という。)を指定管理者の収入とすることができる制度のことである(法第 244 条の 2 第 8 項)。

利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものと規定されている。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について市の承認を受けなければならない(法第 244 の 2 第 9 項)。

(10)総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」の公表

総務省では、定期的に「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」を行い、調査結果を公表している。直近では、2018 年 4 月 1 日現在の状況について、2019 年 5 月に公表している。調査内容は、指定管理者の形態(株式会社等)などの状況、指定期間の状況、選定手続きの状況などについてまとめているものとなる。

2.町田市の指定管理者制度の運用

(1)指定管理者制度の導入及び基本的方針の策定

指定管理者制度は、2003 年 3 月に「指定管理者制度」導入の方針が閣議決定され、同年 6 月に公の施設の管理の委託に関する制度を内容とした地方自治法の一部を改正する法律(2003 年 6 月 13 日法律第 81 号)が公布され 9 月に施行されたことによって開始された。

町田市では、2004 年 6 月に「公の施設の指定管理者制度運用の基本的方針」を策定し、2004 年度に 14 施設において指定管理者制度の導入を開始した。その後、指定管理者制度の本格的な運用期に入ったことから、運用の見直しを行い、2008 年 6 月、新たに「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」を策定した。以後何度か改訂されているが、当該指針を指定管理者制度の指針として運用している。この基本的方針の策定により、2008 年度からは選定過程の透明性・公平性を確保するために、「指定管理者の候補者選考及び評価委員会」を設置し、外部の有識者による客観的な選考及び評価を受けることとしている。

(2)これまでの取組

町田市における指定管理者制度の導入から現在までの取組の状況は以下のとおりである。

表 4 町田市における指定管理者制度の導入から現在までの取組の状況

	取組内容
2004年度	○指定管理者制度導入(計14施設) ○「公の施設の指定管理者制度運用の基本的方針」策定
2006年度	○指定管理者制度本格導入
2008年度	○「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」策定(「運用の方針」は廃止) ・指定期間を主に3年から「原則5年」とした。 ・募集方法を「原則公募」とした(非公募の規定は削除した)。 ・学識経験者で構成する「指定管理者の候補者選考及び評価委員会」を設置した。 ・指定管理者に対するモニタリング及び評価を実施し、委員会で評価結果の検証を行うことにした。
2009年度	○「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」一部改定 ・応募資格を「原則として市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体」とした(市内に限定した場合、適当な団体が5団体に満たない場合は、適正な競争を確保するために対象を拡大する)。 ・選考委員会における最低基準を設定した。
2011年度	○「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」一部改定 ・選定基準表に評価の視点欄を追加し、施設ごとに設定する様式に変更した。 ・最低基準を配点合計の1/2未満から60%(平均3.0点)未満に改めた。 ・選考委員会委員の人数の妥当性を検証し、基本的方針に「3名」と規定した。
2012年度	○「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」一部改定 ・応募資格に該当しないものとして欠格事由(入札参加資格停止など)を設けた。
2013年度	○「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」一部改定 ・選定時における管理運営状況評価結果の反映基準を定めた(最終年度を除く直近3か年度分)。
2014年度	○指定管理者に対する会計・経理に関するモニタリングを開始した。 ○評価委員会の検証対象施設を主に非公募施設としていたが、全施設に拡大し、指定期間中に一度は委員会での検証を実施することにした。 ○選考にあたり、所管課が必要と判断する場合は、委員会に対し外部有識者(オブザーバー)の招集を依頼することができることとした。
2015年度	○管理運営状況評価表について、要求水準を明確にし、データや目標値による評価を行う様式に改めた(指定管理者の自己評価欄を廃止した)。
2016年度	○「町田市指定管理者の候補者選考及び評価委員会」を「町田市指定管理者候補者選考委員会」と「町田市指定管理者管理運営状況評価委員会」に分割した。
2017年度	○「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」一部改定 ・選定手続きにおける管理運営状況評価結果を反映する年度を「最終年度を除く指定期間の全ての年度」に改めた。

取組内容	
2018年度	○選考委員会委員による施設見学を開始した。
2019年度	○「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」一部改定 ○指定管理者制度を導入している全施設が統一した考え方のもと、より精度の高い利用者アンケート調査を実施できるように、指定管理者が参照する「指定管理者利用者アンケート調査の手引き」と「指定管理者利用者アンケート調査 チェックリスト」を作成した。
2020年度	【指定管理者候補者の選定における変更点】 ○選考委員会及び評価委員会の委員構成の変更 ○選考委員会が採点してきた項目の一部を、施設所管部が採点することとした。 【指定管理者へのモニタリング及び評価における変更点】 ○指定管理者の管理運営状況評価に、選定時の提案内容の項目を追加し、達成状況を評価に反映することとした。 ○指定管理者が指定管理期間中に新たに取り組むサービスについて、サービスの質の評価項目における指標を追加できることとした。 ○新たに「労働条件モニタリング実施時の留意点」と「労働条件チェックシート」を作成、労働条件モニタリングを導入した。 ○評価委員会での委員意見は、対応状況管理表で進捗管理し、翌年度の評価委員会で報告するとともに市ホームページで公表することとした。
2021年度	○労働条件モニタリング結果と会計経理モニタリング結果を評価に反映することとした。

3.町田市の公の施設の状況と指定管理者制度導入の状況

2021 年 4 月 1 日現在、指定管理者制度を導入している公の施設は次表のとおりである。町田市では、120 施設(注)について指定管理者制度を導入している。

(注)下表では No.95 までであるが、No.84 の 25 施設を含めると、合計 120 施設となる。

表 5 指定管理者制度を導入している公の施設

No.	施設名	指定管理者	上段:指定開始年月日 下段:指定終了年月日	所管課
文化スポーツ振興部				
1	町田市民ホール	一般財団法人 町田市文化・国際交流財団	2019 年 4 月 1 日 2022 年 3 月 31 日	文化振興課
2	町田市フォトサロン	特定非営利活動法人 ワークショップハーモニー	2017 年 4 月 1 日 2022 年 3 月 31 日	文化振興課
3	町田市鶴川緑の交流館ホール等 (和光大学ポプリホール鶴川)	町田市鶴川緑の交流館指定管理業務共同事業体 ※文化・国際交流財団と和光産業の共同事業体	2017 年 4 月 1 日 2022 年 3 月 31 日	文化振興課
4	町田市立総合体育館	株式会社コナミスポーツクラブ・ミズノスポーツサービス株式会社・株式会社東急コミュニティー・株式会社 CASCAVEL FUTSAL CLUBE 共同事業体	2019 年 4 月 1 日 2024 年 3 月 31 日	スポーツ振興課
5	三輪みどり山球場	株式会社コナミスポーツクラブ・ミズノスポーツサービス株式会社・株式会社東急コミュニティー・株式会社 CASCAVEL FUTSAL CLUBE 共同事業体	2019 年 4 月 1 日 2024 年 3 月 31 日	スポーツ振興課
6	成瀬クリーンセンターテニスコート	株式会社コナミスポーツクラブ・ミズノスポーツサービス株式会社・株式会社東急コミュニティー・株式会社 CASCAVEL FUTSAL CLUBE 共同事業体	2019 年 4 月 1 日 2024 年 3 月 31 日	スポーツ振興課
7	町田市立室内プール	株式会社協栄・東京体育機器株式会社共同事業体	2019 年 4 月 1 日 2022 年 3 月 31 日	スポーツ振興課
8	緑ヶ丘グラウンド	株式会社ギオン・株式会社富士グリーンテック・ファシリティパートナーズ株式会社・株式会社東京綜合造園・一般社団法人町田スポーツ文化ネットワーク・特定非営利活動法人町田 JFC 共同事業体	2018 年 11 月 1 日 2023 年 3 月 31 日	スポーツ振興課

No.	施設名	指定管理者	上段:指定開始年月日 下段:指定終了年月日	所管課
地域福祉部				
9	町田市大賀藕絲館	社会福祉法人 まちだ育成会	2019 年 4 月 1 日 2024 年 3 月 31 日	障がい福祉課
10	町田市わさびだ療育園	社会福祉法人 合掌苑	2019 年 4 月 1 日 2024 年 3 月 31 日	障がい福祉課
11	町田市美術工芸館	社会福祉法人 まちだ育成会	2020 年 4 月 1 日 2025 年 3 月 31 日	障がい福祉課
いきいき生活部				
12	小山田高齢者在宅サービスセンター	社会福祉法人 町田市福祉サービス協会	2019 年 4 月 1 日 2024 年 3 月 31 日	高齢者福祉課
13	つくし野デイサービスセンター	社会福祉法人 町田市福祉サービス協会	2019 年 4 月 1 日 2024 年 3 月 31 日	高齢者福祉課
14	デイサービス鶴川	社会福祉法人 福音会	2019 年 4 月 1 日 2024 年 3 月 31 日	高齢者福祉課
15	デイサービス森野	株式会社 楓の風	2019 年 4 月 1 日 2024 年 3 月 31 日	高齢者福祉課
16	デイサービス南大谷	特定非営利活動法人 桜実会	2019 年 4 月 1 日 2024 年 3 月 31 日	高齢者福祉課
17	玉川学園高齢者在宅サービスセンター	特定非営利活動法人 桜実会	2019 年 4 月 1 日 2024 年 3 月 31 日	高齢者福祉課
18	本町田高齢者在宅サービスセンター	特定非営利活動法人 湧和	2019 年 4 月 1 日 2024 年 3 月 31 日	高齢者福祉課
19	デイサービス忠生	特定非営利活動法人 楓の風	2019 年 4 月 1 日 2024 年 3 月 31 日	高齢者福祉課
20	デイサービス三輪	医療法人社団 三医会	2019 年 4 月 1 日 2024 年 3 月 31 日	高齢者福祉課
21	デイサービス榛名坂	特定非営利活動法人 明るい老後を考える会	2019 年 4 月 1 日 2024 年 3 月 31 日	高齢者福祉課
22	デイサービス高ヶ坂	株式会社 ツクイ	2019 年 4 月 1 日 2024 年 3 月 31 日	高齢者福祉課
23	デイサービスあいはら	特定非営利活動法人 相原やまゆり会	2019 年 4 月 1 日 2024 年 3 月 31 日	高齢者福祉課
24	わくわくプラザ町田	公益社団法人 町田市シルバー人材センター	2019 年 4 月 1 日 2024 年 3 月 31 日	高齢者福祉課
25	ふれあい桜館	社会福祉法人 町田市福祉サービス協会	2019 年 4 月 1 日 2024 年 3 月 31 日	高齢者福祉課
保健所				
26	休日・準夜急患こどもクリニック	一般社団法人 町田市医師会	2019 年 4 月 1 日 2024 年 3 月 31 日	保健総務課

No.	施設名	指定管理者	上段:指定開始年月日 下段:指定終了年月日	所管課
27	休日応急歯科・障がい者歯科診療所	公益社団法人 東京都町田市歯科医師会	2019年4月1日 2024年3月31日	保健総務課
子ども生活部				
28	南大谷子どもクラブ	特定非営利活動法人 子育て・子育ち支援タグボート	2018年4月1日 2023年3月31日	児童青少年課
29	玉川学園子どもクラブころころ児童館	特定非営利活動法人 子育て・子育ち支援タグボート	2020年4月1日 2025年3月31日	児童青少年課
30	木曽子どもクラブ	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	2018年1月1日 2022年3月31日	児童青少年課
31	三輪子どもクラブ	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	2020年4月1日 2025年3月31日	児童青少年課
32	小山子どもクラブ	特定非営利活動法人 青少年健全育成会ホシザクラ	2021年4月1日 2026年3月31日	児童青少年課
33	町田市子ども創造キャンパスひなた村	アクティオ株式会社	2019年4月1日 2024年3月31日	児童青少年課
34	金森学童保育クラブ	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	2021年4月1日 2026年3月31日	児童青少年課
35	高ヶ坂学童保育クラブ	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	2020年4月1日 2025年3月31日	児童青少年課
36	藤の台学童保育クラブ	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	2020年4月1日 2025年3月31日	児童青少年課
37	鶴川学童保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会	2021年4月1日 2026年3月31日	児童青少年課
38	木曽学童保育クラブ	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	2020年4月1日 2025年3月31日	児童青少年課
39	森野学童保育クラブ	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	2021年4月1日 2026年3月31日	児童青少年課
40	木曽境川学童保育クラブ	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	2020年4月1日 2025年3月31日	児童青少年課
41	鶴川第四学童保育クラブ	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	2021年4月1日 2026年3月31日	児童青少年課
42	南第一さくら学童保育クラブ	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	2021年4月1日 2026年3月31日	児童青少年課
43	南大谷学童保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会	2021年4月1日 2026年3月31日	児童青少年課
44	竹ん子学童保育クラブ	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	2020年4月1日 2025年3月31日	児童青少年課
45	学童21保育クラブ	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	2020年4月1日 2025年3月31日	児童青少年課

No.	施設名	指定管理者	上段:指定開始年月日 下段:指定終了年月日	所管課
46	野津田学童保育クラブ	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	2020 年 4 月 1 日 2025 年 3 月 31 日	児童青少年課
47	すまいる学童保育クラブ	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	2020 年 4 月 1 日 2025 年 3 月 31 日	児童青少年課
48	ころころ学童保育クラブ	特定非営利活動法人 子育て・子育ち支援タグボート	2020 年 4 月 1 日 2025 年 3 月 31 日	児童青少年課
49	なんなる学童保育クラブ	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	2020 年 4 月 1 日 2025 年 3 月 31 日	児童青少年課
50	七国山学童保育クラブ	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	2020 年 4 月 1 日 2025 年 3 月 31 日	児童青少年課
51	鶴間ひまわり学童保育クラブ	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	2020 年 4 月 1 日 2025 年 3 月 31 日	児童青少年課
52	小山ヶ丘学童保育クラブ	社会福祉法人 景行会	2021 年 4 月 1 日 2026 年 3 月 31 日	児童青少年課
53	どろん子学童保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会	2021 年 4 月 1 日 2026 年 3 月 31 日	児童青少年課
54	小山学童保育クラブ	社会福祉法人 貴静会	2021 年 4 月 1 日 2026 年 3 月 31 日	児童青少年課
55	小山田学童保育クラブ	社会福祉法人 貴静会	2019 年 4 月 1 日 2024 年 3 月 31 日	児童青少年課
56	成瀬中央あおぞら学童保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会	2019 年 4 月 1 日 2024 年 3 月 31 日	児童青少年課
57	なかよし学童保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会	2019 年 4 月 1 日 2024 年 3 月 31 日	児童青少年課
58	わんぱく学童保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会	2019 年 4 月 1 日 2024 年 3 月 31 日	児童青少年課
59	そよかぜ学童保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会	2019 年 4 月 1 日 2024 年 3 月 31 日	児童青少年課
60	大蔵学童保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会	2019 年 4 月 1 日 2024 年 3 月 31 日	児童青少年課
61	藤の台ポケット組学童保育クラブ	社会福祉法人 景行会	2019 年 4 月 1 日 2024 年 3 月 31 日	児童青少年課
62	南つくし野学童保育クラブ	社会福祉法人 龍美	2020 年 4 月 1 日 2025 年 3 月 31 日	児童青少年課
63	鶴川第二学童保育クラブ	社会福祉法人 明社会	2020 年 4 月 1 日 2025 年 3 月 31 日	児童青少年課
64	金井学童保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会	2021 年 4 月 1 日 2026 年 3 月 31 日	児童青少年課
65	図師学童保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会	2019 年 4 月 1 日 2024 年 3 月 31 日	児童青少年課

No.	施設名	指定管理者	上段:指定開始年月日 下段:指定終了年月日	所管課
66	高ヶ坂けやき学童保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会	2019年4月1日 2024年3月31日	児童青少年課
67	つくし野学童保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会	2019年4月1日 2024年3月31日	児童青少年課
68	本町田学童保育クラブ	社会福祉法人 貴静会	2019年4月1日 2024年3月31日	児童青少年課
69	小山中央学童保育クラブ	社会福祉法人 景行会	2020年4月1日 2025年3月31日	児童青少年課
70	大戸のびっ子学童保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会	2020年4月1日 2025年3月31日	児童青少年課
71	山崎学童保育クラブ	社会福祉法人 東香会	2020年4月1日 2025年3月31日	児童青少年課
72	みわっこ学童保育クラブ	社会福祉法人 三輪愛光会	2021年4月1日 2026年3月31日	児童青少年課
73	相原たけの子学童保育クラブ	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	2020年4月1日 2025年3月31日	児童青少年課
74	桜の森学童保育クラブ	社会福祉法人 貴静会	2021年4月1日 2026年3月31日	児童青少年課
75	町田市自然休暇村	一般財団法人 川上村振興公社	2019年4月1日 2024年3月31日	大地沢青少年センター
経済観光部				
76	原町田一丁目駐車場	タイムズ24株式会社・タイムズサービス株式会社共同事業体	2020年4月1日 2025年3月31日	産業政策課
77	原町田一丁目第2駐車場	タイムズ24株式会社・タイムズサービス株式会社共同事業体	2020年4月1日 2025年3月31日	産業政策課
78	町田市文化交流センター	株式会社 町田まちづくり公社	2021年4月1日 2026年3月31日	産業政策課
79	町田市小野路宿里山交流館	特定非営利活動法人 小野路街づくりの会	2020年4月1日 2025年3月31日	観光まちづくり課
80	町田市ふるさと農具館	七国山ふれあいの里組合	2019年4月1日 2024年3月31日	農業振興課
81	町田市七国山ファーマーズセンター	町田市農業協同組合	2019年4月1日 2022年3月31日	農業振興課
都市づくり部				
82	金森市民住宅	東京都住宅供給公社	2018年4月1日 2023年3月31日	住宅課
83	忠生市民住宅	東京都住宅供給公社	2018年4月1日 2023年3月31日	住宅課

No.	施設名	指定管理者	上段:指定開始年月日 下段:指定終了年月日	所管課
84	相原中央公園 外 25 施設	特定非営利活動法人 レスポアール相原	2019 年 4 月 1 日 2024 年 3 月 31 日	公園緑地課
85	野津田公園	日本体育施設株式会社・一般財団法人町田市体育協会共同事業体	2019 年 4 月 1 日 2024 年 3 月 31 日	公園緑地課
86	小野路公園	株式会社ギオン・株式会社富士グリーンテック・ファシリティパートナーズ株式会社・株式会社東京綜合造園・特定非営利活動法人アスレチッククラブ町田共同事業体	2019 年 4 月 1 日 2024 年 3 月 31 日	公園緑地課
87	鶴川中央公園	株式会社ギオン・株式会社富士グリーンテック・ファシリティパートナーズ株式会社・株式会社東京綜合造園・特定非営利活動法人アスレチッククラブ町田共同事業体	2019 年 4 月 1 日 2024 年 3 月 31 日	公園緑地課
88	鶴川 1 号緑地	株式会社ギオン・株式会社富士グリーンテック・ファシリティパートナーズ株式会社・株式会社東京綜合造園・特定非営利活動法人アスレチッククラブ町田共同事業体	2019 年 4 月 1 日 2024 年 3 月 31 日	公園緑地課
89	鶴間公園	株式会社石勝エクステリア・東急スポーツシステム株式会社・日本体育施設株式会社共同事業体	2019 年 11 月 1 日 2029 年 3 月 31 日	公園緑地課
90	町田中央公園	アシックススポーツファシリティーズ株式会社・東急スポーツシステム株式会社・株式会社協栄共同事業体	2019 年 4 月 1 日 2024 年 3 月 31 日	公園緑地課
91	日向山公園 (公園区域の一部)	アシックススポーツファシリティーズ株式会社・東急スポーツシステム株式会社・株式会社協栄共同事業体	2019 年 4 月 1 日 2024 年 3 月 31 日	公園緑地課
92	忠生公園 (有料運動施設のみ)	アシックススポーツファシリティーズ株式会社・東急スポーツシステム株式会社・株式会社協栄共同事業体	2019 年 4 月 1 日 2024 年 3 月 31 日	公園緑地課
93	木曽山崎公園	アシックススポーツファシリティーズ株式会社・東急スポーツシステム株式会社・株式会社協栄共同事業体	2019 年 4 月 1 日 2024 年 3 月 31 日	公園緑地課

No.	施設名	指定管理者	上段:指定開始年月日 下段:指定終了年月日	所管課
94	薬師池西公園	株式会社富士植木、日本コンベンションサービス株式会社、株式会社キープ・ウィルダイニング共同事業体	2020 年 4 月 1 日 2025 年 3 月 31 日	公園緑地課
95	薬師池公園駐車場	株式会社富士植木、日本コンベンションサービス株式会社、株式会社キープ・ウィルダイニング共同事業体	2020 年 4 月 1 日 2025 年 3 月 31 日	公園緑地課

出所)市提供資料により監査人が作成

(注) ▭ は、監査対象とした施設

第 3 監査結果の概要

1. 指摘事項及び意見の件数

テーマ	指摘事項	意見	合計
指定管理者制度に関する事務の執行について	39	39	78

(注) 指摘事項及び意見の中には、特定の施設に対するもののほかに、複数施設に共通する指摘事項及び意見もある。この場合、複数の施設に共通するものとして、まとめて１つの指摘事項及び意見として記載している。

2. 指摘事項及び意見の要約

項目	指摘事項	意見
Ⅰ.町田市の指定管理者制度全般に関する事項		
【意見Ⅰ-1】公の施設の網羅的な把握及び統一的な管理運営の考え方について 指定管理者制度の導入の判断は、各所管課にあることは言うまでもないが、町田市指定管理者制度運用マニュアルの作成部署である総務部総務課は、町田市の公の施設を網羅的に把握した上で、各所管課がマニュアルの考え方に沿って、適切に指定管理者制度を導入、又は導入に向けた検討を行っているか常に確認を行われたい。		○
【意見Ⅰ-2】指定管理者制度を含めた民間活用の検討の可否について 公の施設について指定管理者制度導入を検討したことがないとの回答があった施設においても、「町田市公共施設再編計画」において明確な方向性が示されている施設などもあるが、これらの施設を除いては、指定管理者制度を含めた民間活用のメリット・デメリットを検討の上、あるべき管理の方法を検討する必要がある。 なお、検討に当たっては、総務省が公表している「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」を活用するなど、他自治体の状況との比較検討することが望ましい。		○
【意見Ⅰ-3】選定及び評価の単位について 指定管理者の選考を行った委員が、指定管理者の評価にも関わることは大変意義のあることであり、他の自治体においても参考にすべきことと考える。この点、グルーピングを行った上で選考した施設については、評価においてもグルーピング単位で評価をすることも意義を見出せる。一方、市としては、選考時の提案内容をどの程度達成したか(選考と評価の一貫性)の視点よりも、個別の施設の管理状況を評価するという視点を重視する必要があるということで、施設ごとの評価を行っている。		○

項目	指摘事項	意見
施設単位で所管部署が評価し、町田市指定管理者管理運営状況評価委員会が評価を検証するだけではなく、グルーピング単位で、評価又は評価を検証することにより、指定管理者そのものの業務の状況を確認することも重要である。施設単位での評価に加え、グルーピング単位での評価を検討されたい。		
【意見Ⅰ-4】グルーピングの考え方の統一について 市においては、スポーツ施設や公園施設について、グルーピングによる指定管理者の選定を行っている一方、多くの指定管理者施設を有する学童保育クラブなどは、1 施設ごとに指定管理者を選定している。 この点、施設によっては、利用者の要望等を考慮して、グルーピングができないと考える施設もある。ただし、このような点を考慮しても、地域性を考慮してグルーピングを行うことのメリットが高い場合もある。市としては、まずグルーピングすべき施設について、統一的な考えを明確にした上で、各所管部署に示されたい。		○
【意見Ⅰ-5】選定方法について 「指定管理者制度運用マニュアル」によると、公募において、応募団体が 4 団体以上の場合は、当該公の施設所管部の部内選定会議で書類選考による第一次審査を行い、3 団体に絞り、町田市指定管理者候補者選考委員会で、指定管理候補者を選定するとしている。 明らかに応募者のレベルに差がある場合に、原則第一次審査で 3 団体に絞ることは問題ないが、僅差の場合に、4 団体以上が町田市指定管理者候補者選考委員会の選考の対象となる余地を残すことを検討されたい。		○
【意見Ⅰ-6】指定管理者選考のための提出書類について(その1) 指定管理者の選考にあたり、多くが指定申請の日の属する事業年度に加え、翌事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書の提出が求められている。 正規の事業計画書が提出されたとしても、年度当初に作成された翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、3 ヶ月の実績値のみを基礎として作成されているという意味において、選考の基礎資料として、適切なものとは言い難く、また、実態として提出できる事業者にのみ求めることとなっている現状もあり、必須の書類とせず、参考情報として任意の提出としても良いと考えられる。敢えて提出を求めるのであれば、理事会の議事録		○

項目	指摘事項	意見
等により、正規の手続きにより作成された事業計画書及び収支予算書であることを確認すべきである。		
【意見Ⅰ-7】指定管理者選考のための提出書類について(その2) 今回、監査を行った多くの施設において、「財産目録」、「都税、法人税、消費税及び地方消費税等の各納税証明書(直近 1年間)」、「定款、法人の登記事項証明書」、「役員の名簿」の提出を求めている。 財産目録については、参考情報として任意の提出としても良いと思われる。 国税の納税証明書については、提出目的に合わせて様式を指定することが望ましい。 登記事項証明書についても、提出目的に合わせて様式を指定した方が望ましい。定款については、そもそも登記事項証明書に加えて提出させる目的を明確にすべきであるが、提出を求める限り、最新の定款を提出させるべきである。 役員名簿については、個人情報保護の観点から、役員の名簿として必要な情報項目に絞って要求すべきであり、役員の名簿としての必要記載項目または様式を提示すべきである。		○
【意見Ⅰ-8】マニュアルの位置づけについて 現状、外部向けには「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」、内部管理用には「町田市指定管理者制度運用マニュアル」があるが、所管部署によっては、マニュアルを指定管理者に提示して施設を管理させているケースも見られた。 市は、2022年度中に、マニュアルをガイドラインに改称し、市ホームページで公表し、それと同時に基本的方針は廃止し、2022年度(後半)以降は、ガイドライン(公表用)のみとする予定となっている。内部向けの手続きなどはガイドラインにコメント等で追記した形で運用(ガイドライン(内部向け用)する予定である。この方針については良いと考えるが、ガイドライン(公表用)とガイドライン(内部管理用)の扱いについて、ガイドラインの中で明記することにより、今までのように内部管理用のガイドラインが指定管理者に提示されることがないように徹底されたい。		○
【意見Ⅰ-9】会計・経理実施状況チェックシートについて 「会計・経理実施状況チェックシート」及び「労働条件チェックシート」の各項目について、その手続きの趣旨を理解し、適切な手法を実施し、結果としてチェックシートが正しく利用できるよう「会計・経理モニタリング実施時の留意点」「労働条件モニタリング実施時の留意点」を作成している。特に「会計・経理実施状況		○

項目	指摘事項	意見
チェックシート」については、会計に関する専門的な知識のないものでも理解ができるよう、着眼点や実施手法についての詳細な説明を加えると共に、その理解を深めるための研修を行うべきである。		
【意見Ⅰ-10】物品管理の徹底について いくつかの施設に対して現場監査を実施したところ、多くの施設において、物品リストと現物との不突合(リストにない物品の存在等)、備品シールの未貼付が散見された。また、年 1 回の現況確認を行っていない事例もあった。 指定管理者制度が導入されている施設に関して、備品の管理を徹底されたい。		○
【意見Ⅰ-11】事業継続支援金の収支報告書への計上について 市は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした施設の休止に対して、公の施設の安定的な管理運営とサービスの維持を目的として、指定管理者の事業継続を支援するための指定管理者事業継続支援金を設けている。 指定管理者から提出された 2020 年度収支報告書において、本事業継続支援金を収入として計上している施設と計上していない施設があるなど、必ずしも指定管理者によって収支報告上の取扱いは統一されていない。 今後、支援金を計上する場合は、市として統一の方法で計上するよう指導することが望ましい。		○
【意見Ⅰ-12】「公の施設の指定管理者管理運営状況評価結果」での評価について 市では、指定管理者制度を導入している全施設を対象として、毎年度、管理運営状況の評価を実施している。 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う施設の休止は、指定管理者の努力で避けられるものではないが、この新型コロナウイルス感染症の影響をどのように評価結果に反映するかについて、必ずしも施設によって統一されていない。 次年度以降も新型コロナウイルス感染症の影響が継続する場合には、影響を加味した目標値を設定することが望ましい。		○

項目	指摘事項	意見
Ⅱ．レクリエーション・スポーツ施設(体育館、競技場)		
(Ⅰ)町田市立総合体育館外２施設(スポーツ振興課)		
【指摘事項Ⅱ(Ⅰ)-1】備品一覧について 維持管理の必要な備品に関する情報は、指定管理者が維持管理業務を行う上で、重要な情報であり、物品管理規則に基づき、更新された最新の備品台帳を年度協定書に添付し、双方において確認すべきである。	○	
【指摘事項Ⅱ(Ⅰ)-2】業務基準書について 業務基準書については、基本協定書に添付し、最新かつ正規の業務基準書が取り交されている旨が、契約当事者間で確認できるようにしておくべきである。	○	
【意見Ⅱ(Ⅰ)-1】3 施設一括での管理者の指定によるメリットの検証について 町田市立総合体育館、成瀬クリーンセンターテニスコート、三輪みどり山球場の管理者の指定にあたっては、3 施設を一括して行っている。 各年度のモニタリング等で管理経費の確認は個別の施設ごとに行われており、3 施設全体での総合的な検証は行われていない。指定管理期間満了後も 3 施設一括での管理者の指定を継続するかの是非を判断するためにも、当初想定していた費用の低減や業務効率性が確保されているか、事後的に検証することが望まれる。		○
【意見Ⅱ(Ⅰ)-2】収入状況報告及び経費状況(収支)報告の確認について 指定管理期間の満了に伴う指定管理者の変更の際や新規の施設における指定管理者の選定にあたって指定管理者がどのような支出内容により事業運営を行っているかを理解しておくことは有用である。また、そのことが、民間のノウハウを今後の行政運営に取り入れることにもなるものと思われるため、支出の事実関係の確認だけではなく、当該支出がどのように事業運営に活かされているのかという観点でのモニタリングの実施が望まれる。		○
【意見Ⅱ(Ⅰ)-3】指定管理料の妥当性の検証について 当初直営で実施した場合の費用が過大になるとしても、継続して市が運営していくことによるサービス向上や費用逓減がなされた上で、中長期的に優位性がないことについては、検討を加えるべきである。		○
【意見Ⅱ(Ⅰ)-4】利用者アンケートの分析について アンケート結果に基づく広義の分析や検討は、報告書提出後の協議や管理運営状況評価において行われているとのことで		○

項目	指摘事項	意見
あるが、民間のノウハウを活かすという指定管理制度の趣旨において、利用者ニーズの分析と対応策の検討は、最重要視されている要素の一つである。指定管理者に対して、より深い分析結果と今後への提言について報告書において言及するよう求める必要がある。		
(Ⅱ)緑ヶ丘グラウンド(スポーツ振興課)		
【指摘事項Ⅱ(Ⅱ)-1】未納税額がある場合の欠格事由について 指定管理者に選定された共同事業体の構成事業者の 1 者について、法人税の延滞税に係る未納税額の記載のある納税証明書が提出されていた。 納税証明書発行日時点で、法人税の納付は済んでおり、町田市は、2017 年 11 月 13 日の指定管理者候補者選考委員会の開催以前の 2017 年 9 月 19 日に当該延滞税が納付されたことを確認している。未納税額は少額でもあり、実質的なリスクは低いとは考えられるが、形式的には欠格事由に該当するため、実質的に欠格事由に該当しない旨の判断を行ったのであれば、その意思決定の経緯を明確にしておくべきである。特に未納税額納付の確認については、改めて、指定管理者候補者選考委員会開催以前の日付の納税証明書を徴取し、保存しておくべきである。また、今後同様の事態が生じた場合に備え、税の未納に関する欠格事由の具体的な取扱方法について、明確に定めておくべきである。	○	
【指摘事項Ⅱ(Ⅱ)-2】業務基準書について 業務基準書については、基本協定書に添付し、最新かつ正規の業務基準書が取り交されている旨が、契約当事者間で確認できるようにしておくべきである。	○	
【指摘事項Ⅱ(Ⅱ)-3】備品台帳について 維持管理の必要な備品に関する情報は、指定管理者が維持管理業務を行う上で、重要な情報であり、物品管理規則に基づき、更新された最新の備品台帳を年度協定書に添付し、双方において確認すべきである。	○	
【指摘事項Ⅱ(Ⅱ)-4】事業報告書の確認について 正確な事業報告書の作成を指定管理者に対して求めるとともに、報告書確認時の検証を強化すべきである。	○	

項目	指摘事項	意見
Ⅲ レクリエーション・スポーツ施設(休養施設)		
(Ⅰ)町田市自然休暇村(大地沢青少年センター)		
【指摘事項Ⅲ(Ⅰ)-1】指定管理者選考の日程について 申請書作成に必要十分な準備期間を設けて、提出期限を設定すべきである。	○	
【意見Ⅲ(Ⅰ)-1】非公募による指定について 現在、一般財団法人川上村振興公社とは、様々な形で情報交換を行うとともに公の施設の指定管理者管理運用状況評価等のモニタリングを実施しているが、今後も、非公募による指定のほかに選択肢がないことに留意し、一般財団法人川上村振興公社及びその所管自治体である川上村との密な情報交換を継続的に実施していく必要がある。		○
【意見Ⅲ(Ⅰ)-2】指定管理料の妥当性について 市としては、自然休暇村のあるべき受益者負担割合を 100%としている以上、今後も公費ゼロを目指すべきとなるが、教育的施設としては、一定程度の公費負担がされることは妥当であるとした場合でも、福利厚生施設として、どの水準まで公費が投入されるべきかについては検討が必要である。言い換えると、福利厚生施設としての役割と教育的施設としての役割が混在している自然休暇村において、あるべき受益者負担割合がどの程度が妥当であるかについては、現状の受益者負担割合が妥当か否かを判断するためにも、検討する必要がある。		○
【意見Ⅲ(Ⅰ)-3】業務仕様書について 一般財団法人川上村振興公社が継続して受託しているため、詳細な業務基準が定義されていない状況であっても特に支障なく管理運営業務は実施されているが、業務仕様書は、指定管理者管理運営状況評価の業務履行状況の確認の前提となるものであり、可能な限り、具体的かつ定量的に定義することを検討する必要がある。		○
【意見Ⅲ(Ⅰ)-4】精算項目の確認について 所管課は、精算書の全ての支出においては請求書、領収書、預金通帳等の原始証憑による確認を行っていなかったが、精算を行う支出については、実施が翌年度となったとしても、試査ベースではなく全件の精査を行う必要がある。		○
【意見Ⅲ(Ⅰ)-5】管理物件の修繕等について 有償の施設として、不適当な状況であるため、引き続き協議を進め、安全性の確認や概算費用の見積については、実施した上で、修繕を行う必要がある。		○

項目	指摘事項	意見
Ⅳ 産業振興施設		
（Ⅰ）町田市ふるさと農具館（農業振興課）		
【指摘事項Ⅳ（Ⅰ）-1】備品台帳について 当初貸与品となる備品一覧については、年度協定書に添付すべきである。	○	
【指摘事項Ⅳ（Ⅰ）-2】基本協定書と年度協定書の整合性について 基本協定書と事業計画書の間に矛盾または齟齬のある場合の規定はあるが、基本協定書と年度協定書の間に対する規定がないため、業務仕様書を含む基本協定書の改訂を行うか、年度協定書が基本協定書に優先する旨を年度協定書に記載すべきである。	○	
【指摘事項Ⅳ（Ⅰ）-3】指定管理料積算根拠の適切な情報提供について 施設賠償責任保険の保証限度額は、費用ひいては指定管理料の見積にあたって、必要な項目であり、「町田市ふるさと農具館指定管理者募集要項」及び「町田市ふるさと農具館指定管理者業務仕様書」の提示段階で、明記すべきである。	○	
【意見Ⅳ（Ⅰ）-1】入館者数の報告について 地域交流の場でもあるため、現在の入館者数も意味のある統計であるが、展示施設としてのふるさと農具館への入館者に関しても月次業務報告による統計だけでなく、年度報告としても報告することが望ましい。また、必要があれば、公の施設の指定管理者管理運営状況評価における施設利用者数の指標に含めることも検討されたい。		○
（Ⅱ）町田市七国山ファーマーズセンター（農業振興課）		
【指摘事項Ⅳ（Ⅱ）-1】指定管理料の支払について 新型コロナウイルス感染症の影響により、4 月支払予定の指定管理料が、7 月に支払われていた。 新型コロナウイルス感染症による影響については、特に指定管理者の責めに帰すべき事項ではないため、第 1 四半期の支払については、スケジュールどおり行い、必要があれば、第 2 回目以降の支払において調整すべきである。 また、同様の事態が今後発生することも想定し、支払が延滞した際の規定（延滞金の取決め等）を基本協定書に記載することも検討すべきである。	○	

項目	指摘事項	意見
Ⅴ 基盤施設(公営住宅)		
(Ⅰ)金森市民住宅・忠生市民住宅(住宅課)		
【指摘事項Ⅴ(Ⅰ)-1】募集要項の記載事項について 非公募といえども選定の手続きについては、全て公表を行うべきであり、適切な手続きが実施されたことが検証できるよう、選定のスケジュールを募集要項に記載すべきである。	○	
【指摘事項Ⅴ(Ⅰ)-2】業務仕様書の見直しについて 「町田市特定公共賃貸住宅等設備保守点検業務仕様書」で見直しが行われている変更等の内容を踏まえ、「町田市特定公共賃貸住宅等標準業務仕様書」について見直しを行うべきである。	○	
【指摘事項Ⅴ(Ⅰ)-3】指定管理者選考の日程について 申請書作成に必要十分な準備期間を設けて、提出期限を設定すべきである。	○	
【指摘事項Ⅴ(Ⅰ)-4】月報の確認について 月報について入手時の確認を徹底し、正しい情報の入手に努めるべきである。	○	
【指摘事項Ⅴ(Ⅰ)-5】事業報告書の記載内容について 事業報告書には、基本的に、計画されていた事業の有無を記載するのではなく、実施した事項を記載するよう指導すべきである。 「職員に対する重要課題研修の実績」については、当該施設に関与する職員に関する研修実績の報告を求めるなど、当該施設の管理運営にどのように関与したかが理解できる報告書となるよう指導すべきである。 「経費節減の取組」については、経費節減の取組の結果としての定量的な縮減効果の報告を求めるべきである。 「市内業者の積極的活用の実績や取組」については、事業報告書に実績値を記載するよう指導すべきである。	○	
【意見Ⅴ(Ⅰ)-1】指定管理料の妥当性の検証について 指定管理者制度と直営を比較するに当たって、2007 年度の町田市直営による事務経費との比較表は、最新の直営による事務経費との比較でなければ正確な比較は出来ない。今後、新たな指定期間において指定管理者を評価する際には、指定管理業務に係る経費との比較だけではなく、指定管理者制度を導入したことによる効果も含め総合的に評価する必要がある。		○

項目	指摘事項	意見
Ⅵ 基盤施設(公園(公園内有料施設含む))		
（Ⅰ）総論（公園緑地課）		
【指摘事項Ⅵ(Ⅰ)-1】事業報告書の収支状況の記載様式について 第一に、収支報告の単位については、所管課がどの単位での収支報告を必要としているかによって決定する。収入については、施設ごとに把握することが可能であり、その必要もあるが、支出については施設ごとに把握できない場合もある。したがって、募集単位の収支状況の報告は全ての公園グループにおいて必須であるが、募集単位を構成する各施設の収支状況も必要であるのかは、所管課において検討する必要がある。 第二に、収支項目については、全ての公園グループに共通のものを設定する必要がある。 第三に、収支実績は事業計画書の収支計画と対比できるようにし、両者に乖離があった場合には、その理由を文章で簡潔に記載するようにする必要がある。また、基本方針には規定がないが、前年度との比較も行って、重要な増減がある場合には、その理由を文章で簡潔に記載しておくことが望ましい。さらに、利用者数・利用件数と利用料収入の関係についても、必要に応じて分析することが望ましい。 上記の点について、所管課で検討し様式を設定して、全ての指定管理者に共通の様式で収支状況を報告するよう指導することが必要である。	○	
【指摘事項Ⅵ(Ⅰ)-2】会計経理モニタリング及び労働条件モニタリングの不実施について 指定管理者の業務実施体制をモニタリングすることは、所管課にとって重要な業務である。したがって、2021 年度においては、例え緊急事態宣言が発出されたとしても、そのことのみを理由として会計・経理モニタリング及び労働条件モニタリングを実施しないのではなく、他の所管課の動向や実施方法も参考にしながら、実施することを検討すべきである。	○	
【意見Ⅵ(Ⅰ)-1】指定管理者による備品の現況確認の方法について 指定管理者によっては、備品の現況確認の目的や方法が十分に理解されていないことがある。特に、指定管理者が初めて現況確認を実施する際には、事前にその目的や方法を丁寧に説明することが必要である。また、指定管理者から報告を受けるのみではなく、指定管理者に現況確認の方法を質問したり、現場を訪問した際に実際に何件か抽出して現況確認をしたりするなどの方法によって、指定管理者による備品の現況確認が適切に行		○

項目	指摘事項	意見
われているかを確認することが望ましい。		
(Ⅱ)町田中央公園グループ(公園緑地課)		
【意見Ⅵ(Ⅱ)-1】間接費の計上の妥当性について 間接費の計上が認められる場合と金額について、所管課としての考え方を整理し、担当者によって判断が異ならないようにしておくことが望ましい。金額の妥当性については、指定管理者に算定根拠を確認することも考えられるが、現金支出を伴わない費用であるため、所管課がその妥当性を検証することが難しい場合もある。したがって、金額の上限を決めておき、上限額を超えていないかをチェックすることも考えられる。		○
(Ⅲ)小野路公園グループ(公園緑地課)		
【意見Ⅵ(Ⅲ)-1】指定管理者の収支状況について 業務の委託範囲の見直しや光熱費の削減等によって収支状況を改善する余地がないか、運営方法を見直すことが望ましい。また、費用削減の取組みと併せて、各施設の利用料収入の増加に向けて、小野路グラウンドにおけるテレビ番組などの撮影の誘致や、稼働率の低い施設の自主事業による活用などの取組みを促進していくことが望ましい。		○
(Ⅳ)相原中央公園グループ(公園緑地課)		
【指摘事項Ⅵ(Ⅳ)-1】指定管理者から報告された収支状況の正確性について 指定管理者は、以下の点に留意して収支状況を報告すべきである。また、事業報告書を市に提出する前に、会計・税務の専門家がレビューすることも検討すべきである。 ①利用料収入の内訳の合計と収支状況の利用料収入を一致させるべきである。どの時点で利用料収入を計上するかは所管課で決定し、指定管理者間で会計処理方法を統一することが望ましい。 ②自主事業に係る費用と指定管理業務に係る費用を明確に区分して収支報告書に記載すべきである。 ③基本協定書によると、指定管理料によって購入した備品等は、市に帰属するものとなっているため、指定管理者は購入時に支出として計上し、減価償却費を計上すべきではない。また、指定管理料以外の財源によって購入した固定資産の減価償却費については、所管課で指定管理業務に必要な費用であるかを確認した上で、計上の可否を判断することを検討されたい。 ④指定管理料の追加分及び対応する支出も含め、収支は漏れなく計上すべきである。 ⑤消費税は毎年度正確に算定すべきである。	○	

項目	指摘事項	意見
一方、所管課では、提出された事業報告書の内容を検討して、不備があった場合は、指定管理者に修正・再提出することを要請すべきである。指定管理者は、町田市の公園・緑地等の管理以外の業務は行っていないので、指定管理者の決算書を入手して、市に提出している事業報告書の収支と大きな差異がないかを確認することも有効である。 また、市のホームページに誤った情報を掲載することがないよう、事業報告書が正確に作成されていることを確認したうえで、当該報告書の数値に基づいて「公の施設の指定管理者管理運営状況評価結果」を作成すべきである。		
【意見Ⅵ(Ⅳ)-1】運営形態を変更したことによる市の財政に与える影響について 運営形態を変更する場合には、事前に市の財政に与える影響を分析し、指定管理者制度導入後も、従前と比べて財政負担が増えていないかを検証する必要がある。財政負担が増えているということは、指定管理料が過大になっている可能性や、運営形態を再度見直した方がよい可能性がある。		○
Ⅶ 社会福祉施設(子どもクラブ)		
(Ⅱ)監査の結果及び意見が複数の施設に共通するもの		
【指摘事項Ⅶ(Ⅱ)-1】事業報告書の書式について 事業報告書の書式と事業計画書の書式とを対比できるようにすべきである。 一致させる方法として、事業計画書の書式を参考にして事業報告書を作成することが考えられる。	○	
【指摘事項Ⅶ(Ⅱ)-2】応募団体数について 2017 年 5 月の時点での町田市の指定管理者の応募資格については、業務を適切に実施する能力を有する団体が5団体以上となると想定されるように募集対象の拡大を行うべきであった。 例えば、募集対象の拡大のために、「市内に事務所・事業所を有する法人であること」という応募資格から市内の要件を外すことを検討すべきであったと考えられる。	○	
【指摘事項Ⅶ(Ⅱ)-3】職員配置の確認について 事業日誌のひな型に指導員名の欄を設け、その日の指導員の氏名および有資格者の人数を記載させ、担当課で確認できるようにすべきである。	○	
【意見Ⅶ(Ⅱ)-1】備品シールについて 市の備品シールの対象でない物品であっても、町田市物品管理規則第 5 条(1)備品に該当する物品については、備品シールで備品番号を付すことが望ましい。		○

項目	指摘事項	意見
(Ⅲ)監査の結果及び意見が特定の施設に対するもの		
1.南大谷子どもクラブ(児童青少年課)		
【指摘事項Ⅶ(Ⅲ)1-1】備品(Ⅰ種)の品目について 3件(ビデオプロジェクター、卓球台、リトルタイクスビクトリアキッチン)については、廃棄の手続きをとり、基本協定書の別紙 2 に示す備品(Ⅰ種)の品目から削除すべきである。また、1 件(ダイニングキャビネット(下))については、基本協定書の別紙 2 に記載すべきである。	○	
【指摘事項Ⅶ(Ⅲ)1-2】備品一覧への記載漏れについて 空気清浄機について、指定管理者は、南大谷子どもクラブ備品一覧にその名称等を記載すべきである。	○	
【意見Ⅶ(Ⅲ)1-1】備品一覧の備品区分について ①備品管理台帳(備品一覧)の作成に資するため、備品(Ⅰ種)、備品(Ⅱ種)及び備品(Ⅲ種)について、計上金額の基準や消耗品との区別について明確化することが望まれる。 ②寄附や移管が行われた場合の扱いを、明記することが望まれる。 ③備品一覧について、市の担当課は子どもクラブで共通の様式を定めることが望まれる。 ④備品一覧について、市は指定管理者に、年に一度実査結果を提出するよう求めることが望まれる。		○
【意見Ⅶ(Ⅲ)1-2】備品一覧の備品区分について 基本協定書の別紙 2 に記載されている備品は、南大谷子どもクラブ備品一覧の備品区分欄にもⅠ種と記載する必要がある。		○
2.小山子どもクラブ(児童青少年課)		
【意見Ⅶ(Ⅲ)2-1】応募が 1 者であったことについて 「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」(2020 年 2 月改定)の第 4.5 募集の方法において、「募集にあたっては、「広報まちだ」及び町田市公式ホームページ等を利用することとし、募集期間、説明会の開催、募集要項の配布方法など、応募者に十分な配慮を行うこと」と記載されている。この点、工夫してこの記載内容の実施をすることが望ましい。		○
Ⅷ 社会福祉施設(町田市子ども創造キャンパスひなた村)		
(Ⅰ)町田市子ども創造キャンパスひなた村(児童青少年課)		
【指摘事項Ⅷ(Ⅰ)-1】事業計画書における財務・収支状況の記載内容について 事業計画の「財務・収支状況」に、指定管理業務に係る「収支の健全性」の項目を設定する必要がある。事業計画に記載された内容は収支の健全性にも関連するものであるが、指定管理業務の収支に係る健全性の視点からの目標等が示されている訳	○	

項目	指摘事項	意見
ではないことから、具体的な目標等についても併せて示すことが必要である。 　また、「財務の安全性」についても、具体的な財務比率や資金保有量等に係る目標値の設定は難しくとも、継続的な施設運営に支障が生じることが無いよう、財務面でどのような状態を維持することを考えているのか記載することが必要である。		
【指摘事項Ⅷ(Ⅰ)-2】備品のたな卸の未実施について 　指定管理者は、業務仕様書に定める、年に一回の備品のたな卸しを確実に実施するとともに、市はその実施状況を把握し、必要に応じて指導等を行う必要がある。また、毎年度の実施を求められていることから、その実施結果については、毎年度の業務報告書に記載する等の対応が必要である。	○	
【指摘事項Ⅷ(Ⅰ)-3】備品シールの貼付状況について 　市は、未実施であった 2020 年度のたな卸しを補う意味も含めて、改めて現在の番号が記載された備品シールを再発行した上で、指定管理者に対して、各備品への貼り直し等の対応を求め、備品台帳に記載された備品が実際に存在することを容易に確認できる状態とする必要がある。	○	
【指摘事項Ⅷ(Ⅰ)-4】備品(Ⅱ種)及び備品(Ⅲ種)として管理すべき範囲の明確化について 　市は、指定管理者に備品(Ⅱ種)及び備品(Ⅲ種)として管理を求める趣旨及び必要性等を踏まえて、改めて備品として管理すべき範囲を明確にし、指定管理者に示す必要がある。	○	
【指摘事項Ⅷ(Ⅰ)-5】備品(Ⅱ種)の帰属の定めについて 　備品(Ⅱ種)の帰属について改めて整理し、必要な場合には、基本協定書の改定等を行う必要がある。	○	
【指摘事項Ⅷ(Ⅰ)-6】備品(Ⅱ種)への備品番号の付与について 　2021 年 9 月 15 日時点で備品(Ⅱ種)総数は 37 点にとどまるが、同種のものが複数存在する備品もあることから、個別に備品番号を付与し、実際の備品との対応関係を明確にして管理する必要がある。	○	
【意見Ⅷ(Ⅰ)-1】事業計画書の項目について 　事業計画書は当該年度における指定管理業務の具体的な実施計画であるとともに、指定管理者の管理運営状況を評価する上での基準の一つとなるものである。このため、年度計画時点においても、評価項目に対応した項目にて事業計画書を作成するよう指定管理者に求めるとともに、実績評価の基準となるよう、できるだけ具体的な計画や目標値等を設定することが必要である。		○

項目	指摘事項	意見
【意見Ⅷ(Ⅰ)-2】自主事業に係る事前承諾について 指定管理者が自主事業を行う際には、事前に業務計画書の提出を求めることが望ましい。		○
【意見Ⅷ(Ⅰ)-3】災害時等における指定管理料の調整方法等について 将来的に、新型コロナウイルス感染症の再拡大等に限らず、不可抗力的な災害等により指定管理者の運営に影響が生じた場合に備えて、指定管理料の調整方法として想定される対応方針等を整理しておくことが望ましい。		○
Ⅸ 社会福祉施設(学童保育クラブ)		
(Ⅱ)監査の結果及び意見が複数の施設に共通するもの		
【指摘事項Ⅸ(Ⅱ)-1】事業計画書における財務・収支状況の記載内容について 事業計画に記載された内容は、収支の健全性や財務の安全性を確保するために重要な手段であるが、それに加えて、収支の健全性については、具体的な目標等についても併せて示すことが望ましい。 また、財務の安全性についても、具体的な財務比率や資金保有量等に係る目標値の設定は難しくとも、継続的な施設運営に支障が生じることが無いよう、財務面でどのような状態を維持することを考えているのか記載することが望ましい。	○	
【指摘事項Ⅸ(Ⅱ)-2】特別保育加算額の充当先について 特別保育加算額の間接経費への充当については、基本額における間接経費への充当割合を上限とすることや、特別保育時間対応の常勤職員の超過勤務及び臨時職員の加配により生じる賃金相当額については人件費に充当することを求める等、特別保育加算額を充当し得る範囲を定めることが必要である。	○	
【指摘事項Ⅸ(Ⅱ)-3】市からの貸与備品の明確化について 市が指定管理者に対して貸与した備品(Ⅰ種)の範囲を具体的に示し、管理責任を明確化するためにも、実際に貸与する備品(Ⅰ種)の内容を基本協定書に記載するか、基本協定書には、「備品(Ⅰ種)の種類及び数量については、別途、速やかに通知する」旨を定めた上で、備品管理簿を基礎とし、市が押印した備品(Ⅰ種)のリストを指定管理者に交付する等、より一層の明確化を図る必要がある。	○	
【指摘事項Ⅸ(Ⅱ)-4】備品番号に基づく備品管理の徹底について 市は、改めて現在の番号が記載された備品シールを再発行した上で、指定管理者に対して、各備品への貼り直し等の対応を求め、備品管理簿に記載された備品が実際に存在することを容	○	

項目	指摘事項	意見
易に確認できる状態とする必要がある。		
【指摘事項Ⅸ(Ⅱ)-5】取得価格 3 万円未満の備品(Ⅰ種)の取扱いについて 例えば、備品(Ⅰ種)は町田市物品管理規則に基づく備品に限定し、それ以外の物品については、備品管理台帳登載外物品等とした上で、別途、必要な管理水準を定める等、取得価格 3 万円未満の備品(Ⅰ種)の取扱いを整理することが必要である。	○	
【指摘事項Ⅸ(Ⅱ)-6】備品(Ⅱ種)及び備品(Ⅲ種)として管理すべき範囲の明確化について 市は、指定管理者に備品(Ⅱ種)及び備品(Ⅲ種)として管理を求める趣旨及び必要性等を踏まえて、改めて備品として管理すべき範囲を明確にし、指定管理者に示す必要がある。	○	
【指摘事項Ⅸ(Ⅱ)-7】備品(Ⅰ種)と備品(Ⅱ種)の認識の整理について 備品(Ⅰ種)の経年劣化等により、同種の備品を指定管理者が買い替えた場合の備品の分類について改めて整理した上で、指定管理者に周知を図る必要がある。	○	
【意見Ⅸ(Ⅱ)-1】事業計画書の項目について 事業計画書は当該年度における指定管理業務の具体的な実施計画であるとともに、指定管理者の管理運営状況を評価する上での基準の一つとなるものである。このため、年度計画時点においても、評価項目に対応した項目で事業計画書を作成するよう指定管理者に求めるとともに、実績評価の基準となるよう、できるだけ具体的な計画や目標値等を設定することが必要である。		○
【意見Ⅸ(Ⅱ)-2】間接経費に対する上限額の設定等について 学童保育クラブの公募においては、1 者のみの応募が続いており、価格面も含めた競争にさらされていないこともあり、公募時の条件として、間接経費の上限額を設定することが望ましい。また、収支予算書において公募時における間接経費の提案額よりも増額する場合には、指定管理者から増額の必要性を聴取し、その妥当性を検証する必要がある。		○
【意見Ⅸ(Ⅱ)-3】精算対象経費に関する証憑類の提出範囲について 所管課が全ての光熱水費に係る請求書等を精査することを前提としなくとも、光熱水費について請求書等の写しの提出を求めることを検討することが望ましい。		○
【意見Ⅸ(Ⅱ)-4】応募資格の拡大について 他の地方公共団体においては、株式会社が学童保育クラブの指定管理者に指定されている事例もある。新規事業者に参入の余地を広げることによるメリットとデメリットを改めて整理し、次期		○

項目	指摘事項	意見
の指定管理者公募時から応募資格を拡大することが望ましい。		
(Ⅲ)監査の結果及び意見が特定の施設に対するもの		
1.なかよし学童保育クラブ(児童青少年課)		
【指摘事項Ⅸ(Ⅲ)1-1】収支予算書について 指定管理者に対して予算段階における収支均衡を求めるのであれば、その旨を改めて周知するとともに、収支予算書が提出された際には、所管課においても確認を徹底する必要がある。	○	
2.山崎学童保育クラブ(児童青少年課)		
【指摘事項Ⅸ(Ⅲ)2-1】備品(Ⅰ種)の購入時等における市との事前協議の徹底について 指定管理者に対して、備品(Ⅰ種)が経年劣化等により指定管理業務実施の用に供することができなくなった場合には、市との事前協議を徹底する必要がある。	○	
3.桜の森学童保育クラブ(児童青少年課)		
【意見Ⅸ(Ⅲ)3-1】応募が1者であることについて ①「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」(2020年2月改定)第4.5では、募集の方法について、「募集にあたっては、「広報まちだ」及び町田市公式ホームページ等を利用することとし、募集期間、説明会の開催、募集要項補配布方法など、応募者に十分な配慮を行うこと」と記載されている。この点、工夫してこの記載内容の実施をすることが望ましい。 ②応募者が1者のみであった場合、その事業者等が選定されること自体は、制度上問題はない。しかし、選定時の評価が著しく低い場合等、住民サービスの効果的、効率的な提供の観点から適切でない場合も想定されうる。そのような事業者等が選定されないために、あらかじめ募集要項で「応募者が 1 者のみの場合でも、最低基準に満たない場合には選定されず、再度公募を行う」などの記載を行うことが望ましい。		○

第 4 監査の結果及び意見

(施設の分類について)

総務省が公表している「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果の公表」(2019 年 5 月 17 日)における指定管理者制度導入施設の分類をもとに、監査対象施設を分類している。

総務省における分類と、本報告書における第 4 の各項目(ⅠからⅨ)との関係は以下のとおりである。

表 6 総務省における分類と本報告書の関係

総務省における分類	本報告書の構成(第 4)
―	Ⅰ 町田市の指定管理者制度全般に関する事項
1 レクリエーション・スポーツ施設 体育館、武道場等、競技場(野球場、テニスコート等)、プール、海水浴場、宿泊休養施設(ホテル、国民宿舎等)、休養施設(公衆浴場、海・山の家等)、キャンプ場、学校施設(照明管理、一部開放等)等	Ⅱ レクリエーション・スポーツ施設(体育館、競技場) Ⅲ レクリエーション・スポーツ施設(休養施設)
2 産業振興施設 産業情報提供施設、展示場施設、見本市施設、開放型研究施設等	Ⅳ 産業振興施設
3.基盤施設 公園、公営住宅、駐車場・駐輪場、水道施設、下水道終末処理場、港湾施設(漁港、コンテナ、旅客船ターミナル等)、霊園、斎場等	Ⅴ 基盤施設(公営住宅) Ⅵ 基盤施設(公園(公園内有料施設含む))
4.文教施設 図書館、博物館(美術館、科学館、歴史館、動物園等)、公民館・市民会館、文化会館、合宿所、研修所(青少年の家を含む)等	なし (町田市自然休暇村は、休養施設のほかに、文教施設としての一面もあるが、本報告書ではⅢに分類している。)
5.社会福祉施設 病院、診療所、特別養護老人ホーム、介護支援センター、福祉・保健センター、児童クラブ、学童館等、保育園等	Ⅶ 社会福祉施設(子どもクラブ) Ⅷ 社会福祉施設(町田市子ども創造キャンパスひなた村) Ⅸ 社会福祉施設(学童保育クラブ)

Ⅰ　町田市の指定管理者制度全般に関する事項

Ⅰ-1　指定管理者制度の導入状況について

1.概要

①公の施設調査の実施

今回の監査では、指定管理者制度の導入状況について把握するため、公の施設(学校及び一部の公園、道路を除く)を所管している所管課に対して、指定管理者制度の導入状況等に関する調査を実施した。調査の結果は(別紙)に記載しているとおりであるが、主な調査の概要は以下のとおりである。

表 7 指定管理者制度の導入状況等に関する主な調査の概要

1.公の施設の設置条例をもとに、各所管課に所属している公の施設をリスト化した。

2.1.の結果を「調査票」として集計した上で各所管課に提出し、誤りがあった場合またはリスト以外に公の施設がある場合は、「調査票」の修正を依頼した。

3.「調査票」でリスト化した各施設について、各所管課に対して次の 3 つの質問を行った。

(質問 1)指定管理者制度の導入及び検討状況をお答えください(以下の 4 つから選択)
- ○指定管理者制度を導入済である→(質問 2)へ
- ○指定管理者制度を導入する予定がある→(質問 2)へ
- ○指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない→(質問 3)へ
- ○指定管理者制度の導入を検討したことがない→回答終了

(質問 2)指定管理者制度を導入した時期(または導入予定時期)をお答えください

(質問 3)指定管理者制度を現在導入していない理由をお答えください(自由入力)

②調査結果の概要

調査の結果、指定管理者制度の導入状況は以下のとおりとなっている。

表 8 調査結果の概要

質問	回答件数
A 指定管理者制度を導入済である	(注 1)95 施設
B 指定管理者制度を導入する予定がある	2 施設
C 指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していないなど (注 2)	70 施設

質問	回答件数
D 合計(A+B+C)	167 施設
E 導入率(A/D)	56.9%

(注 1)2019 年度から相原中央公園グループとして指定管理対象に加わった有料施設を有しない公園の 25 施設を含めると 120 施設となる。
(注 2)C には、公営住宅法に基づく管理代行制度を、すでに導入している市営住宅 6 施設などを含めている。

表 9 調査結果の概要

条例所管部	公の施設数	指定管理者制度導入施設数	指定管理者制度未導入施設数	導入率
市民部	16	0	16	0%
文化スポーツ振興部	10	8	2	80.0%
地域福祉部	4	3	1	75.0%
いきいき生活部	19	14	5	73.7%
保健所	5	2	3	40.0%
子ども生活部	64	48	16	75.0%
経済観光部	10	6	4	60.0%
都市づくり部	27	14(注 1)	13	51.9%
生涯学習部	12	0	12	0%

(注 1)2019 年度から相原中央公園グループとして指定管理対象に加わった有料施設を有しない公園の 25 施設が含めると 39 施設となる。また、市全体の指定管理者制度導入施設数は 120 となる。

この表のとおり、市民部や生涯学習部が監査時点で導入実績がないなど、部によって導入率には差があることがわかる。

③他の自治体の状況

総務省は、2018 年 4 月 1 日現在における各地方公共団体の指定管理者制度の導入状況を「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」として取りまとめている。調査の結果、都道府県 6,847 施設、指定都市 8,057 施設、その他の市区町村 61,364 施設の計 76,268 施設において、指定管理者制度を導入している。

表 10 全国(都道府県)との導入率の比較

	公の施設数	指定管理者制度導入施設数	導入率
全国(注1)	11,492	6,847	59.6%
町田市	167	(注 2)95	56.9%

(注 1))総務省の調査では、都道府県分についてのみ導入率の調査を行っており、指定都市及び市区町村については調査対象外であるため、都道府県の施設に関する数値である。
(注 2)2019 年度から相原中央公園グループとして指定管理対象に加わった有料施設を有しない公園の 25 施設を含めると 120 施設となる。

総務省の調査は 2018 年 4 月 1 日現在の状況で、町田市は 2021 年度時点の状況で

あり、対象年度は異なるが、この表のとおり、町田市の導入率は、全国(都道府県)の導入率と、ほぼ同じ割合であることがわかる。

表 11 施設区分ごとの導入状況(導入件数、割合)

施設区分	都道府県		指定都市		市区町村	
	導入件数	割合	導入件数	割合	導入件数	割合
レクリエーション・スポーツ施設	539	7.9%	917	11.4%	13,507	22.0%
産業振興施設	143	2.1%	133	1.7%	6,198	10.1%
基盤施設	5,367	78.4%	3,548	44.0%	17,297	28.2%
文教施設	517	7.5%	1,324	16.4%	13,587	22.1%
社会福祉施設	281	4.1%	2,135	26.5%	10,775	17.6%
合計	6,847	100%	8,057	100%	61,364	100%

上表の結果、都道府県、指定都市、市区町村のいずれも基盤施設が、最も多く指定管理者制度を導入していることがわかる。また、市区町村においては、レクリエーション・スポーツ施設、文教施設が、基盤施設に次いで多くの施設で指定管理者制度が導入されていることがわかる。

次に、全国の市区町村と町田市における、指定管理者の種別の状況は下表のとおりとなっている。

表 12 指定管理者の種別の状況

(単位:施設数)

	1.株式会社	2.特例民法法人、一般財団・社団法人、公益財団社団法人等	3.地方公共団体	4.公共的団体	5.地縁による団体	6.特定非営利活動法人	7.1～6 以外の団体	合計
市区町村	12,516	13,668	86	10,320	13,381	3,403	8,532	61,906
割合	20.2%	22.1%	0.1%	16.7%	21.6%	5.5%	13.8%	100%
町田市	4	7	0	35	0	54	20(注)	120
割合	3.3%	5.8%	－	29.2%	－	45.0%	16.7%	100%

(注)町田市の「7.1~6 以外の団体」20 施設の内訳は、共同事業体が 19、その他 1 となっている。

全国の市区町村と比べ、町田市においては、特定非営利活動法人が、割合として多く指定管理者となっていることがわかる。

2.監査の結果及び意見

⑴【意見Ⅰ-1】公の施設の網羅的な把握及び統一的な管理運営の考え方について

1)現状

今まで、公の施設の管理状況について市としては把握していないため、公の施設(学校及び一部の公園、道路を除く)を所管している所管課に対し、網羅的に調査を実施した。

2)問題の所在

今回の調査で明らかになった点として、公の施設に対する指定管理者制度導入等の民間活用の考え方には、所管部署によって差があることがわかった。つまり、多くの施設に対して指定管理者制度を導入している部がある反面、全ての施設を直営で運営している部もある。もちろん、施設の特徴によって、直営を継続するのが妥当と考えられる場合もあるが、部によっては、指定管理者制度の導入を早期に検討すべきであった場合も見受けられた。

3)改善案

町田市指定管理者制度運用マニュアルには、「公の施設所管課においては、当該公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できるよう、管理状況全般について常に点検し、指定管理者制度の導入が望ましいと判断される施設については、積極的に活用を図る。」との記載がある。

指定管理者制度の導入の判断は、各所管課にあることは言うまでもないが、町田市指定管理者制度運用マニュアルの作成部署である総務部総務課は、町田市の公の施設を網羅的に把握した上で、各所管課がマニュアルの考え方に沿って、適切に指定管理者制度を導入、又は導入に向けた検討を行っているか常に確認を行われたい。

なお、マニュアルの上記記載に関しては、ガイドラインへの統合のタイミングで、「公の施設所管課においては、当該公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できるよう、町田市 PPP/PFI 手法導入にかかる優先的検討の基本方針の考え方に沿って、管理状況全般について常に点検し、指定管理者制度を含めた民間活力の導入が望ましいと判断される施設については、積極的に活用を図る。」という内容の記載に修正することとなっている。

⑵【意見Ⅰ-2】指定管理者制度を含めた民間活用の検討の可否について

1)現状

今回の調査の結果、公の施設について「指定管理者制度の導入を検討したことがない」との回答が複数あった。

2)問題の所在

公の施設の管理の在り方については、指定管理者制度の導入が全てではない。公の施設のうち、民間活用の可能性がある施設については、指定管理者制度の導入や、PPP/PFIなどの管理運営手法を検討する必要がある。

3)改善案

公の施設について指定管理者制度導入を検討したことがないとの回答があった施設においても、「町田市公共施設再編計画」において明確な方向性が示されている施設などもあるが、これらの施設を除いては、指定管理者制度を含めた民間活用のメリット・デメリットを検討の上、あるべき管理の方法を検討する必要がある。

なお、検討に当たっては、総務省が公表している「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」を活用するなど、他自治体の状況と比較検討することが望ましい。

例えば、町田市においては、市民部や生涯学習部での導入率がゼロとなっている。市民部の施設は、町田市民フォーラム等であるが、これは、総務省の分類だと、市民会館、文化会館などが属する文教施設に該当する。また、生涯学習部の施設は、図書館、公民館等であり、これも文教施設に該当する。総務省の調査結果においては、多くの文教施設が指定管理者制度を導入しているため、他自治体の状況の比較検討を行うことが望ましい。

Ⅰ-2 指定管理者の選定及び運営状況評価について

1.概要

①委員会の設置について

町田市では、公の施設の指定管理者の候補者の選考及び指定管理者による管理運営状況の評価結果の検証を適正かつ公正に実施するため、町田市指定管理者候補者選考委員会及び町田市指定管理者管理運営状況評価委員会を設置している。

委員会の構成メンバーは、町田市指定管理者候補者選考委員会及び町田市指定管理者管理運営状況評価委員会とも同じメンバーであり、学識経験者 4 名で構成されている。

②町田市指定管理者候補者選考委員会について

指定管理者の選定について、公募の場合には、町田市指定管理者候補者選考委員会と所管部で採点を行い、指定管理者候補者が決定される（4 者以上の応募がある場合には、所管部内で 3 者に絞った上で、町田市指定管理者候補者選考委員会と所管部で採点を行い、指定管理者候補者が決定される）。

また、非公募の場合には、所管部内の選定会議等で候補者が決定される。

2020 年度の町田市指定管理者候補者選考委員会の開催状況は以下のとおりである。

表 13 町田市指定管理者候補者選考委員会の開催状況

開催日	対象施設	委員
2020 年 7 月 6 日 (第 1 回)	・小山子どもクラブ、小山学童保育クラブ、桜の森学童保育クラブ、みわっこ学童保育クラブ	学識経験者 4 名
2020 年 7 月 13 日 (第 2 回)	・南第一さくら学童保育クラブ、小山ヶ丘学童保育クラブ、どろん子学童保育クラブ、金井学童保育クラブ、鶴川学童保育クラブ、南大谷学童保育クラブ、金森学童保育クラブ、鶴川第四学童保育クラブ、森野学童保育クラブ	学識経験者 4 名

③町田市指定管理者管理運営状況評価委員会について

指定管理者の評価については、一義的には所管部署が毎年度終了後に、事業報告書や年度中に実施したモニタリング結果に基づいて評価し、「公の施設の指定管理者管理運営状況評価結果」としてまとめた上で、公表する。

さらに、全ての施設の評価結果は、原則として指定期間中に一度は町田市指定管理者管理運営状況評価委員会が検証するものとなっている。

2020 年度の町田市指定管理者管理運営状況評価委員会の開催状況は以下のとおりである。

表 14 町田市指定管理者管理運営状況評価委員会の開催状況

開催日	対象施設	委員
2020 年 10 月 5 日 (第 1 回)	・公園緑地課所管「野津田公園」、「小野路公園グループ」 ・高齢者福祉課所管「デイサービス森野」、「デイサービス高ヶ坂」、「わくわくプラザ町田」	学識経験者 4 名
2020 年 10 月 26 日 (第 2 回)	・児童青少年課所管「木曽子どもクラブ」、「子ども創造キャンパス ひなた村」 ・文化振興課所管「町田市フォトサロン」 ・保健総務課所管「休日・準夜急患こどもクリニック」、「休日応急歯科・障がい者歯科診療所」	学識経験者 4 名
2020 年 11 月 16 日 (第 3 回)	・スポーツ振興課所管「室内プール」、「緑ヶ丘グラウンド」 ・農業振興課所管「ふるさと農具館」、「七国山ファーマーズセンター」	学識経験者 4 名

2.監査の結果及び意見

(1)【意見Ⅰ-3】選定及び評価の単位について

1)現状

指定管理者の選定及び評価は、原則、施設単位で行うこととなっている。ただし、施設によっては、複数の施設をグルーピングしてまとめて公募し、指定管理者を選定している場合がある。現在、グルーピングを行って公募している施設は以下のとおりである。

表 15 グルーピングの単位及び指定管理者

No.	施設名	指定管理者
1	町田市立総合体育館	株式会社コナミスポーツクラブ・ミズノスポーツサービス株式会社・株式会社東急コミュニティー・株式会社 CASCAVEL FUTSAL CLUBE 共同事業体
	三輪みどり山球場	
	成瀬クリーンセンターテニスコート	
2	原町田一丁目駐車場	タイムズ 24 株式会社・タイムズサービス株式会社共同事業体
	原町田一丁目第 2 駐車場	
3	相原中央公園 外 26 施設	特定非営利活動法人 レスポアール相原
4	小野路公園	株式会社ギオン・株式会社富士グリーンテック・ファシリティパートナーズ株式会社・株式会社東京綜合造園・特定非営利活動法人アスレチッククラブ町田共同事業体
	鶴川中央公園	
	鶴川 1 号緑地	
5	町田中央公園	アシックスジャパン株式会社・東急スポーツシステム株式会社・株式会社協栄共同事業体
	日向山公園(公園区域の一部)	
	忠生公園(有料運動施設のみ)	
	木曽山崎公園	
6	薬師池西公園	株式会社富士植木、日本コンベンションサービス株式会社、株式会社キープ・ウィルダイニング共同事業体
	薬師池公園駐車場	

2)問題の所在

上表の施設においては、上表 1～6 のグルーピングにまとめた上で、指定管理者を選定している。一方、評価においても、2～6 については、グルーピングの単位ごとに所管部署が評価表を作成し、その単位で町田市指定管理者管理運営状況評価委員会が検証している。

一方、上表 1 については、グルーピングの単位で選定を行っているが、評価は施設単位で行っている。例えば、監査人も傍聴した 2021 年 10 月 28 日に実施された第 2 回町田市指定管理者管理運営状況評価委員会では、グルーピングされた 3 施設の内の 1 施設である「成瀬クリーンセンターテニスコート」のみ評価を検証している。

3)改善案

指定管理者の選考に関わった委員が、指定管理者の評価にも関わることは大変意義のあることであり、他の自治体においても参考にすべきことと考える。この点、グルーピングを行った上で選考した施設については、評価においてもグルーピング単位で評価をすることも意義を見出せる。一方、市としては、選考時の提案内容をどの程度達成したか(選考と評価の一貫性)の視点よりも、個別の施設の管理状況を評価するという視点を重視する必要があるということで、施設ごとの評価を行っている。

以上を踏まえると、上表 1 の施設群について、「評価表」自体を 1 つにまとめて評価する必要はないが、施設単位で所管部署が評価し、町田市指定管理者管理運営状況評価委員会が評価を検証するだけではなく、1 のグルーピング単位で、評価を検証することにより、指定管理者そのものの業務の状況を確認することも重要である。

施設単位で評価をする場合であっても、評価委員会においてはグルーピング単位で評価を検証することを検討されたい。

⑵【意見Ⅰ-4】グルーピングの考え方の統一について

1)現状

市においては、スポーツ施設や公園施設について、グルーピングによる指定管理者の選定を行っている一方、多くの指定管理者施設を有する学童保育クラブなどは、1 施設ごとに指定管理者を選定している。

2)問題の所在

グルーピングを行うことのメリットは、複数の施設を同じ指定管理者が管理することによるシナジー効果やスケールメリットが期待できることに加え、市側においても、選考や評価の際の事務の効率化が見込まれる点にある。つまり、グルーピングを行うことのメリットが見込まれる施設群において、グルーピングを行わないことは、これらのメリットを失うこととなる。

3)改善案

施設によっては、利用者の要望等を考慮して、グルーピングができないと考える施設もある。ただし、このような点を考慮しても、地域性を考慮してグルーピングを行うことのメリットが高い場合もある。市としては、まずグルーピングすべき施設について、統一的な考えを明確にした上で、各所管部署に示されたい。

⑶【意見Ⅰ-5】選定方法について

1)現状

「指定管理者制度運用マニュアル」によると、公募において、応募団体が 4 団体以上の場合は、当該公の施設所管部の部内選定会議で書類選考による第一次審査を行い、3 団体に絞り、町田市指定管理者候補者選考委員会と所管部の採点をもとに、指定管理者候補者を選定するとしている。

2)問題の所在

町田市指定管理者候補者選考委員会での委員の負担を考慮して、第一次審査で 3 団体に絞ることとしていると思われるが、第一次審査において上位 3 者とそれ以外が僅差である場合に、町田市指定管理者候補者選考委員会と同じ精度で順位を付けられるかについて疑問が生じる。

3)改善案

明らかに応募者のレベルに差がある場合に、原則第一次審査で 3 団体に絞ることは問題ないが、僅差の場合に、4 団体以上が町田市指定管理者候補者選考委員会の選考の対象となる余地を残すことを検討されたい。

⑷【意見Ⅰ-6】指定管理者選考のための提出書類について(その 1)

1)現状

町田市自然休暇村の指定管理者の選考にあたり、募集要項が 2018 年 7 月 11 日に提示されている。「町田市自然休暇村指定管理者募集要項」7⑵エ⑥に、「指定申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書」が提出書類として定められており、提出がされている。提出書類の運用については、各課によって異なるが、町田市自然休暇村に限らず、多くが指定申請の日の属する事業年度に加え、翌事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書の提出が求められている。

例えば、今回の監査においても、「町田市立総合体育館外 2 施設指定管理者募集要項」や「町田市ふるさと農具館指定管理者募集要項」においても、同様の資料の提出を要求している。

2)問題の所在

4 月 1 日開始事業年度の法人に対して、7 月中旬の時点で、翌事業年度の事業計画書及び収支予算書の提出を求めても、対応が困難である。また、提出された事業計画書は、所管課を通じて確認したところ、正規の事業計画書であるとのことであったが、一般的に 4 月

1 日開始事業年度の法人において、7 月の時点で、理事会や評議員会の決議を経た翌事業年度の事業計画書を作成することは考えにくい。

3)改善案

正規の事業計画書が提出されたとしても、年度当初に作成された翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、3 ヶ月の実績値のみを基礎として作成されているという意味において、選考の基礎資料として、適切なものとは言い難い。また、実態として提出できる事業者にのみ求めることとなっている現状もあり、必須の書類とせず、参考情報として任意の提出としても良いと考えられる。敢えて提出を求めるのであれば、理事会の議事録等により、正規の手続きにより作成された事業計画書及び収支予算書であることを確認すべきである。

なお、今後ガイドラインを整備する際には、提出書類について同一の運用とする予定である。

(5)【意見Ⅰ-7】指定管理者選考のための提出書類について(その 2)

1)現状

「町田市立総合体育館外 2 施設指定管理者募集要項」において、応募書類として、【意見Ⅰ-6】に記載のとおり、「指定申請の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書」を求めている。さらに、「財産目録」、「都税、法人税、消費税及び地方消費税等の各納税証明書(直近１年間)」、「定款、法人の登記事項証明書」、「役員の名簿」の提出を求めている。

また、同様に「町田市ふるさと農具館指定管理者募集要項」において、応募書類として、【意見Ⅰ-6】に記載の「指定申請の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書」に加え、「定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類)」、「役員の名簿」の提出を求めている。

他の多くの施設においても同様である。

2)問題の所在

財産目録の作成が法定化されていない株式会社に対し、法人の財産目録を求めるのは適切とは言えないと思われる。

国税(法人税、消費税及び地方消費税)の納税証明書については、様式が指定されていない。

登記事項証明書については、事業者により、提出する証明書の種類(履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書)が様々であった。また、提出された定款と現在事項全部証明書について、事業の目的の内容が異なっており、最新の定款が提出されていないと想定されるものがあった。

提出された役員の名簿に役員の住所や生年月日、電話番号が記載されているものがあ

った。

3)改善案

財産目録については、参考情報として任意の提出としても良いと思われる。
国税の納税証明書については、提出目的に合わせて様式を指定することが望ましい。
登記事項証明書についても、提出目的に合わせて様式を指定した方が望ましい。定款については、そもそも登記事項証明書に加えて提出させる目的を明確にすべきであるが、提出を求める際には、最新の定款を提出させるべきである。
役員名簿については、個人情報保護の観点から、役員の名簿として必要な情報項目に絞って要求すべきであり、役員の名簿としての必要記載項目または様式を提示すべきである。

Ⅰ-3「指定管理者制度運用マニュアル」について

1.概要

現在、町田市には「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」(市のホームページで公表)と「町田市指定管理者制度運用マニュアル」(内部マニュアルで非公表)がある。
「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」は、文字どおり町田市における指定管理者制度運用の統一的な対応についての基本的な方針であり、一方、「町田市指定管理者制度運用マニュアル」は、地方自治法第 244 条の 2 に基づき、指定管理者制度を運用する際の所管部署が行う事務処理等について、町田市としての統一的な考え方や取扱いを示し、公の施設の管理運営における透明性の確保と効率化を実現する目的で策定するものとなっている。

2.監査の結果及び意見

(1)【意見Ⅰ-8】マニュアルの位置づけについて

1)現状

現状では、外部向けには「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」、内部管理用には「町田市指定管理者制度運用マニュアル」があるが、基本的方針は主に選考についてのみ記載しており指定管理業務全般を網羅しておらず、一方、マニュアルは制度を網羅的に記載しているなど、基本的方針に載せるべきこととマニュアルに載せるべきことがはっきり区別されていないという課題がある。

2)問題の所在

上記のとおり、基本的方針は指定管理業務全般を網羅していないこともあり、所管部署によっては、内部管理用のマニュアルを指定管理者に提示して施設を管理させているケース

も見られた。

3)改善案

基本的方針は主に選考についてのみ記載しており指定管理業務全般を網羅していないという問題を解決するため、2021 年 4 月に、マニュアルを改訂して指定管理業務全般を網羅した掲載内容とし、さらに指定管理者制度の概要についても追記するなど、問題の解決を図ってきた。

市は、2022 年度中に、基本的方針とマニュアルを統合してガイドラインを策定し、市ホームページで公表し、2022 年度（後半）以降は、ガイドライン（公表用）のみとする予定となっている。内部向けの手続きなどは、ガイドラインにコメント等で追記した形で運用する予定である。この方針については良いと考えるが、ガイドライン(公表用)とガイドライン(内部管理用)の扱いについて、ガイドラインに明記することにより、今までのように内部管理用のガイドラインが指定管理者に提示されることがないように徹底されたい。

⑵【意見Ⅰ-9】会計・経理実施状況チェックシートについて

1)現状

町田市指定管理者制度運用マニュアルでは、モニタリング手法についても説明している。その説明における基本的なモニタリング手法として、①履行状況、管理運営状況の確認(事業報告書の確認、実地調査、業務日誌の確認、月報の確認、苦情・要望等報告書の確認、非常事態・緊急時報告内容の確認)、②利用者アンケート調査の実施、③会計経理モニタリングの実施、そして④労働条件モニタリングの実施をあげている。

特に、会計経理モニタリング及び労働条件モニタリングについては、公の施設の指定管理者管理運営状況評価のため、指定管理者制度導入施設について、「会計・経理実施状況チェックシート」及び「労働条件チェックシート」によるモニタリングを実施している。

2)問題の所在

チェックシートには、着眼点と実施手法が記載されているが、特に「会計・経理実施状況チェックシート」については、チェック記録における実際の確認方法では着眼点(チェックの目的)に合致していないモニタリングが行われているものが見受けられた。

例えば、「会計・経理実施状況チェックシート」の項目②は、着眼点として、総勘定元帳(収支計算書)には、利用料金など施設の収入や施設の管理運営経費支出がもれなく計上されているかとあるが、これは、収入や支出の計上の網羅性を確認することを目的としているが、実施された手続きとしては、既に計上されている支出及び収入の一部について、伝票、日報、領収書の写しとの照合、すなわち実在性の確認を行っている。網羅性の確認を行うには、伝票、日報、領収書の写し等の原始証憑に記載されている取引が支出及び収入に計上されていることを確認すべきである。

3)改善案

「会計・経理実施状況チェックシート」及び「労働条件チェックシート」の各項目について、その手続きの趣旨を理解し、適切な手法を実施し、結果としてチェックシートが正しく利用できるよう「会計・経理モニタリング実施時の留意点」「労働条件モニタリング実施時の留意点」を作成している。特に、「会計・経理実施状況チェックシート」については、会計に関する専門的な知識のない者でも理解ができるよう、着眼点や実施手法についての詳細な説明を加えるとともに、その理解を深めるための研修を行うべきである。

Ⅰ-4 物品の管理について

1.概要

公の施設において、指定管理者が使用している備品は、指定管理業務開始時点に市が貸与した備品、指定管理業務において指定管理料で購入した備品、指定管理者が自らの資金で購入した備品に分けられる。指定管理業務において指定管理料で購入した備品については、市に帰属するかまたは指定管理者に帰属するかは、仕様書・基本協定書によって決まり、また指定管理期間終了後に市に移管するかについても同様となる。さらに、市の備品の管理基準は３万円以上の物品であるが、この基準を指定管理者へも適用するか、または金額基準に関係なく、物品の性質により管理させるかについても仕様書・基本協定書で決めることとなる。

いずれにしても、管理対象となっている物品については、物品の管理が必要となる。物品管理規則第33条で備品の現況確認について定めており、物品管理者(課長)は、備品について、毎年度１回、備品管理票その他の台帳と照合を行い、破損の有無等の状況について確認を行うこととなっている。

備品の現況確認は、原則として市が実施するものであり、これは指定管理者制度が導入されている施設の備品についても例外ではないが、指定管理者等との合意がある場合は、物品管理マニュアルでは、例外的に指定管理者等による備品の現況確認が可能となっている。

(例①)仕様書・基本協定書において、指定管理者等による「備品の現況確認」の実施が明記されている。

(例②)申し合わせ等により、指定管理者等に対して、「備品の現況確認」実施に係る依頼をしている。

また、指定管理者等による備品の現況確認を実施する場合、物品管理者(課長)は、毎年度、指定管理者等に対して確認結果の報告を求め、実施状況を把握することとなっている。実際には、指定管理者が毎年度現況確認を行い、市に報告している場合が多い。

2.監査の結果及び意見

⑴【意見Ⅰ-10】物品管理の徹底について

1)現状

備品の管理については、2018 年度の包括外部監査(物品等の管理に関する財務事務の執行について)で多くの指摘がなされている。例えば、前述のとおり、指定管理者等による備品の現況確認を実施する場合、物品管理者(課長)は、毎年度、指定管理者等に対して確認結果の報告を求め、実施状況を把握することとなっているが、これは、2018 年度の包括外部監査での意見により、追加されたものである。

2)問題の所在

いくつかの施設に対して現場監査を実施したところ、多くの施設において、物品リストと現物との不突合(リストにない物品の存在等)、備品シールの未貼付が散見された。また、年 1 回の現況確認を行っていない事例もあった。

3)改善案

指定管理者制度が導入されている施設に関して、備品の管理を徹底されたい。

Ⅰ-5 新型コロナウイルス感染症への対応について

1.概要

2019 年に発生した新型コロナウイルス感染症によって、外部監査の対象期間である 2020 年度は、1 年間新型コロナウイルス感染症の影響を受けた。まず、2020 年 4 月 7 日から 5 月 25 日までの 49 日間に第 1 回目の緊急事態宣言が東京都を含む 7 都府県(4 月 16 日から 6 道府県が追加)に発令された。続いて、第 1 回目の緊急事態宣言の終了から半年後の 2021 年 1 月 8 日から 3 月 21 日までの 73 日間に第 2 回目の緊急事態宣言が東京都を含む 11 都道府県に発令された。

町田市の多くの公の施設についても、施設の休止や利用者の減少などの影響があった。

2.監査の結果及び意見

⑴【意見Ⅰ-11】事業継続支援金の収支報告書への計上について

1)現状

市は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした施設の休止に対して、公の施設の安定的な管理運営とサービスの維持を目的として、指定管理者の事業継続を支援するための指定管理者事業継続支援金を設けている。これは、指定管理者制度を導入している

施設のうち、利用料金制を採用し、かつ 2020 年 2 月 29 日から 6 月 30 日に新型コロナウイルス感染症により施設休止をした施設を対象として、施設休止した期間における利用料金収入見込額の 1/2 を支援金(国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が財源)として交付するものである。

例えば、町田市子ども創造キャンパスひなた村においては、2020 年度に、2020 年 3 月 28 日から 6 月 7 日までの施設休止期間に対応した 248 千円が交付されている。

2)問題の所在

指定管理者から提出された 2020 年度収支報告書においては、本事業継続支援金を収入として計上している施設と計上していない施設があった。

3)改善案

収支報告書に計上していない施設については、総務課から、事業継続支援金は指定管理業務ではなく法人そのものに対する支援である旨の説明があったことから、指定管理業務に係る収支報告書への計上は不要と判断した上計上していない。

一方、収支報告書に計上している施設については、法人そのものに対する支援ではあるが、支援対象は指定管理者であるため計上しているとしている。以上より、必ずしも指定管理者によって収支報告上の取扱いは統一されていない。

市が作成する「公の施設の指定管理者管理運営状況評価表」の「7.財務・収支状況」における記載方法は統一したものとしている。具体的には、法人の収支報告書に載せるべきものではあるが、欄外に「町田市指定管理者事業継続支援金(2020 年度)〇千円」という文言で統一している。

今後、支援金を計上する場合は、市として統一の方法で計上するよう指導することが望ましい。

⑵【意見Ⅰ-12】「公の施設の指定管理者管理運営状況評価結果」での評価について

1)現状

市では、指定管理者制度を導入している全施設を対象として、毎年度、管理運営状況の評価を実施している。評価は、「サービスの質」等の視点から行い、その結果に基づき、一年間の管理運営状況を 5 段階(A～E)で総合的に評価している。

2)問題の所在

「サービスの質」に関する評価は、多くの施設において「施設利用者数」「施設利用率」を評価の対象としているが、2020 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの施設において当初の目標を達成できていない。特に、緊急事態宣言期間中に市の判断で施設の休止を余儀なくされている施設においては、利用者数等が大幅に減少している。この

ような状況において、評価の方法は施設によって統一されていなかった。具体的には、大幅な利用者数の減少を受けて評価も B ないし C に下げている場合や、事前に新型コロナウイルス感染症拡大を想定して事業開始前に目標値を下方修正して評価を A に維持している場合などである。

3)改善点

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う施設の休止は、指定管理者の努力で避けられるものではない。新型コロナウイルス感染症の影響が継続する場合には、影響を加味した目標値を設定することが望ましい。

Ⅱ　レクリエーション･スポーツ施設(体育館、競技場)

(Ⅰ)町田市立総合体育館外 2 施設(スポーツ振興課)

1.概要

⑴設置条例

項目	内容
設置条例名	町田市体育施設条例
条例制定日	2005 年 6 月 30 日
条例改正日	2020 年 12 月 28 日

(注) 条例改正日は調査時点の状況

⑵施設の状況

本包括外部監査においては、町田市立総合体育館、三輪みどり山球場の 2 施設を対象としているが、町田市は、町田市立総合体育館外 2 施設として、町田市立総合体育館、三輪みどり山球場、成瀬クリーンセンターテニスコートの管理について一括して指定管理者を選定している。よって、表題も町田市立総合体育館外 2 施設としている。

(町田市立総合体育館)

① 概要

項目	内容
設置の目的	市民のスポーツ及び体力づくりの推進を図り、もって市民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため
開設時期	1990 年 10 月
利用時間等	9 時～21 時
指定管理者制度の導入時期	2006 年 4 月
指定管理者制度導入前の運営形態	管理委託

② 利用状況

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)	492,323	521,786	511,804	450,627	187,855
利用件数(件)	12,615	12,704	12,743	11,938	8,364
利用料収入(千円)	62,015	62,564	60,376	63,734	34,173

(三輪みどり山球場)

① 概要

項目	内容
設置の目的	市民のスポーツ及び体力づくりの推進を図り、もって市民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため
開設時期	1985 年
利用時間等	9 時～21 時
指定管理者制度の開始時期	2006 年 4 月
指定管理者制度導入前の運営形態	管理委託

② 利用状況

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)	14,206	13,867	13,243	10,487	9,568
利用件数(件)	850	738	757	616	541
利用料収入(千円)	2,402	2,350	2,433	1,855	1,798

(3)指定管理の状況

①募集単位と指定管理者

ア 募集単位

町田市は、町田市立総合体育館外 2 施設として、町田市立総合体育館、三輪みどり山球場、成瀬クリーンセンターテニスコートの管理について一括して指定管理者を選定している。

イ 指定管理者

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
指定管理者名	スポーツ町田(株式会社ギオン・株式会社富士グリーンテック・ファシリティパートナーズ株式会社・株式会社東京綜合造園共同事業体)			スポーツでつなぐまちだパートナーズ(株式会社コナミスポーツクラブ・ミズノスポーツサービス株式会社・株式会社東急コミュニティー・株式会社 CASCAVEL FUTSAL CLUBE 共同事業体)	
分類	その他			その他	

(注)分類は、株式会社、公益法人(設置者が 1/2 以上出資した財団法人、公社等)、NPO 法人、医療法人、社会福祉法人、その他の区分

②収支状況の推移

(町田市立総合体育館)

(単位:千円)

項目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	増減
指定管理料	253,215	253,164	253,089	241,092	243,304	
体育施設利用収入	62,015	62,564	60,376	63,734	34,173	
スポーツ振興事業収入	13,044	14,437	14,831	6,954	1,574	
利用者サービス自主事業収入	4,872	5,742	5,710	10,412	6,130	
駐車場収入	29,297	29,175	28,356	26,405	12,620	
その他	7,672	9,171	7,456	719	10	
収入計	370,115	374,253	369,818	349,316	297,811	
人件費	188,029	197,270	178,136	88,767	82,910	
管理費	166,023	164,761	176,347	216,323	200,564	
スポーツ振興事業費	7,497	7,792	9,129	7,353	7,204	
利用者サービス･自主事業費	7,730	8,110	8,253	6,947	4,316	
支出計	369,279	377,933	371,865	319,390	294,994	
収支差引	836	△3,680	△2,047	29,926	2,817	
精算金	－	－	－	－	－	

(三輪みどり山球場)

(単位:千円)

項目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	増減
指定管理料	10,407	10,323	10,264	11,223	11,326	
体育施設利用収入	2,402	2,350	2,433	1,855	1,798	
利用者サービス自主事業収入	186	168	152	81	131	
その他	22	23	24	297	0	
収入計	13,017	12,864	12,873	13,456	13,255	
人件費	9,034	9,034	9,034	4,343	5,537	
管理費	4,809	4,854	4,662	6,733	10,713	
利用者サービス･自主事業費	14	309	11	0	12	
支出計	13,857	14,199	13,707	11,076	16,263	

項目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	増減
収支差引	△840	△1,335	△834	2,380	△3,008	
精算金	－	－	－	－	－	

(4)指定管理者の状況

①指定管理者(共同企業体の場合は代表団体)の概要

項目	内容
名称	コナミスポーツ株式会社
設立年月日	1973 年 3 月 14 日
主要業務の概要	スポーツクラブの開発・運営、各種スポーツ施設の運営受託、各種スポーツイベントの企画・運営等

②指定管理者による施設の主な運営財源

指定管理料及び利用料金制に基づく収入で運営

(5)指定管理者の選定手続きの状況

①概要

項目	内容
指定管理者の募集方法	公募
指定管理者の選定方法	町田市指定管理者候補者選考委員会において、選定基準表に基づき採点し、その採点結果を参考に、施設所管部は指定管理者候補者を選定する。 指定管理者候補者は、議会の議決を得て、指定管理者として指定する。
指定管理者の業務範囲	施設の運営や事業の実施に関係する「すべての業務」
指定管理者の業務内容	運営業務、施設・附属設備及び物品の維持管理、スポーツ振興事業及び自主事業の実施、利用料金の徴収業務等
応募した団体数	2 団体
議会の議決での特記事項	特になし

②選定手続きの具体的な内容

項目	内容	
応募資格	体育施設又はこれに類する施設における管理業務の実績を有する法人又はその他の団体とする。個人の応募はできない。 なお、共同事業体の場合は、上記の実績を有する団体が含まれていること。	
公募日程	募集要項の公表	2018 年 7 月 15 日
	説明会	2018 年 7 月 25 日
	募集要項等に関する質問書の受付	2018 年 7 月 26 日～8 月 2 日
	質問書に対する回答	2018 年 8 月 9 日
	申請･応募書類の受付	2018 年 8 月 27 日～31 日
	一次審査の結果発表(応募者が 4 者以上の場合)	―
	二次審査(プレゼンテーション･ヒアリング)	2018 年 10 月
	指定管理者候補者決定通知	2018 年 10 月
	市議会での議決	2018 年 12 月
	指定管理者決定通知	2019 年 1 月
選考委員	学識経験者 3 名	
審査基準	町田市体育施設条例第 6 条第 3 項 ア　これまでの実績から、施設の管理業務について相当の知識及び経験を有すること。 イ　指定管理者の行う業務を効率的かつ効果的に行うことができること。 ウ　指定管理者の行う業務を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。	

③基本協定書の締結状況

項目	内容
締結日	2019 年 1 月 21 日
指定期間	2019 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日

(6)市の指導監督(モニタリング)の状況

項目	内容
事業報告書の収受年月日	2021 年 5 月 31 日
実地調査の状況	会計･経理モニタリング(2021 年 2 月 22 日)、労働条件モニタリング(2021 年 1 月 18 日)、業務履行状況の確認(2021 年 2 月 22 日)
指示の状況	特になし

2.監査の結果及び意見

⑴【指摘事項Ⅱ（Ⅰ）-1】備品一覧について

1)現状

指定管理者の募集にあたっては、説明会の際に備品一覧が提示されている。

2)問題の所在

備品一覧は、メーカーや型番についての詳細な記載がないものもあり、維持管理の必要な機器との対応関係も不明なため、提案にあたり質問・回答による確認がなされている。

また、備品一覧については、基本協定書や年度協定書には添付されていないため、説明会の添付資料をもって貸与品の一覧として代えている。

3)改善案

維持管理の必要な備品に関する情報は、指定管理者が維持管理業務を行う上で、重要な情報であり、物品管理規則に基づき、更新された最新の備品台帳を年度協定書に添付し、双方において確認すべきである。

⑵【指摘事項Ⅱ（Ⅰ）-2】業務基準書について

1)現状

指定管理者の募集にあたっては、質問書の受付及び回答を行っており、104 項目の質問の受付と回答が行われた。募集時点において提示された業務基準書は、これらの手続において新たに共有された事項を含め、基本協定書締結までに更新され、指定管理候補者との間で取り交わされている。

2)問題の所在

更新された業務基準書は、基本協定書に添付がされておらず、別途、町田市と指定管理者との間で取り交わしが行われている。

3)改善案

業務基準書については、基本協定書に添付し、最新かつ正規の業務基準書が取り交されている旨が、契約当事者間で確認できるようにしておくべきである。

⑶【意見Ⅱ(Ⅰ)-1】3 施設一括での管理者の指定によるメリットの検証について

1)現状

町田市立総合体育館、成瀬クリーンセンターテニスコート、三輪みどり山球場の管理者の指定にあたっては、3 施設を一括して行っている。

選定されたスポーツでつなぐまちだパートナーズを含め公募した 2 団体はいずれも共同事業体による応募であった。

2)問題の所在

選定されたスポーツでつなぐまちだパートナーズにおいては、体育館はコナミスポーツクラブが、テニスコートと球場はミズノスポーツサービスが主として管理・運営を行い、選定されなかった事業者の提案においても体育館及びテニスコートと球場の主たる運営・管理者は異なっている。

町田市立総合体育館は、成瀬クリーンセンターテニスコートと比較的近接しているが、主たる運営・管理者は異なっている。また、三輪みどり山球場は、成瀬クリーンセンターテニスコートと地理的に近接しているわけではないが、同じ事業者が主として管理・運営を行っている。こうした状況において、想定されるメリットは、主として、共同発注による委託費や購買費の低減であるが、3 施設一括での管理者の指定によるメリットの検証については特に実施されていない。

3)改善案

各年度のモニタリング等で管理経費の確認は個別の施設ごとに行われており、3 施設全体での総合的な検証は行われていない。指定管理期間満了後も 3 施設一括での管理者の指定を継続するかの是非を判断するためにも、当初想定していた費用の低減や業務効率性が確保されているか、事後的に検証することが望まれる。

⑷【意見Ⅱ(Ⅰ)-2】収入状況報告及び経費状況(収支)報告の確認について

1)現状

「町田市立総合体育館外 2 施設の管理に関する基本協定書」別紙 3(3)(ア)及び(イ)に、管理に要した費用に関する事項として「収入状況報告」及び「経費状況(収支)報告」の提出を求めている。

2)問題の所在

当該施設の指定管理料については、精算対象の条項がない(事業者の当該施設における業績の多寡にかかわらず市としての支出は固定である)ため、収支報告に対して、支出内

容の確認やその金額の妥当性について、抽出された一部の支出についてのモニタリングが行われている。

3)改善案

指定管理期間の満了に伴う指定管理者の変更の際や新規の施設における指定管理者の選定にあたって指定管理者がどのような支出内容により事業運営を行っているかを理解しておくことは有用である。また、そのことが、民間のノウハウを今後の行政運営に取り入れることにもなるものと思われるため、支出の事実関係の確認だけではなく、当該支出がどのように事業運営に活かされているのかという観点でのモニタリングの実施が望まれる。

⑸【意見Ⅱ(Ⅰ)-3】指定管理料の妥当性の検証について

1)現状

当該施設については、いずれも利用料金制が採用されている。指定管理者の選考にあたっては、評価項目として提案金額、その評価の視点としては、提案内容に対して適正な金額か、効率的かつ確実性のある収支計画になっているかが評価されている。

2)問題の所在

指定管理者の選考にあたっては、過去の指定管理料や応募団体が提案した指定管理料の比較は行われるが、市直営で行った場合との比較は行われていない。これは、指定管理制度を導入しようとする時点で、民間委託の優位性が前提となっていること、現状の町田市の体制で実施した場合に費用が過大になることが予想され、かつ、そもそも適切なサービス提供ができる体制がないことが理由である。

3)改善案

当初直営で実施した場合の費用が過大になるとしても、継続して市が運営していくことによるサービス向上や費用逓減がなされた上で、中長期的に優位性がないことを検討されたい。

⑹【意見Ⅱ(Ⅰ)-4】利用者アンケートの分析について

1)現状

利用者のニーズを把握するため、「町田市立総合体育館外 2 施設の管理に関する基本協定書」別紙 3⑵(ウ)に、「施設利用者へのアンケートや懇談会等の実施と分析」を報告書に記載することを求めている。

2)問題の所在

「分析」の定義については、様々な考えがあるが、現状の報告内容は、アンケートの結果を整理したにとどまり、結果に対する原因や課題の抽出、今後の対応策に関する提言は行われていない。

3)改善案

アンケート結果に基づく広義の分析や検討は、報告書提出後の協議や管理運営状況評価において行われているとのことであるが、民間のノウハウを活かすという指定管理制度の趣旨において、利用者ニーズの分析と対応策の検討は、最重要視されている要素の一つである。指定管理者に対して、より深い分析結果と今後への提言について報告書において言及するよう求める必要がある。

(Ⅱ)緑ヶ丘グラウンド(スポーツ振興課)

1.概要

⑴設置条例

項目	内容
設置条例名	町田市体育施設条例
条例制定日	2005 年 6 月 30 日
条例改正日	2020 年 12 月 28 日

(注) 条例改正日は調査時点の状況

⑵施設の状況

①概要

項目	内容
設置の目的	市民のスポーツ及び体力づくりの推進を図り、もって市民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため
開設時期	2018 年 11 月
利用時間等	9 時～17 時
指定管理者制度の開始時期	2018 年 11 月
指定管理者制度導入前の運営形態	―

②利用状況

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)	―	―	4,838	17,252	13,313
利用件数(件)	―	―	363	816	684
利用料収入(千円)	―	―	322	739	658

(3)指定管理の状況

①指定管理者

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
指定管理者名	―	―	スポーツ緑ヶ丘(株式会社ギオン・株式会社富士グリーンテック・ファシリティパートナーズ株式会社・株式会社東京綜合造園・一般社団法人町田スポーツ文化ネットワーク・特定非営利活動法人町田 JFC 共同事業体)		
分類	―	―	その他		

(注)分類は、株式会社、公益法人(設置者が 1/2 以上出資した財団法人、公社等)、NPO 法人、医療法人、社会福祉法人、その他の区分

②収支状況の推移

(単位:千円)

項目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	増減
指定管理料	―	―	8,372	17,659	17,960	
施設利用	―	―	322	739	658	
スポーツ振興事業	―	―	46	46	156	
自主事業	―	―	59	426	210	
その他	―	―	28	43	135	
収入計	―	―	8,827	18,913	19,119	
人件費	―	―	2,270	8,639	8,722	
管理運営費	―	―	5,300	7,506	7,930	
スポーツ振興事業費	―	―	525	316	265	
利用者サービス自主事業費	―	―	57	212	120	
その他	―	―	267	775	771	
支出計	―	―	8,419	17,448	17,808	
収支差引	―	―	408	1,465	1,311	

項目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	増減
精算金	－	－	－	－	－	／

(4)指定管理者の状況

①指定管理者(共同企業体の場合は代表団体)の概要

項目	内容
名称	株式会社ギオン
設立年月日	1972 年 5 月 20 日
主要業務の概要	総合物流業(主に食品及び自動車関連部品)、公の施設の指定管理業務

②指定管理者による施設の主な運営財源

指定管理料及び利用料金制に基づく収入で運営

(5)指定管理者の選定手続きの状況

①概要

項目	内容
指定管理者の募集方法	公募
指定管理者の選定方法	町田市指定管理者候補者選考委員会において、選定基準表に基づき採点し、その採点結果を参考に、施設所管部は指定管理者候補者を選定する。 指定管理者候補者は、議会の議決を得て、指定管理者として指定する。
指定管理者の業務範囲	施設の運営や事業の実施に関係する「すべての業務」
指定管理者の業務内容	運営業務、施設・附属設備及び物品の維持管理、スポーツ振興事業及び自主事業の実施、利用料金の徴収業務等
応募した団体数	1 団体
議会の議決での特記事項	特になし

②選定手続きの具体的な内容

項目	内容	
応募資格	地域のスポーツ振興に寄与することを目的として設立した団体であり、地域のスポーツニーズに応じたスポーツ活動の活性化を図ることができる団体とする。個人の応募はできない。 なお、共同事業体の場合は、上記の実績を有する団体が含まれていること。	
公募日程	募集要項の公表	2017 年 9 月 1 日
	説明会	2017 年 9 月 8 日
	募集要項等に関する質問書の受付	2017 年 9 月 8 日～12 日
	質問書に対する回答	2017 年 9 月 15 日
	申請・応募書類の受付	2017 年 9 月 19 日～22 日
	一次審査の結果発表(応募者が 4 者以上の場合)	―
	二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	2017 年 11 月
	指定管理者候補者決定通知	2017 年 11 月
	市議会での議決	2018 年 3 月
	指定管理者決定通知	2018 年 4 月
選考委員	学識経験者 3 名	
審査基準	町田市体育施設条例第 6 条第 3 項 ア　これまでの実績から、施設の管理業務について相当の知識及び経験を有すること。 イ　指定管理者の行う業務を効率的かつ効果的に行うことができること。 ウ　指定管理者の行う業務を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。	

③基本協定書の締結状況

項目	内容
締結日	2018 年 9 月 1 日
指定期間	2018 年 11 月 1 日～2023 年 3 月 31 日

(6)市の指導監督(モニタリング)の状況

項目	内容
事業報告書の収受年月日	2021 年 5 月 31 日
実地調査の状況	会計・経理モニタリング(2021 年 1 月 21 日)、労働条件モニタリング(2021 年 1 月 21 日)、業務履行状況の確認(2021 年 1 月 21 日)
指示の状況	特になし

2.監査の結果及び意見

⑴【指摘事項Ⅱ(Ⅱ)-1】未納税額がある場合の欠格事由について

1)現状

「(仮称)緑ヶ丘グラウンド指定管理者募集要項」Ⅱ2⑵オ(サ)に、応募書類として「都税、法人税、消費税及び地方消費税等の各納税証明書(直近１年間)」の提出を求めている。

2)問題の所在

指定管理者に選定された共同事業体の構成事業者の 1 者について、法人税の延滞税に係る未納税額の記載のある納税証明書(平成 29 年 9 月 14 日付)が提出されていた。これは、形式的には、「(仮称)緑ヶ丘グラウンド指定管理者募集要項」Ⅱ1⑵イの欠格事由に該当するが、本件に関しては、平成 29 年 9 月 19 日付の延滞税の領収証書を確認することにより、欠格事由に該当するものとはせず、選考の対象としている。しかしながら、選考過程において、欠格事由としない旨の意思決定がなされた経緯に関する記録はなかった。

3)改善案

納税証明書発行日時点で、法人税の納付は済んでおり、町田市は、2017 年 11 月 13 日の指定管理者候補者選考委員会の開催以前の 2017 年 9 月 19 日に当該延滞税が納付されたことを確認している。未納税額は少額でもあり、実質的なリスクは低いとは考えられるが、形式的には欠格事由に該当するため、実質的に欠格事由に該当しない旨の判断を行ったのであれば、その意思決定の経緯を明確にしておくべきである。特に未納税額納付の確認については、改めて、指定管理者候補者選考委員会開催以前の日付の納税証明書を徴取し、保存しておくべきである。また、今後同様の事態が生じた場合に備え、税の未納に関する欠格事由の具体的な取扱方法について、明確に定めておくべきである。

⑵【指摘事項Ⅱ(Ⅱ)-2】業務基準書について

1)現状

「緑ヶ丘グラウンドの管理に関する基本協定書」第６条第２項に、「業務の細目は、緑ヶ丘グラウンド業務基準書(以下「業務基準書」という。)に定めるとおりとする」と規定されている。

2)問題の所在

業務基準書は、基本協定書に添付がされておらず、別途、町田市と指定管理者との間で取り交わしが行われている。

3)改善案

業務基準書については、基本協定書に添付し、最新かつ正規の業務基準書が取り交されている旨が、契約当事者間で確認できるようにしておくべきである。

⑶【指摘事項Ⅱ(Ⅱ)-3】備品台帳について

1)現状

「緑ヶ丘グラウンドの管理に関する基本協定書」別紙 2 管理物件⑵に、「管理物品(※詳細については、備品台帳を参照のこと。)」と記載されている。

2)問題の所在

備品台帳については、基本協定書や年度協定書には添付されていなかった。

3)改善案

維持管理の必要な備品に関する情報は、指定管理者が維持管理業務を行う上で、重要な情報であり、物品管理規則に基づき、更新された最新の備品台帳を年度協定書に添付し、双方において確認すべきである。

⑷【指摘事項Ⅱ(Ⅱ)-4】事業報告書の確認について

1)現状

「緑ヶ丘グラウンドの管理に関する基本協定書」第 19 条第 1 項に、「乙は、毎月、上半期及び年度の終了後、甲が指定する期日までに事業報告書を提出しなければならない」と規定されている。

2)問題の所在

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための施設の閉鎖により不要となった 4 月、5 月の日常基盤整備について、上半期の報告書においては、未実施と記載されていたが、年度の報告書においては、実施済みと記載されていた。

3)改善案

正確な事業報告書の作成を指定管理者に対して求めるとともに、報告書確認時の検証を強化すべきである。

Ⅲ レクリエーション・スポーツ施設(休養施設)

(Ⅰ)町田市自然休暇村(大地沢青少年センター)

1.概要

⑴設置条例

項目	内容
設置条例名	町田市自然休暇村条例
条例制定日	2005 年 6 月 30 日
条例改正日	2020 年 12 月 28 日

(注) 条例改正日は調査時点の状況

⑵施設の状況

①概要

項目	内容
設置の目的	市民の自然と親しむレクリエーション活動並びに青少年の社会教育活動及び学校教育活動の普及振興を図り、もって市民及び青少年の健康で文化的な生活の向上に寄与するため
開設時期	1977 年 7 月
利用時間等	通年。毎月第 2 火・水曜日(左記が祝日時は第 3 火・水曜日)は休業。
指定管理者制度の導入時期	2006 年 4 月
指定管理者制度導入前の運営形態	管理委託

②利用状況

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)	10,282	10,476	9,424	9,595	3,406
利用件数					
本館(室)	2,342	2,331	2,174	2,331	799
キャビン(棟)	566	611	534	564	345
テント(区画)	114	143	105	107	72
利用料収入(千円)	37,880	37,743	35,851	36,716	11,619

(3)指定管理の状況

①指定管理者

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
指定管理者名	川上村振興公社				
分類	その他				

(注)分類は、株式会社、公益法人(設置者が 1/2 以上出資した財団法人、公社等)、NPO 法人、医療法人、社会福祉法人、その他の区分

②収支状況の推移

(単位:千円)

項目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	増減
指定管理料	89,325	89,303	87,902	91,128	85,446	
利用料収入	37,880	37,743	35,851	36,716	11,619	
その他	7	5	3	2	1	
収入計	127,212	127,051	123,756	127,846	97,066	
人件費	39,658	44,414	42,228	45,458	43,012	
物件費						
光熱水費	5,284	5,870	5,500	5,766	4,241	
委託料	23,542	23,869	22,539	22,975	22,894	
その他	44,851	43,442	41,869	44,103	20,095	
物件費 計	73,677	73,181	69,908	72,844	47,230	
その他	12,314	12,376	11,271	11,238	10,629	
支出計	125,649	129,971	123,407	129,540	100,871	
収支差引	1,563	△2,920	349	△1,694	△3,805	
精算金	207	109	462	0	4,971	

(4)指定管理者の状況

①指定管理者(共同企業体の場合は代表団体)の概要

項目	内容
名称	一般財団法人 川上村振興公社
設立年月日	1989 年 7 月 5 日
主要業務の概要	川上郷広報事業 自然を利用した都市との交流事業 各種イベント等による、村のイメージアップに関する事業 青少年の健全育成に関する事業 環境緑化事業 公共施設等の管理運営受託事業 川上村営バスの運転業務受託事業

②指定管理者による施設の主な運営財源

指定管理料及び利用料金制に基づく収入で運営

⑸指定管理者の選定手続きの状況

①概要

項目	内容
指定管理者の募集方法	非公募
指定管理者の選定方法	行政内部の担当者等のみでの審査
指定管理者の業務範囲	施設の運営や事業の実施に関係する「すべての業務」
指定管理者の業務内容	・市民の宿泊等に関すること。 ・学校の教育活動の利用に関すること。 ・市長が必要と認める事業。
申請書を提出した団体数	1 団体
議会の議決での特記事項	特になし

②選定手続きの具体的な内容

指定管理者の募集方法は、非公募により行っている。

項目	内容
審査基準	町田市自然休暇村条例第 6 条第 3 項 ア　これまでの実績から、施設の管理業務について相当の知識及び経験を有すること。 イ　指定管理者の行う業務を効率的かつ効果的に行うことができること。 ウ　指定管理者の行う業務を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

③基本協定書の締結状況

項目	内容
協定書の締結日	2019 年 4 月 1 日
指定期間	2019 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日

⑹市の指導監督(モニタリング)の状況

項目	内容
事業報告書の収受年月日	2021 年 3 月 31 日
実地調査の状況	2021 年 3 月 23 日に市が行う指定管理者へのモニタリングを実施
指示の状況	会計では問題なし。労働条件にて、一部是正依頼をした。

2.監査の結果及び意見

⑴【指摘事項Ⅲ(Ⅰ)-1】指定管理者選考の日程について

1)現状

町田市自然休暇村の指定管理者の選考にあたり、募集要項及び仕様書は 2018 年 7 月 11 日(水)に提示されている。一方で、募集要項に記載された申請書の提出期限は 2018 年 7 月 16 日(月)、実際の申請書提出日は 2018 年 7 月 12 日、申請にあたっての添付書類である履歴事項全部証明書や納税証明書の日付は 2018 年 7 月 9 日であった。

2)問題の所在

実際には、募集要項及び仕様書の提示以前に事業者との情報交換は行われているため、募集要項の提示日と提出期限までの間が 3 営業日としても、申請書の提出にあたり支障はなく、実際、提示日の翌日に申請書が作成されていた。しかしながら、募集要項及び仕様書の提示から申請書の提出期限まで、郵送による提出も考慮すると 3 営業日しかないのは準備期間として短すぎるといえる。

3)改善案

申請書作成に必要十分な準備期間を設けて、提出期限を設定すべきである。

⑵【意見Ⅲ(Ⅰ)-1】非公募による指定について

1)現状

町田市では、1973 年から 1975 年にかけて市民のための保養休養施設の建設候補地を探していたところ、長野県川上村にその適地を見つけ、1975 年に現在地を自然休暇村の候補地として決定し、1977 年に開所した。町田市自然休暇村の管理運営については、当初は町田市直営で行っていたが、本館建設等の施設拡充に伴い、1985 年に、町田市から川上村に管理運営を委託する旨の協議を行った。川上村では町田市からの政策的事業の委託方針を受けて町田市自然休暇村の受託方法について検討に入り、1989 年の本館オープンにあわせて、財団法人川上村振興公社(現在の一般財団法人川上村振興公社)が設立され、財団法人川上村振興公社による管理運営業務を開始した。指定管理者制度を導入した 2006 年 4 月以降は継続して財団法人川上村振興公社(2012 年 4 月 1 日から一般財団法人川上村振興公社)を指定管理者として指定し、現在に至っている。このような経緯を踏まえ、町田市は、指定管理者候補の選考について公募によらないこととし、非公募による指定を行っている。

2)問題の所在

町田市自然休暇村の本館建設に伴う管理運営委託のために川上村が財団法人川上村振興公社を設立したという経緯を考慮すると、非公募による指定のほかに選択肢がなく、結果として、町田市自然休暇村の事業の継続性については、開設以来、公社が一貫して運営を担っている状況となっている。

3)改善案

現在、一般財団法人川上村振興公社とは、様々な形の情報交換を行うとともに公の施設の指定管理者管理運用状況評価等のモニタリングを実施しているが、今後も、非公募による指定のほかに選択肢がないことに留意し、一般財団法人川上村振興公社及びその所管自治体である川上村との密な情報交換を継続的に実施していく必要がある。

⑶【意見Ⅲ(Ⅰ)-2】指定管理料の妥当性について

1)現状

市は、町田市自然休暇村の指定管理者の選考については、公募によらないこととし、非公募による指定を行っている。現状、指定管理料の妥当性については、主に過年度における委託料や指定管理料との比較において検討されている。

また、一般財団法人川上村振興公社は、三鷹市の同種施設の指定管理者として指定されていることから、当該施設に関する情報は入手しているが、規模感も異なるため、比較検討の材料としては使用されていない。

2)問題の所在

非公募による指定が継続し、他者の見積もりによる比較ができず、ゼロベースでの費用の検討が行われにくい状況となっている。

また、町田市が公表している 2021 年度施設別受益者負担割合一覧表の受益者負担割合（実績）によれば、受益者負担割合は、2018 年度から、52.1%、56.1%、20.6%と推移している。なお、受益者負担割合(実績)は、各施設の使用料をサービス原価で除して算定しているものである。

町田市は、「受益者負担の適正化に関する基本方針」を作成・公表しているが、その中では、市が提供する公共サービスを以下の図のとおり 4 つのサービス区分に分類し、それぞれのあるべき受益者負担割合を提示している。

図 1 サービス区分(4 区分)

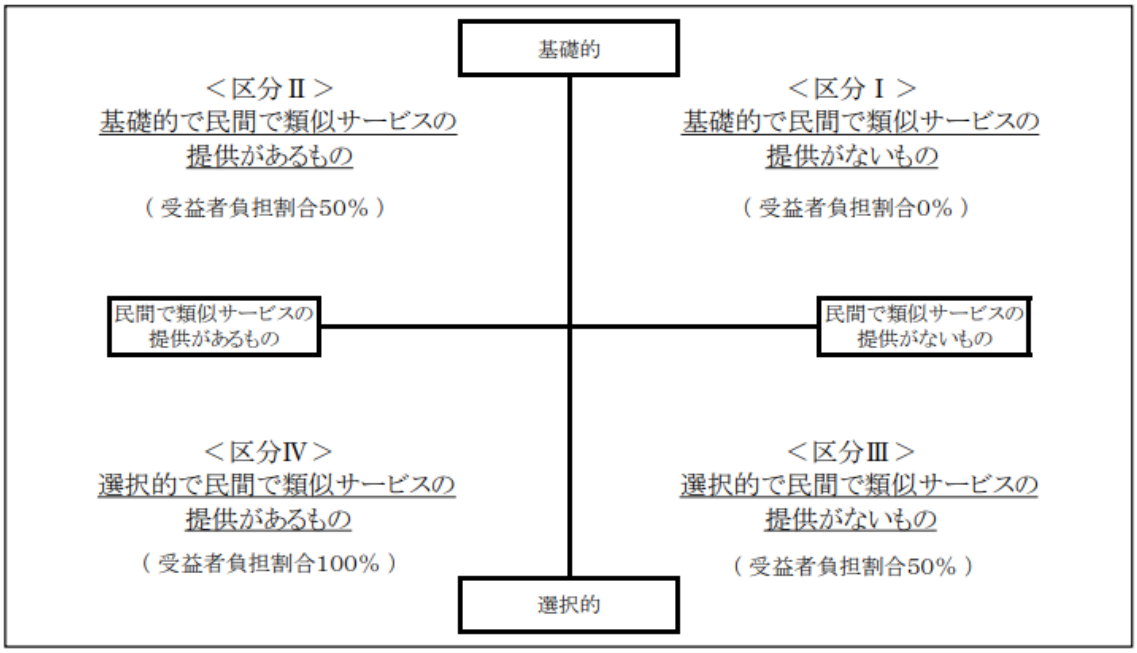

出所)「受益者負担の適正化に関する基本方針」(2019 年 2 月改訂)

ここで、自然休暇村は、選択的で民間で類似サービスの提供があるものとして、プール、テニスコート、体育館、駐車場などとともに、<区分Ⅳ>に分類されており、受益者負担割合は、他の区分に比べて行政が提供する必然性が少なく、また、選択性が高く、採算的なサービスであるものであり、サービスに係る費用は受益者が負担するものとして、100%としている。

自然休暇村の場合、実際には、一定程度の指定管理料という公費が投入されることは致し方ないが、過去 3 年で受益者負担割合が最も高い 56.1%と比較しても、100%とのギャップがある。

自然休暇村の設置目的は、「市民の自然と親しむレクリエーション活動並びに青少年の社会教育活動及び学校教育活動の普及振興を図り、もって市民及び青少年の健康で文化的な生活の向上に寄与するため」とされているが、市民の福利厚生施設としての役割と学童を中心とする教育的施設としての役割が混在している。

3)改善案

市としては、自然休暇村のあるべき受益者負担割合を 100%としている以上、今後も公費ゼロを目指すべきとなるが、教育的施設としては、一定程度の公費負担がされることは妥当であるとした場合でも、福利厚生施設として、どの水準まで公費が投入されるべきかについては検討が必要である。言い換えると、福利厚生施設としての役割と教育的施設としての役割が混在している自然休暇村において、あるべき受益者負担割合がどの程度が妥当であるかについては、現状の受益者負担割合が妥当か否かを判断するためにも、検討する必要がある。

(4)【意見Ⅲ(Ⅰ)-3】業務仕様書について

1)現状

指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、「町田市自然休暇村指定管理者業務仕様書」に記載されている。

2)問題の所在

業務仕様書は、指定管理者による業務実施にあたっての業務基準を定めるものであるが、清掃をはじめとする日常や定期的な業務の頻度や客室における消耗品類の具体的な内容、配置すべき従業員の員数の詳細な内容などが記載されていないなど、具体的な数量の記載がされていない箇所や一部抽象的な表現となっている箇所が見受けられた。

3)改善案

当該施設に関しては、一般財団法人川上村振興公社が継続して受託しているため、詳細な業務基準が定義されていない状況であっても特に支障なく管理運営業務は実施されているが、業務仕様書は、指定管理者管理運営状況評価の業務履行状況の確認の前提となるものであり、可能な限り、具体的かつ定量的に定義することを検討する必要がある。

(5)【意見Ⅲ(Ⅰ)-4】精算項目の確認について

1)現状

「2020 年度町田市自然休暇村の管理に関する年度協定書」第３条２項に、「精算を行う項目は、施設内修繕費、施設外修繕費、車輌整備・管理費、灯油代とする」、また、同条第３項に、「乙は、前項に規定する項目について、年度会計期間終了後、直ちに支払を受けた経費の額を確定し、速やかに執行の状況を明らかにした精算書を甲に提出しなければならない」と定められている。

また、市は、「町田市指定管理者制度運用マニュアル」において、試査ベースでの「会計・経理モニタリング」を実施すべきことを定めている。

2)問題の所在

所管課である大地沢青少年センターは、年度協定書第３条第３項における精算書に基づき精算を行っている。また、「会計・経理モニタリング」の実施も適切に行っているが、期中かつ試査ベースによる検証のため、精算書の全ての支出について、請求書、領収書、預金通帳等の原始証憑による確認は行われていなかった。

3)改善案

精算を行う支出については、実施が翌年度となったとしても全件の精査を行う必要がある。

(6)【意見Ⅲ(Ⅰ)-5】管理物件の修繕等について

1)現状

町田市自然休暇村の管理に関する基本協定書第16条において、管理物件の修繕等については、両者協議の上、1件につき概ね150万円(消費税含む)以上のものについては、町田市が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき概ね150万円(消費税含む)未満のものについては、指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとされている。

2)問題の所在

2021年10月11日に町田市自然休暇村に往査を行ったところ、本館109号室において躯体のゆがみに起因すると思われる網戸の不具合と、本館110号室において同じく躯体のゆがみに起因すると思われる天井や畳部分のゆがみが発生していた。両客室共に、割り当ての優先度は下げてはいるため、使用頻度は低くなっているが、110号室に関しては、間取りが他の客室と異なることもあり、希望がある場合においては、割り当てを行っている。当該不具合については、既に町田市との協議を開始しているとのことであるが、安全性の確認や概算費用の見積については、実施されていない。

図 2 109号室の網戸の不具合(監査人撮影)

図 3 110 号室の天井のゆがみ(監査人撮影)

3)改善案

有償の施設として、不適当な状況であるため、引き続き協議を進め、安全性の確認や概算費用の見積を実施した上で、修繕を行う必要がある。

Ⅳ 産業振興施設

(Ⅰ)町田市ふるさと農具館(農業振興課)

1.概要

⑴設置条例

項目	内容
設置条例名	町田市ふるさと農具館条例
条例制定日	2005 年 10 月 17 日
条例改正日	2009 年 4 月 1 日

(注)条例改正日は調査時点の状況

⑵施設の状況

①概要

項目	内容
設置の目的	町田の農業を後世に継承するため、また多くの市民に農業への理解を深めてもらうため
開設時期	1992 年 11 月
利用時間等	火～日曜日　9 時 30 分～16 時 30 分 (11～1 月は 9 時 30 分～16 時)
指定管理者制度の導入時期	2006 年 4 月
指定管理者制度導入前の運営形態	管理委託

②利用状況

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)	29,159	27,204	23,159	19,880	13,722
団体利用件数(件)	61	48	67	59	19

⑶指定管理の状況

①指定管理者

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
指定管理者名	七国山ふれあいの里組合				
分類	その他				

(注)分類は、株式会社、公益法人(設置者が 1/2 以上出資した財団法人、公社等)、NPO 法人、医療法人、社会福祉法人、その他の区分

②収支状況の推移

(単位:千円)

項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	増減
指定管理料	6,258	6,533	6,462	6,606	6,850	
自主事業	2,002	2,216	2,039	1,096	984	
収入計	8,260	8,749	8,501	7,702	7,834	
人件費	4,286	4,383	4,467	4,558	4,885	
維持管理経費	1,046	1,202	1,045	1,054	1,094	
自主事業	1,954	2,518	2,633	2,065	1,107	
その他	925	949	949	994	870	
支出計	8,211	9,052	9,094	8,671	7,956	
収支差引	49	△303	△593	△969	△122	
精算金	122	53	36	19	0	

(4)指定管理者の状況

①指定管理者(共同企業体の場合は代表団体)の概要

項目	内容
名称	七国山ふれあいの里組合
設立年月日	1990年4月2日
主要業務の概要	①野津田地域の地場農産物の生産性向上と流通促進 ②自然環境の保持 ③地域の活性化

②指定管理者による施設の主な運営財源

指定管理料及び自主事業の売上金で運営

(5)指定管理者の選定手続きの状況

①概要

項目	内容
指定管理者の募集方法	公募
指定管理者の選定方法	町田市指定管理者候補者選考委員会において、選定基準表に基づき採点し、その採点結果を参考に、施設所管部は指定管理者候補者を選定する。 指定管理者候補者は、議会の議決を得て、指定管理者として指定する。
指定管理者の業務範囲	施設の運営や事業の実施に関係する「すべての業務」

項目	内容
指定管理者の業務内容	①施設の管理運営に関する業務 ②なたね油製造に関する業務 ③裏山散策緑地の管理に関する業務
応募した団体数	1 団体
議会の議決での特記事項	特になし

②選定手続きの具体的な内容

項目	内容	
応募資格	町田市ふるさと農具館又はこれに類する施設における管理業務の実績を有する法人又はその他の団体で、市民に農業に関する知識の普及が図れること。	
公募日程	募集要項の公表	2018 年 4 月 15 日
	説明会	2018 年 4 月 25 日
	募集要項等に関する質問書の受付	2018 年 5 月 1 日～2 日
	質問書に対する回答	2018 年 5 月 11 日
	申請･応募書類の受付	2018 年 5 月 14 日～18 日
	一次審査の結果発表(応募者が 4 者以上の場合)	―
	二次審査(プレゼンテーション･ヒアリング)	2018 年 6 月 25 日
	指定管理者候補者決定通知	2018 年 7 月 26 日
	市議会での議決	2018 年 9 月 28 日
	指定管理者決定通知	2018 年 9 月 28 日
選考委員	学識経験者 3 名	
審査基準	町田市ふるさと農具館条例第 5 条第 3 項 ア　これまでの実績から、施設の管理業務について相当の知識及び経験を有すること。 イ　指定管理者の行う業務を効率的かつ効果的に行うことができること。 ウ　指定管理者の行う業務を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。	

③基本協定書の締結状況

項目	内容
締結日	2019 年 4 月 1 日
指定期間	2019 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日

⑹市の指導監督(モニタリング)の状況

項目	内容
事業報告書の収受年月日	2021 年 3 月 31 日
実地調査の状況	2021 年 3 月 3 日に労働条件及び会計・経理実施状況のモニタリング調査を実施
指示の状況	会計・経理のチェック体制及び法定三帳簿、労働条件通知に関して改善指導済

2.監査の結果及び意見

⑴【指摘事項Ⅳ(Ⅰ)-1】備品台帳について

1)現状

「町田市ふるさと農具館の管理運営に関する基本協定書」第 14 条第 1 項に、甲の備品等の貸与として「甲は、備品等を、無償で乙に貸与する」、また、「町田市ふるさと農具館指定管理者業務仕様書」8⑵に「指定管理者は、市から貸与を受けている備品については、善良なる管理者としての注意義務をもって使用し、備品台帳による管理をするものとする」と定められている。

2)問題の所在

備品台帳については、基本協定書や年度協定書には添付されていなかった。

3)改善案

当初貸与品となる備品台帳については、年度協定書に添付すべきである。

⑵【指摘事項Ⅳ(Ⅰ)-2】基本協定書と年度協定書の整合性について

1)現状

精算の対象として、「町田市ふるさと農具館の管理運営に関する基本協定書」第 24 条第 1 項では「修繕費等」、「町田市ふるさと農具館指定管理者業務仕様書」7⑵エ①では「電気料金、水道料金及び下水道料金、並びに燃料費、修繕費」、「町田市ふるさと農具館の管理運営に関する年度協定書」第 4 条第 4 項では「修繕費」と定められている。

「町田市ふるさと農具館の管理運営に関する基本協定書」第 8 条第 2 項に基本協定書と事業計画書の間に矛盾または齟齬のある場合の規定はあるが、基本協定書と年度協定書の間に対する規定はない。

2)問題の所在

精算の対象は、指定管理期間当初は、水道光熱費も対象とされていたが、2020 年度から修繕費のみとされた。結果として、基本協定書と年度協定書の間に齟齬が生じることとなっている。

3)改善案

業務仕様書を含む基本協定書の改訂を行うか、年度協定書が基本協定書に優先する旨を年度協定書に記載すべきである。

(3)【指摘事項Ⅳ(Ⅰ)-3】指定管理料積算根拠の適切な情報提供について

1)現状

「町田市ふるさと農具館の管理運営に関する基本協定書」第 27 条第 1 項に、加入すべき施設賠償責任保険の保証限度額が定められている。

2)問題の所在

「町田市ふるさと農具館指定管理者募集要項」及び「町田市ふるさと農具館指定管理者業務仕様書」には、加入すべき施設賠償責任保険の保証限度額の定めがない。

3)改善案

施設賠償責任保険の保証限度額は、費用ひいては指定管理料の見積にあたって、必要な項目であり、「町田市ふるさと農具館指定管理者募集要項」及び「町田市ふるさと農具館指定管理者業務仕様書」の提示段階で、明記すべきである。

(4)【意見Ⅳ(Ⅰ)-1】入館者数の報告について

1)現状

ふるさと農具館への入館者数については、月次業務報告において、展示施設としてのふるさと農具館への入館者数と野菜販売や散策の休憩のためにふるさと農具館の敷地内に訪問した人数が報告されている。また、年度の事業報告としての「2020 年度町田市ふるさと農具館の事業報告について」別紙 1 において、月別入館者数と延べ入館者数が報告されている。

2)問題の所在

年度の事業報告における入館者数の定義は、ふるさと農具館への入館者数ではなく、

多くが、野菜販売や散策の休憩のために敷地内に訪問した人数である。延べ入館者数については、公の施設の指定管理者管理運営状況評価における指標の一つとされている。

3)改善案

地域交流の場でもあるため、現在の入館者数も意味のある統計であるが、展示施設としてのふるさと農具館への入館者に関しても月次業務報告による統計だけでなく、年度報告としても報告することが望ましい。また、必要があれば、公の施設の指定管理者管理運営状況評価における施設利用者数の指標に含めることも検討されたい。

(Ⅱ)町田市七国山ファーマーズセンター(農業振興課)

1.概要

⑴設置条例

項目	内容
設置条例名	町田市七国山ファーマーズセンター条例
条例制定日	2005 年 10 月 17 日
条例改正日	2009 年 4 月 1 日

(注)条例改正日は調査時点の状況

⑵施設の状況

①概要

項目	内容
設置の目的	市民の農とのふれあいの場及び地域交流の場を提供するため
開設時期	1993 年 9 月
利用時間等	火～日曜日 9 時～17 時 (11～1 月は 9 時～16 時 30 分)
指定管理者制度の導入時期	2006 年 4 月
指定管理者制度導入前の運営形態	管理委託

②利用状況

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)	11,148	8,549	8,273	6,901	5,113
団体利用件数(件)	76	73	77	68	36

⑶指定管理の状況

①指定管理者

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
指定管理者名	町田市農業協同組合				
分類	その他				

(注)分類に、株式会社、公益法人(設置者が 1/2 以上出資した財団法人、公社等)、NPO 法人、医療法人、社会福祉法人、その他の区分

②収支状況の推移

(単位:千円)

項目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	増減
指定管理料	4,511	4,511	4,511	4,163	4,204	
自主事業	56	51	55	0	0	
収入計	4,567	4,562	4,566	4,163	4,204	
人件費	2,510	2,461	2,157	1,878	1,895	
維持管理経費	1,742	2,050	2,091	2,285	2,309	
自主事業	51	46	50	0	0	
その他	259	0	263	0	0	
支出計	4,562	4557	4,561	4,163	4,204	
収支差引	5	5	5	0	0	
精算金	259	0	263	348	306	

⑷指定管理者の状況

①指定管理者(共同企業体の場合は代表団体)の概要

項目	内容
名称	町田市農業協同組合
設立年月日	1988 年 4 月 1 日
主要業務の概要	農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図り、もって国民経済の発展に寄与する

②指定管理者による施設の主な運営財源

指定管理料のみで運営

⑸指定管理者の選定手続きの状況

①概要

項目	内容
指定管理者の募集方法	公募
指定管理者の選定方法	町田市指定管理者候補者選考委員会において、選定基準表に基づき採点し、その採点結果を参考に、施設所管部は指定管理者候補者を選定する。 指定管理者候補者は、議会の議決を得て、指定管理者として指定する。
指定管理者の業務範囲	施設の運営や事業の実施に関係する「すべての業務」
指定管理者の業務内容	①施設の管理運営に関する業務 ②講習室及び休憩室の利用に関する業務 ③農作業の指導に関する業務
応募した団体数	1 団体
議会の議決での特記事項	特になし

②選定手続きの具体的な内容

項目	内容	
応募資格	町田市七国山ファーマーズセンター又はこれに類する施設における管理業務の実績を有する法人又はその他の団体で、市民に農業に関する知識の普及が図れること。	
公募日程	募集要項の公表	2018 年 4 月 15 日
	説明会	2018 年 4 月 24 日
	募集要項等に関する質問書の受付	2018 年 5 月 1 日～2 日
	質問書に対する回答	2018 年 5 月 11 日
	申請・応募書類の受付	2018 年 5 月 14 日～18 日
	一次審査の結果発表(応募者が 4 者以上の場合)	―
	二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	2018 年 6 月 25 日
	指定管理者候補者決定通知	2018 年 7 月 26 日
	市議会での議決	2018 年 9 月 28 日
	指定管理者決定通知	2018 年 9 月 28 日
選考委員	学識経験者 3 名	
審査基準	町田市七国山ファーマーズセンター条例第 5 条第 3 項 ア これまでの実績から、施設の管理業務について相当の知識及び経験を有すること。 イ 指定管理者の行う業務を効率的かつ効果的に行うことができること。 ウ 指定管理者の行う業務を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。	

③基本協定書の締結状況

項目	内容
締結日	2019 年 4 月 1 日
指定期間	2019 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日

(6)市の指導監督(モニタリング)の状況

項目	内容
事業報告書の収受年月日	2021 年 4 月 9 日
実地調査の状況	2021 年 2 月 24 日に労働条件及び会計・経理実施状況のモニタリング調査を実施
指示の状況	特になし

2.監査の結果及び意見

(1)【指摘事項Ⅳ(Ⅱ)-1】指定管理料の支払について

1)現状

「町田市七国山ファーマーズセンターの管理運営に関する年度協定書」第 4 条第 3 項に、「指定管理料は、乙の請求に基づき、四半期分を 4 月及び 7 月、10 月、1 月に支払うものとする」と定められている。

2)問題の所在

4 月に支払予定の指定管理料については、新型コロナウイルス感染症の影響から 2020 年度の指定管理料についての協議が行われ、その確定に時間がかかったことから、請求が 6 月 18 日になされ、7 月に支払われていた。

3)改善案

協議の結果として、年度の指定管理料に変更が生じたとしても、支払については、四半期ごとに発生するものでもあることから、第 2 回目以降の支払において調整することは可能である。新型コロナウイルス感染症による影響については、特に指定管理者の責めに帰すべき事項ではないため、第 1 四半期の支払については、スケジュールどおり行い、必要があれば、第 2 回目以降の支払において調整すべきである。

また、同様の事態が今後発生することも想定し、支払が延滞した際の規定(延滞金の取決め等)を基本協定書に記載することも検討すべきである。

Ⅴ 基盤施設(公営住宅)

(Ⅰ)金森市民住宅･忠生市民住宅(住宅課)

1.概要

⑴設置条例

項目	内容
設置条例名	町田市特定公共賃貸住宅条例
条例制定日	1996 年 3 月 29 日
条例改正日	2019 年 4 月 1 日

（注）条例改正日は調査時点の状況

⑵施設の状況

①概要

項目	内容
設置の目的	中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅を供給することにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、市民の生活の安定と良好な地域形成に資するため
開設時期	金森市民住宅:1996 年 5 月 1 日 忠生市民住宅:2001 年 4 月 1 日
利用時間等	住宅として使用
指定管理者制度の開始時期	2009 年 4 月
指定管理者制度導入前の運営形態	直営

②利用状況

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用件数(世帯)	4	4	4	3	4
利用料収入(千円)	5,122	5,124	4,015	3,908	4,051

⑶指定管理の状況

①募集単位と指定管理者

ア　募集単位

町田市は、金森市民住宅、忠生市民住宅の管理について一括して指定管理者を選定している。

イ　指定管理者

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
指定管理者名	東京都住宅供給公社				
分類	公益法人				

(注)分類は、株式会社、公益法人(設置者が 1/2 以上出資した財団法人、公社等)、NPO 法人、医療法人、社会福祉法人、その他の区分

②収支状況の推移

(単位:千円)

項目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	増減
指定管理料	1,205	832	2,030	1,562	453	
収入計	1,205	832	2,030	1,562	453	
人件費	326	326	285	290	307	
維持管理経費	879	506	1,745	1,272	146	
支出計	1,205	832	2,030	1,562	453	
収支差引	0	0	0	0	0	
精算金	2,598	2,042	29	830	1,713	

⑷指定管理者の状況

①指定管理者(共同企業体の場合は代表団体)の概要

項目	内容
名称	東京都住宅供給公社
設立年月日	1966 年 4 月 1 日
主要業務の概要	賃貸住宅等事業、公営住宅等の管理受託事業

②指定管理者による施設の主な運営財源

指定管理料のみで運営

(5)指定管理者の選定手続きの状況

①概要

項目	内容
指定管理者の募集方法	非公募
指定管理者の選定方法	行政内部の担当者等のみでの審査
指定管理者の業務範囲	施設の運営や事業の実施に関係する「一部の業務」
指定管理者の業務内容	入居説明会・入居者からの問い合わせ対応・納入書の送付・定期修繕・空家修繕
申請書を提出した団体数	1 団体
議会の議決での特記事項	特になし

②選定手続きの具体的な内容

指定管理者の募集方法は、非公募により行っている。

項目	内容
審査基準	町田市特定公共賃貸住宅条例第 34 条第 3 項 ア　これまでの実績から、施設の管理業務について相当の知識及び経験を有すること。 イ　指定管理者の行う業務を効率的かつ効果的に行うことができること。 ウ　指定管理者の行う業務を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

③基本協定書の締結状況

項目	内容
締結日	2018 年 3 月 31 日
指定期間	2018 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日

(6)市の指導監督(モニタリング)の状況

項目	内容
事業報告書の収受年月日	2021 年 3 月 31 日
実地調査の状況	会計モニタリング:2021 年 2 月 24 日 労働条件モニタリング:現地で働く職員がいないため実施なし
指示の状況	特になし

2.監査の結果及び意見

⑴【指摘事項Ⅴ(Ⅰ)-1】募集要項の記載事項について

1)現状

「町田市金森市民住宅及び町田市忠生市民住宅指定管理者募集要項」に、選定のスケジュールに関する記載がない。

2)問題の所在

「町田市金森市民住宅及び町田市忠生市民住宅指定管理者募集要項」に、選定のスケジュールに関する記載はされていないが、非公募のため、指定管理者の候補者には、口頭で伝達している。

3)改善案

非公募といえども選定の手続きについては、全て公表を行うべきであり、適切な手続きが実施されたことが検証できるよう、選定のスケジュールを募集要項に記載すべきである。

⑵【指摘事項Ⅴ(Ⅰ)-2】業務仕様書の見直しについて

1)現状

町田市金森市民住宅及び町田市忠生市民住宅の指定管理においては、「町田市特定公共賃貸住宅等標準業務仕様書」と「町田市特定公共賃貸住宅等設備保守点検業務仕様書」に基づき実施されている。「町田市特定公共賃貸住宅等設備保守点検業務仕様書」については、前指定管理期間における仕様書からの見直しが行われている。

2)問題の所在

「町田市特定公共賃貸住宅等設備保守点検業務仕様書」については、前指定管理期間における仕様書からの見直しが行われているが、呼称の変更等、同様の見直しが必要な点があるにもかかわらず、「町田市特定公共賃貸住宅等標準業務仕様書」については、前指定管理期間における仕様書からの見直しが行われていない。

3)改善案

「町田市特定公共賃貸住宅等設備保守点検業務仕様書」で見直しが行われている変更等の内容を踏まえ、「町田市特定公共賃貸住宅等標準業務仕様書」について見直しを行うべきである。

⑶【指摘事項Ⅴ（Ⅰ）-3】指定管理者選考の日程について

1)現状

町田市金森市民住宅及び町田市忠生市民住宅の選考にあたり、申請依頼である「町田市特定公共賃貸住宅等の指定管理者の指定申請について」が 2017 年 6 月 28 日(水)に提示されている。一方で、当該書類に記載された申請書の提出期限は 2017 年 6 月 30 日(金)であった。

2)問題の所在

実際には、募集要項・仕様書の提示以前に事業者との情報交換は行われているため、募集要項の提示日と提出期限までの間が 2 営業日としても、申請書の提出にあたり支障はなく、実際、申請書は提出期限中に提出されている。しかしながら、申請依頼から申請書の提出期限まで、2 営業日しかないのは準備期間として短すぎるといえる。

3)改善案

申請書作成に必要十分な準備期間を設けて、提出期限を設定すべきである。

⑷【指摘事項Ⅴ（Ⅰ）-4】月報の確認について

1)現状

「町田市特定公共賃貸住宅の指定管理に関する基本協定書」第 8 条第 3 項に、「乙(指定管理者)は、月報を作成し、甲に提出しなければならない」と定められている。

2)問題の所在

2020 年 7 月分の月報を確認したところ、2019 年度 3 月分の業務事務月報が掲載されていた。

3)改善案

入手時の確認を徹底し、正しい情報の入手に努めるべきである。

⑸【指摘事項Ⅴ（Ⅰ）-5】事業報告書の記載内容について

1)現状

「町田市特定公共賃貸住宅の指定管理に関する基本協定書」第８条第１項に、「乙は、各事業年度終了後事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない」と定められている。

提出された「2020 年度町田市特定公共賃貸住宅指定管理業務事業報告書」8②に、職員に対する重要課題研修の実績、9①に、経費節減の取組、10①に、市内業者の積極的活用の実績や取組が記載されている。

2)問題の所在

事業報告書は、基本的に事業計画書に対応して作成されているため、事業計画には記載されているが、実際には実施されなかった事項(各種許認可、不適正指導等)についても実施したと記載されていた。

「職員に対する重要課題研修の実績」については、東京都住宅供給公社の全社的な実施内容であり、当該施設に関係するものなのかが不明である。

「経費節減の取組」については、取組の記載のみで、管理経費の縮減効果が数値情報として確認できない。

「市内業者の積極的活用の実績や取組」については、「町田市特定公共賃貸住宅指定管理者の指定申請書類」の「町田市特定公共賃貸住宅指定管理業務事業計画書」9①に、市内業者活用率 100%の継続を目指すと目標設定されているにもかかわらず、市内業者活用率の実績値についての報告がない。

3)改善案

基本的に、計画されていた事業の有無を記載するのではなく、実施した事項を記載するよう指導すべきである。

「職員に対する重要課題研修の実績」については、当該施設に関与する職員に関する研修実績の報告を求めるなど、当該施設の管理運営にどのように関与したかが理解できる報告書となるよう指導すべきである。

「経費節減の取組」については、経費節減の取組の結果としての定量的な縮減効果の報告を求めるべきである。

「市内業者の積極的活用の実績や取組」については、事業報告書に実績値を記載するよう指導すべきである。

⑹【意見Ⅴ(Ⅰ)-1】指定管理料の妥当性の検証について

1)現状

町田市金森市民住宅及び町田市忠生市民住宅に係る指定管理料の妥当性を検証するため、指定管理者制度導入当初に、2007 年度の町田市直営による事務経費との比較を行っている。また、2018 年度の選考時の提案金額についても、2007 年度の町田市直営による事務経費との比較を行っている。

2)問題の所在

指定管理者制度の選考に際して、導入当初に限らず、直営との比較の意識を持つことは必要である。しかしながら、比較対象として使用している 2007 年度の町田市直営による事務経費は、データも古く、適切な比較検討とは言い難い。

3)改善案

指定管理者制度と直営を比較するに当たって、2007 年度の町田市直営による事務経費との比較表は、最新の直営による事務経費との比較でなければ正確な比較は出来ない。今後、新たな指定期間において指定管理者を評価する際には、指定管理業務に係る経費との比較だけではなく、指定管理者制度を導入したことによる効果も含め総合的に評価する必要がある。

Ⅵ 基盤施設(公園(公園内有料施設含む))

(Ⅰ)総論(公園緑地課)

1.施設に関する共通事項

⑴設置条例

項目	内容
設置条例名	町田市立公園条例
条例制定日	1970 年 12 月 28 日
条例改正日	2021 年 4 月 1 日

(注) 条例改正日は調査時点の状況

⑵設置目的

運動施設を有効活用することによって市民のリラクゼーションとスポーツ振興、心身健康維持・増進を図る。

⑶指定管理の募集単位

募集単位は、立地、採算性、管理事務所がある公園を拠点とすることを考慮して設定している。

監査対象施設である町田中央公園、日向山公園(公園区域の一部)、忠生公園(有料運動施設のみ)、及び木曽山崎公園は「町田中央公園グループ」、小野路公園、鶴川中央公園、及び鶴川 1 号緑地は「小野路公園グループ」、相原中央公園外 26 施設は「相原中央公園グループ」の募集単位に、それぞれ属している。

①町田中央公園グループ

町田中央公園グループは、管理事務所がある町田中央公園を拠点として、以下の都市公園から構成されている。

都市公園名	有料公園施設等の名称
町田中央公園	サン町田旭体育館、町田市民球場、町田中央公園テニスコート、サン町田旭体育館駐車場、町田中央公園駐車場
木曽山崎公園	木曽山崎グラウンド
日向山公園(区域の一部のみ)(注 1)	藤の台球場、日向山公園駐車場
忠生公園(有料運動施設のみ)(注 2)	忠生公園ソフトボール場

(注 1) 日向山公園内には子ども創造キャンパスひなた村があり、子ども生活部が所管する指定管理者が管理を行っている。

(注 2) 忠生公園は自然観察や体験学習などを行っており、直営にて現地に人員を配置している。有料施設である忠生公園ソフトボール場については、「まちだ施設案内予約システム」にて利用予約管理を行っているため、当該予約システムを使用している他の施設とあわせて包括的に管理し業務の効率化を図るため、指定管理対象施設にしている。

②小野路公園グループ

小野路公園グループは、管理事務所がある小野路公園を拠点として、以下の都市公園から構成されている。

都市公園名	有料公園施設等の名称
小野路公園	小野路球場、小野路グラウンド、小野路公園駐車場
鶴川中央公園	鶴川球場、鶴川中央公園テニスコート
鶴川１号緑地	鶴川第２テニスコート

③相原中央公園グループ

相原中央公園グループは、管理事務所がある相原中央公園を拠点として、以下の施設から構成されている。

施設名	有料公園施設等の名称
相原中央公園	相原中央グラウンド、相原中央テニスコート、相原中央公園駐車場
26 施設(注)	―

(注)26 施設は、以下の施設から構成される。

相原町根岸児童公園、相原根岸わかば公園、相原根岸丘の上公園、相原根岸せせらぎ公園、相原てんで山児童公園、相原芹沢谷戸公園、相原谷戸児童公園、相原さくがあらく公園、相原さくがあらく緑地、相原ポケット公園、相原元橋公園、相原児童遊園、相原橋本公園、相原坂下北公園、相原坂下児童公園、坂下第 2 児童公園、相原お浜御殿公園、相原蚕種石児童公園、三ツ目山公園、相原松ヶ谷戸ふるさとの森、相原仲町子ども広場、相原中村なかよし公園、七国・相原特別緑地保全地区、相原中央公園隣接ふるさとの森、相原坂下ふるさとの森(2021 年 3 月 31 日廃止)、相原梅の丘ふるさとの森

(4)市の指導監督(モニタリング)の状況

項目	内容	
事業報告書の収受年月日	町田中央公園グループ	2021 年 5 月 27 日
	小野路公園グループ	2021 年 5 月 31 日
	相原中央公園グループ	2021 年 5 月 12 日
実地調査の状況	2020 年度は、例年実地調査を行う時期に緊急事態宣言が発出されていたため、会計経理モニタリング及び労働条件モニタリングは実施しなかった。ただし、指定管理者とは、毎月 1 回程度、市庁舎または現地において面談をして情報共有を行っている。	
指示の状況	施設設備の状況や利用者からの要望などについて情報共有を行い、その対応を協議している。	

2.監査の結果及び意見

(1)【指摘事項Ⅵ(Ⅰ)-1】事業報告書の収支状況の記載様式について

1)現状

指定管理者の年次事業報告書の収支状況の記載様式は、指定管理者によって異なっている。具体的には、指定管理者によって収支報告の単位や収支項目の設定が異なって

いる。
　また、収支状況について、実績額のみの記載である。

2)問題の所在

　指定管理者によって収支報告の単位や収支項目の設定が異なるため、指定管理者が変更になった場合や、他の公園グループとの収支状況の比較が困難である。
　また、収支状況について、実績額のみの記載であるため、前年度との比較や計画との比較が困難であり、何を努力したのか(その結果どうなったのか)、あるいは、何を改善する必要があるのか、ということを把握できない。加えて、指定管理者が変更になった年度で利用者数が大きく変動している場合や、利用件数と利用料収入の増減が反対の動きをしている場合の明確な理由が把握できない事例もあった((Ⅱ)町田中央公園グループ参照)。
　なお、「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」の第9.1なお書きによれば、「事業報告書は、市が承認した事業計画書と対比できる書式とすること」とされており、現状は、本基本的方針に反している。

3)改善案

　第一に、収支報告の単位については、所管課がどの単位での収支報告を必要としているかによって決定する。収入については、施設ごとに把握することが可能であり、その必要もあるが、支出については施設ごとに把握できない場合もある。したがって、募集単位の収支状況の報告は全ての公園グループにおいて必須であるが、募集単位を構成する各施設の収支状況も必要であるのかは、所管課において検討する必要がある。
　第二に、収支項目については、全ての公園グループに共通のものを設定する必要がある。
　第三に、収支実績は事業計画書の収支計画と対比できるようにし、両者に乖離があった場合には、その理由を文章で簡潔に記載するようにする必要がある。また、基本的方針には規定がないが、前年度との比較も行って、重要な増減がある場合には、その理由を文章で簡潔に記載しておくことが望ましい。さらに、利用者数・利用件数と利用料収入の関係についても、必要に応じて(例:利用件数と利用料収入の増減の動きが一致していない場合や、両者の増減率に大きな差異がある場合)分析することが望ましい。
　上記の点について、所管課で検討し様式を設定して、全ての指定管理者に共通の様式で収支状況を報告するよう指導することが必要である。

⑵【指摘事項Ⅵ(Ⅰ)-2】会計経理モニタリング及び労働条件モニタリングの不実施について

1)現状

　所管課では、例年１月から３月にかけて、指定管理者の会計経理モニタリング及び労働条件モニタリングを行っているが、2020 年度は同時期に緊急事態宣言が発出されていた

ため、実施していなかった。

2)問題の所在

「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」の第 9.2 によれば、「指定管理者の管理運営状況が市の要求水準に対し適正な状態にあるかを確認するために、公の施設所管課は、施設の目的・性質を踏まえたモニタリングを実施すること」とされている。また、「町田市指定管理者制度運用マニュアル」において、所管課は、会計経理に関する事務の適正性を確保するために会計・経理モニタリング及び、指定管理者の従業員の労働条件の適正性を確保し、利用者サービスの向上に資するために労働条件モニタリングを年度内に必ず 1 回実施することが定められている。

緊急事態宣言が発出されていたという事情はあるものの、公園緑地課以外の所管課では会計・経理モニタリング及び労働条件モニタリングを実施しており、緊急事態宣言の解除後に実施したり、関係書類を取り寄せたりするなどの方法によって実施することは可能であったと考えられる。

3)改善案

指定管理者の業務実施体制をモニタリングすることは、所管課にとって重要な業務である。したがって、2021 年度においては、例え緊急事態宣言が発出されたとしても、そのことのみを理由として会計・経理モニタリング及び労働条件モニタリングを実施しないのではなく、他の所管課の動向や実施方法も参考にしながら、実施することを検討すべきである。

⑶【意見Ⅵ(Ⅰ)-1】指定管理者による備品の現況確認の方法について

1)現状

所管課は、指定管理者に、施設内にある市の備品について、毎年度 1 回、台帳と照合して現況を確認するように依頼している。

2)問題の所在

現場監査の際に、指定管理者の備品の現況確認の方法を質問するとともに、各施設の備品を数件ずつ台帳と照合したところ、以下の問題が発見された。

①町田中央公園グループ

指定管理者による備品の現況確認の方法は、台帳の備品番号と備品に添付されたシールの備品番号が異なる場合や、台帳に記載されていない備品がある場合について、それらの詳細を記録していないという点で不十分であった。

③ 小野路公園グループ

小野路グラウンドに、台帳に計上されていないサッカーゴールポストがあった。また、鶴川球場のコートローラー2 台は、取得日から 30 年以上が経過しており、使用できない状態のまま放置されていた。

3)改善案

指定管理者によっては、備品の現況確認の目的や方法が十分に理解されていないことがある。特に、指定管理者が初めて現況確認を実施する際には、事前にその目的や方法を丁寧に説明することが必要である。また、指定管理者から報告を受けるのみではなく、指定管理者に現況確認の方法を質問したり、現場を訪問した際に実際に何件か抽出して現況確認をしたりするなどの方法によって、指定管理者による備品の現況確認が適切に行われているかを確認することが望ましい。

なお、①②ともに、所管課において、現場監査後に迅速に対応が行われている。具体的には、①については、指定管理者によって再度、備品の現況確認を実施、その結果を所管課に報告し、所管課では改善の必要がある備品についての対応を検討しているとのことであった。②のサッカーゴールポストについては、新たに台帳に計上する予定であり、コートローラーについても、処分を検討しているとのことであった。

(Ⅱ)町田中央公園グループ(公園緑地課)

1.概要

(1)施設の状況

①概要

ア 町田中央公園

項目	内容	
開設時期	サン町田旭体育館・会議室	2001 年 4 月
	町田市民球場	1963 年 4 月
	町田中央公園テニスコート	1972 年 4 月
	駐車場(サン町田旭体育館・町田中央公園)	1988 年
利用時間等	サン町田旭体育館・会議室	年末年始を除く通年 9 時～21 時
	町田市民球場及び町田中央公園テニスコート	年末年始を除く通年 9 時～17 時(5 月中旬～8 月中旬は 9 時～19 時)
	駐車場(サン町田旭体育館・町田中央公園)	通年 8 時 30 分～21 時
指定管理者制度の導入時期	全施設	2009 年 4 月
指定管理者制度導入前の運営形態	全施設	直営

イ 木曽山崎公園

項目	内容	
開設時期	木曽山崎公園グラウンド	1985年10月
利用時間等	木曽山崎公園グラウンド	利用予定日のみ開園9時～17時(5月中旬～8月中旬は9時～19時)
指定管理者制度の開始時期	木曽山崎公園グラウンド	2009年4月
指定管理者制度導入前の運営形態	木曽山崎公園グラウンド	直営

ウ 日向山公園(区域の一部のみ)

項目	内容	
開設時期	藤の台球場	1971年12月
	日向山公園駐車場	1963年4月
利用時間等	藤の台球場	年末年始を除く通年9時～17時(5月中旬～8月中旬は9時～19時)
	日向山公園駐車場	通年8時30分～21時
指定管理者制度の開始時期	藤の台球場	2009年4月
	日向山公園駐車場	2019年4月
指定管理者制度導入前の運営形態	藤の台球場及び日向山公園駐車場	直営

エ 忠生公園(有料運動施設のみ)

項目	内容	
開設時期	忠生公園ソフトボール場	1978年4月
利用時間等	忠生公園ソフトボール場	年末年始を除く通年9時～17時(5月中旬～8月中旬は9時～19時)
指定管理者制度の開始時期	忠生公園ソフトボール場	2009年4月
指定管理者制度導入前の運営形態	忠生公園ソフトボール場	直営

②利用状況

ア 町田中央公園

サン町田旭体育館・会議室

年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
体育館					
利用者数(人)	234,723	236,561	244,750	174,774	39,513

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用件数(件)	72,072	74,186	82,423	78,352	16,453
会議室					
利用者数(人)	12,062	13,647	12,780	6,762	1,134
利用件数(件)	346	386	487	517	167
体育館と会議室の合計					
利用料収入(千円)	28,158	28,904	30,078	27,339	6,490

町田市民球場

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)	26,488	31,103	20,165	18,587	12,649
利用件数(件)	720	720	705	540	317
利用料収入(千円)	2,289	2,107	2,189	2,017	1,313

町田中央公園テニスコート

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)	23,041	22,814	22,176	20,234	17,377
利用件数(件)	3,882	3,938	3,980	3,243	2,727
利用料収入(千円)	3,902	3,960	3,964	3,826	3,328

駐車場(サン町田旭体育館・町田中央公園)

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用件数(件)(注)	詳細不明		79,415	87,313	42,279
利用料収入(千円)	14,047	16,234	16,700	14,190	5,397

(注)有料台数を記載している。

イ　木曽山崎公園

木曽山崎公園グラウンド

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)	40,046	49,048	41,547	17,322	14,834
利用件数(件)	595	593	578	484	318
利用料収入(千円)	662	618	1,170	1,211	1,060

ウ　日向山公園(区域の一部のみ)

藤の台球場

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)	9,819	12,437	11,918	9,983	6,629
利用件数(件)	435	453	466	484	254
利用料収入(千円)	1,519	1,552	1,720	973	821

日向山公園駐車場

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用件数(件)(注 1)	指定管理対象ではない(注 2)			3,763	4,832
利用料収入(千円)				1,389	835

(注 1)有料台数を記載している。
(注 2)2018 年度までは、市直営で管理していたが、利用者にとっては球場の管理者とは別の窓口に問い合わせをしなければならず不便であったため、2019 年度以降は指定管理対象とした。

エ 忠生公園(有料運動施設のみ)

忠生公園ソフトボール場

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)	15,626	15,680	13,572	8,216	7,322
利用件数(件)	419	443	445	327	269
利用料収入(千円)	510	562	472	486	527

(増減理由)

2020 年 1 月以降、新型コロナウイルス感染症の影響のため、利用者が減少している。なお、指定管理者が変更になった年度で利用者数が大きく変動している場合(例:木曽山崎公園グラウンド)や、利用件数と利用料収入の増減が反対の動きをしている場合(例:日向山公園駐車場、忠生公園ソフトボール場)の明確な理由は不明である。この点について、(Ⅰ)総論の【指摘事項Ⅵ(Ⅰ)-1】を参照されたい。

(2)指定管理の状況

①指定管理者(共同企業体の場合は代表団体)の概要

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
指定管理者名	チーム町田(株式会社ギオン、株式会社富士グリーンテック、ファシリティパートナーズ株式会社、株式会社東京綜合造園、特定非営利活動法人アスレチッククラブ町田、株式会社ゼルビア共同事業体)			まちだ A･T･K スポーツパートナーズ(アシックスジャパン株式会社、東急スポーツシステム株式会社、株式会社協栄共同事業体)	
分類	その他			その他	

(注)分類は、株式会社、公益法人(設置者が 1/2 以上出資した財団法人、公社等)、NPO 法人、医療法人、社会福祉法人、その他の区分

②収支状況の推移

指定管理者によって、収支状況を募集公園グループ単位で報告している場合と、各施設単位で報告している場合がある。本報告書では、募集公園グループ単位での記載をする。また、2016 年度と 2017 年度は、鶴間公園テニスコートが町田中央公園グループの指定管理対象に含まれていたため、下表の数値にも含めているが、2018 年度以降は含まれていない。

(単位:千円)

項目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	増減
指定管理料	131,596	128,391	118,760	118,425	124,565	a
利用料収入	53,461	56,399	56,292	51,432	19,771	b
PCR 検査会場利用料	―	―	―	―	11,800	c
自主事業・自動販売機等収入	7,784	7,717	7,700	9,828	4,856	d
支援金	―	―	―	―	1,894	e
収入計(注 1)	192,841	192,507	182,752	179,685	162,885	
人件費(注 2)	56,753	57,298	63,758	86,849	79,049	f
物件費	136,861	134,783	128,429	75,706	81,680	
光熱水費	26,053	26,088	28,438	21,998	9,615	g
委託料(注 3)	92,806	90,584	83,187	25,891	24,861	f
その他	17,343	18,111	16,804	27,818	47,204	h
自主事業経費	2,217	1,933	1,940	2,690	1,595	
支出計	195,831	194,014	194,127	165,245	162,323	
収支差引	△2,990	△1,507	△11,375	14,439	562	
精算金	―	―	―	―	―	

(注 1)2018 年度までは受取利息・雑収入が計上されているが、質的及び金額的な重要性がないため除く。
(注 2)福利厚生費は本来、人件費に含まれるが、指定管理者によって含めている場合と含めていない場合があり、その金額に重要性はないことから、本表では含めていない。
(注 3)2018 年度までは事業報告書の外注加工費、2019 年度以降は維持管理費等を記載している。

(増減理由)

a. 2018 年度から 2020 年度まで指定管理対象施設が同じにもかかわらず、2020 年度に指定管理料が増加しているのは、主にサン町田旭体育館の消火設備薬剤交換に係る費用が含まれているためである。

b. 利用料収入に関しては、(1)②を参照されたい。

c. 2020 年度は、サン町田旭体育館が PCR 検査場として約 4 か月間利用された。そのため、年間の収入計画に基づいて算定された金額が、市保健所から支払われている。

d. 2019 年度は、定期参加教室の料金改定・時間枠変更や教室増設、飲料系自動販売機の移設・増設によって収入が増加した。

e. 利用料金収入が大きく減少した指定管理者に対して、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、市が支援金(施設休止期間における利用料金収入見込額の 1/2)を交付している。

f. 2018 年度までと 2019 年度以降では、指定管理者の変更によって費用構成が大きく変化している。2018 年度までは施設管理や業務運営も委託しており、委託料が高くなっている。一方、2019 年度以降は、主に点検や造園、清掃業務を委託し、それ以外の業務は指定管理者自身が行っているため、人件費が増加し、委託料が大幅に減少している。

g. 2019 年度以降光熱水費が減少しているのは、新型コロナウイルス感染症の影響による利用制限のほか、トレーニング室照明の LED 化や、雨水を館内トイレに利用したことによって費用を削減したためである。
h. 2020 年度の物件費のその他が増加しているのは、指定管理者の間接費(社内管理費)を 13,507 千円計上したためである。

(3)指定管理者の状況

①指定管理者(共同企業体の場合は代表団体)の概要

項目	内容
名称	アシックスジャパン株式会社(2020 年 7 月 1 日にアシックススポーツファシリティーズ株式会社へ包括継承)
設立年月日	2012 年 9 月 3 日
主要業務の概要	公共スポーツ施設の指定管理事業、スポーツコンテンツのサービス提供事業

②指定管理者による施設の主な運営財源

指定管理料及び利用料金制に基づく収入で運営

(4)指定管理者の選定手続きの状況

①概要

項目	内容
指定管理者の募集方法	公募
指定管理者の選定方法	町田市指定管理者候補者選考委員会において、選定基準表に基づき採点し、その採点結果を参考に、施設所管部は指定管理者候補者を選定する。 指定管理者候補者は、議会の議決を得て、指定管理者として指定する。
指定管理者の業務範囲	施設の運営や事業の実施に関係する「すべての業務」
指定管理者の業務内容	・運営業務 ・維持管理業務 ・自主事業 ・その他の業務
応募した団体数	3 団体
議会の議決での特記事項	特になし

②選定手続きの具体的な内容

項目	内容	
応募資格	都市公園又はこれに類する施設における管理業務の実績を有する法人又はその団体とする。個人の応募はできない。共同事業体の場合は、上記の実績を有する団体が含まれていること。(注)	
公募日程	募集要項の公表	2018 年 5 月 1 日
	説明会	2018 年 5 月 9 日
	募集要項等に関する質問書の受付	2018 年 5 月 10 日～16 日
	質問書に対する回答	2018 年 5 月 23 日
	申請・応募書類の受付	2018 年 5 月 24 日～30 日
	一次審査の結果発表(応募者が 4 者以上の場合)	2018 年 6 月
	二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	2018 年 7 月
	指定管理者候補者決定通知	2018 年 8 月
	市議会での議決	2018 年 9 月
	指定管理者決定通知	2018 年 10 月
選考委員	学識経験者 3 名	
審査基準	町田市立公園条例第 11 条第 3 項 ア　これまでの実績から、都市公園の業務管理について相当の知識及び経験を有すること。 イ　都市公園の管理業務を効率的かつ効果的に行うことができること。 ウ　都市公園の管理業務を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。	

(注)「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」によると、指定管理者の応募資格として、「原則として市内に本店を有する団体のみとする」となっている。しかし、運動施設などを含む専門的な施設管理を適切に実施する能力を有する団体が 5 団体に満たないと想定されるため、より幅広く応募ができるように当該資格要件は設けていない。

③基本協定書の締結状況

項目	内容
締結日	2019 年 4 月 1 日
指定期間	2019 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日

2.監査の結果及び意見

(1)【意見Ⅵ(Ⅱ)-1】間接費の計上の妥当性について

1)現状

指定管理者によって間接費の計上の内容が異なり、また、同じ内容であってもその金額が大きく異なる。町田中央公園グループの場合は、2020 年度は間接費を 13,507 千円計上している。

2)問題の所在

間接費は、指定管理者の報告に基づいて計上される現金支出を伴わない費用である。所管課によると、町田中央公園グループの場合は、指定管理者は複数の会社から構成される共同事業体であり、各施設の現場のみならず、指定管理者の本社担当者においても一定の業務が発生していること、また、計上金額についても、公募時の提案金額から乖離していないので、妥当と認めているとのことであった。

確かに、指定管理者によっては、そのような費用が発生することは想定されるため、当該費用の計上を認めることは合理性があると考える。しかしながら、現状では、間接費を計上する場合や金額の判断基準についての指針がなく、その計上の可否や金額の妥当性について、十分な検討が行われないまま計上が認められる可能性がある。町田中央公園グループの指定管理者選定時に、所管課や選考委員会において、間接費の計上に関して検討・議論されたことは議事録などで確認できなかった。

3)改善案

間接費の計上が認められる場合と金額について、所管課としての考え方を整理し、担当者によって判断が異ならないようにしておくことが望ましい。金額の妥当性については、指定管理者に算定根拠を確認することも考えられるが、現金支出を伴わない費用であるため、所管課がその妥当性を検証することが難しい場合もある。したがって、金額の上限を決めておき、上限額を超えていないかをチェックすることも考えられる。

(Ⅲ)小野路公園グループ(公園緑地課)

1.概要

(1)施設の状況

①概要

ア 小野路公園

項目	内容	
開設時期	全施設	2006年4月
利用時間等	小野路球場	1月と2月を除いて9時～21時 1月と2月は土、日曜日及び祝日の11時～15時のみ利用可
	小野路グラウンド及び小野路公園会議室	年末年始を除く通年9時～21時
	小野路公園駐車場	通年9時～21時
指定管理者制度の開始時期	小野路球場、小野路グラウンド及び小野路公園会議室	2009年4月
	小野路公園駐車場	2019年4月

項目	内容	
指定管理者制度導入前の運営形態	全施設	直営

イ 鶴川中央公園･鶴川１号緑地

項目	内容	
開設時期	鶴川球場	1968 年 8 月
	鶴川中央公園テニスコート及び鶴川第 2 テニスコート	2008 年 6 月
利用時間等	全施設	年末年始を除く通年 9 時～17 時(5 月中旬～8 月中旬は 9 時～19 時)
指定管理者制度の開始時期	全施設	2009 年 4 月
指定管理者制度導入前の運営形態	全施設	直営

②利用状況

ア 小野路公園

小野路球場

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)	20,606	49,253	87,631	71,699	55,774
利用件数(件)	204	569	852	859	870
利用料収入(千円)	1,301	4,838	5,839	6,529	7,159

小野路グラウンド

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)	140,959	145,976	142,522	109,322	79,218
利用件数(件)	3,385	3,427	3,388	2,760	2,212
利用料収入(千円)	4,915	4,779	4,874	12,413	9,169

小野路公園会議室

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)	30,222	30,025	28,307	28,125	22,494
利用件数(件)	2,769	2,820	2,660	2,580	2,353
利用料収入(千円)	800	803	778	760	511

小野路公園駐車場

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用件数(件)(注 1)	指定管理対象ではない(注 2)			24,411	18,987
利用料収入(千円)				6,560	5,069

(注 1)有料台数を記載している。
(注 2)2018 年度までは、市直営で管理していたが、利用者にとっては球場の管理者とは別の窓口に問い合わせをしなければならず不便であったため、2019 年度以降は指定管理対象とした。

(増減理由)

・小野路球場については、2016 年度から 2017 年度にかけて夜間照明設置等の工事で閉鎖していた期間があったため、2018 年度以降に比べ利用料収入が低くなっている。2018 年度以降は、利用件数や夜間利用の増加などにより利用料が伸びている。
・小野路グラウンドについては、FC 町田ゼルビアの練習が減少したことに伴い、利用件数は減少したものの、優先予約として確保していた利用枠の収入があったことや、料金の高いテレビ番組撮影などの施設利用を積極的に受け入れたことにより、利用料収入が増加している。

イ 鶴川中央公園・鶴川 1 号緑地

鶴川球場

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)	9,213	8,028	9,264	8,522	8,199
利用件数(件)	403	370	381	344	328
利用料収入(千円)	778	716	738	662	619

鶴川中央公園テニスコート・鶴川第 2 テニスコート

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
鶴川中央公園テニスコート					
利用者数(人)	19,166	19,604	18,813	18,224	14,470
利用件数(件)	2,549	2,510	2,596	2,448	2,070
鶴川第 2 テニスコート					
利用者数(人)	11,445	11,567	12,001	11,551	10,356
利用件数(件)	2,427	2,455	2,485	2,362	1,981
鶴川中央公園テニスコートと鶴川第 2 テニスコートの合計(注)					
利用料収入(千円)	4,985	4,960	5,042	4,914	4,187

(注)指定管理者の事業報告書によると、鶴川中央公園テニスコートと鶴川緑地の鶴川第 2 テニスコートの利用料収入は 2019 年度まで合算して報告されているため、本報告書も両者を合算している。

(増減理由)

2020 年度は、鶴川球場、鶴川中央公園テニスコート、鶴川第 2 テニスコートともに新型コロナウイルス感染症の影響によって利用者が減少している。

⑵指定管理の状況

①指定管理者

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
指定管理者名	チーム町田(株式会社ギオン、株式会社富士グリーンテック、ファシリティパートナーズ株式会社、株式会社東京綜合造園、特定非営利活動法人アスレチッククラブ町田、株式会社ゼルビア共同事業体)			チーム町田(株式会社ギオン、株式会社富士グリーンテック、ファシリティパートナーズ株式会社、株式会社東京綜合造園、特定非営利活動法人アスレチッククラブ町田共同事業体)	
分類	その他			その他	

(注)分類は、株式会社、公益法人(設置者が 1/2 以上出資した財団法人、公社等)、NPO 法人、医療法人、社会福祉法人、その他の区分

②収支状況の推移

指定管理者の事業報告書では、可能な限り施設ごとに収支を把握して報告している。ただし、施設ごとに把握できない支出(費用)もあるため、下表では小野路公園グループ全体の収支状況を示す。

(単位:千円)

項目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	増減
指定管理料	44,650	44,506	44,668	45,276	62,071	a
利用料収入	12,779	16,095	17,690	31,837	26,714	b
自主事業・自動販売機等収入	2,123	2,218	2,789	1,647	2,418	
支援金	―	―	―	―	4,512	c
収入計(注 1)	59,551	62,819	65,146	78,759	95,714	
人件費(注 2)	22,752	24,087	28,988	32,591	40,470	d
物件費	40,864	47,169	40,862	44,791	54,397	
光熱水費	4,903	8,581	7,259	6,726	6,173	e
委託料	29,529	30,991	26,055	28,261	20,708	f
その他	6,432	7,598	7,548	9,804	27,516	a
自主事業経費	600	742	589	102	455	
支出計	64,216	71,999	70,439	77,485	95,323	
収支差引	△4,664	△9,180	△5,293	1,274	392	
精算金	―	―	―	―	―	

(注 1)2018 年度までは受取利息・雑収入が計上されているが、質的及び金額的な重要性がないため除く。

(注 2)福利厚生費は本来、人件費に含まれるが、指定管理者によって含めている場合と含めていない場合があり、その金額に重要性はないことから、本表では含めていない。

(増減理由)

a. 2020 年度の指定管理料及び物件費のその他が増加しているのは、小野路グラウンド修繕費 8,835 千円、鶴川第 2 テニスコート修繕費 3,300 千円、鶴川中央公園の新規遊具設置費 2,964 千円、小野路公園の市広報課の事業「まちだ○ごと大作戦 18-20」備品購入費(樹木粉砕機等)1,723 千円が含まれているためである。

b. 利用料収入に関しては、(1)②を参照されたい。

c. 利用料金収入が大きく減少した指定管理者に対して、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、市が支援金(施設休止期間における利用料金収入見込額の 1/2)を交付している。

d. 人件費の増加は以下の理由による。
2018 年度:前年度まで業務委託していた常勤スタッフを自社雇用に切り替え
2019 年度:鶴川中央公園の常駐職員の費用について委託料から人件費に計上区分を変更
2020 年度:小野路公園駐車場の委託料の計上区分を人件費に変更(鶴川中央公園と整合をとるため)

e. 2017 年度に光熱水費が増加しているのは、小野路公園において夜間照明の稼働を開始したことによる。

f. 2019 年度の業務委託費の増加は、主に、小野路公園駐車場が指定管理対象として加わったことによるが、2020 年度には当該費用は人件費に計上されている。

(3)指定管理者の状況

①指定管理者(共同企業体の場合は代表団体)の概要

項目	内容
名称	株式会社ギオン
設立年月日	1972 年 5 月 20 日
主要業務の概要	総合物流業（主に食品及び自動車関連部品）、公の施設の指定管理業務

②指定管理者による施設の主な運営財源

指定管理料及び利用料金制に基づく収入で運営

(4)指定管理者の選定手続きの状況

①概要

項目	内容
指定管理者の募集方法	公募
指定管理者の選定方法	町田市指定管理者候補者選考委員会において、選定基準表に基づき採点し、その採点結果を参考に、施設所管部は指定管理者候補者を選定する。

項目	内容
	指定管理者候補者は、議会の議決を得て、指定管理者として指定する。
指定管理者の業務範囲	施設の運営や事業の実施に関係する「すべての業務」
指定管理者の業務内容	・運営業務 ・維持管理業務 ・自主事業 ・その他の業務
応募した団体数	1 団体
議会の議決での特記事項	特になし

②選定手続きの具体的な内容

項目	内容	
応募資格	都市公園又はこれに類する施設における管理業務の実績を有する法人又はその団体とする。個人の応募はできない。共同事業体の場合は、上記の実績を有する団体が含まれていること。(注)	
公募日程	募集要項の公表	2018 年 5 月 1 日
	説明会	2018 年 5 月 9 日
	施設見学会(通常閉場している小野路球場のみ)	2018 年 5 月 10 日
	募集要項等に関する質問書の受付	2018 年 5 月 10 日～16 日
	質問書に対する回答	2018 年 5 月 23 日
	申請・応募書類の受付	2018 年 5 月 24 日～30 日
	一次審査の結果発表(応募者が 4 者以上の場合)	2018 年 6 月
	二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	2018 年 7 月
	指定管理者候補者決定通知	2018 年 8 月
	市議会での議決	2018 年 9 月
	指定管理者決定通知	2018 年 10 月
選考委員	学識経験者 3 名	
審査基準	町田市立公園条例第 11 条第 3 項 ア　これまでの実績から、都市公園の業務管理について相当の知識及び経験を有すること。 イ　都市公園の管理業務を効率的かつ効果的に行うことができること。 ウ　都市公園の管理業務を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。	

(注)「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」によると、指定管理者の応募資格として、「原則として市内に本店を有する団体のみとする」となっている。しかし、運動施設などを含む専門的な施設管理を適切に実施する能力を有する団体が 5 団体に満たないと想定されるため、より幅広く応募ができるように当該資格要件は設けていない。

③基本協定書の締結状況

項目	内容
締結日	2019 年 4 月 1 日
指定期間	2019 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日

2.監査の結果及び意見

(1)【意見Ⅵ(Ⅲ)-1】指定管理者の収支状況について

1)現状

小野路公園グループの収支状況は、2016 年度から 2018 年度までは大幅な赤字であり、2019 年度以降は黒字となったが、黒字幅は僅かであり、自主事業や自動販売機等収入がなければ赤字である。

2)問題の所在

指定管理者にとって適正な利益を確保できなければ、施設を安定的に運営することが困難になる。また、非効率な運営方法は、指定管理料の増加につながり、市の財政的な負担が大きくなる。

3)改善案

業務の委託範囲の見直しや光熱費の削減等によって収支状況を改善する余地がないか、運営方法を見直すことが望ましい。また、費用削減の取組みと併せて、各施設の利用料収入の増加に向けて、小野路グラウンドにおけるテレビ番組などの撮影の誘致や、稼働率の低い施設の自主事業による活用などの取組みを促進していくことが望ましい。

(Ⅳ)相原中央公園グループ(公園緑地課)

1.概要

(1)施設の状況

①概要

項目	内容	
開設時期	相原中央公園グラウンド	2005 年 4 月
	相原中央公園テニスコート	2006 年 4 月
	相原中央公園駐車場	2008 年 4 月
	26 施設	―

項目	内容	
利用時間等	相原中央公園グラウンド及び相原中央公園テニスコート	年末年始を除く 9 時～21 時
	相原中央公園駐車場	通年 6 時 30 分～21 時 30 分
	26 施設	有料施設なし
指定管理者制度の導入時期	相原中央公園グラウンド及び相原中央公園テニスコート	2009 年 4 月
	相原中央公園駐車場	2016 年 4 月
	26 施設	2019 年 4 月
指定管理者制度導入前の運営形態	全施設	直営

②利用状況

相原中央公園グラウンド

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)	58,308	56,067	70,770	57,601	37,127
利用件数(件)	911	938	793	881	771
利用料収入(千円)	3,119	2,882	3,374	3,486	2,468

相原中央公園テニスコート

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)	17,445	17,445	16,671	16,949	14,125
利用件数(件)	3,351	3,224	3,190	3,248	975
利用料収入(千円)	4,449	4,193	4,122	4,408	3,495

相原中央公園駐車場

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用件数(件)(注)	10,853	13,236	14,389	13,665	11,764
利用料収入(千円)	2,520	3,392	3,655	3,382	2,726

(注)有料台数を記載している。

(増減理由)

2020 年度は、2020 年 4 月と 5 月の 2 か月間、新型コロナウイルス感染症の影響を受けグラウンドとテニスコートを閉鎖したため、利用者が減少している。

⑵指定管理の状況

①指定管理者

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
指定管理者名	レスポアール相原				
分類	NPO 法人				

(注)分類は、株式会社、公益法人(設置者が 1/2 以上出資した財団法人、公社等)、NPO 法人、医療法人、社会福祉法人、その他の区分

②収支状況の推移

指定管理者は、相原中央公園グループの単位で収支状況の報告を行っているため、本報告書でも当該単位で記載する。また、2019 年度以降の指定管理料及び費用には、新たに指定管理対象になった 26 施設の指定管理料及び費用も含まれている。一方、2016 年度から指定管理対象になった駐車場の利用料収入については、2016 年度及び 2017 年度は、市へ納入しているため下表には含めておらず、指定管理者の収入として計上するようになった 2018 年度以降には含めている。

なお、相原中央公園グループの事業報告書の収支状況は、網羅性・正確性に欠ける点があり、下表の数値は把握可能な範囲で監査人が修正を行っている。

(単位:千円)

項目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	増減
指定管理料	25,672	25,672	26,843	83,491	75,715	a
利用料収入	7,669	7,191	11,212	11,363	8,339	b
自主事業・自動販売機等収入	1,020	1,062	1,010	904	1,229	
支援金	—	—	—	—	777	c
収入計	34,361	33,925	39,065	95,758	86,060	
人件費(注 1)	22,040	22,982	30,208	49,125	55,783	d
物件費	11,342	12,160	15,642	42,519	29,952	
光熱水費	3,576	3,964	4,080	4,609	4,395	
委託料(注 2)	2,113	1,698	2,294	10,706	7,102	e
その他	5,652	6,497	9,268	27,204	18,455	a
自主事業経費	539	—	—	—	—	
支出計	33,921	35,142	45,850	91,644	85,736	
収支差引	440	△1,217	△6,785	4,114	324	
精算金	—	—	—	—	—	

(注 1)福利厚生費は本来、人件費に含まれるが、指定管理者によって含めている場合と含めていない場合があり、その金額に重要性はないことから、本表では含めていない。

(注 2)事業報告書の維持管理費(設備保守、清掃業務、警備、第三者委託)を記載している。

(増減理由)

a.2019 年度は、26 施設が指定管理対象に加わったことのほか、市広報課の事業「まちだ〇ごと大作戦 18-20」に係る費用(三ツ目山公園の給水・電気設備)6,333 千円や、台風 19 号による倒木等処理の業務追加によって指定管理料が大幅に増加している。また、2020 年度の指定管理料のなかにも、「まちだ〇ごと大作戦 18-20」に係る費用(倉庫設置)3,350 千円が含まれている。「まちだ〇ごと大作戦 18-20」の費用は、物件費のその他に同額計上されている。

b. 利用料収入に関しては、(1)②を参照されたい。
c. 利用料金収入が大きく減少した指定管理者に対して、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、市が支援金(施設休止期間における利用料金収入見込額の 1/2)を交付している。
d. 2020 年度の人件費の増加は、最低賃金の改定によって時間当たりの給与が増額したことによる。
e. 2019 年度は、台風 19 号による倒木等処理の委託料 2,993 千円が計上されている。

(3)指定管理者の状況

①指定管理者(共同企業体の場合は代表団体)の概要

項目	内容
名称	特定非営利活動法人　レスポアール相原
設立年月日	2008 年 9 月 8 日
主要業務の概要	町田市が管理している公園・緑地等の管理

②指定管理者による施設の主な運営財源

指定管理料及び利用料金制に基づく収入で運営

(4)指定管理者の選定手続きの状況

①概要

項目	内容
指定管理者の募集方法	公募
指定管理者の選定方法	町田市指定管理者候補者選考委員会において、選定基準表に基づき採点し、その採点結果を参考に、施設所管部は指定管理者候補者を選定する。 指定管理者候補者は、議会の議決を得て、指定管理者として指定する。
指定管理者の業務範囲	施設の運営や事業の実施に関係する「すべての業務」
指定管理者の業務内容	・運営業務 ・維持管理業務 ・自主事業 ・その他の業務
応募した団体数	1 団体
議会の議決での特記事項	特になし

②選定手続きの具体的な内容

項目	内容	
応募資格	都市公園又はこれに類する施設における管理業務の実績を有する法人又はその団体とする。個人の応募はできない。共同事業体の場合は、上記の実績を有する団体が含まれていること。(注)	
公募日程	募集要項の公表	2018年8月1日
	説明会	2018年8月9日
	募集要項等に関する質問書の受付	2018年8月10日～16日
	質問書に対する回答	2018年8月24日
	申請・応募書類の受付	2018年8月27日～31日
	一次審査の結果発表(応募者が4者以上の場合)	2018年9月
	二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	2018年10月
	指定管理者候補者決定通知	2018年11月
	市議会での議決	2018年12月
	指定管理者決定通知	2019年1月
選考委員	学識経験者3名	
審査基準	町田市立公園条例第11条第3項 ア これまでの実績から、公園の業務管理について相当の知識及び経験を有すること。 イ 公園の管理業務を効率的かつ効果的に行うことができること。 ウ 公園の管理業務を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。	

(注)「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」によると、指定管理者の応募資格として、「原則として市内に本店を有する団体のみとする」となっている。しかし、運動施設などを含む専門的な施設管理を適切に実施する能力を有する団体が5団体に満たないと想定されるため、より幅広く応募ができるように当該資格要件は設けていない。

③基本協定書の締結状況

項目	内容
締結日	2019年4月1日
指定期間	2019年4月1日～2024年3月31日

2.監査の結果及び意見

(1)【指摘事項Ⅵ(Ⅳ)-1】指定管理者から報告された収支状況の正確性について

1)現状

指定管理者が作成した事業報告書の収支状況において、以下のような報告が行われている。

①グラウンドとテニスコートの各利用料収入の合計と収支状況の利用料収入が、以下のとおり一致していない。

表 16 グラウンドとテニスコートの各利用料収入と、収支状況の利用料収入

(単位:千円)

項目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
グラウンド	3,119	2,882	3,374	3,486	2,468
テニスコート	4,449	4,193	4,122	4,408	3,495
計:a	7,569	7,075	7,495	7,894	5,963
利用料収入:b	7,669	7,191	7,557	7,981	5,613
差異:a-b	△100	△115	△62	△86	350

②自主事業収入は計上されているが、自主事業費用が計上されていない。

③間接費として減価償却費が以下のとおり計上されている。

表 17 減価償却費(間接費)

(単位:千円)

項目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
減価償却費	231	200	411	422	800

④2020 年度の指定管理料に追加分(3,350 千円)及びこれに対応する支出(物件費のその他)が計上されていない(上記 1.(2)②の収支状況の表では修正している)。

⑤2019 年度と 2020 年度の費用には、消費税が同額(6,000 千円)計上されている。

2)問題の所在

①指定管理者によると、グラウンドとテニスコートの各利用料収入は利用券の購入金額、収支状況の利用料収入は実際の利用に基づいて計上している金額とのことである。他の公園の指定管理者は、利用券の購入金額を利用料収入に計上しているとのことなので、指定管理者間で会計処理方法が統一されていないことになる。

②自主事業は指定管理者の責任によって実施する事業であり、指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支は区別して把握する必要がある。相原中央公園グループの場合は、自主事業に係る費用が指定管理業務に係る費用に含まれているなど、自主事業に係る費用が指定管理業務に係る費用と明確に区分して記載されていない。

③減価償却費のなかには、指定管理料によって購入し、購入時に全額費用として計上している固定資産に関するものがあり、費用を二重に計上していることになる。

④指定管理料及び物件費の計上漏れがあるため、収支を正確に把握できない。
⑤指定管理者によると、消費税の改定などを見込み、積算額を計上しているとのことである。しかし、指定管理者の決算書によると、2019 年度と 2020 年度の未払消費税は、それぞれ 3,036 千円と 1,779 千円であり、過大に計上している可能性がある。

上記の問題に加えて、2016 年度から 2018 年度における、市のホームページで公表している所管課作成の「公の施設の指定管理者管理運営状況評価結果」の「財政・収支状況の確認」に記載されている収支と、指定管理者作成の事業報告書の収支には、数十万円から数百万円の差異がある。当該差異の理由は、監査期間中に確認できなかったが、指定管理者の報告書の不備を、所管課にて修正した可能性がある。

所管課では、指定管理者から提出された翌年度の事業計画書に基づいて、公募時の提案金額を基準とし、新規事業に係る費用などを調整して、指定管理料の予定価格を積算している。指定管理者は、収支の実績額を考慮して翌年度の事業計画を作成するので、正確な収支の実績報告ができていなければ、指定管理料が過大又は過小に支払われる可能性がある。また、収支状況の実績は、指定管理者に応募しようとする者にとっても重要な判断材料であるので、より多くの団体に応募してもらうためにも、正確な収支状況を開示することが必須である。

3)改善案

指定管理者は、以下の点に留意して収支状況を報告すべきである。また、事業報告書を市に提出する前に、会計・税務の専門家がレビューすることも検討すべきである。

①利用料収入の内訳の合計と収支状況の利用料収入を一致させるべきである。どの時点で利用料収入を計上するかは所管課で決定し、指定管理者間で会計処理方法を統一することが望ましい。
②自主事業に係る費用と指定管理業務に係る費用を明確に区分して収支報告書に記載すべきである。
③基本協定書によると、指定管理料によって購入した備品等は、市に帰属するものとなっているため、指定管理者は減価償却費を計上するのではなく、購入時に全額を支出として計上すべきである。また、指定管理料以外の財源によって購入した固定資産の減価償却費については、所管課で指定管理業務に必要な費用であるかを確認した上で、計上の可否を判断することを検討されたい。
④指定管理料の追加分及び対応する支出も含め、収支は漏れなく計上すべきである。
⑤消費税は毎年度正確に算定すべきである。

一方、所管課では、提出された事業報告書の内容を検討して、不備があった場合は、指定管理者に修正・再提出することを要請すべきである。なお、現在の指定管理者は、町田市の公園・緑地等の管理以外の業務は行っていないので、指定管理者の決算書を入手して、市に提出している事業報告書の収支と大きな差異がないかを確認することも有効である。

また、市のホームページに誤った情報を掲載することがないよう、事業報告書が正確に作成されていることを確認したうえで、当該報告書の数値に基づいて「公の施設の指定管

理者管理運営状況評価結果」を作成すべきである。

⑵【意見Ⅵ(Ⅳ)-1】運営形態を変更したことによる市の財政に与える影響について

1)現状

市直営で運営していた26施設を、2019年度から指定管理対象に加えたことによる市の財政への影響を、所管課に確認したが、現時点では、当該施設の運営にかかっていた市職員の人件費が正確に算定できないため、市財政への正確な影響額の算定ができなかった。

2)問題の所在

【指摘事項Ⅵ(Ⅳ)-1】に記載したように、指定管理者の収支報告は支出(費用)が過大に計上されている点があり、結果として指定管理料が過大になっている可能性がある。

3)改善案

運営形態を変更する場合には、事前に市の財政に与える影響を分析し、指定管理者制度導入後も、従前と比べて財政負担が増えていないかを検証する必要がある。財政負担が増えているということは、指定管理料が過大になっている可能性や、運営形態を再度見直した方がよい可能性がある。

図 4 相原中央公園(管理事務所)(監査人撮影)

Ⅶ 社会福祉施設(子どもクラブ)

(Ⅰ)総論

1.設置条例

項目	内容
設置条例名	町田市子どもセンター条例
条例制定日	1999 年 3 月 31 日
条例改正日	2020 年 12 月 28 日

(注) 条例改正日は調査時点の状況

2.子どもクラブの指定管理者の推移

監査対象とした 3 つの子どもクラブの開設形態の推移および指定管理制度となってからの指定管理者の推移は、表 18 のとおりである。

南大谷子どもクラブと玉川学園子どもクラブころころ児童館は、同一の法人が指定管理者となっている。

表 18 子どもクラブの指定管理者の推移

子どもクラブ名／年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
南大谷子どもクラブ 2000年4月開館	直営	直営	直営	直営	直営	直営	直営	直営	直営	直営
玉川学園子どもクラブころころ児童館 2003年4月開館				委託	NPO法人　子育て・子育ち支援タグボート			NPO法人　子育て・子育ち支援タグボート		
小山子どもクラブ 2019年12月開館										

子どもクラブ名／年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
南大谷子どもクラブ 2000年4月開館	直営	直営	直営	NPO法人　子育て・子育ち支援タグボート					NPO法人子育て・子育ち支援タグボート	
玉川学園子どもクラブころころ児童館 2003年4月開館	NPO法人　子育て・子育ち支援タグボート					NPO法人　子育て・子育ち支援タグボート				
小山子どもクラブ 2019年12月開館										委託

子どもクラブ名／年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
南大谷子どもクラブ 2000年4月開館	NPO法人　子育て・子育ち支援タグボート						
玉川学園子どもクラブころころ児童館 2003年4月開館	NPO法人　子育て・子育ち支援タグボート						
小山子どもクラブ 2019年12月開館	委託	NPO法人 青少年健全育成会ホシザクラ					

出所）市提供資料により監査人が作成

（Ⅱ）監査の結果及び意見が複数の施設に共通するもの

⑴【指摘事項Ⅶ(Ⅱ)-1】事業報告書の書式について

1)該当施設、指定管理者

該当施設	指定管理者
南大谷子どもクラブ	特定非営利活動法人 子育て・子育ち支援タグボート
玉川学園子どもクラブころころ児童館	

2)現状

南大谷子どもクラブを例にとれば、2020 年度町田市南大谷子どもクラブ事業計画(2020 年度における南大谷子どもクラブ管理運営に関する年度協定書様式Ⅲ-2)の書式は、2020 年４月から３月の月ごとに、活動事業名、実施の趣旨、内容を記載する形式であった。

一方、【南大谷子どもクラブ】2020 年度事業報告書の書式は、利用者満足度調査、平等利用の確保、施設の運営方針・管理方針、自主事業、情報公開・個人情報保護対策、苦情対応、危機管理、人的安定性、管理経費の縮減方策、地元貢献、財務の安全性の項目ごとに、取り組んだ内容・それに対する自己評価を記載する形式であった。

両者の書式はその項目が異なるため、対比が出来ない形式であった。

3)問題の所在

「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」の第 9.1 なお書きによれば、「事業報告書は、市が承認した事業計画書と対比できる書式とすること」とされている。

ここで、本件に係る事業計画書は上記の 2020 年度南大谷子どもクラブ事業計画であり、市が承認した事業報告書は上記の【南大谷子どもクラブ】2020 年度事業報告書であるので、事業報告書と事業計画書とが対比できない形式であることは、本基本的方針に反している。

4)改善案

事業報告書の書式と事業計画書の書式とを対比できるようにすべきである。

一致させる方法として、事業計画書の書式を参考にして事業報告書を作成することが考えられる。

なお、市としては 2021 年度から、書式を評価項目ごとにして事業計画書を作成するよう指定管理者に指示している。これにより、既に評価項目ごとの書式となっている事業報告書と対比ができるようになる予定である。

⑵【指摘事項Ⅶ(Ⅱ)-2】応募団体数について

1)該当施設、指定管理者

該当施設	指定管理者
南大谷子どもクラブ	特定非営利活動法人 子育て・子育ち支援タグボート
玉川学園子どもクラブころころ児童館	

2)現状

南大谷子どもクラブを例にとれば、町田市南大谷子どもクラブの指定管理者制度の 1 回目の基本協定の期間は 2013 年度から 2017 年度の 5 年間、2 回目は 2018 年度から 2023 年度の 5 年間であり、いずれも指定管理者は、特定非営利活動法人子育て・子育ち支援タグボートであった。

申請書を提出して応募したのは、1 回目の募集では 2 者、2 回目の募集では 1 者であった。

3)問題の所在

本件の募集を行った 2017 年 5 月の時点での町田市の指定管理者の応募資格については、「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針(2017 年 3 月改定)」の第 4.3 において、「原則として市内に事務所又は事業所を有する法人その他団体とする」「ただし、業務を適切に実施する能力を有する団体が 5 団体に満たないと想定される場合は、適正な競争を確保するために、募集対象を拡大する」とされていた。

この点、基本的方針が 5 団体に満たない場合に募集対象を拡大することとしているのは、適正な競争を確保するためには、応募の対象となりうる業者が 5 団体以上必要であるからと解される。

本件では、町田市南大谷子どもクラブ指定管理者募集要項の 4(1)において、応募資格を「児童館、学童保育クラブ、認可保育所、幼稚園、認定子ども園等の子どもに関する施設の運営実績等があり、市内に事務所・事業所を有する法人であること」としている。しかし、担当者からのヒアリングによれば、本件の応募資格を満たし、応募の対象となりうる業者は 3 者しかない状況だったとのことである。したがって、この状況は、基本的方針に反していたと解される。

4)改善案

本件においては、応募資格について、業務を適切に実施する能力を有する団体が 5 団体以上となると想定されるように募集対象の拡大を行うべきであった。

例えば、募集対象の拡大のために、「市内に事務所・事業所を有する法人であること」という応募資格から市内の要件を外すことを検討すべきであったと考えられる。

なお、2019 年度募集の他子どもクラブから、応募資格であった市内要件を外している。

⑶【指摘事項Ⅶ(Ⅱ)-3】職員配置の確認について

1)該当施設、指定管理者

該当施設	指定管理者
南大谷子どもクラブ	特定非営利活動法人 子育て・子育ち支援タグボート
玉川学園子どもクラブころころ児童館	

2)現状

南大谷子どもクラブを例にとれば、日々の職員配置について、どの職員がその日の担当であったかについて、指定管理者が作成し、それを市の担当者が確認できる書類の作成がなかった。

3)問題の所在

町田市南大谷子どもクラブ業務仕様書(2018 年 3 月)第 3 章 3(1)②の 1 つ目のなお書きにおいて、「常勤職員は、開館時間において常時 2 名以上配置するものとする。」と記載されている。担当課としては、仕様書で要求する事項が履行されているか確認できる書類を指定管理者に作成させ、これを確認する必要がある。

4)改善案

学童保育クラブにおいては、育成日誌のひな型に指導員名の欄を設け、その日の指導員の氏名および有資格者の人数を記載させていた。

これと同様に、事業日誌のひな型に指導員名の欄を設け、その日の指導員の氏名および有資格者の人数を記載させ、担当課で確認できるようにすべきである。

なお、2021 年 10 月から事業日誌のひな型を改定し、勤務職員名欄を設けている。

⑷【意見Ⅶ(Ⅱ)-1】備品シールについて

1)該当施設、指定管理者

該当施設	指定管理者
南大谷子どもクラブ	特定非営利活動法人 子育て・子育ち支援タグボート
玉川学園子どもクラブころころ児童館	

2)現状

備品管理簿の備品番号欄に番号の記載がない項目があった。

記載のない項目は、市の財務会計システム上の備品シールの対象でない備品であった。

3)問題の所在

本来、備品管理台帳上の備品番号と、現物の備品に添付されている備品シールの備品番号とで対応が取れることで、備品の取得・除却等の管理が可能となる。しかし、備品管理簿の備品番号欄に番号の記載がない場合、備品の管理に支障をきたす恐れがある。

4)改善案

市の備品シールの対象でない物品であっても、町田市物品管理規則第 5 条(1)備品に該当する物品については、備品シールで備品番号を付すことが望ましい。

(Ⅲ)監査の結果及び意見が特定の施設に対するもの

1.南大谷子どもクラブ(児童青少年課)

1-1.概要

(1)施設の状況

①概要

項目	内容
設置の目的	楽しい遊びと子どもの文化創造の場を提供し、児童の健全な育成を支援するため
開設時期	2000 年 1 月
利用時間等	月曜日～土曜日　10 時～18 時
指定管理者制度の導入時期	2013 年 4 月
指定管理者制度導入前の運営形態	直営

②利用状況

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)	24,293	21,453	20,165	18,587	12,649

(増減理由)

2019 年度は、2020 年 1 月以降、新型コロナウイルス感染症の影響によって、利用者が減少している。また、2020 年度も、新型コロナウイルス感染症による利用制限のため、利用者が減少している。

(2)指定管理の状況

①指定管理者

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
指定管理者名	子育て・子育ち支援タグボート				
分類	NPO 法人				

(注)分類は、株式会社、公益法人(設置者が 1/2 以上出資した財団法人、公社等)、NPO 法人、医療法人、社会福祉法人、その他の区分

②収支状況の推移

(単位:千円)

項目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	増減
指定管理料	17,943	18,177	20,126	20,219	20,488	
雑収入	134	108	134	124	24	
収入計	18,077	18,285	20,260	20,344	20,513	
人件費	11,227	12,866	14,665	14,910	15,490	
管理費(注 1)	764	608	455	482	518	
運営費(注 2)	695	791	697	759	221	
精算する経費(注 3)						
光熱水費・電話料	1,022	1,072	1,093	1,097	1,008	
委託料	1,523	1,501	1,280	1,576	1,601	
その他(注 4)	716	907	1,100	793	851	
精算する経費計	3,262	3,482	3,474	3,467	3,461	
その他(注 5)	1,657	1,643	126	124	113	
支出計	17,607	19,392	19,418	19,743	20,059	
収支差引	470	△1,107	842	600	453	
精算金	207	—	—	—	—	

(注 1)管理費の内訳は、管理用消耗品費、事務用経費、その他の経費である。
(注 2)運営費の内訳は、日常活動経費、行事活動経費、指導員研修費、児童雑誌購入費、その他の経費である。
(注 3)精算する経費は、光熱水費、電話・ファクシミリ・パソコン回線使用料、修繕費、委託料(消防及び電気設備点検・冷暖房機器の保守点検・施設の機械警備・浄化槽等管理等)、賠償責任・傷害保険料である。残額がある場合は市に返還する。
(注 4)その他の内訳は、修繕費、冷暖房保守点検費、保険料である。
(注 5)その他の内訳は、間接経費である。

⑶指定管理者の状況

①指定管理者(共同企業体の場合は代表団体)の概要

項目	内容
名称	特定非営利活動法人　子育て・子育ち支援タグボート
設立年月日	2003 年 9 月 4 日
主要業務の概要	児童館・学童保育クラブ管理運営

②指定管理者による施設の主な運営財源

指定管理料のみで運営

⑷ 指定管理者の選定手続きの状況

①概要

項目	内容
指定管理者の募集方法	公募
指定管理者の選定方法	町田市指定管理者候補者選考委員会において、選定基準表に基づき採点し、その採点結果を参考に、施設所管部は指定管理者候補者を選定する。 指定管理者候補者は、議会の議決を得て、指定管理者として指定する。
指定管理者の業務範囲	施設の運営や事業の実施に関係する「一部の業務」
指定管理者の業務内容	⑴町田市子どもセンター条例第 3 条に規定する事業の実施に関する業務 ⑵子どもクラブの使用の承認に関する業務 ⑶子どもクラブの施設及び設備の維持管理に関する業務 ⑷前各号に掲げるもののほか、市長が指定した業務
応募した団体数	1 団体
議会の議決での特記事項	特になし

②選定手続きの具体的な内容

項目	内容	
応募資格	児童館、学童保育クラブ、認可保育所、幼稚園、認定子ども園等の子どもに関する施設の運営実績等があり、市内に事務所・事業所を有する法人であること。	
公募日程	募集要項の公表	2017年5月1日
	説明会	2017年5月9日
	募集要項等に関する質問書の受付	2017年5月10日～12日
	質問書に対する回答	2017年5月17日
	申請・応募書類の受付	2017年5月22日～26日
	選考委員会	2017年7月
	指定候補者の選定	2017年7月
	市議会での議決	2017年9月
	決定通知	2017年10月
選考委員	学識経験者3名	
審査基準	町田市子どもセンター条例第10条第3項 (1)これまでの実績から、施設の管理業務について相当の知識及び経験を有すること。 (2)子どもクラブの業務を、効率的かつ効果的に行うことができること。 (3)子どもクラブの業務を、安定して行う物的能力、人的能力を有していること。	

③基本協定書の締結状況

項目	内容
締結日	2018年4月1日
指定期間	2018年4月1日～2023年3月31日

(5)市の指導監督(モニタリング)の状況

項目	内容
事業報告書の収受年月日	2021年5月28日
実地調査の状況	・2ヵ月に1回を目処に訪問し、状況確認をしている。 ・2020年8月、書類保管状況及び要望受付体制の整備状況について確認を行っている。
指示の状況	緊急事態宣言をはじめとした新型コロナウイルス感染症にかかる対応(臨時休館、施設貸出の制限、感染症対策等)について適宜指示を行った。

図 5 南大谷子どもクラブ入口（監査人撮影）

1-2.監査の結果及び意見

⑴【指摘事項Ⅶ(Ⅲ)1-1】備品（Ⅰ種）の品目について

1)現状

町田市南大谷子どもクラブの管理運営に関する基本協定書(2018 年 4 月)の別紙 2 備品(一種)に記載の備品のうち、ビデオプロジェクター、卓球台、リトルタイクスビクトリアキッチンについては、既に廃棄済であり備品の現物がなかった。また、ダイニングキャビネット(下)については、備品の現物はあったものの、同備品一覧に記載がなかった。

表 19 基本協定書(2018 年 4 月)の別紙 2 備品(一種)に記載の備品

基本協定書別紙2備品(一種)		摘要
品名	数量	
放送設備一式	1	
ビデオプロジェクター	1	廃棄済
地上デジタル放送対応型テレビ	1	
冷蔵庫	1	
オーブンレンジ	1	
掃除機	1	
卓球台	1	廃棄済
掛け時計	1	
電子ピアノ	1	
乳幼児ベッド	1	
傘立て	2	
ホワイトボード	1	
全自動洗濯機	1	
スクリーン	1	
コンパクトミシン	1	
リトルタイクスビクトリアキッチン	1	廃棄済
システムテーブル	2	
ソファユニット（2個組）長方形	1	
更衣ロッカー（3連）	1	
ダイニングキャビネット（上）	1	
クリアケースキャビネット	1	
ファイリングキャビネット	2	
引き違い書庫	1	
物置	1	
シューズボックス	1	

基本協定書別紙2備品(一種)に記載がなかったが、
備品台帳に記載があり、現物も存在したもの。

品名	数量	摘要
ダイニングキャビネット（下）	1	記載漏れ

2)問題の所在

南大谷子どもクラブの管理運営に関する基本協定書(2018年4月)の第19条によれば、「甲(町田市)は別紙2に示す備品(以下「備品(Ⅰ種)」という。)を無償で貸与する。乙(指定管理者)は、備品(Ⅰ種)が経年劣化等により本業務実施の用に供することが出来なくなった場合、甲と乙との協議により、必要に応じて甲又は乙の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。」とされている。この趣旨は、町田市が貸与する備品について、町田市と指定管理者が適切に管理することにある。したがって、備品を廃棄する場合は、町田市と指定管理者とが協議し、廃棄の手続きをとったうえ、廃棄済の備品については、基本協定書の別紙2に示す備品(Ⅰ種)の品目から削除する必要がある。また、備品(Ⅰ種)にあたる現物があり基本協定書の別紙2に記載がない備品については、基本協定書の別紙2に記載する必要がある。

3)改善案

3件(ビデオプロジェクター、卓球台、リトルタイクスビクトリアキッチン)については、廃棄の手続きをとり、基本協定書の別紙2に示す備品(Ⅰ種)の品目から削除すべきである。また、1件(ダイニングキャビネット(下))については、基本協定書の別紙2に記載すべきである。

⑵【指摘事項Ⅶ(Ⅲ)1-2】備品一覧への記載漏れについて

1)現状

南大谷子どもクラブの幼児コーナーに設置されている空気清浄機について、南大谷子どもクラブ備品一覧に記載がなかった。

2)問題の所在

南大谷子どもクラブ備品一覧には、備品(Ⅰ種)(町田市が無償で指定管理者に貸与する備品)、備品(Ⅱ種)(指定管理者が指定管理料で購入又は調達した備品)、備品(Ⅲ種)(指定管理者が自己の費用で購入又は調達した備品)を記載することとなっている。空気清浄機は備品(Ⅰ種)にあたるため、備品一覧に記載する必要がある。

3)改善案

空気清浄機について、指定管理者は、南大谷子どもクラブ備品一覧にその名称等を記載すべきである。

⑶【意見Ⅶ(Ⅲ)1-1】備品一覧の備品区分について

1)現状

①備品(Ⅰ種)の定義について、南大谷子どもクラブの管理運営に関する基本協定書

(2018 年 4 月)の別紙 2 では、町田市が無償で指定管理者に貸与する備品、と記載するのみで、金額基準や消耗品との区別について記載していない。また、備品(Ⅱ種)及び備品(Ⅲ種)の定義についても、各々基本協定の第 20 条で規定するのみで、金額基準や消耗品との区別について記載していない。

②備品(Ⅲ種)の定義について、南大谷子どもクラブの管理運営に関する基本協定書(2018 年 4 月)の第 20 条第 2 項では指定管理者が自己の費用で購入又は調達した備品、と記載しているが、寄附や移管がこれに入るのか明記していない。

③南大谷子どもクラブ備品一覧について、市の担当課は子どもクラブで共通の様式を定めていない。

④南大谷子どもクラブ備品一覧について、市は指定管理者に、年に一度提出することを求めていない。

2)問題の所在

南大谷子どもクラブの管理運営に関する基本協定書(2018 年 4 月)の別紙 2(2)で管理物品として「①備品(Ⅰ種)、②備品(Ⅱ種)、③備品(Ⅲ種)」が記載されており、第 4 章で備品等の管理、第 35 条で管理物品の扱いが記載されている。また、町田市南大谷子どもクラブ業務仕様書(2018 年 3 月)では、第 3 章(2)ⅳ備品等で、協定書で掲げる備品一覧により管理する備品について、指定管理者が維持管理を行うことが規定されている。したがって、指定管理者は適切な備品管理台帳(備品一覧)を作成し備品を管理する必要があるとともに、市の担当課は指定管理者による備品の管理状況を備品管理台帳(備品一覧)によって確認することが望まれる。

3)改善案

①備品管理台帳(備品一覧)の作成に資するため、備品(Ⅰ種)、備品(Ⅱ種)及び備品(Ⅲ種)について、計上金額の基準や消耗品との区別について明確化することが望まれる。

②寄附や移管が行われた場合の扱い(例えば、備品(Ⅲ種)として扱う等)を明記することが望まれる。

③備品一覧について、市の担当課は子どもクラブで共通の様式を定めることが望まれる。

④備品一覧について、市は指定管理者に、年に一度実査結果を提出するよう求めることが望まれる。

(4)【意見Ⅶ(Ⅲ)1-2】備品一覧の備品区分について

1)現状

南大谷子どもクラブの管理運営に関する基本協定書(2018 年 4 月)の別紙 2 に示す備品(Ⅰ種)に記載のある備品について、南大谷子どもクラブ備品一覧の協定書の備品区分欄が空欄となっているものが 16 品目あった。

表 20 基本協定書(2018 年 4 月)の別紙 2 に示す備品(Ⅰ種)、備品一覧の協定書の備品

基本協定書別紙2備品(一種)		備品一覧		
品名	数量	場所	名称	協定書の備品区分
放送設備一式	1	事務室	放送機器	空欄
ビデオプロジェクター	1	廃棄済のため記載なし		
地上デジタル放送対応型テレビ	1	休憩室	テレビ	空欄
冷蔵庫	1	キッチン	冷蔵庫	空欄
オーブンレンジ	1	キッチン	オーブンレンジ	空欄
掃除機	1	集会室	掃除機(青)	空欄
卓球台	1	廃棄済のため記載なし		
掛け時計	1	ホール	時計	Ⅰ種
電子ピアノ	1	集会室	クラビノーバ	Ⅰ種
乳幼児ベッド	1	幼児コーナー	ベビーベッド	空欄
傘立て	2	ロビー	かさ立	空欄
ホワイトボード	1	集会室	ホワイトボード	空欄
全自動洗濯機	1	シャワー室	洗濯機	空欄
スクリーン	1	ホール	スクリーン	Ⅰ種
コンパクトミシン	1	休憩室	コンパクトミシン	Ⅰ種
リトルタイクスビクトリアキッチン	1	廃棄済のため記載なし		
システムテーブル	2	ロビー 集会室	台形机 台形机	空欄 空欄
ソファユニット(2個組)長方形	1	幼児コーナー	クッション クッション	空欄 空欄
更衣ロッカー(3連)	1	更衣室・倉庫	ロッカー①②	Ⅰ種
ダイニングキャビネット(上)	1	キッチン	食器棚	空欄
クリアケースキャビネット	1	事務室	棚③(引出し)	空欄
ファイリングキャビネット	2	事務室 事務室	書庫① 書庫②	空欄 空欄
引き違い書庫	1	更衣室・倉庫	棚②	空欄
物置	1	外倉庫	倉庫	空欄
シューズボックス	1	玄関	シューズボックス	Ⅰ種

2)問題の所在

南大谷子どもクラブ備品一覧は、備品(Ⅰ種)(町田市が無償で指定管理者に貸与する備品)、備品(Ⅱ種)(指定管理者が指定管理料で購入又は調達した備品)、備品(Ⅲ種)(指定管理者が自己の費用で購入又は調達した備品)を記載することとなっている。基本協定書の別紙 2 に示す備品はⅠ種であるため、南大谷子どもクラブ備品一覧の備品区分欄にもⅠ

種と記載する必要がある。

3)改善案

基本協定書の別紙 2 に記載されている備品は、南大谷子どもクラブ備品一覧の備品区分欄にも I 種と記載する必要がある。

2.小山子どもクラブ(児童青少年課)

2-1.概要

(1)施設の状況

①概要

項目	内容
設置の目的	楽しい遊びと子どもの文化創造の場を提供し、児童の健全な育成を支援するため
開設時期	2019 年 12 月
利用時間等	月曜日～土曜日　10 時～18 時
指定管理者制度の導入時期	2021 年 4 月
指定管理者制度導入前の運営形態	管理委託

②利用状況

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)	―	―	―	5,326	11,680

(増減理由)

2019 年 12 月に開館した。

(2)指定管理の状況

①指定管理者

指定管理制度の導入は 2021 年度からのため、実績なし。

②収支状況の推移

指定管理制度の導入は 2021 年度からのため、実績なし。

⑶指定管理者の状況

①指定管理者(共同企業体の場合は代表団体)の概要

項目	内容
設立年月日	2018 年 4 月 3 日
主要業務の概要	健全育成事業、児童館運営や子育て支援、地域との連携

②指定管理者による施設の主な運営財源

指定管理料のみで運営

⑷ 指定管理者の選定手続きの状況

①概要

項目	内容
指定管理者の募集方法	公募
指定管理者の選定方法	町田市指定管理者候補者選考委員会と施設所管部において、選定基準表に基づき採点し、総合得点が最も高かった者を指定管理者候補者として選定する。 指定管理者候補者は、議会の議決を得て、指定管理者として指定する。
指定管理者の業務範囲	施設の運営や事業の実施に関係する「一部の業務」
指定管理者の業務内容	(1)町田市子どもセンター条例第 3 条に規定する事業の実施に関する業務 (2)子どもクラブの使用の承認に関する業務 (3)子どもクラブの施設及び設備の維持管理に関する業務 (4)前各号に掲げるもののほか、市長が指定した業務
応募した団体数	1 団体
議会の議決での特記事項	特になし

②選定手続きの具体的な内容

項目	内容	
応募資格	児童館、学童保育クラブ、認可保育所、幼稚園、認定こども園等の子どもに関する施設の運営実績等を有する法人であること。(注)	
公募日程	募集要項の公表	2020年4月15日
	説明会	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止
	募集要項等に関する質問書の受付	2020年4月20日～23日
	質問書に対する回答	2020年4月28日
	申請・応募書類の受付	2020年5月7日～13日
	書類選考	2020年5月14日～
	選考委員会	2020年7月6日
	指定候補者の選定	2020年8月
	市議会での議決	2020年9月
	決定通知	2020年10月
選考委員	学識経験者4名	
審査基準	町田市子どもセンター条例第10条第3項 (1)これまでの実績から、施設の管理業務について相当の知識及び経験を有すること。 (2)子どもクラブの業務を、効率的かつ効果的に行うことができること。 (3)子どもクラブの業務を、安定して行う物的能力、人的能力を有していること。	

(注)「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」によると、指定管理者の応募資格として、「原則として市内に本店を有する団体のみとする」となっている。しかし、子どもクラブについて専門的な施設管理を適切に実施する能力を有する団体が5団体に満たないと想定されるため、より幅広く応募ができるように当該資格要件は設けていない。

③基本協定書の締結状況

項目	内容
締結日	2021年4月1日
指定期間	2021年4月1日～2026年3月31日

(5)市の指導監督(モニタリング)の状況

項目	内容
事業報告書の収受年月日	―
実地調査の状況	―
指示の状況	緊急事態宣言をはじめとした新型コロナウイルス感染症にかかる対応(臨時休館、施設貸出の制限、感染症対策等)について適宜指示を行った。

2-2.監査の結果及び意見

(1)【意見Ⅶ(Ⅲ)2-1】応募が 1 者であったことについて

1)現状

小山子どもクラブの指定管理者制度の開始時期は 2021 年 4 月からである。1 回目の基本協定の期間は 2021 年度から 2025 年度の 5 年間であり、指定管理者は、特定非営利活動法人青少年健全育成会ホシザクラであった。

また、1 回目の募集において、申請書を提出して応募したのは 1 者(特定非営利活動法人青少年健全育成会ホシザクラ)であった。

2)問題の所在

「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針(2020 年 2 月改定)」の第 4.5 募集の方法において、「指定管理者の選定には競争原理を働かせ、公正を期すために原則として公募とする」とされている。応募が 1 者であったことは、競争原理が働かなくなる恐れがある点で、望ましくない。

3)改善案

「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」(2020 年 2 月改定)の第 4.5 募集の方法において、「募集にあたっては、「広報まちだ」及び町田市公式ホームページ等を利用することとし、募集期間、説明会の開催、募集要項の配布方法など、応募者に十分な配慮を行うこと」と記載されている。この点、工夫してこの記載内容の実施をすることが望ましい。

(Ⅳ)監査の結果及び意見が複数施設に共通するもののみの施設の概要

1.玉川学園子どもクラブころころ児童館(児童青少年課)

(1)施設の状況

①概要

項目	内容
設置の目的	楽しい遊びと子どもの文化創造の場を提供し、児童の健全な育成を支援するため
開設時期	2003 年 4 月
利用時間等	月曜日～土曜日　10 時～18 時
指定管理者制度の導入時期	2004 年 4 月

項目	内容
指定管理者制度導入前の運営形態	直営

②利用状況

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)	39,346	41,979	38,046	31,356	22,074

(増減理由)

2019 年度は、2020 年 1 月以降、新型コロナウイルス感染症の影響によって、利用者が減少している。また、2020 年度も、新型コロナウイルス感染症による利用制限のため、利用者が減少している。

⑵指定管理の状況

①指定管理者

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
指定管理者名	子育て・子育ち支援タグボート				
分類	NPO 法人				

(注)分類は、株式会社、公益法人(設置者が 1/2 以上出資した財団法人、公社等)、NPO 法人、医療法人、社会福祉法人、その他の区分

②収支状況の推移

(単位:千円)

項目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	増減
指定管理料	38,102	39,352	41,108	40,650	51,591	
その他(注 1)	465	621	570	671	184	
収入計	38,567	39,973	41,678	41,638	51,776	
精算する経費(注 2)						
人件費(学童)	15,669	13,966	13,498	13,935	17,593	
光熱水費・電話料	1,308	1,462	1,388	1,346	1,315	
委託料	1,323	1,323	1,320	1,376	1,513	
その他(注 3)	669	756	750	1,198	2,160	
精算する経費計	18,970	14,395	16,957	17,856	22,582	
人件費(児童館)	15,248	15,494	15,561	15,906	19,952	
管理費(注 4)	834	586	560	657	589	

項目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	増減
運営費(児童館)(注 5)	1,009	862	802	811	620	
運営費(学童)(注 5)	464	428	359	200	318	
その他(注 6)	3,515	3,235	3,255	3,895	381	
支出計	40,041	38,116	37,497	39,327	44,445	
収支差引	△1,473	1,857	4,181	2,311	7,331	
精算金	―	―	1,656	―	2,619	

(注 1)その他の内訳は、特別育成料、雑収入である。
(注 2)精算する経費は、人件費、光熱水費、電話・ファクシミリ・パソコン回線使用料、修繕費、委託料(消防及び電気設備点検・冷暖房機器の保守点検・施設の機械警備・浄化槽等管理等)、賠償責任・傷害保険料である。人件費以外に残額がある場合は市に返還する。
(注 3)その他の内訳は、修繕費、冷暖房保守点検費である。
(注 4)管理費の内訳は、管理用消耗品費、事務用経費、その他の経費である。
(注 5)運営費の内訳は、日常活動経費、行事活動経費、指導員研修費、児童雑誌購入費、その他の経費である。玉川学園子どもクラブころころ児童館ところころ学童保育クラブは隣接しているため、一体で指定管理の対象としている。
(注 6)その他の内訳は、間接経費である。

(3)指定管理者の状況

①指定管理者（共同企業体の場合は代表団体）の概要

南大谷子どもクラブの指定管理者と同一であり、「（Ⅰ）南大谷子どもクラブ(児童青少年課)」参照。

②指定管理者による施設の主な運営財源

指定管理料のみで運営

(4) 指定管理者の選定手続きの状況

①概要

項目	内容
指定管理者の募集方法	公募
指定管理者の選定方法	町田市指定管理者候補者選考委員会において、選定基準表に基づき採点し、その採点結果を参考に、施設所管部は指定管理者候補者を選定する。 指定管理者候補者は、議会の議決を得て、指定管理者として指定する。
指定管理者の業務範囲	施設の運営や事業の実施に関係する「一部の業務」

項目	内容
指定管理者の業務内容	(1)町田市子どもセンター条例第3条に規定する事業の実施に関する業務 (2)子どもクラブの使用の承認に関する業務 (3)子どもクラブの施設及び設備の維持管理に関する業務 (4)前各号に掲げるもののほか、市長が指定した業務
応募した団体数	1団体
議会の議決での特記事項	特になし

②選定手続きの具体的な内容

項目	内容	
応募資格	児童館、学童保育クラブ、認可保育所、認証保育所、幼稚園、認定こども園等の子どもに関する施設の運営実績等があり、市に事務所又は事業所を有する社会福祉法人、学校法人及び特定非営利活動法人であること。	
公募日程	募集要項の公表	2019年7月15日
	説明会	2019年7月24日
	募集要項等に関する質問書の受付	2019年7月24日～25日
	質問書に対する回答	2019年7月31日
	申請・応募書類の受付	2019年8月5日～9日
	書類選考	2019年8月13日～
	選考委員会	2019年9月30日
	指定候補者の選定	2019年10月
	市議会での議決	2019年12月
	決定通知	2019年12月
選考委員	学識経験者2名	
審査基準	町田市子どもセンター条例第10条第3項 (1)これまでの実績から、施設の管理業務について相当の知識及び経験を有すること。 (2)子どもクラブの業務を、効率的かつ効果的に行うことができること。 (3)子どもクラブの業務を、安定して行う物的能力、人的能力を有していること。	

③基本協定書の締結状況

項目	内容
締結日	2020年4月1日
指定期間	2020年4月1日～2025年3月31日

⑸市の指導監督(モニタリング)の状況

項目	内容
事業報告書の収受年月日	2021 年 5 月 28 日
実地調査の状況	・2 ヵ月に 1 回を目処に訪問し、状況確認をしている。 ・2020 年 8 月、書類保管状況及び要望受付体制の整備状況について確認を行った。
指示の状況	緊急事態宣言をはじめとした新型コロナウイルス感染症にかかる対応(臨時休館、施設貸出の制限、感染症対策等)について適宜指示を行った。

Ⅷ 社会福祉施設(町田市子ども創造キャンパスひなた村)

(Ⅰ)町田市子ども創造キャンパスひなた村(児童青少年課)

1.概要

⑴設置条例

項目	内容
設置条例名	町田市子ども創造キャンパスひなた村条例
条例制定日	2018年7月3日
条例改正日	2019年10月1日

(注)条例改正日は調査時点の状況

⑵施設の状況

①概要

項目	内容
設置の目的	恵まれた自然環境の中での遊び、体験、創作活動等を通じて、子どもたちの心身の健康を増進するとともに、その豊かな創造性を育み、もって子どもたちの心身の健やかな育成を図るため
開設時期	1973年4月
利用時間等	【開館時間】 4月～9月:9時～18時 10月～3月:9時～17時 【休館日】 第1・第3火曜日、祝日の翌日、年末年始
指定管理者制度の開始時期	2019年4月
指定管理者制度導入前の運営形態	直営

②利用状況

年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
利用者数(人)	76,921	75,944	73,884	60,592	30,221
施設貸出件数(件)	1,282	1,227	1,293	1,175	809
利用料収入(千円)	2,136	2,270	2,281	2,385	1,511

(3)指定管理の状況

①指定管理者

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
指定管理者名	―	―	―	アクティオ	
分類	―	―	―	株式会社	

(注)分類は、株式会社、公益法人(設置者が 1/2 以上出資した財団法人、公社等)、NPO 法人、医療法人、社会福祉法人、その他の区分

②収支状況の推移

(単位:千円)

項目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	増減
指定管理料	―	―	―	58,083	54,306	
講座・イベント等参加費	―	―	―	470	191	
施設利用料金	―	―	―	2,385	1,511	
その他	―	―	―	309	140	
収入計	―	―	―	61,247	56,148(注)	
人件費	―	―	―	27,825	27,161	
物件費						
光熱水費	―	―	―	4,025	4,158	
委託料	―	―	―	10,135	10,486	
その他	―	―	―	16,845	10,288	
物件費計	―	―	―	31,005	24,932	
収支差引	―	―	―	2,417	4,055	
精算金	―	―	―	―	―	

(注)これ以外に、指定管理者に対して事業継続支援金 248 千円が交付されている。

(4)指定管理者の状況

①指定管理者(共同企業体の場合は代表団体)の概要

項目	内容
名称	アクティオ株式会社
設立年月日	1987 年 2 月 27 日
主要業務の概要	指定管理業務・施設運営事業・その他の事業

②指定管理者による施設の主な運営財源

指定管理料及び利用料金制に基づく収入で運営

(5) 指定管理者の選定手続きの状況

①概要

項目	内容
指定管理者の募集方法	公募
指定管理者の選定方法	町田市指定管理者候補者選考委員会において、選定基準表に基づき採点し、その採点結果を参考に、施設所管部は指定管理者候補者を選定する。 指定管理者候補者は、議会の議決を得て、指定管理者として指定する。
指定管理者の業務範囲	施設の運営や事業の実施に関係する「一部の業務」
指定管理者の業務内容	(1)ひなた村条例第２条に規定する事業の実施に関する業務 (2)ひなた村の承認に関する業務 (3)ひなた村の施設及び維持管理に関する業務 (4)前各号に掲げるもののほか、市長が指定した業務
応募した団体数	３団体
議会の議決での特記事項	特になし

②選定手続きの具体的な内容

項目	内容	
応募資格	法人又は団体若しくはそれらのグループ (個人での応募は受け付けない)	
公募日程	募集要項の公表	2018 年 5 月 14 日
	説明会	2018 年 5 月 18 日
	募集要項等に関する質問書の受付	2018 年 5 月 19 日～22 日
	質問書に対する回答	2018 年 5 月 25 日
	申請・応募書類の受付	2018 年 6 月 4 日～8 日
	一次審査の結果発表(応募者が 4 者以上の場合)	―
	二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	2018 年 7 月
	指定管理者候補者決定通知	2018 年 8 月
	市議会での議決	2018 年 9 月
	指定管理者決定通知	2018 年 10 月
選考委員	学識経験者 3 名	
審査基準	町田市子ども創造キャンパスひなた村条例第 7 条第 3 項 ア　これまでの実績から、施設の管理業務について相当の知識及び経験を有すること。 イ　指定管理者の行う業務を効率的かつ効果的に行うことができること。 ウ　指定管理者の行う業務を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。	

③基本協定書の締結状況

項目	内容
協定書の締結日	2019 年 4 月 1 日
指定期間	2019 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日

(6)市の指導監督(モニタリング)の状況

項目	内容
事業報告書の収受年月日	2021 年 5 月 27 日
実地調査の状況	・月 1 回を目処に、定例会を実施 ・2020 年 8 月、書類保管状況及び要望受付体制の整備状況について確認 ・2020 年 11 月、会計・経理モニタリング及び労働条件モニタリングを実施

項目	内容
指示の状況	緊急事態宣言をはじめとした新型コロナウイルス感染症にかかる対応(臨時休館、施設貸出の制限、感染症対策等)について適宜指示を行った。

2.監査の結果及び意見

(1)【指摘事項Ⅷ(Ⅰ)-1】事業計画書における財務・収支状況の記載内容について

1)現状

2021 年度事業計画書においては、「財務・収支状況」として「財務の安全性」の項目を設定し、表 21 の内容を記載している。

表 21 2021 年度事業計画書における項目

大分類	小分類	事業計画
財務・収支状況	財務の安全性	1.館長及び経理担当者と本社財務担当者の連携により適正な経理業務遂行に努める。 2.社内財務監査の実施。

出所)2021 年度事業計画書により監査人が作成

2)問題の所在

「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」(2020 年 2 月改定)においては「財務・収支状況」として、個別の指定管理事業に係る「収支の健全性」と指定管理者全体に係る「財務の安全性」の項目を設定することを求めているが、「収支の健全性」の項目が設定されていない。

また、「財務の安全性」は、適切な執行体制を構築すること等により、継続的な施設運営に支障が生じることが無いよう指定管理者全体で安定した財政基盤を保持することを求める項目である。しかし、事業計画には、財務の安全性の視点から目標とする(又は維持すべきと考える)状態等が示されていない。

3)改善案

事業計画の「財務・収支状況」に、指定管理業務に係る「収支の健全性」の項目を設定する必要がある。事業計画に記載された内容は収支の健全性にも関連するものであるが、指定管理業務の収支に係る健全性の視点からの目標等が示されている訳ではないことから、例えば、「適切な予算管理等により、収支均衡を図る(又は一定の利益水準を維持する)」等のように、具体的な目標等についても併せて示すことが必要である。

また、「財務の安全性」についても、具体的な財務比率や資金保有量等に係る目標値の設定は難しくとも、継続的な施設運営に支障が生じることが無いよう、財務面でどのような状態を維持することを考えているのか記載することが必要である。

⑵【指摘事項Ⅷ(Ⅰ)-2】備品のたな卸の未実施について

1)現状

基本協定書において、指定管理業務に用いられる備品をⅠ種からⅢ種に分類している。このうち、備品(Ⅰ種)は市が指定管理者に対して無償で貸与する備品、備品(Ⅱ種)は指定管理者が指定管理料から購入した備品、備品(Ⅲ種)は指定管理者が自己の費用で購入又は調達した備品である。なお、備品(Ⅰ種)と備品(Ⅱ種)については、指定期間の満了時において、市又は市が指定した者に対して引き継ぐこととされている。

また、指定管理者公募時に定めた「町田市子ども創造キャンパスひなた村業務仕様書」(以下、「業務仕様書」という。)においては、指定管理者に対して、年に一回たな卸しを実施し、台帳記録と備品現物との照合を行うことを求めている。

基本協定書 抜粋
(甲による備品の貸与)
第20条 甲は、別紙2に示す備品(以下「備品(Ⅰ種)」という。)を、無償で乙に貸与する。
2 乙は、指定期間中、備品(Ⅰ種)を常に良好な状態に保つものとする。
3 甲は、備品(Ⅰ種)が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、甲と乙の協議により、必要に応じて甲又は乙の費用で当該備品等を購入または調達するものとする。
4 乙は、故意または過失により備品(Ⅰ種)を毀損・滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償または自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入または調達しなければならない。
(乙による備品の購入等)
第21条 乙は、指定管理料より購入又は調達した備品(以下「備品(Ⅱ種)」という。)を本業務の実施のために供するものとする。
2 備品(Ⅱ種)が経年劣化等により本業務の実施の用に供することができなくなった場合、乙は、指定管理料で当該備品を購入または調達するものとする。
3 乙が指定管理料により購入した物品は甲に帰属するものとする。
4 乙は、第1項に定めるもののほか、乙が自己の費用で購入または調達した備品(以下「備品(Ⅲ種)という。」を、本業務の実施のために供することができるものとする。
(管理物品の取扱い)
第39条 本協定の終了に際し、管理物品の扱いについては、次のとおりとする。
(1)備品(Ⅰ種)及び備品(Ⅱ種)については、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。
(2)備品(Ⅲ種)については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定した者に対して引き継ぐことができるものとする。

(注)甲:町田市、乙:指定管理者

町田市子ども創造キャンパスひなた村業務仕様書 抜粋
4 物品の使用及び管理
指定管理者は、善良な管理者としての注意義務をもって、物品の使用及び保管を行う。
(1)物品の帰属
備付けの物品や市が購入した物品については、市に帰属する。
指定管理者が指定期間中に市から支払われた費用により購入した物品については、指定管理者に帰属するものとする。
(2)処分等
指定管理者は、上記物品で、処分等の異動があったとき(異動しようとしているときを含む)は、その都度、市に報告する。
(3)物品の管理
指定管理者は、物品の管理にあたっては、対象物品に備品番号を付して備品台帳により管理するとともに、年に一回たな卸しを実施する。

2)問題の所在

指定管理者にヒアリングしたところ、2019 年度は備品のたな卸しを実施し、その結果を所管課にも報告しているが、2020 年度はたな卸し自体を実施していないとのことであった。
また、所管課においても、指定管理者によるたな卸しの実施の有無を確認していなかった。

3)改善案

指定管理者は、業務仕様書に定める、年一回の備品のたな卸しを確実に実施するとともに、市はその実施状況を把握し、必要に応じて指導等を行う必要がある。また、毎年度の実施を求められていることから、その実施結果については、毎年度の業務報告書に記載する等の対応が必要である。

(3)【指摘事項Ⅷ(Ⅰ)-3】備品シールの貼付状況について

1)現状

備品(Ⅰ種)は市が指定管理者に対して無償で貸与する備品であり、町田市物品管理規則に基づき備品ごとに番号が付与され、適当ではない場合を除き、当該番号が記載されたシール(以下、「備品シール」という。)を備品に貼付して管理することとされている。

2)問題の所在

町田市子ども創造キャンパスひなた村においては、備品(Ⅰ種)の件数自体が多いが、備品の管理状況を確認したところ、備品シールが貼付されていない備品や、旧番号が付与された備品シールが貼付されている備品が散見されるとともに、従前に学校等から移動され施設内に保管されている物品類も存在し、備品台帳と実際の備品との照合に著しく時間を

要する状況にあった。

3)改善案

市は、未実施であった 2020 年度のたな卸しを補う意味も含めて、改めて現在の番号が記載された備品シールを再発行した上で、指定管理者に対して、各備品への貼り直し等の対応を求め、備品台帳に記載された備品が実際に存在することを容易に確認できる状態とする必要がある。

(4)【指摘事項Ⅷ(Ⅰ)-4】備品(Ⅱ種)及び備品(Ⅲ種)として管理すべき範囲の明確化について

1)現状

基本協定書において、備品(Ⅱ種)は指定管理料から購入又は調達した備品とされており、指定期間の満了時においては、市又は市が指定した者に対して引き継ぐ旨が定められているものの、備品自体の定義が示されていない。

同様に、備品(Ⅲ種)は指定管理者が自己の費用で購入又は調達した備品とされているが、それ以外の定めがない。

現在、指定管理者は、指定管理料から購入又は調達した物品類については、取得単価の高低に関わらず備品(Ⅱ種)として取り扱っている。このため、単価 1,990 円のローテーブルや 2,490 円の作業灯も備品(Ⅱ種)としている。内容的に備品(Ⅱ種)として管理することに問題があるものではないが、備品(Ⅱ種)とするか否かの判断が指定管理者に委ねられている状態にある。

2)問題の所在

備品(Ⅱ種)は、指定期間の満了時において、その後も継続して指定管理業務に用いるため、市又は市が指定した者に対して引き継ぐことを求めているものであり、その範囲が指定管理者の判断に委ねられている状況は適切ではない。

また、現在、指定管理者が備品(Ⅲ種)として管理している備品は存在しないが、運営管理等のために自社のパソコン等を施設に持ち込むことは十分に想定される。このように施設に持ち込んだ備品も備品(Ⅲ種)としての管理を求めるのか否かも含めて、備品(Ⅲ種)の定義が明確になっていない。

3)改善案

市は、指定管理者に備品(Ⅱ種)及び備品(Ⅲ種)として管理を求める趣旨及び必要性等を踏まえて、改めて備品として管理すべき範囲を明確にし、指定管理者に示す必要がある。

(5)【指摘事項Ⅷ(Ⅰ)-5】備品(Ⅱ種)の帰属の定めについて

1)現状

基本協定書第 21 条第 3 項において、指定管理者が指定管理料から購入した物品である備品(Ⅱ種)は市に帰属するものとされている。一方、業務仕様書においては、指定管理者が指定期間中に市から支払われた費用により購入した物品については、指定管理者に帰属する旨が記載されている。

基本協定書 抜粋 (乙による備品の購入等) 第 21 条 乙は、指定管理料より購入又は調達した備品(以下「備品(Ⅱ種)」という。)を本業務の実施のために供するものとする。 2 備品(Ⅱ種)が経年劣化等により本業務の実施の用に供することができなくなった場合、乙は、指定管理料で当該備品を購入または調達するものとする。 3 乙が指定管理料により購入した物品は甲に帰属するものとする。

町田市子ども創造キャンパスひなた村業務仕様書 抜粋 4 物品の使用及び管理 指定管理者は、善良な管理者としての注意義務をもって、物品の使用及び保管を行う。 (1)物品の帰属 備付けの物品や市が購入した物品については、市に帰属する。 指定管理者が指定期間中に市から支払われた費用により購入した物品については、指定管理者に帰属するものとする。

2)問題の所在

備品(Ⅱ種)の帰属について、基本協定書は市に、業務仕様書は指定管理者に帰属するものとしており齟齬がある。

また、基本協定書では備品(Ⅱ種)は市に帰属することから、購入価額 3 万円以上の備品については、市の備品として管理する必要があるが、そのような対応は取られておらず、業務仕様書に沿った取り扱いがなされている。

表 22 単価 3 万円以上の備品(Ⅱ種)

規格名称	取得日	単価
小川テント フィールドタープヘキサ DX	2020 年 8 月 20 日	36,650 円
小川テント ドームピスタ 5	2020 年 8 月 20 日	63,800 円
ドライブレコーダー一式(コムテック ZDR016)	2021 年 3 月 25 日	48,334 円

出所)指定管理者提出資料により監査人が作成

3)改善案

備品(Ⅱ種)の帰属について改めて整理し、必要な場合には、基本協定書の改定等を行う

必要がある。

(6)【指摘事項Ⅷ(Ⅰ)-6】備品(Ⅱ種)への備品番号の付与について

1)現状

業務仕様書においては、指定管理料から購入又は調達した備品(Ⅱ種)についても、対象物品に備品番号を付して備品台帳により管理することを求めている。

町田市子ども創造キャンパスひなた村業務仕様書 抜粋 4 物品の使用及び管理 (3)物品の管理 指定管理者は、物品の管理にあたっては、対象物品に備品番号を付して備品台帳により管理するとともに、年に一回たな卸しを実施する。

2)問題の所在

備品(Ⅱ種)については、備品台帳に相当するものとして「備品Ⅱ種 棚卸記録」と称するリストを作成しているが、備品番号は付与されていない。

3)改善案

2021 年 9 月 15 日時点で備品(Ⅱ種)総数は 37 点にとどまるが、同種のものが複数存在する備品もあることから、個別に備品番号を付与し、実際の備品との対応関係を明確にして管理する必要がある。

(7)【意見Ⅷ(Ⅰ)-1】事業計画書の項目について

1)現状

「町田市子ども創造キャンパスひなた村の管理運営に関する年度協定書」<2020 年度協定書>には「令和 2 年度年間事業計画書」、「令和 2 年度事業分野別集客計画案」及び「収支計画書」が添付されている。

このうち年間事業計画書には、工作講座、野外体験及び創作体験等といった各種事業の年間計画(事業名、時間、場所、集客計画数)が日別に記載されている。また、事業分野別集客計画案には、各種事業の開催件数及び集客計画数について、屋内系事業と野外系事業等の別に分類して示されている。

2)問題の所在

「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」(2020 年 2 月改定)においては、「指定管理者の選定や指定管理者による管理運営状況等を評価するため、公の施設所管課

は、あらかじめ施設ごとに以下の評価項目等を定める」とともに、「事業計画書及び事業報告書の項目は、評価項目に対応させる」ものとされている。

しかし、2020 年度の事業計画書には、各種事業の年間計画は記載されているものの、評価項目に対応した内容となっていない。

なお、2020 年度の事業報告書は以下のような項目により報告されており、「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」(2020 年 2 月改定)に沿った項目となっている。

表 23 2020 年度事業報告書における項目

No.	大分類	小分類
1	サービスの質	事業に関する知識・経験
2		イベント・講座事業
3		子どもの居場所の確保
4		施設等の利用の承認及び提供(施設貸出)
5		自主事業
6		地域・市民との協働
7		地域・利用者意見の反映
8	履行の状況	平等利用の確保
9		施設の運営方針・管理方針
10		情報公開・個人情報保護対策
11		苦情対応
12		危機管理
13		人的安全性
14		管理経費の縮減
15		地元貢献
16	財務・収支状況	財務の安全性

出所)2020 年度事業報告書により監査人が作成

3)改善案

事業計画書は当該年度における指定管理業務の具体的な実施計画であるとともに、指定管理者の管理運営状況を評価する上での基準の一つとなるものである。このため、年度計画時点においても、評価項目に対応した項目にて事業計画書を作成するよう指定管理者に求めるとともに、実績評価の基準となるよう、できるだけ具体的な計画や目標値等を設定することが必要である。

なお、指定管理者管理運営評価委員会からも同様の指摘を受けたとのことであり、2021 年度の事業計画書については、2020 年度の事業報告書における項目と同様の項目が設定されている旨を付言する。

⑻【意見Ⅷ(Ⅰ)-2】自主事業に係る事前承諾について

1)現状

基本協定書第 46 条において、指定管理者が自主事業を実施する場合は、市に対して業務計画書を提出し、事前に承諾を得ることが定められている。

基本協定書 抜粋
第 46 条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。 2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。 3 乙が行う自主事業を実施するに当たって、甲は別途に自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(注)甲:町田市、乙:アクティオ株式会社

また、2020 年度事業報告書によれば、自主事業として、以下の事業が実施されている。

表 24 2020 年度事業報告書において報告されている自主事業

大分類	小分類	事業計画
サービスの質	自主事業	地域連携、中止した大規模イベントの代替事業、コロナ禍における非接触型事業の試み、等の目標を具現化するために以下の自主事業を実施した。 (1) 9/19「まちだのへそ de ほしまつり」 (2) 11/15「ひなた村チャレンジカップ」 (3) 12/19「たきびフェスティバル」 (4) 通期「チャレンジポイントラリー」 (5) 通期「げんきっずカード」 (6) 通期「工作キット」

出所)2020 年度事業報告書により監査人が作成

2)問題の所在

2020 年度は、自主事業が行われていたが、指定管理者から事前に業務計画書が提出されていなかった。

「たきびフェスティバル」や「チャレンジポイントラリー」のように、2020 年度の年度協定書に添付されている「令和 2 年度年間事業計画書」に記載されている事業もあるが、あくまで年度当初に計画されていた事業が記載されているものであり、全ての自主事業が記載されている訳ではない。また、記載されている事業についても、事業名、実施時期、場所、集客計画数は示されているが、収支計画等は記載されていない。

3)改善案

指定管理者が自主事業を行う際には、事前に業務計画書の提出を求めることが望ましい。

なお、2021 年度は、市が提出を求める必要性を認識したことから、業務計画書を徴取している。

(9)【意見Ⅷ(Ⅰ)-3】災害時等における指定管理料の調整方法等について

1)現状

町田市子ども創造キャンパスひなた村では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2020 年度において、2020 年 4 月 1 日から 6 月 7 日の施設休止、2020 年 4 月 1 日から 6 月 14 日の主催・共催事業の中止、2021 年 1 月 8 日から 3 月 21 日の緊急事態宣言に対応した事業自粛等を行っており、その他の時期においても、イベントの中止や講座ごとの定員半減等の対応を行っている。このため、2020 年度通期の実施事業数 150 件(参加人数 3,967 人)に対し、中止・延期事業数は 207 件(参加見込人数 20,467 人)に及んでいる。

多くの事業が中止・延期となったこともあり、2020 年度の指定管理業務に係る収支は、対前年度比で収入が 5,099 千円減少したが、支出がそれを上回る 6,737 千円減少したことから、収支差引は前年度を 1,638 千円上回る 4,055 千円の黒字となっている。また、これ以外に、2020 年 3 月 28 日から 6 月 7 日までの施設休止期間に対応した事業継続支援金 248 千円が交付されている。

一方、指定管理料は、事業の中止・延期等に伴う事業量の大きな減少があったにも関わらず、当初の交付額から減額等は行われていなかった。

表 25 2019 年度及び 2020 年度における収支状況

(単位:千円)

項目	2019 年度:A	2020 年度:B	増減:B-A
指定管理料	58,083	54,306	△3,777
講座・イベント等参加費	470	191	△279
施設利用料金	2,385	1,511	△874
その他	309	140	△169
収入計	61,247	56,148	△5,099
人件費	27,825	27,161	△664
管理費	22,913	18,387	△4,526
指定事業費	2,279	732	△1,547
その他	5,813	5,813	0
支出計	58,830	52,093	△6,737
収支差引	2,417	4,055	1,638

出所)公の施設の指定管理者管理運営状況評価結果により監査人が作成

2)問題の所在

所管課によれば、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための施設休止に伴う指定管理者への対応について(通知)」(総務部事務連絡 2020 年 9 月 30 日)において、指定管理料と利用料金収入で運営している施設については、市の指示に基づく施設休止による利用料金収入の減少を踏まえ、施設休止に伴う指定管理料の減額は行わない旨が示されたことから、これに沿った対応を採ったとのことである。

しかし、子ども創造キャンパスひなた村の指定管理業務において、収入総額に占める利用料金収入の割合は低く、2019 年度においても指定管理料が収入総額の 94.8%を占めている。このため、単に指定管理料と利用料金収入で施設を運営しているか否かという点だけで減額の要否を判断することは、個々の施設の実態と乖離した結果となるおそれがある。

また、当該総務部通知は、2020 年当初に市の指示に基づき休止した施設を運営する指定管理者への対応を示したものであり、再開後の事業量の減少等に係る対応まで示しているか明確ではない。

一方では、2020 年度における対応は、新型コロナウイルス感染症の影響の程度や範囲が不透明な中での緊急的な対応であり、実績としての実施事業数の減少や収支報告書における費用の減少等のみをもって、事後的に、その適否を判断することは適切ではない。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための施設休止に伴う指定管理者への対応について(通知) 抜粋

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、市の指示に基づき休止した公の施設の指定管理者への対応について、下記のとおり定めました。指定管理者制度導入施設所管部におかれましては、下記を原則として、指定管理者にご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 指定管理料と利用料金収入で運営している施設
　市の指示に基づく施設休止による利用料金収入の減少を踏まえ、以下の対応とする。
(1)施設休止に伴う指定管理料の減額は行わない。
(2)国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、指定管理者に、事業継続のための指定管理者事業継続支援金を交付する。

3)改善案

今回の事案の結果を踏まえ、将来的に、新型コロナウイルス感染症の再拡大等に限らず、不可抗力的な災害等により指定管理者の運営に影響が生じた場合に備えて、指定管理料の調整方法として想定される対応方針等を整理しておくことが望ましい。

具体的には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策の実施等に伴う指定管理料への

影響については、①利用料金収入等の減収相当額(増額要因)、②事業の中止・縮小等に伴い指定管理者が支払う必要が無くなった費用相当額(減額要因)、③新型コロナウイルス感染症感染対策の実施等に伴い追加で必要となった費用相当額(増額要因)、④その他の補填金相当額(減額要因)等を加減算したものを根拠として判断することが考えられる。

Ⅸ 社会福祉施設(学童保育クラブ)

(Ⅰ)総論

1.設置条例

項目	内容
設置条例名	町田市学童保育クラブ設置条例
条例制定日	1972 年 3 月 31 日
条例改正日	2021 年 4 月 1 日

(注)条例改正日は調査時点の状況

2.学童保育クラブの指定管理者の推移

学童保育クラブの指定管理者の推移は、表 26 のとおりである。

学童保育クラブは、施設ごとに公募を行っているが、多くの施設で、同一の法人が指定管理者になっていることがわかる。

表 26 学童保育クラブの指定管理者の推移

(単位:年度)

学童保育クラブ	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
成瀬中央あおぞら学童保育クラブ			(特非)町田市学童保育クラブの会			(特非)町田市学童保育クラブの会					(特非)町田市学童保育クラブの会					(特非)町田市学童保育クラブの会						
なかよし学童保育クラブ			(特非)町田市学童保育クラブの会			(特非)町田市学童保育クラブの会					(特非)町田市学童保育クラブの会					(特非)町田市学童保育クラブの会						
わんぱく学童保育クラブ			(特非)町田市学童保育クラブの会			(特非)町田市学童保育クラブの会					(特非)町田市学童保育クラブの会					(特非)町田市学童保育クラブの会						
そよかぜ学童保育クラブ			(特非)町田市学童保育クラブの会			(特非)町田市学童保育クラブの会					(特非)町田市学童保育クラブの会					(特非)町田市学童保育クラブの会						
大蔵学童保育クラブ			(特非)町田市学童保育クラブの会			(特非)町田市学童保育クラブの会					(特非)町田市学童保育クラブの会					(特非)町田市学童保育クラブの会						
図師学童保育クラブ						(特非)町田市学童保育クラブの会					(特非)町田市学童保育クラブの会					(特非)町田市学童保育クラブの会						
高ヶ坂けやき学童保育クラブ						(特非)町田市学童保育クラブの会					(特非)町田市学童保育クラブの会					(特非)町田市学童保育クラブの会						
つくし野学童保育クラブ						(特非)町田市学童保育クラブの会					(特非)町田市学童保育クラブの会					(特非)町田市学童保育クラブの会						
鶴川学童保育クラブ					(特非)町田市学童保育クラブの会			(特非)町田市学童保育クラブの会					(特非)町田市学童保育クラブの会					(特非)町田市学童保育クラブの会				

（続き）

学童保育クラブ	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
大戸のびっ子学童保育クラブ							（特非）町田市学童保育クラブの会					（特非）町田市学童保育クラブの会					（特非）町田市学童保育クラブの会					
南大谷学童保育クラブ										（特非）町田市学童保育クラブの会					（特非）町田市学童保育クラブの会			（特非）町田市学童保育クラブの会				
ころころ学童保育クラブ	（特非）子育て・子育ち支援タグボート			（特非）子育て・子育ち支援タグボート			（特非）子育て・子育ち支援タグボート					（特非）子育て・子育ち支援タグボート					（特非）子育て・子育ち支援タグボート					
藤の台ポケット組学童保育クラブ			（社福）景行会			（社福）景行会					（社福）景行会					（社福）景行会						
小山田学童保育クラブ			（社福）貴静会			（社福）貴静会					（社福）貴静会					（社福）貴静会						
本町田学童保育クラブ						（社福）貴静会					（社福）貴静会					（社福）貴静会						
桜の森学童保育クラブ														（社福）貴静会			（社福）貴静会	（社福）貴静会				
鶴川第二学童保育クラブ				（社福）明社会			（社福）明社会					（社福）明社会					（社福）明社会					
山崎学童保育クラブ												（社福）東香会					（社福）東香会					
南第一さくら学童保育クラブ													（特非）ワーカーズコープ					（特非）ワーカーズコープ				

出所）市提供資料により監査人が作成

（Ⅱ）監査の結果及び意見が複数の施設に共通するもの

⑴【指摘事項Ⅸ（Ⅱ）-1】事業計画書における財務・収支状況の記載内容について

1）該当施設、指定管理者

該当施設	指定管理者
成瀬中央あおぞら学童保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会
南大谷学童保育クラブ	
鶴川学童保育クラブ	
なかよし学童保育クラブ	
わんぱく学童保育クラブ	
そよかぜ学童保育クラブ	
大蔵学童保育クラブ	
図師学童保育クラブ	
高ヶ坂けやき学童保育クラブ	
つくし野学童保育クラブ	
大戸のびっ子学童保育クラブ	
ころころ学童保育クラブ	特定非営利活動法人 子育て・子育ち支援タグボート
本町田学童保育クラブ	社会福祉法人貴静会
小山田学童保育クラブ	
藤の台ポケット組学童保育クラブ	社会福祉法人景行会
鶴川第二学童保育クラブ	社会福祉法人明社会
山崎学童保育クラブ	社会福祉法人東香会

2）現状

成瀬中央あおぞら学童保育クラブを例にとれば、2021 年度事業計画書においては、「財務の安全性 収支の健全性」の項目を設定し、表 27 の内容を記載している。

表 27 2021 年度事業計画書における項目

項目	事業計画
財務の安全性 収支の健全性	①社会福祉会計基準を準用し、事務局が財務を一括管理する。毎月予算執行状況を把握し、適正な執行に努める。 ②指定管理業務の会計は独立した会計区分として管理する。 ③経理規程に基づき、会計業務執行及び管理を行う。 ④監事による業務執行状況及び財務状況の監査を実施する。 ⑤在籍児に対する職員配置が正しく行われているか、事務局がシフトをもとにチェックし、無駄な人件費支出を抑える。 ⑥複数クラブ運営しているため、職員の不足・余剰人員が発生した

項目	事業計画
	場合は適正な配置をその都度、見直しをしている。 ⑦職員の定期異動は、クラブの人件費予算を参考に実施している。 ⑧日常の消耗品の購入の際は、クラブ共通のものは単価を下げるために一括購入している。 ⑨各クラブ不用品となったものを一覧表とし、相互で交換するなど支出を抑える。

出所)2021 年度事業計画書により監査人が作成

3)問題の所在

財務の安全性は、適切な執行体制を構築すること等により、継続的な施設運営に支障が生じないよう指定管理者全体で安定した財政基盤を保持することを求める項目であるが、財務の安全性の視点から目標とする(又は維持すべきと考える)状態等が示されていない。

また、収支の健全性についても同様に、指定管理業務の収支に係る健全性の視点からの目標等が示されていない。

4)改善案

事業計画に記載された内容は、収支の健全性や財務の安全性を確保するために重要な手段であるが、それに加えて、収支の健全性については、例えば、「適切な予算管理等により、収支均衡を図る(又は一定の利益水準を維持する)」等のように、具体的な目標等についても併せて示すことが望ましい。

また、財務の安全性についても、具体的な財務比率や資金保有量等に係る目標値の設定は難しくとも、継続的な施設運営に支障が生じることがないよう、財務面でどのような状態を維持することを考えているのか記載することが望ましい。

⑵【指摘事項Ⅸ(Ⅱ)-2】特別保育加算額の充当先について

1)該当施設、指定管理者

該当施設	指定管理者
成瀬中央あおぞら学童保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会
鶴川学童保育クラブ	
なかよし学童保育クラブ	
わんぱく学童保育クラブ	
そよかぜ学童保育クラブ	
大蔵学童保育クラブ	
図師学童保育クラブ	
高ヶ坂けやき学童保育クラブ	
つくし野学童保育クラブ	

該当施設	指定管理者
大戸のびっ子学童保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会

2)現状

学童保育クラブの指定管理料は、基本額に年度協定書において定める加算額を加えて算定されている。また、2020 年度は、アルコールディスペンサーやアクリルパーテーション等の新型コロナウイルス感染症対策経費についても、指定管理料に加算されている。

加算額には、キャリアアップ処遇改善加算額、障がい児加算額、障がい児特別保育加算額、児童増加による加算額及び特別保育加算額等が設定されている。このうち、特別保育加算額は、特別保育を行う学童保育クラブに対し、特別保育時間対応の常勤職員の超過勤務及び臨時職員の加配に対して加算するものである。加算額は1クラブ月額85千円で、年 2 回に分けて支払うこととされている。なお、特別保育加算額は、必ずしも人件費予算に充当することは求められていない。

2020 年度における学童保育クラブの管理運営に関する年度協定書 抜粋
別紙2 運営費加算額
5 特別保育加算
特別保育時間対応の臨時職員の加配に対する加算額として、月額 85,000 円を 4･9 月の年2回、前金払いの方法によって支払う。

町田市学童保育クラブ業務仕様書 抜粋
第3章 管理費用等
2 管理費用の加算
(3)特別保育業務に係る管理費用の加算
① 特別保育時間対応の臨時職員を加配することができる。なお、特別保育時間対応の常勤職員の超過勤務及び臨時職員の加配に対する加算額は1クラブ月額8万5千円とし、年4回支払うものとする。

(注)当初募集時における業務仕様書においては年4回の支払いとされていたが、その後、年2回の支払いに変更されている。

一方、キャリアアップ処遇改善加算額、障がい児加算額及び障がい児特別保育加算額は人件費予算に充当するものとされており、年度終了後に、精算対象経費として、予算額と決算額の差額については、市に返還することが求められている。

町田市学童保育クラブ業務仕様書 抜粋
1 指定管理業務に要する経費
第3章 管理費用等
1 指定管理業務に要する経費
(2)支出に関係する項目

③精算する経費
人件費、光熱水費・電話・ファクシミリ・パソコン回線使用料、修繕費、委託料(消防及び電気設備点検・冷暖房機器の保守点検・施設の機械警備・浄化槽等管理等)、賠償責任・傷害保険料とする。ついては、各項目の予算額を次のとおりとする。なお、年度末に残額がある場合は、市に返還するものとする。
i 人件費(職員に係る給与、手当、社会保険料、雇用保険料、職員健康診断料等)の予算額は別途年度協定にて定める。なお、精算額については、基本額・職員配置基準加算額・キャリアアップ処遇改善加算額・障がい児加算額・障がい児特別保育加算額の合計額と執行額との差額とする。

3)問題の所在

成瀬中央あおぞら学童保育クラブを例にとれば、2020 年度に特別保育加算額として交付された 1,020 千円のうち、少なくとも 1,014 千円が間接経費に充当されている。本部の事務経費である間接経費には、基本額を財源として、公募時の提案書類に記載された額と同額の 1,727 千円が計上されていたが、これに特別保育加算額と特別育成料から 1,469 千円が充当され、結果、3,197 千円が予算額とされている。また、当該予算額と間接経費の決算額 2,076 千円との差額 1,121 千円は、2020 年度における指定管理業務に係る収支差額 1,468 千円の 76.4%に相当する。
特別育成料徴収のための経費等が存在するとしても、本来、特別保育の実施に伴う人件費や諸経費に充当するための加算額であるにも関わらず、本部の事務経費である間接経費にその大半を充当することは適切ではない。

4)改善案

特別保育加算額の間接経費への充当については、基本額における間接経費への充当割合を上限とすることや、特別保育時間対応の常勤職員の超過勤務及び臨時職員の加配により生じる賃金相当額については人件費に充当することを求める等、特別保育加算額を充当し得る範囲を定めることが必要である。

⑶【指摘事項Ⅸ(Ⅱ)-3】市からの貸与備品の明確化について

1)該当施設、指定管理者

該当施設	指定管理者
成瀬中央あおぞら学童保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会
南大谷学童保育クラブ	
鶴川学童保育クラブ	
なかよし学童保育クラブ	
わんぱく学童保育クラブ	

該当施設	指定管理者
そよかぜ学童保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会
大蔵学童保育クラブ	
図師学童保育クラブ	
高ヶ坂けやき学童保育クラブ	
つくし野学童保育クラブ	
大戸のびっ子学童保育クラブ	
南第一さくら学童保育クラブ	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
ころころ学童保育クラブ	特定非営利活動法人 子育て・子育ち支援タグボート
本町田学童保育クラブ	社会福祉法人貴静会
小山田学童保育クラブ	
藤の台ポケット組学童保育クラブ	社会福祉法人景行会
鶴川第二学童保育クラブ	社会福祉法人明社会
山崎学童保育クラブ	社会福祉法人東香会

2)現状

「学童保育クラブの管理運営に関する基本協定書」において、別紙に示す備品（Ⅰ種）を無償で指定管理者に貸与する旨を定めているが、基本協定書の別紙に記載された備品（Ⅰ種）の種類や数量は一例とされ、実際の種類や数量は施設によって異なる旨が記載されている。

基本協定書 抜粋
(甲による備品の貸与)
第 19 条 甲は、別紙 2 に示す備品(以下「備品（Ⅰ種）」という。)を、無償で乙に貸与する。

別紙 2 管理物件
①備品（Ⅰ種）
甲が無償で乙に貸与する備品

(内訳)

種類	数量	備考
児童用机		数量は児童数による
児童用椅子(破損の場合を除く)		数量は児童数による
事務机及び椅子		数量は児童数による
ロッカー		数量は児童数による

種類	数量	備考
書庫	1	
冷蔵庫	1	
オーブンレンジ	1	
ガスコンロ	1	
食器乾燥機又は食器洗い機	1	
食器棚	1	
掛け時計	1	
カーテン一式		
スクリーン	1	
CD ラジカセ	1	
洗濯機	1	
掃除機	1	
物置	1	
消火器	1	

※内訳は、一例であって種類、数量は施設によって異なる。

(注)甲:町田市、乙:指定管理者

3)問題の所在

実際の備品(Ⅰ種)の貸与については、指定管理期間開始後、市から指定管理者に対して「学童保育クラブ備品管理簿」(以下、「備品管理簿」という。)を交付し、これに基づいて管理を行うよう求めている。

4)改善案

市が指定管理者に対して貸与した備品(Ⅰ種)の範囲を具体的に示し、管理責任を明確化するためにも、実際に貸与する備品(Ⅰ種)の内容を基本協定書に記載するか、基本協定書には、「備品(Ⅰ種)の種類及び数量については、別途、速やかに通知する」旨を定めた上で、備品管理簿を基礎とし、市が押印した備品(Ⅰ種)のリストを指定管理者に交付する等、より一層の明確化を図る必要がある。

(4)【指摘事項Ⅸ(Ⅱ)-4】備品番号に基づく備品管理の徹底について

1)該当施設、指定管理者

該当施設	指定管理者
成瀬中央あおぞら学童保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会
南大谷学童保育クラブ	
鶴川学童保育クラブ	
なかよし学童保育クラブ	
わんぱく学童保育クラブ	
そよかぜ学童保育クラブ	
大蔵学童保育クラブ	
図師学童保育クラブ	
高ヶ坂けやき学童保育クラブ	
つくし野学童保育クラブ	
大戸のびっ子学童保育クラブ	
南第一さくら学童保育クラブ	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
ころころ学童保育クラブ	特定非営利活動法人 子育て・子育ち支援タグボート
本町田学童保育クラブ	社会福祉法人貴静会
小山田学童保育クラブ	
藤の台ポケット組学童保育クラブ	社会福祉法人景行会
鶴川第二学童保育クラブ	社会福祉法人明社会
山崎学童保育クラブ	社会福祉法人東香会

2)現状

備品(Ⅰ種)は市が指定管理者に対して無償で貸与する備品であり、町田市物品管理規則に基づき備品(物品)ごとに番号が付与され、適当ではない場合を除き、当該番号が記載されたシール(以下、「備品シール」という。)を備品に貼付して管理することとされている。

また、備品管理簿においては、備品(Ⅰ種)に分類される物品には、該当する備品番号を記載する様式となっている。

3)問題の所在

成瀬中央あおぞら学童保育クラブの施設往査時において備品の管理状況を確認したところ、備品シールが貼付されていない備品や、旧番号が付与された備品シールが貼付されている備品が存在していた。また、備品管理簿に記載された備品番号も、必ずしも備品に貼付された番号と整合していなかった。

このため、指定管理者が備品のたな卸しを行う際において、備品番号による特定が行わ

れていない。
　これは上記 1)の該当施設でも同様とのことであった。

4)改善案

　市は、改めて現在の番号が記載された備品シールを再発行した上で、指定管理者に対して、各備品への貼り直し等の対応を求め、備品管理簿に記載された備品が実際に存在することを容易に確認できる状態とする必要がある。

(5)【指摘事項Ⅸ(Ⅱ)-5】取得価格 3 万円未満の備品(Ⅰ種)の取扱いについて

1)該当施設、指定管理者

該当施設	指定管理者
成瀬中央あおぞら学童保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会
南大谷学童保育クラブ	
鶴川学童保育クラブ	
なかよし学童保育クラブ	
わんぱく学童保育クラブ	
そよかぜ学童保育クラブ	
大蔵学童保育クラブ	
図師学童保育クラブ	
高ヶ坂けやき学童保育クラブ	
つくし野学童保育クラブ	
大戸のびっ子学童保育クラブ	
南第一さくら学童保育クラブ	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
ころころ学童保育クラブ	特定非営利活動法人 子育て・子育ち支援タグボート
本町田学童保育クラブ	社会福祉法人貴静会
小山田学童保育クラブ	
藤の台ポケット組学童保育クラブ	社会福祉法人景行会
鶴川第二学童保育クラブ	社会福祉法人明社会
山崎学童保育クラブ	社会福祉法人東香会

2)現状

　備品管理簿には、児童用椅子や事務用椅子等のように取得価格が 3 万円未満の町田市物品管理規則における「備品」に該当しない物品が含まれていた。

3)問題の所在

取得価格が 3 万円未満の物品も市が貸与した物品であり、適切な管理を求める必要があるが、備品番号も付与されず、備品管理簿と個別の備品との対応関係が明確になっておらず、結果的に数量のみの管理となっている。

4)改善案

例えば、備品（Ⅰ種）は町田市物品管理規則に基づく備品に限定し、それ以外の物品については、備品管理台帳登載外物品等とした上で、別途、必要な管理水準を定める等、取得価格 3 万円未満の備品（Ⅰ種）の取扱いを整理することが必要である。

⑹【指摘事項Ⅸ(Ⅱ)-6】備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）として管理すべき範囲の明確化について

1)該当施設、指定管理者

該当施設	指定管理者
成瀬中央あおぞら学童保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会
南大谷学童保育クラブ	
鶴川学童保育クラブ	
なかよし学童保育クラブ	
わんぱく学童保育クラブ	
そよかぜ学童保育クラブ	
大蔵学童保育クラブ	
図師学童保育クラブ	
高ヶ坂けやき学童保育クラブ	
つくし野学童保育クラブ	
大戸のびっ子学童保育クラブ	
南第一さくら学童保育クラブ	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
ころころ学童保育クラブ	特定非営利活動法人 子育て・子育ち支援タグボート
本町田学童保育クラブ	社会福祉法人貴静会
小山田学童保育クラブ	
藤の台ポケット組学童保育クラブ	社会福祉法人景行会
鶴川第二学童保育クラブ	社会福祉法人明社会
山崎学童保育クラブ	社会福祉法人東香会

2)現状

基本協定書において、備品（Ⅱ種）は指定管理料から購入又は調達した備品とされてお

り、指定期間の満了時においては、市又は市が指定した者に対して引き継ぐ旨が定められているものの、備品自体の定義が示されていない。

同様に、備品(Ⅲ種)は指定管理者が自己の費用で購入又は調達した備品とされているが、それ以外の定めがない。

なお、備品管理簿には、Ⅰ種からⅢ種までの備品が記載されている。

基本協定書 抜粋
(乙による備品の購入等)
第 20 条 乙は、指定管理料より購入又は調達した備品(以下「備品(Ⅱ種)」という。)を本業務の実施のために供するものとする。
2 備品(Ⅱ種)が経年劣化等により本業務の実施の用に供することができなくなった場合、乙は、指定管理料で当該備品を購入または調達するものとする。
3 乙が指定管理料により購入した物品は甲に帰属するものとする。
4 乙は、第 1 項に定めるもののほか、乙が自己の費用で購入または調達した備品(以下「備品(Ⅲ種)という。」を、本業務の実施のために供することができるものとする。
(管理物品の取扱い)
第 35 条 本協定の終了に際し、管理物品の扱いについては、次のとおりとする。
(1)備品(Ⅰ種)及び備品(Ⅱ種)については、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。
(2)備品(Ⅲ種)については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定した者に対して引き継ぐことができるものとする。

3)問題の所在

現在、指定管理者は、指定管理料から購入又は調達した物品類については、任意の判断基準により備品(Ⅱ種)とするか否かを判断している。このため、指定管理者間において判断基準が異なっている。また、学童保育クラブにおいては物品の寄贈を受けることがあるが、寄贈物品を備品(Ⅱ種)又は備品(Ⅲ種)として取扱うか否かも明確ではない。加えて、指定管理料から購入又は調達した図書の取扱いも明確ではない。

備品(Ⅱ種)は、指定期間の満了時において、その後も継続して指定管理業務に用いるため、市又は市が指定した者に対して引き継ぐことを求めているものであり、その範囲が指定管理者の判断に委ねられている状況は適切ではない。

また、指定管理業務の運営管理等のために、指定管理者が自社のパソコン等を施設に持ち込むことは十分に想定されるが、指定管理者が施設に持ち込んだ備品についても備品(Ⅲ種)としての管理を求めるのか否かも含めて、備品(Ⅲ種)の定義が明確になっていない。

4)改善案

市は、指定管理者に備品(Ⅱ種)及び備品(Ⅲ種)として管理を求める趣旨及び必要性等を踏まえて、改めて備品として管理すべき範囲を明確にし、指定管理者に示す必要がある。

(7)【指摘事項Ⅸ(Ⅱ)-7】備品(Ⅰ種)と備品(Ⅱ種)の認識の整理について

1)該当施設、指定管理者

該当施設	指定管理者
成瀬中央あおぞら学童保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会
南大谷学童保育クラブ	
鶴川学童保育クラブ	
なかよし学童保育クラブ	
わんぱく学童保育クラブ	
そよかぜ学童保育クラブ	
大蔵学童保育クラブ	
図師学童保育クラブ	
高ヶ坂けやき学童保育クラブ	
つくし野学童保育クラブ	
大戸のびっ子学童保育クラブ	
南第一さくら学童保育クラブ	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
ころころ学童保育クラブ	特定非営利活動法人 子育て・子育ち支援タグボート
本町田学童保育クラブ	社会福祉法人貴静会
小山田学童保育クラブ	
藤の台ポケット組学童保育クラブ	社会福祉法人景行会
鶴川第二学童保育クラブ	社会福祉法人明社会
山崎学童保育クラブ	社会福祉法人東香会

2)現状

基本協定書第 19 条第 3 項においては、備品(Ⅰ種)が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、市と指定管理者との協議により、必要に応じて市の費用で当該備品等を購入又は調達するものとされており、経年劣化等による備品Ⅰ種の買い替えは、原則として市が行う。

また、同協定書第19条第2項において、指定管理者が指定管理料から購入又は調達した備品はⅡ種に分類される旨が定められている。

一方、所管課においては、備品(Ⅰ種)を経年劣化等により指定管理者が買い替えた場合、新しく購入した備品はⅠ種に分類されるとの認識である。

3)問題の所在

現実には、備品(Ⅰ種)が経年劣化等により指定管理業務実施の用に供することができなくなった場合に、指定管理者が指定管理料から同種の備品を買い替えることがあるが、基本協定書の定めからは、当該備品はⅡ種に分類されるものと読み取れる。

一方、所管課においては、備品(Ⅰ種)を経年劣化等により指定管理者が買い替えた場合、新しく購入した備品はⅠ種に分類されるとの認識により、指定管理者を指導していることから、指定管理者によって、備品(Ⅰ種)を買い替えた備品の分類について、市との間で齟齬が生じている。

4)改善案

備品(Ⅰ種)の経年劣化等により、同種の備品を指定管理者が買い替えた場合の備品の分類について改めて整理した上で、指定管理者に周知を図る必要がある。

⑻【意見Ⅸ(Ⅱ)-1】事業計画書の項目について

1)該当施設、指定管理者

該当施設	指定管理者
成瀬中央あおぞら学童保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会
南大谷学童保育クラブ	
鶴川学童保育クラブ	
なかよし学童保育クラブ	
わんぱく学童保育クラブ	
そよかぜ学童保育クラブ	
大蔵学童保育クラブ	
図師学童保育クラブ	
高ヶ坂けやき学童保育クラブ	
つくし野学童保育クラブ	
大戸のびっ子学童保育クラブ	
南第一さくら学童保育クラブ	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
ころころ学童保育クラブ	特定非営利活動法人 子育て・子育ち支援タグボート
本町田学童保育クラブ	社会福祉法人貴静会
小山田学童保育クラブ	
藤の台ポケット組学童保育クラブ	社会福祉法人景行会
鶴川第二学童保育クラブ	社会福祉法人明社会
山崎学童保育クラブ	社会福祉法人東香会

2)現状

「2020 年度における学童保育クラブの管理運営に関する年度協定書」には「2020 年度学童保育クラブ事業計画」及び「2020 年度事業収支予算書」が添付されている。

成瀬中央あおぞら学童保育クラブを例にとれば、このうち事業計画には、「4 月～7 月」、「夏季休業中」、「9 月～12 月」、「1 月～3 月」の期間に分けて、生活・学習指導、余暇指導及び安全指導に関する主な取り組みや行事名が記載されている。

3)問題の所在

「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」(2020 年 2 月改定)においては、「指定管理者の選定や指定管理者による管理運営状況等を評価するため、公の施設所管課は、あらかじめ施設ごとに以下の評価項目等を定める」とともに、「事業計画書及び事業報告書の項目は、評価項目に対応させる」ものとされている。

しかし、成瀬中央あおぞら学童保育クラブを例にとれば、2020 年度の事業計画には年間を通した主な取り組みや行事名は記載されているものの、評価項目に対応した内容となっていない。

なお、2020 年度の事業報告書は表 28 のような項目により報告されており、「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」(2020 年 2 月改定)に沿った項目となっている。

表 28 2020 年度事業報告書における項目

No.	内容による区分	事業報告書に設定されている項目
1	サービスの質	利用者満足度調査
2	履行の状況	平等利用の確保
3		施設の運営方針・管理方針
4		自主事業
5		情報公開・個人情報保護対策
6		苦情対応
7		危機管理
8		人的安定性
9		管理経費の縮減方策
10		地元貢献
11	財務・収支状況	財務の安全性

出所)2020 年度事業報告書により監査人が作成

(注)「内容による区分」は「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」(2020 年 2 月改定)に示された分類を監査人が記載。

4)改善案

事業計画書は当該年度における指定管理業務の具体的な実施計画であるとともに、指定管理者の管理運営状況を評価する上での基準の一つとなるものである。このため、年度

計画時点においても、評価項目に対応した項目で事業計画書を作成するよう指定管理者に求めるとともに、実績評価の基準となるよう、できるだけ具体的な計画や目標値等を設定することが必要である。

なお、指定管理者管理運営評価委員会からも同様の指摘を受けたとのことであり、2021年度の事業計画書については、2020 年度の事業報告書における項目と同様の項目が設定されている旨を付言する。

⑼【意見Ⅸ(Ⅱ)-2】間接経費に対する上限額の設定等について

1)該当施設、指定管理者

該当施設	指定管理者
成瀬中央あおぞら学童保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会
南大谷学童保育クラブ	
鶴川学童保育クラブ	
なかよし学童保育クラブ	
わんぱく学童保育クラブ	
そよかぜ学童保育クラブ	
大蔵学童保育クラブ	
図師学童保育クラブ	
高ヶ坂けやき学童保育クラブ	
つくし野学童保育クラブ	
大戸のびっ子学童保育クラブ	

2)現状

間接経費については、本部職員の人件費等に係る経費として公募時の提案額と同額が、基本額から充当されている。一方、成瀬中央あおぞら学童保育クラブを例にとれば、これに特別保育加算額と特別育成料から 1,469 千円が充当され、結果、3,197 千円が 2020 年度の予算額とされている。基本額からは、公募時の提案書類に記載された額と同額の 1,727 千円が充当されており、結果として、間接経費の予算額は公募時における提案額の 1.85 倍に相当する 3,197 千円に増加している。その結果、支出総額に占める間接経費の割合(予算ベース)は、基本額部分の 9.3%から 15.4%に上昇している。

一方、決算額は 2,076 千円であり、予算額との差額 1,121 千円は、2020 年度における指定管理業務に係る収支差額 1,468 千円の 76.4%に相当する。

表 29 本部経費の収支予算額・決算額

(単位:千円)

基本額 ①	協定に基づく 加算額等②	合計 ③=①+②	決算額 ④	差額 ③-④
1,727	1,469	3,197	2,076	1,121

3)問題の所在

間接経費についても、指定管理者全体の運営体制等の変更や人事・経理業務等に係る管理運営用ソフトウェアの購入等といった追加的な支出等により変動することがあり得るが、所管課は収支予算書の提出時に、増額の妥当性を検討していない。

また、間接経費に計上される経費は法人全体の共通経費としての性格を有するものが多く、その計上額は按分等により算定される。このため、事後的に計上額の妥当性等を検証することには困難が伴うことが想定される。

4)改善案

学童保育クラブの公募においては、1 者のみの応募が続いており、価格面も含めた競争にさらされていないこともあり、公募時の条件として、間接経費の上限額を設定することが望ましい。また、収支予算書において公募時における間接経費の提案額よりも増額する場合には、指定管理者から増額の必要性を聴取し、その妥当性を検証する必要がある。

(10)【意見Ⅸ(Ⅱ)-3】精算対象経費に関する証憑類の提出範囲について

1)該当施設、指定管理者

該当施設	指定管理者
成瀬中央あおぞら学童保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会
南大谷学童保育クラブ	
鶴川学童保育クラブ	
なかよし学童保育クラブ	
わんぱく学童保育クラブ	
そよかぜ学童保育クラブ	
大蔵学童保育クラブ	
図師学童保育クラブ	
高ヶ坂けやき学童保育クラブ	
つくし野学童保育クラブ	
大戸のびっ子学童保育クラブ	
南第一さくら学童保育クラブ	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
ころころ学童保育クラブ	特定非営利活動法人 子育て・子育ち支援タグボート
本町田学童保育クラブ	社会福祉法人貴静会
小山田学童保育クラブ	
藤の台ポケット組学童保育クラブ	社会福祉法人景行会
鶴川第二学童保育クラブ	社会福祉法人明社会
山崎学童保育クラブ	社会福祉法人東香会

2)現状

人件費、光熱水費・電話・ファクシミリ・パソコン回線使用料、修繕費、委託料(消防及び電気設備点検・冷暖房機器の保守点検・施設の機械警備・浄化槽等管理等)、賠償責任・傷害保険料は精算対象経費とされており、年度末に残額がある場合は、市に返還することが定められている。

このうち、光熱水費以外の精算対象経費については、指定管理業務に係る事業収支決算書とともに給与台帳や請求書等の写しの提出を求め、精算額の正確性を確かめている。

3)問題の所在

所管課によれば、光熱水費は月次等で頻繁に発生するものであり、徴取した際の確認事務の負担が大きいとして光熱水費に係る請求書等の写しを求めていないとのことである。しかし、指定管理者から精算対象経費に係る請求書等を徴取することは、精算額の正確性を所管課が直接確認する手段を得るだけでなく、指定管理者に対する牽制効果も期待できるものである。

4)改善案

所管課が全ての光熱水費に係る請求書等を精査することを前提としなくとも、光熱水費について請求書等の写しの提出を求めることを検討することが望ましい。

(11)【意見Ⅸ(Ⅱ)-4】応募資格の拡大について

1)該当施設、指定管理者

該当施設	指定管理者
成瀬中央あおぞら学童保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会
南大谷学童保育クラブ	
鶴川学童保育クラブ	
なかよし学童保育クラブ	
わんぱく学童保育クラブ	
そよかぜ学童保育クラブ	
大蔵学童保育クラブ	
図師学童保育クラブ	
高ヶ坂けやき学童保育クラブ	
つくし野学童保育クラブ	
大戸のびっ子学童保育クラブ	
南第一さくら学童保育クラブ	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
本町田学童保育クラブ	社会福祉法人貴静会
小山田学童保育クラブ	

該当施設	指定管理者
藤の台ポケット組学童保育クラブ	社会福祉法人景行会
鶴川第二学童保育クラブ	社会福祉法人明社会
山崎学童保育クラブ	社会福祉法人東香会

2)現状

学童保育クラブの公募に際しては、応募の資格を「学童保育クラブ、認可保育所、認証保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかの運営の実績があり、本市に事務所又は事業所を有する社会福祉法人、学校法人及び特定非営利活動法人」としている。

町田市学童保育クラブ指定管理者募集要項 抜粋
4 応募資格に関する事項
(1)応募の資格
学童保育クラブ、認可保育所、認証保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかの運営の実績があり、本市に事務所又は事業所を有する社会福祉法人、学校法人及び特定非営利活動法人とします。

3)問題の所在

学童保育クラブの指定管理者の選定は公募としているが、2 期目以降においては、前指定期間の指定管理者であった法人のみが応募する状態が継続しており、競争性が発揮されていない。

4)改善案

他の地方公共団体においては、株式会社が学童保育クラブの指定管理者に指定されている事例もある。新規事業者に参入の余地を広げることによるメリットとデメリットを改めて整理し、次期の指定管理者公募時から応募資格を拡大することが望ましい。

(Ⅲ)監査の結果及び意見が特定の施設に対するもの

1.なかよし学童保育クラブ(児童青少年課)

1-1.概要

(1)施設の状況

①概要

項目	内容
設置の目的	小学校に就学している児童で家庭において、保護者の適切な保護を受けられない者に対して組織的に指導を行い、もって学童の事故防止と心身の健全な育成を図るため
開設時期	1982 年 8 月
利用時間等	月曜日～土曜日　8 時～19 時
指定管理者制度の開始時期	2006 年 4 月
指定管理者制度導入前の運営形態	管理委託

② 利用状況

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)	115	118	99	88	59
利用料収入(千円)	425	418	367	396	371

(注)利用者数は毎年 4 月 1 日時点における在籍児童数である。

(2)指定管理の状況

①指定管理者

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
指定管理者名	町田市学童保育クラブの会				
分類	NPO 法人				

(注)分類は、株式会社、公益法人(設置者が 1/2 以上出資した財団法人、公社等)、NPO 法人、医療法人、社会福祉法人、その他の区分

②収支状況の推移

(単位:千円)

項目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	増減
指定管理料(注 1)	34,887	31,634	28,553	33,614	24,951	／

項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	増減
利用料収入(注2)	425	418	367	396	371	
雑収入	2	11	0	7	2	
収入計	35,314	32,063	28,920	34,017	25,324	
人件費	27,265	25,816	23,923	28,234	19,409	
物件費						
光熱水費	928	883	888	901	913	
委託料	35	35	48	35	36	
その他	6,649	4,900	3,455	4,227	3,710	
物件費計	7,612	5,818	4,391	5,163	4,659	
収支差引	437	429	605	621	1,257	
精算金(注1)	265	401	2,385	5,399	2,740	

(注1)指定管理料は、精算後の金額である。
(注2)利用料収入は、特別育成料である。

(3)指定管理者の状況

①指定管理者(共同企業体の場合は代表団体)の概要

項目	内容
名称	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会
設立年月日	2003年3月5日
主要業務の概要	町田市内の学童保育クラブの運営

②指定管理者による施設の主な運営財源

指定管理料及び利用料金制に基づく収入で運営

(4) 指定管理者の選定手続きの状況

①概要

項目	内容
指定管理者の募集方法	公募
指定管理者の選定方法	町田市指定管理者候補者選考委員会において、選定基準表に基づき採点し、その採点結果を参考に、施設所管部は指定管理者候補者を選定する。 指定管理者候補者は、議会の議決を得て、指定管理者として指定する。
指定管理者の業務範囲	施設の運営や事業の実施に関係する「一部の業務」
指定管理者の業務内容	(1)学童保育クラブに入会した学童の保育に関する業務・・・余暇・生活・学習・安全指導、おやつの提供

項目	内容
	(2)学童保育クラブに入会した学童の特別保育に関する業務･･･特別保育の利用承認、賦課及び徴収等 (3)管理施設及び設備の維持管理に関する業務･･･施設の保守･管理、修繕等 (4)前各号に規定したもののほか、市長が指定した業務･･･市への報告業務、利用者アンケートの実施等
応募した団体数	1 団体
議会の議決での特記事項	特になし

②選定手続きの具体的な内容

項目	内容	
応募資格	学童保育クラブ、認可保育所、認証保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかの運営の実績があり、市に事務所又は事業所を有する社会福祉法人、学校法人及び特定非営利活動法人であること。	
公募日程	募集要項の公表	2018 年 8 月 1 日
	説明会	2018 年 8 月 9 日
	募集要項等に関する質問書の受付	2018 年 8 月 9 日～10 日
	質問書に対する回答	2018 年 8 月 17 日
	申請･応募書類の受付	2018 年 8 月 20 日～24 日
	一次審査の結果発表(応募者が 4 者以上の場合)	―
	二次審査(プレゼンテーション･ヒアリング)	2018 年 10 月
	指定管理者候補者決定通知	2018 年 11 月
	市議会での議決	2018 年 12 月
	指定管理者決定通知	2018 年 12 月
選考委員	学識経験者 3 名	
審査基準	町田市学童保育クラブ設置条例第 8 条第 3 項 ア これまでの実績から、施設の管理業務について相当の知識及び経験を有すること。 イ 指定管理者の行う業務を効率的かつ効果的に行うことができること。 ウ 指定管理者の行う業務を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。	

③基本協定書の締結状況

項目	内容
締結日	2019 年 4 月 1 日
指定期間	2019 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日

⑸市の指導監督(モニタリング)の状況

項目	内容
事業報告書の収受年月日	2021 年 5 月 28 日
実地調査の状況	会計・経理・労働条件モニタリング
指示の状況	緊急事態宣言をはじめとした新型コロナウイルス感染症にかかる対応(1 日保育の実施、感染症対策等)について適宜指示を行った。

1-2.監査の結果及び意見

⑴【指摘事項Ⅸ(Ⅲ)1-1】収支予算書について

1)現状

収支予算書については、市が指定管理者にエクセルシートを交付し、当該シートに金額等を入力するよう求めており、「収入額と支出額の差額は必ず 0 にしてください。」との注意書きが記載されている。

しかし、2021 年度収支予算書において、支出予算 28,148 千円に対して収入予算は 27,738 千円であり、410 千円の赤字予算となっている。

2)問題の所在

特別育成料に係る収入予算額が計上されておらず、当該予算の計上漏れと考えられる。

3)改善案

指定管理者に対して予算段階における収支均衡を求めるのであれば、その旨を改めて周知するとともに、収支予算書が提出された際には、所管課においても確認を徹底する必要がある。

2.山崎学童保育クラブ(児童青少年課)

2-1.概要

⑴施設の状況

①概要

項目	内容
設置の目的	小学校に就学している児童で家庭において、保護者の適切な保護を受けられない者に対して組織的に指導を行い、もって学童の事故防止と心身の健全な育成を図るため

項目	内容
開設時期	1982 年 7 月
利用時間等	月曜日～土曜日　8 時～19 時
指定管理者制度の開始時期	2015 年 4 月
指定管理者制度導入前の運営形態	管理委託

②利用状況

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)	67	61	64	70	79
利用料収入(千円)	414	356	302	297	348

(注)利用者数は毎年 4 月 1 日時点における在籍児童数である。

(2)指定管理の状況

①指定管理者

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
指定管理者名	東香会				
分類	社会福祉法人				

(注)分類は、株式会社、公益法人(設置者が 1/2 以上出資した財団法人、公社等)、NPO 法人、医療法人、社会福祉法人、その他の区分

②収支状況の推移

(単位:千円)

項目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	増減
指定管理料(注 1)	18,135	18,053	19,911	20,516	29,205	
利用料収入(注 2)	414	356	302	297	348	
雑収入	32	0	0	0	0	
収入計	18,581	18,409	20,213	20,813	29,553	
人件費	16,378	17,686	17,685	18,653	24,560	
物件費						
光熱水費	789	857	857	840	819	
委託料	166	155	155	157	158	
その他	138	1,287	1,214	1,214	4,015	
物件費計	1,093	2,299	2,226	2,211	4,992	
収支差引	1,110	△1,576	302	△50	0	
精算金(注 1)	480	0	0	0	0	

(注 1)指定管理料は、精算後の金額である。
(注 2)利用料収入は、特別育成料である。

(3)指定管理者の状況

①指定管理者(共同企業体の場合は代表団体)の概要

項目	内容
名称	社会福祉法人東香会
設立年月日	1978 年 12 月 15 日
主要業務の概要	児童福祉事業

②指定管理者による施設の主な運営財源

指定管理料及び利用料金制に基づく収入で運営

(4) 指定管理者の選定手続きの状況

①概要

項目	内容
指定管理者の募集方法	公募
指定管理者の選定方法	町田市指定管理者候補者選考委員会において、選定基準表に基づき採点し、その採点結果を参考に、施設所管部は指定管理者候補者を選定する。 指定管理者候補者は、議会の議決を得て、指定管理者として指定する。
指定管理者の業務範囲	施設の運営や事業の実施に関係する「一部の業務」
指定管理者の業務内容	(1)学童保育クラブに入会した学童の保育に関する業務･･･余暇･生活･学習･安全指導、おやつの提供 (2)学童保育クラブに入会した学童の特別保育に関する業務･･･特別保育の利用承認、賦課及び徴収等 (3)管理施設及び設備の維持管理に関する業務･･･施設の保守･管理、修繕等 (4)前各号に規定したもののほか、市長が指定した業務･･･市への報告業務、利用者アンケートの実施等
応募した団体数	1 団体
議会の議決での特記事項	特になし

②選定手続きの具体的な内容

項目	内容	
応募資格	学童保育クラブ、認可保育所、認証保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかの運営の実績があり、市に事務所又は事業所を有する社会福祉法人、学校法人及び特定非営利活動法人であること。	
公募日程	募集要項の公表	2019 年 7 月 15 日
	説明会	2019 年 7 月 24 日
	募集要項等に関する質問書の受付	2019 年 7 月 24 日～25 日
	質問書に対する回答	2019 年 7 月 31 日
	申請・応募書類の受付	2019 年 8 月 5 日～9 日
	一次審査の結果発表(応募者が 4 者以上の場合)	―
	二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	2019 年 10 月
	指定管理者候補者決定通知	2019 年 10 月
	市議会での議決	2019 年 12 月
	指定管理者決定通知	2019 年 12 月
選考委員	学識経験者 3 名	
審査基準	町田市学童保育クラブ設置条例第 8 条第 3 項 ア　これまでの実績から、施設の管理業務について相当の知識及び経験を有すること。 イ　指定管理者の行う業務を効率的かつ効果的に行うことができること。 ウ　指定管理者の行う業務を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。	

③基本協定書の締結状況

項目	内容
協定書の締結日	2020 年 4 月 1 日
指定期間	2020 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

(5)市の指導監督(モニタリング)の状況

項目	内容
事業報告書の収受年月日	2021 年 5 月 28 日
実地調査の状況	会計・経理・労働条件モニタリング
指示の状況	緊急事態宣言をはじめとした新型コロナウイルス感染症にかかる対応(1 日保育の実施、感染症対策等)について適宜指示を行った。

2-2.監査の結果及び意見

(1)【指摘事項Ⅸ(Ⅲ)2-1】備品（Ⅰ種）の購入時等における市との事前協議の徹底について

1)現状

基本協定書第 19 条第 3 項において、備品（Ⅰ種）が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、市との協議により、必要に応じて市の費用で当該備品等を購入又は調達するものとされている。

2)問題の所在

山崎学童保育クラブの現地往査時(2021 年 10 月 14 日)に、備品管理簿と実際の備品とを照合したところ、備品（Ⅰ種）である掃除機が故障したとして買い換えられていたが、市との事前協議が行われていなかった。

3)改善案

指定管理者に対して、備品（Ⅰ種）が経年劣化等により指定管理業務実施の用に供することができなくなった場合には、市との事前協議を徹底する必要がある。

なお、掃除機の買い替えは 2021 年度中の購入であったことから、現地往査の結果を受けて、事後的ではあるものの、指定管理者から修繕(買換え)にかかる協議書が提出され、市からはこれを承認する回答が出された旨を付言する。

3.桜の森学童保育クラブ(児童青少年課)

3-1.概要

(1)施設の状況

①概要

項目	内容
設置の目的	小学校に就学している児童で家庭において、保護者の適切な保護を受けられない者に対して組織的に指導を行い、もって学童の事故防止と心身の健全な育成を図るため
開設時期	1987 年 4 月
利用時間等	月曜日～土曜日　8 時～19 時
指定管理者制度の導入時期	2021 年 4 月
指定管理者制度導入前の運営形態	管理委託

②利用状況

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)	110	111	95	91	75

(注)毎年 4 月 1 日時点における在籍児童数である。

⑵指定管理の状況

2021 年 4 月から指定管理開始のため、過年度の実績はない。

⑶指定管理者の状況

①指定管理者(共同企業体の場合は代表団体)の概要

項目	内容
名称	社会福祉法人　貴静会
設立年月日	2002 年 11 月 1 日
主要業務の概要	保育施設　放課後児童健全育成事業

②指定管理者による施設の主な運営財源

指定管理料及び利用料金制に基づく収入で運営

⑷ 指定管理者の選定手続きの状況

①概要

項目	内容
指定管理者の募集方法	公募
指定管理者の選定方法	町田市指定管理者候補者選考委員会において、選定基準表に基づき採点し、その採点結果を参考に、施設所管部は指定管理者候補者を選定する。 指定管理者候補者は、議会の議決を得て、指定管理者として指定する。
指定管理者の業務範囲	施設の運営や事業の実施に関係する「一部の業務」
指定管理者の業務内容	(1)学童保育クラブに入会した学童の保育に関する業務･･･余暇･生活･学習･安全指導、おやつの提供 (2)学童保育クラブに入会した学童の特別保育に関する業務･･･特別保育の利用承認、賦課及び徴収等 (3)管理施設及び設備の維持管理に関する業務･･･施設の保守･管理、修繕等 (4)前各号に規定したもののほか、市長が指定した業務･･･市への報告業務、利用者アンケートの実施等
応募した団体数	1 団体
議会の議決での特記事項	特になし

②選定手続きの具体的な内容

項目	内容	
応募資格	学童保育クラブ、認可保育所、認証保育所、幼稚園、認定こども園等の子どもに関する施設の運営実績等があり、市に事務所又は事業所を有する社会福祉法人、学校法人及び特定非営利活動法人であること。	
公募日程	募集要項の公表	2020年4月15日
	説明会	中止
	募集要項等に関する質問書の受付	2020年4月20日～23日
	質問書に対する回答	2020年4月28日
	申請・応募書類の受付	2020年5月7日～13日
	書類選考	2020年5月14日～
	選考委員会	2020年7月
	指定候補者の選定	2020年8月
	市議会での議決	2020年9月
	決定通知	2020年10月
選考委員	学識経験者3名	
審査基準	町田市学童保育クラブ設置条例第8条第3項 (1)これまでの実績から、施設の管理業務について相当の知識及び経験を有すること。 (2)学童保育クラブの業務を、効率的かつ効果的に行うことができること。 (3)学童保育クラブの業務を、安定して行う物的能力、人的能力を有していること。	

(注)「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」によると、指定管理者の応募資格として、「原則として市内に本店を有する団体のみとする」となっている。しかし、運動施設などを含む専門的な施設管理を適切に実施する能力を有する団体が5団体に満たないと想定されるため、魅力ある公園の運営を求めるにあたり、より幅広く応募ができるように当該資格要件は設けていない。

③基本協定書の締結状況

項目	内容
締結日	2021年4月1日
指定期間	2021年4月1日～2026年3月31日

(5)市の指導監督(モニタリング)の状況

項目	内容
事業報告書の収受年月日	2021年5月28日
実地調査の状況	会計・経理・労働条件モニタリング
指示の状況	緊急事態宣言をはじめとした新型コロナウイルス感染症にかかる対応(1日保育の実施、感染症対策等)について適宜指示を行った。

3-2.監査の結果及び意見

(1)【意見Ⅸ(Ⅲ)3-1】応募が 1 者であることについて

1)現状

桜の森学童保育クラブの指定管理者制度の 1 回目の基本協定の期間は 2021 年度から 2025 年度の 5 年間であった。そして 1 回目の募集において、申請書を提出して応募したのは 1 者(社会福祉法人貴静会)のみであった。

2)問題の所在

①「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」(2020 年 2 月改定)第 4.5 では、募集の方法について「指定管理者の選定には競争原理を働かせ、公正を期すために原則として公募とする」と記載されている。応募が 1 者のみであったことは、競争原理が働かなくなる恐れがある点で、望ましくない。

②また、「指定管理者制度の運用について」(総行経第 38 号平成 22 年 12 月 28 日)では、「指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。」と記載されている。応募が 1 者であったことは、住民サービスの効果的、効率的な提供の観点から望ましくない。

3)改善案

①「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」(2020 年 2 月改定)第 4.5 では、募集の方法について、「募集にあたっては、「広報まちだ」及び町田市公式ホームページ等を利用することとし、募集期間、説明会の開催、募集要項補配布方法など、応募者に十分な配慮を行うこと」と記載されている。この点、工夫してこの記載内容の実施をすることが望ましい。

②応募者が 1 者のみであった場合、その事業者等が選定されること自体は、制度上問題はない。しかし、選定時の評価が著しく低い場合等、住民サービスの効果的、効率的な提供の観点から適切でない場合も想定されうる。そのような事業者等が選定されないために、あらかじめ募集要項で「応募者が 1 者のみの場合でも、最低基準に満たない場合には選定されず、再度公募を行う」などの記載を行うことが望ましい。

(Ⅳ)監査の結果及び意見が複数施設に共通するもののみの施設の概要

1.成瀬中央あおぞら学童保育クラブ(児童青少年課)

(1)施設の状況

①概要

項目	内容
設置の目的	小学校に就学している児童で家庭において、保護者の適切な保護を受けられない者に対して組織的に指導を行い、もって学童の事故防止と心身の健全な育成を図るため
開設時期	1983 年 2 月
利用時間等	月曜日～土曜日　8 時～19 時
指定管理者制度の導入時期	2006 年 4 月
指定管理者制度導入前の運営形態	管理委託

②利用状況

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)	36	42	51	48	40
利用料収入(千円)	333	323	366	457	328

(注)利用者数は毎年 4 月 1 日時点における在籍児童数である。

(2)指定管理の状況

①指定管理者

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
指定管理者名	町田市学童保育クラブの会				
分類	NPO 法人				

(注)分類は、株式会社、公益法人(設置者が 1/2 以上出資した財団法人、公社等)、NPO 法人、医療法人、社会福祉法人、その他の区分

②収支状況の推移

(単位:千円)

項目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	増減
指定管理料(注 1)	14,733	15,075	20,783	21,106	20,627	
利用料収入(注 2)	333	323	366	457	328	
雑収入	2	15	2	1	1	
収入計	15,068	15,413	21,151	21,564	20,956	
人件費	11,310	18,525	22,805	16,543	15,605	
物件費						
光熱水費	498	551	539	537	572	
委託料	140	140	56	62	63	
その他	2,785	1,937	2,357	3,047	3,248	
物件費計	3,423	2,628	2,952	3,646	3,883	
収支差引	335	△5,740	△4,606	1,376	1,468	
精算金(注 1)	741	639	0	6,246	511	

(注 1)指定管理料は、精算後の金額である。
(注 2)利用料収入は、特別育成料である。

(3)指定管理者の状況

①指定管理者(共同企業体の場合は代表団体)の概要

項目	内容
名称	特定非営利活動法人町田市学童保育クラブの会
設立年月日	2003 年 3 月 5 日
主要業務の概要	町田市内の学童保育クラブの運営

②指定管理者による施設の主な運営財源

指定管理料及び利用料金制に基づく収入で運営

(4) 指定管理者の選定手続きの状況

①概要

項目	内容
指定管理者の募集方法	公募
指定管理者の選定方法	町田市指定管理者候補者選考委員会において、選定基準表に基づき採点し、その採点結果を参考に、施設所管部は指定管理者候補者を選定する。

項目	内容
	指定管理者候補者は、議会の議決を得て、指定管理者として指定する。
指定管理者の業務範囲	施設の運営や事業の実施に関係する「一部の業務」
指定管理者の業務内容	(1)学童保育クラブに入会した学童の保育に関する業務・・・余暇・生活・学習・安全指導、おやつの提供 (2)学童保育クラブに入会した学童の特別保育に関する業務・・・特別保育の利用承認、賦課及び徴収等 (3)管理施設及び設備の維持管理に関する業務・・・施設の保守・管理、修繕等 (4)前各号に規定したもののほか、市長が指定した業務・・・市への報告業務、利用者アンケートの実施等
応募した団体数	1 団体
議会の議決での特記事項	特になし

②選定手続きの具体的な内容

項目	内容	
応募資格	学童保育クラブ、認可保育所、認証保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかの運営の実績があり、市に事務所又は事業所を有する社会福祉法人、学校法人及び特定非営利活動法人であること。	
公募日程	募集要項の公表	2018 年 8 月 1 日
	説明会	2018 年 8 月 9 日
	募集要項等に関する質問書の受付	2018 年 8 月 9 日～10 日
	質問書に対する回答	2018 年 8 月 17 日
	申請・応募書類の受付	2018 年 8 月 20 日～24 日
	一次審査の結果発表(応募者が 4 者以上の場合)	―
	二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	2018 年 10 月
	指定管理者候補者決定通知	2018 年 11 月
	市議会での議決	2018 年 12 月
	指定管理者決定通知	2018 年 12 月
選考委員	学識経験者 3 名	
審査基準	町田市学童保育クラブ設置条例第 8 条第 3 項 ア これまでの実績から、施設の管理業務について相当の知識及び経験を有すること。 イ 指定管理者の行う業務を効率的かつ効果的に行うことができること。 ウ 指定管理者の行う業務を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。	

③基本協定書の締結状況

項目	内容
締結日	2019 年 4 月 1 日
指定期間	2019 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日

(5)市の指導監督(モニタリング)の状況

項目	内容
事業報告書の収受年月日	2021 年 5 月 28 日
実地調査の状況	会計・経理・労働条件モニタリング
指示の状況	緊急事態宣言をはじめとした新型コロナウイルス感染症にかかる対応(1 日保育の実施、感染症対策等)について適宜指示を行った。

2.南第一さくら学童保育クラブ(児童青少年課)

(1)施設の状況

①概要

項目	内容
設置の目的	小学校に就学している児童で家庭において、保護者の適切な保護を受けられない者に対して組織的に指導を行い、もって学童の事故防止と心身の健全な育成を図るため
開設時期	1972 年 6 月
利用時間等	月曜日～土曜日　8 時～19 時
指定管理者制度の導入時期	2016 年 4 月
指定管理者制度導入前の運営形態	直営

②利用状況

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)(注 1)	73	83	79	77	94
利用料収入(千円)(注 2)	578	568	583	602	404

(注 1)毎年 4 月 1 日時点における在籍児童数である。
(注 2)特別育成料

⑵指定管理の状況

①指定管理者

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
指定管理者名	ワーカーズコープ				
分類	NPO 法人				

(注)分類は、株式会社、公益法人(設置者が 1/2 以上出資した財団法人、公社等)、NPO 法人、医療法人、社会福祉法人、その他の区分

②収支状況の推移

(単位:千円)

項目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	増減
指定管理料	25,086	22,394	23,983	25,524	25,397	
その他(注 1)	578	583	583	602	404	
収入計	25,665	22,977	24,567	26,127	25,806	
精算する経費(注 2)						
人件費	18,817	16,632	18,653	19,277	19,815	
光熱水費・電話料	192	174	210	220	230	
委託料	—	—	86	103	103	
その他(注 3)	50	52	101	95	223	
精算する経費計	19,060	16,859	19,051	19,697	20,372	
管理費(注 4)	1,358	1,031	1,148	943	1,103	
運営費(注 5)	291	357	394	279	353	
その他(注 6)	2,085	1,890	3,180	2,362	2,159	
支出計	22,796	20,138	23,774	23,283	23,988	
収支差引	2,869	2,838	792	2,843	1,813	
精算金	756	773	609	1,214	352	

(注 1)その他の内訳は、特別育成料、寄付等である。
(注 2)精算する経費は、人件費、光熱水費、電話・ファクシミリ・パソコン回線使用料、修繕費、委託料(消防及び電気設備点検・冷暖房機器の保守点検・施設の機械警備・浄化槽等管理等)、賠償責任・傷害保険料である。人件費以外に残額がある場合は市に返還する。
(注 3)その他の内訳は、修繕費、保険料である。
(注 4)管理費の内訳は、管理用消耗品費、事務用経費、その他の経費である。
(注 5)運営費の内訳は、日常活動経費、行事活動経費、指導員研修費、児童雑誌購入費、その他の経費である。
(注 6)その他の内訳は、間接経費である。

⑶指定管理者の状況

①指定管理者(共同企業体の場合は代表団体)の概要

項目	内容
名称	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
設立年月日	2001 年 9 月 13 日
主要業務の概要	子育て支援に関係する事業、介護サービス事業他

②指定管理者による施設の主な運営財源

指定管理料及び利用料金制に基づく収入で運営

⑷指定管理者の選定手続きの状況

①概要

項目	内容
指定管理者の募集方法	公募
指定管理者の選定方法	町田市指定管理者候補者選考委員会と施設所管部において、選定基準表に基づき採点し、総合得点が最も高かった者を指定管理者候補者として選定する。 指定管理者候補者は、議会の議決を得て、指定管理者として指定する。
指定管理者の業務範囲	施設の運営や事業の実施に関係する「一部の業務」
指定管理者の業務内容	⑴学童保育クラブに入会した学童の保育に関する業務･･･余暇･生活･学習･安全指導、おやつの提供 ⑵学童保育クラブに入会した学童の特別保育に関する業務･･･特別保育の利用承認、賦課及び徴収等 ⑶管理施設及び設備の維持管理に関する業務･･･施設の保守･管理、修繕等 ⑷前各号に規定したもののほか、市長が指定した業務･･･市への報告業務、利用者アンケートの実施等
応募した団体数	1 団体
議会の議決での特記事項	特になし

②選定手続きの具体的な内容

項目	内容	
応募資格	学童保育クラブ、認可保育所、認証保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかの運営の実績があり、市に事務所又は、事業所を有する社会福祉法人、学校法人及び特定非営利活動法人であること。	
公募日程	募集要項の公表	2015年8月3日
	説明会	2015年8月7日
	募集要項等に関する質問書の受付	2015年8月3日～12日
	質問書に対する回答	2015年8月15日
	申請・応募書類の受付	2015年8月24日～28日
	書類選考	2015年8月31日～
	選考委員会	2015年10月
	指定候補者の選定	2015年10月
	市議会での議決	2015年12月
	決定通知	2015年12月
選考委員	学識経験者3名	
審査基準	町田市学童保育クラブ設置条例第8条第3項 (1)これまでの実績から、施設の管理業務について相当の知識及び経験を有すること。 (2)学童保育クラブの業務を、効率的かつ効果的に行うことができること。 (3)学童保育クラブの業務を、安定して行う物的能力、人的能力を有していること。	

③基本協定書の締結状況

項目	内容
締結日	2016年4月1日
指定期間	2016年4月1日～2021年3月31日

(5)市の指導監督(モニタリング)の状況

項目	内容
事業報告書の収受年月日	2021年5月27日
実地調査の状況	会計・経理・労働条件モニタリング
指示の状況	緊急事態宣言をはじめとした新型コロナウイルス感染症にかかる対応(1日保育の実施、感染症対策等)について適宜指示を行った。

3.南大谷学童保育クラブ(児童青少年課)

(1)施設の状況

①概要

項目	内容
設置の目的	小学校に就学している児童で家庭において、保護者の適切な保護を受けられない者に対して組織的に指導を行い、もって学童の事故防止と心身の健全な育成を図るため
開設時期	2000 年 4 月
利用時間等	月曜日～土曜日　8 時～19 時
指定管理者制度の導入時期	2013 年 4 月
指定管理者制度導入前の運営形態	直営

②利用状況

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)(注 1)	104	112	112	107	102
利用料収入(千円)(注 2)	614	657	478	519	552

(注 1)毎年 4 月 1 日時点における在籍児童数である。
(注 2)特別育成料

(2)指定管理の状況

①指定管理者

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
指定管理者名	町田市学童保育クラブの会				
分類	NPO 法人				

(注)分類は、株式会社、公益法人(設置者が 1/2 以上出資した財団法人、公社等)、NPO 法人、医療法人、社会福祉法人、その他の区分

②収支状況の推移

(単位:千円)

項目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	増減
指定管理料	30,662	29,879	35,358	36,784	38,728	／
その他(注 1)	637	682	501	545	552	／
収入計	31,300	30,561	35,860	37,329	39,280	／

項目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	増減
精算する経費(注 2)						
人件費	26,305	26,000	32,023	32,870	35,126	
光熱水費・電話料	753	821	929	919	946	
委託料	287	300	300	287	293	
その他(注 3)	208	162	227	256	351	
精算する経費計	27,555	27,285	33,480	34,334	36,718	
管理費(注 4)	1,267	972	801	756	1,873	
運営費(注 5)	544	600	762	832	766	
その他(注 6)	1,953	1,347	1,927	1,765	1,145	
支出計	31,321	30,206	36,972	37,688	40,504	
収支差引	△21	355	△1,112	△358	△1,223	
精算金	250	214	―	―	―	

(注 1)その他の内訳は、特別育成料、雑収入である。
(注 2)精算する経費は、人件費、光熱水費、電話・ファクシミリ・パソコン回線使用料、修繕費、委託料(消防及び電気設備点検・冷暖房機器の保守点検・施設の機械警備・浄化槽等管理等)、賠償責任・傷害保険料である。人件費以外に残額がある場合は市に返還する。
(注 3)その他の内訳は、修繕費、保険料である。
(注 4)管理費の内訳は、管理用消耗品費、事務用経費、その他の経費である。
(注 5)運営費の内訳は、日常活動経費、行事活動経費、指導員研修費、児童雑誌購入費、その他の経費である。
(注 6)その他の内訳は、間接経費である。

(3)指定管理者の状況

①指定管理者(共同企業体の場合は代表団体)の概要

成瀬中央あおぞら学童保育クラブの指定管理者と同一であり、「1.成瀬中央あおぞら学童保育クラブ(児童青少年課)」参照。

②指定管理者による施設の主な運営財源

指定管理料及び利用料金制に基づく収入で運営

(4)指定管理者の選定手続きの状況

①概要

項目	内容
指定管理者の募集方法	公募
指定管理者の選定方法	町田市指定管理者候補者選考委員会と施設所管部において、選定基準表に基づき採点し、総合得点が最も高かった者を指定管理者候補者として選定する。 指定管理者候補者は、議会の議決を得て、指定管理者として指定する。
指定管理者の業務範囲	施設の運営や事業の実施に関係する「一部の業務」
指定管理者の業務内容	(1)学童保育クラブに入会した学童の保育に関する業務・・・余暇・生活・学習・安全指導、おやつの提供等 (2)学童保育クラブに入会した学童の特別保育に関する業務・・・特別保育の利用承認、賦課及び徴収等 (3)管理施設及び設備の維持管理に関する業務・・・施設の保守・管理、修繕等 (4)前各号に規定したもののほか、市長が指定した業務・・・市への報告業務、利用者アンケートの実施等
応募した団体数	1 団体
議会の議決での特記事項	特になし

②選定手続きの具体的な内容

項目	内容	
応募資格	学童保育クラブ、認可保育所、認証保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかの運営の実績があり、市に事務所又は事業所を有する社会福祉法人、学校法人及び特定非営利活動法人であること。	
公募日程	募集要項の公表	2017年5月1日
	説明会	2017年5月9日
	募集要項等に関する質問書の受付	2017年5月10日～12日
	質問書に対する回答	2017年5月17日
	申請・応募書類の受付	2017年5月22日～26日
	書類選考	2017年5月29日～
	選考委員会	2017年7月4日
	指定候補者の選定	2017年8月
	市議会の議決	2017年9月
	決定通知	2017年10月
選考委員	学識経験者3名	
審査基準	町田市学童保育クラブ設置条例第8条第3項 (1)これまでの実績から、施設の管理業務について相当の知識及び経験を有すること。 (2)学童保育クラブの業務を、効率的かつ効果的に行うことができること。 (3)学童保育クラブの業務を、安定して行う物的能力、人的能力を有していること。	

③基本協定書の締結状況

項目	内容
締結日	2018年4月1日
指定期間	2018年4月1日～2021年3月31日

(5)市の指導監督(モニタリング)の状況

項目	内容
事業報告書の収受年月日	2021年5月28日
実地調査の状況	会計・経理・労働条件モニタリング
指示の状況	緊急事態宣言をはじめとした新型コロナウイルス感染症にかかる対応(1日保育の実施、感染症対策等)について適宜指示を行った。

4.ころころ学童保育クラブ(児童青少年課)

(1)施設の状況

①概要

項目	内容
設置の目的	小学校に就学している児童で家庭において、保護者の適切な保護を受けられない者に対して組織的に指導を行い、もって学童の事故防止と心身の健全な育成を図るため
開設時期	2003 年 4 月
利用時間等	月曜日～土曜日　8 時～19 時
指定管理者制度の導入時期	2004 年 4 月
指定管理者制度導入前の運営形態	直営

②利用状況

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)(注 1)	63	58	62	68	65
利用料収入(千円)(注 2)	392	552	471	576	148

(注 1)毎年 4 月 1 日時点における在籍児童数である。
(注 2)特別育成料

(2)指定管理の状況

①指定管理者

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
指定管理者名	子育て・子育ち支援タグボート				
分類	NPO 法人				

(注)分類は、株式会社、公益法人(設置者が 1/2 以上出資した財団法人、公社等)、NPO 法人、医療法人、社会福祉法人、その他の区分

②収支状況の推移

項目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	増減
指定管理料	38,102	39,352	41,108	40,650	51,591	／
その他(注 1)	465	621	570	671	184	／
収入計	38,567	39,973	41,678	41,638	51,776	／
精算する経費(注 2)						

項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	増減
人件費(学童)	15,669	13,966	13,498	13,935	17,593	
光熱水費・電話料	1,308	1,462	1,388	1,346	1,315	
委託料	1,323	1,323	1,320	1,376	1,513	
その他(注3)	669	756	750	1,198	2,160	
精算する経費計	18,970	14,395	16,957	17,856	22,582	
人件費(児童館)	15,248	15,494	15,561	15,906	19,952	
管理費(注4)	834	586	560	657	589	
運営費(児童館)(注5)	1,009	862	802	811	620	
運営費(学童)(注5)	464	428	359	200	318	
その他(注6)	3,515	3,235	3,255	3,895	381	
支出計	40,041	38,116	37,497	39,327	44,445	
収支差引	△1,473	1,857	4,181	2,311	7,331	
精算金	―	―	1,656	―	2,619	

(注1)その他の内訳は、特別育成料、雑収入である。
(注2)精算する経費は、人件費、光熱水費、電話・ファクシミリ・パソコン回線使用料、修繕費、委託料(消防及び電気設備点検・冷暖房機器の保守点検・施設の機械警備・浄化槽等管理等)、賠償責任・傷害保険料である。人件費以外に残額がある場合は市に返還する。
(注3)その他の内訳は、修繕費、冷暖房保守点検費である。
(注4)管理費の内訳は、管理用消耗品費、事務用経費、その他の経費である。
(注5)運営費の内訳は、日常活動経費、行事活動経費、指導員研修費、児童雑誌購入費、その他の経費である。玉川学園子どもクラブころころ児童館ところころ学童保育クラブは隣接しているため、一体で指定管理の対象としている。
(注6)その他の内訳は、間接経費である。

(3)指定管理者の状況

①指定管理者(共同企業体の場合は代表団体)の概要

項目	内容
名称	特定非営利活動法人子育て・子育ち支援タグボート
設立年月日	2003年9月4日
主要業務の概要	児童館・学童保育クラブ管理運営

②指定管理者による施設の主な運営財源

指定管理料及び利用料金制に基づく収入で運営

(4)指定管理者の選定手続きの状況

①概要

項目	内容
指定管理者の募集方法	公募
指定管理者の選定方法	町田市指定管理者候補者選考委員会において、選定基準表に基づき採点し、その採点結果を参考に、施設所管部は指定管理者候補者を選定する。 指定管理者候補者は、議会の議決を得て、指定管理者として指定する。
指定管理者の業務範囲	施設の運営や事業の実施に関係する「一部の業務」
指定管理者の業務内容	(1)学童保育クラブに入会した学童の保育に関する業務・・・余暇・生活・学習・安全指導、おやつの提供等 (2)学童保育クラブに入会した学童の特別保育に関する業務・・・特別保育の利用承認、賦課及び徴収等 (3)管理施設及び設備の維持管理に関する業務・・・施設の保守・管理、修繕等 (4)前各号に規定したもののほか、市長が指定した業務・・・市への報告業務、利用者アンケートの実施等
応募した団体数	1 団体
議会の議決での特記事項	特になし

②選定手続きの具体的な内容

項目	内容	
応募資格	児童館、学童保育クラブ、認可保育所、認証保育所、幼稚園、認定こども園等の子どもに関する施設の運営実績等があり、市に事務所又は事業所を有する社会福祉法人、学校法人及び特定非営利活動法人であること。	
公募日程	募集要項の公表	2019年7月15日
	説明会	2019年7月24日
	募集要項等に関する質問書の受付	2019年7月24日～25日
	質問書に対する回答	2019年7月31日
	申請・応募書類の受付	2019年8月5日～9日
	書類選考	2019年8月13日～
	選考委員会	2019年9月30日
	指定候補者の選定	2019年10月
	市議会の議決	2019年12月
	決定通知	2019年12月
選考委員	学識経験者2名	
審査基準	町田市学童保育クラブ設置条例第8条第3項 (1)これまでの実績から、施設の管理業務について相当の知識及び経験を有すること。 (2)学童保育クラブの業務を、効率的かつ効果的に行うことができること。 (3)学童保育クラブの業務を、安定して行う物的能力、人的能力を有していること。	

③基本協定書の締結状況

項目	内容
締結日	2020年4月1日
指定期間	2020年4月1日～2025年3月31日

(5)市の指導監督(モニタリング)の状況

項目	内容
事業報告書の収受年月日	2021年5月28日
実地調査の状況	会計・経理・労働条件モニタリング
指示の状況	緊急事態宣言をはじめとした新型コロナウイルス感染症にかかる対応(1日保育の実施、感染症対策等)について適宜指示を行った。

5.小山田学童保育クラブ(児童青少年課)

(1)施設の状況

①概要

項目	内容
設置の目的	小学校に就学している児童で家庭において、保護者の適切な保護を受けられない者に対して組織的に指導を行い、もって学童の事故防止と心身の健全な育成を図るため
開設時期	2006 年 4 月
利用時間等	月曜日～土曜日　8 時～19 時
指定管理者制度の導入時期	2006 年 4 月
指定管理者制度導入前の運営形態	―

②利用状況

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)(注 1)	40	44	59	52	45
利用料収入(千円)(注 2)	66	120	78	38	44

(注 1)毎年 4 月 1 日時点における在籍児童数である。
(注 2)特別育成料

(2)指定管理の状況

①指定管理者

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
指定管理者名	貴静会				
分類	社会福祉法人				

(注)分類は、株式会社、公益法人(設置者が 1/2 以上出資した財団法人、公社等)、NPO 法人、医療法人、社会福祉法人、その他の区分

②収支状況の推移

(単位:千円)

項目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	増減
指定管理料	17,959	21,727	22,827	29,527	30,743	／
その他(注 1)	68	120	78	38	44	／
収入計	18,027	21,847	22,905	29,565	30,787	／

項目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	増減
精算する経費(注 2)						
人件費	13,833	17,502	16,217	22,896	22,887	
光熱水費・電話料	764	837	889	888	922	
委託料	299	287	219	239	354	
その他(注 3)	58	130	56	509	329	
精算する経費計	14,956	18,757	17,381	24,533	24,493	
管理費(注 4)	478	580	545	763	891	
運営費(注 5)	502	559	576	550	414	
その他(注 6)	1,578	1,264	1,200	1,800	1,830	
支出計	17,515	21,161	19,704	27,647	27,630	
収支差引	511	686	3,201	1,918	3,157	
精算金	377	244	2,108	967	1,897	

(注 1)その他の内訳は、特別育成料、雑収入である。
(注 2)精算する経費は、人件費、光熱水費、電話・ファクシミリ・パソコン回線使用料、修繕費、委託料(消防及び電気設備点検・冷暖房機器の保守点検・施設の機械警備・浄化槽等管理等)、賠償責任・傷害保険料である。人件費以外に残額がある場合は市に返還する。
(注 3)その他の内訳は、修繕費、保険料である。
(注 4)管理費の内訳は、管理用消耗品費、事務用経費、その他の経費である。
(注 5)運営費の内訳は、日常活動経費、行事活動経費、指導員研修費、児童雑誌購入費、その他の経費である。
(注 6)その他の内訳は、間接経費である。

(3)指定管理者の状況

①指定管理者(共同企業体の場合は代表団体)の概要

項目	内容
名称	社会福祉法人 貴静会
設立年月日	2002 年 11 月 1 日
主要業務の概要	保育施設 放課後児童健全育成事業

②指定管理者による施設の主な運営財源

指定管理料及び利用料金制に基づく収入で運営

(4) 指定管理者の選定手続きの状況

①概要、②選定手続きの具体的な内容

成瀬中央あおぞら学童保育クラブと同様の選定手続きを行っており「1.成瀬中央あおぞら学童保育クラブ(児童青少年課)」参照。

項目	内容	
応募資格	学童保育クラブ、認可保育所、認証保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかの運営の実績があり、市に事務所又は事業所を有する社会福祉法人、学校法人及び特定非営利活動法人であること。	
公募日程	募集要項の公表	2018 年 8 月 1 日
	説明会	2018 年 8 月 9 日
	募集要項等に関する質問書の受付	2018 年 8 月 9 日～10 日
	質問書に対する回答	2018 年 8 月 17 日
	申請・応募書類の受付	2018 年 8 月 20 日～24 日
	書類選考	2018 年 8 月 27 日～
	選考委員会	2018 年 10 月
	指定候補者の選定	2018 年 11 月
	市議会の議決	2018 年 12 月
	決定通知	2018 年 12 月
選考委員	学識経験者 3 名	
審査基準	町田市学童保育クラブ設置条例第 8 条第 3 項 (1)これまでの実績から、施設の管理業務について相当の知識及び経験を有すること。 (2)学童保育クラブの業務を、効率的かつ効果的に行うことができること。 (3)学童保育クラブの業務を、安定して行う物的能力、人的能力を有していること。	

③基本協定書の締結状況

項目	内容
締結日	2019 年 4 月 1 日
指定期間	2019 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日

(5)市の指導監督(モニタリング)の状況

項目	内容
事業報告書の収受年月日	2021 年 5 月 28 日
実地調査の状況	会計・経理・労働条件モニタリング
指示の状況	緊急事態宣言をはじめとした新型コロナウイルス感染症にかかる対応(1 日保育の実施、感染症対策等)について適宜指示を行った。

6.鶴川学童保育クラブ(児童青少年課)

(1)施設の状況

①概要

項目	内容
設置の目的	小学校に就学している児童で家庭において、保護者の適切な保護を受けられない者に対して組織的に指導を行い、もって学童の事故防止と心身の健全な育成を図るため
開設時期	1969 年 7 月
利用時間等	月曜日～土曜日 8 時～19 時
指定管理者制度の導入時期	2008 年 4 月
指定管理者制度導入前の運営形態	直営

②利用状況

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)(注 1)	84	93	72	71	85
利用料収入(千円)(注 2)	637	695	515	657	486

(注 1)毎年 4 月 1 日時点における在籍児童数である。
(注 2)特別育成料

(2)指定管理の状況

①指定管理者

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
指定管理者名	町田市学童保育クラブの会				
分類	NPO 法人				

(注)分類は、株式会社、公益法人(設置者が 1/2 以上出資した財団法人、公社等)、NPO 法人、医療法人、社会福祉法人、その他の区分

②収支状況の推移

(単位:千円)

項目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	増減
指定管理料	23,732	27,461	25,688	26,471	27,376	
その他(注 1)	656	707	517	660	486	
収入計	24,389	28,169	26,206	27,131	27,863	

項目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	増減
精算する経費(注 2)						
人件費	20,134	21,259	22,774	22,858	21,854	
光熱水費・電話料	496	584	280	280	280	
委託料	116	112	60	118	122	
その他(注 3)	312	233	320	204	189	
精算する経費計	21,058	22,189	23,436	23,460	22,447	
管理費(注 4)	1,091	1,038	1,014	522	1,039	
運営費(注 5)	661	712	644	493	579	
その他(注 6)	2,111	2,001	991	1,791	1,935	
支出計	24,923	25,942	26,085	26,268	26,000	
収支差引	△534	2,227	120	862	1,862	
精算金	325	319	―	―	805	

(注 1)その他の内訳は、特別育成料、雑収入である。
(注 2)精算する経費は、人件費、光熱水費、電話・ファクシミリ・パソコン回線使用料、修繕費、委託料(消防及び電気設備点検・冷暖房機器の保守点検・施設の機械警備・浄化槽等管理等)、賠償責任・傷害保険料である。人件費以外に残額がある場合は市に返還する。
(注 3)その他の内訳は、修繕費、保険料である。
(注 4)管理費の内訳は、管理用消耗品費、事務用経費、その他の経費である。
(注 5)運営費の内訳は、日常活動経費、行事活動経費、指導員研修費、児童雑誌購入費、その他の経費である。
(注 6)その他の内訳は、間接経費である。

(3)指定管理者の状況

①指定管理者(共同企業体の場合は代表団体)の概要

成瀬中央あおぞら学童保育クラブの指定管理者と同一であり、「1.成瀬中央あおぞら学童保育クラブ(児童青少年課)」参照。

②指定管理者による施設の主な運営財源

指定管理料及び利用料金制に基づく収入で運営

(4) 指定管理者の選定手続きの状況

①概要、②選定手続きの具体的な内容

南第一さくら学童保育クラブと同様の選定手続きであり、「2.南第一さくら学童保育クラブ(児童青少年課)」参照。

③基本協定書の締結状況

項目	内容
締結日	2016 年 4 月 1 日
指定期間	2016 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日

(5)市の指導監督(モニタリング)の状況

項目	内容
事業報告書の収受年月日	2021 年 5 月 28 日
実地調査の状況	会計・経理・労働条件モニタリング
指示の状況	緊急事態宣言をはじめとした新型コロナウイルス感染症にかかる対応(1 日保育の実施、感染症対策等)について適宜指示を行った。

7.わんぱく学童保育クラブ(児童青少年課)

(1)施設の状況

①概要

項目	内容
設置の目的	小学校に就学している児童で家庭において、保護者の適切な保護を受けられない者に対して組織的に指導を行い、もって学童の事故防止と心身の健全な育成を図るため
開設時期	1984 年 11 月
利用時間等	月曜日～土曜日　8 時～19 時
指定管理者制度の開始時期	2006 年 4 月
指定管理者制度導入前の運営形態	管理委託

②利用状況

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)(注1)	60	71	70	56	56
利用料収入(千円)(注 2)	300	343	316	344	298

(注 1)利用者数は毎年 4 月 1 日時点における在籍児童数である。
(注 2)特別育成料

⑵指定管理の状況

①指定管理者

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
指定管理者名	町田市学童保育クラブの会				
分類	NPO 法人				

(注)分類は、株式会社、公益法人(設置者が 1/2 以上出資した財団法人、公社等)、NPO 法人、医療法人、社会福祉法人、その他の区分

②収支状況の推移

(単位:千円)

項目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	増減
指定管理料(注 1)	19,534	21,021	22,074	24,488	24,573	
利用料収入(注 2)	300	343	316	344	298	
雑収入	12	14	5	3	1	
収入計	19,846	21,378	22,395	24,835	24,872	
人件費	17,098	17,312	20,077	19,963	19,864	
物件費						
光熱水費	370	473	378	304	311	
委託料	128	128	56	35	100	
その他	1,938	3,108	1,791	3,247	3,106	
物件費計	2,436	3,709	2,225	3,586	3,517	
収支差引	312	357	92	1,286	1,491	
精算金(注 1)	401	118	0	2,010	2,571	

(注 1)指定管理料は、精算後の金額である。
(注 2)利用料収入は、特別育成料である。

⑶指定管理者の状況

①指定管理者(共同企業体の場合は代表団体)の概要

成瀬中央あおぞら学童保育クラブの指定管理者と同一であり、「1.成瀬中央あおぞら学童保育クラブ(児童青少年課)」参照。

②指定管理者による施設の主な運営財源

指定管理料及び利用料金制に基づく収入で運営

⑷ 指定管理者の選定手続きの状況

①概要、②選定手続きの具体的な内容

成瀬中央あおぞら学童保育クラブと同時に選定手続き及び基本協定書が締結されてお

り、「1.成瀬中央あおぞら学童保育クラブ(児童青少年課)」参照。

(5)市の指導監督(モニタリング)の状況

項目	内容
事業報告書の収受年月日	2021 年 5 月 28 日
実地調査の状況	会計・経理・労働条件モニタリング
指示の状況	緊急事態宣言をはじめとした新型コロナウイルス感染症にかかる対応(1 日保育の実施、感染症対策等)について適宜指示を行った。

8.そよかぜ学童保育クラブ(児童青少年課)

(1)施設の状況

①概要

項目	内容
設置の目的	小学校に就学している児童で家庭において、保護者の適切な保護を受けられない者に対して組織的に指導を行い、もって学童の事故防止と心身の健全な育成を図るため
開設時期	1993 年 4 月
利用時間等	月曜日～土曜日　8 時～19 時
指定管理者制度の開始時期	2006 年 4 月
指定管理者制度導入前の運営形態	管理委託

②利用状況

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)(注 1)	54	52	51	48	54
利用料収入(千円)(注 2)	402	349	265	347	298

(注 1)利用者数は毎年 4 月 1 日時点における在籍児童数である。
(注 2)特別育成料

(2)指定管理の状況

①指定管理者

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
指定管理者名	町田市学童保育クラブの会				
分類	NPO 法人				

(注)分類は、株式会社、公益法人(設置者が 1/2 以上出資した財団法人、公社等)、NPO 法人、医療法人、社会福祉法人、その他の区分

②収支状況の推移

(単位:千円)

項目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	増減
指定管理料(注 1)	19,174	19,281	20,277	23,066	24,683	
利用料収入(注 2)	402	349	265	347	298	
雑収入	12	6	2	7	2	
収入計	19,588	19,636	20,544	23,420	24,983	
人件費	18,156	15,273	16,965	17,865	18,903	
物件費						
光熱水費	758	805	848	925	948	
委託料	343	343	343	280	309	
その他	2,305	2,860	2,398	3,519	3,635	
物件費計	3,406	4,008	3,589	4,724	4,892	
収支差引	△1,974	355	△11	831	1,189	
精算金(注 1)	197	203	0	1,030	794	

(注 1)指定管理料は、精算後の金額である。
(注 2)利用料収入は、特別育成料である。

(3)指定管理者の状況

①指定管理者(共同企業体の場合は代表団体)の概要

成瀬中央あおぞら学童保育クラブの指定管理者と同一であり、「1.成瀬中央あおぞら学童保育クラブ(児童青少年課)」参照。

②指定管理者による施設の主な運営財源

指定管理料及び利用料金制に基づく収入で運営

(4) 指定管理者の選定手続きの状況

①概要、②選定手続きの具体的な内容

成瀬中央あおぞら学童保育クラブと同時に選定手続き及び基本協定書が締結されており、「1.成瀬中央あおぞら学童保育クラブ(児童青少年課)」参照。

(5)市の指導監督(モニタリング)の状況

項目	内容
事業報告書の収受年月日	2021 年 5 月 28 日
実地調査の状況	会計・経理・労働条件モニタリング

項目	内容
指示の状況	緊急事態宣言をはじめとした新型コロナウイルス感染症にかかる対応(1 日保育の実施、感染症対策等)について適宜指示を行った。

9.大蔵学童保育クラブ(児童青少年課)

(1)施設の状況

①概要

項目	内容
設置の目的	小学校に就学している児童で家庭において、保護者の適切な保護を受けられない者に対して組織的に指導を行い、もって学童の事故防止と心身の健全な育成を図るため
開設時期	2005 年 4 月
利用時間等	月曜日～土曜日　8 時～19 時
指定管理者制度の開始時期	2005 年 4 月
指定管理者制度導入前の運営形態	―

②利用状況

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)(注 1)	128	133	148	126	121
利用料収入(千円)(注 2)	819	884	847	873	607

(注 1)利用者数は毎年 4 月 1 日時点における在籍児童数である。
(注 2)特別育成料

(2)指定管理の状況

①指定管理者

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
指定管理者名	町田市学童保育クラブの会				
分類	NPO 法人				

(注)分類は、株式会社、公益法人(設置者が 1/2 以上出資した財団法人、公社等)、NPO 法人、医療法人、社会福祉法人、その他の区分

②収支状況の推移

(単位:千円)

項目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	増減
指定管理料(注 1)	29,688	33,868	35,679	33,321	36,497	
利用料収入(注 2)	819	884	847	873	607	
雑収入	10	16	15	7	2	
収入計	30,517	34,768	36,541	34,201	37,106	
人件費	25,294	29,083	29,970	26,844	30,562	
物件費						
光熱水費	1,233	1,212	1,220	1,255	1,346	
委託料	82	187	222	262	285	
その他	3,079	3,386	4,106	4,780	5,154	
物件費計	4,394	4,785	5,548	6,297	6,785	
収支差引	829	900	1,023	1,059	△231	
精算金(注 1)	0	0	0	2,609	0	

(注 1)指定管理料は、精算後の金額である。
(注 2)利用料収入は、特別育成料である。

(3)指定管理者の状況

①指定管理者(共同企業体の場合は代表団体)の概要

成瀬中央あおぞら学童保育クラブの指定管理者と同一であり、「1.成瀬中央あおぞら学童保育クラブ(児童青少年課)」参照。

②指定管理者による施設の主な運営財源

指定管理料及び利用料金制に基づく収入で運営

(4) 指定管理者の選定手続きの状況

①概要、②選定手続きの具体的な内容

成瀬中央あおぞら学童保育クラブと同時に選定手続き及び基本協定書が締結されており、「1.成瀬中央あおぞら学童保育クラブ(児童青少年課)」参照。

(5)市の指導監督(モニタリング)の状況

項目	内容
事業報告書の収受年月日	2021 年 5 月 28 日
実地調査の状況	会計・経理・労働条件モニタリング

項目	内容
指示の状況	緊急事態宣言をはじめとした新型コロナウイルス感染症にかかる対応(1 日保育の実施、感染症対策等)について適宜指示を行った。

10.藤の台ポケット組学童保育クラブ(児童青少年課)

(1)施設の状況

①概要

項目	内容
設置の目的	小学校に就学している児童で家庭において、保護者の適切な保護を受けられない者に対して組織的に指導を行い、もって学童の事故防止と心身の健全な育成を図るため
開設時期	1993 年 4 月
利用時間等	月曜日～土曜日　8 時～19 時
指定管理者制度の導入時期	2006 年 4 月
指定管理者制度導入前の運営形態	管理委託

②利用状況

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)(注 1)	69	77	70	84	69
利用料収入(千円)(注 2)	338	470	426	369	219

(注 1)毎年 4 月 1 日時点における在籍児童数である。
(注 2)特別育成料

(2)指定管理の状況

①指定管理者

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
指定管理者名	景行会				
分類	社会福祉法人				

(注)分類は、株式会社、公益法人(設置者が 1/2 以上出資した財団法人、公社等)、NPO 法人、医療法人、社会福祉法人、その他の区分

②収支状況の推移

(単位:千円)

項目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	増減
指定管理料	21,989	23,269	25,539	32,717	31,919	
その他(注 1)	338	470	426	369	219	
収入計	22,327	23,740	25,965	33,086	32,139	
精算する経費(注 2)						
人件費	18,341	20,092	23,121	23,132	23,639	
光熱水費・電話料	271	329	331	407	554	
委託料	81	81	81	118	83	
その他(注 3)	173	63	58	1,047	156	
精算する経費計	18,868	20,567	23,593	24,705	24,433	
管理費(注 4)	709	560	589	783	815	
運営費(注 5)	526	486	475	570	512	
その他(注 6)	537	105	—	2,618	3,583	
支出計	20,642	21,719	24,658	28,677	29,345	
収支差引	1,684	2,020	1,307	4,408	2,793	
精算金	473	525	—	2,572	646	

(注 1)その他の内訳は、特別育成料、雑収入である。
(注 2)精算する経費は、人件費、光熱水費、電話・ファクシミリ・パソコン回線使用料、修繕費、委託料(消防及び電気設備点検・冷暖房機器の保守点検・施設の機械警備・浄化槽等管理等)、賠償責任・傷害保険料である。人件費以外に残額がある場合は市に返還する。
(注 3)その他の内訳は、修繕費、保険料である。
(注 4)管理費の内訳は、管理用消耗品費、事務用経費、その他の経費である。
(注 5)運営費の内訳は、日常活動経費、行事活動経費、指導員研修費、児童雑誌購入費、その他の経費である。
(注 6)その他の内訳は、間接経費である。

(3)指定管理者の状況

①指定管理者(共同企業体の場合は代表団体)の概要

項目	内容
名称	社会福祉法人　景行会
設立年月日	1971 年 1 月 1 日
主要業務の概要	保育園

②指定管理者による施設の主な運営財源

指定管理料及び利用料金制に基づく収入で運営

(4) 指定管理者の選定手続きの状況

①概要、②選定手続きの具体的な内容

成瀬中央あおぞら学童保育クラブと同様の選定手続きであり、「1.成瀬中央あおぞら学童保育クラブ(児童青少年課)」参照。

③基本協定書の締結状況

項目	内容
締結日	2019 年 4 月 1 日
指定期間	2019 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日

(5)市の指導監督(モニタリング)の状況

項目	内容
事業報告書の収受年月日	2021 年 5 月 27 日
実地調査の状況	会計・経理・労働条件モニタリング
指示の状況	緊急事態宣言をはじめとした新型コロナウイルス感染症にかかる対応(1 日保育の実施、感染症対策等)について適宜指示を行った。

11.鶴川第二学童保育クラブ(児童青少年課)

(1)施設の状況

①概要

項目	内容
設置の目的	小学校に就学している児童で家庭において、保護者の適切な保護を受けられない者に対して組織的に指導を行い、もって学童の事故防止と心身の健全な育成を図るため
開設時期	2007 年 4 月
利用時間等	月曜日～土曜日　8 時～19 時
指定管理者制度の導入時期	2007 年 4 月
指定管理者制度導入前の運営形態	―

②利用状況

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)(注 1)	84	84	100	112	111
利用料収入(千円)(注 2)	840	764	713	713	464

(注 1)毎年 4 月 1 日時点における在籍児童数である。
(注 2)特別育成料

(2)指定管理の状況

①指定管理者

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
指定管理者名	明社会				
分類	社会福祉法人				

(注)分類は、株式会社、公益法人(設置者が 1/2 以上出資した財団法人、公社等)、NPO 法人、医療法人、社会福祉法人、その他の区分

②収支状況の推移

(単位:千円)

項目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	増減
指定管理料	23,422	26,812	29,248	31,226	34,280	
その他(注 1)	840	764	713	713	464	
収入計	24,262	27,577	29,961	31,940	34,744	
精算する経費(注 2)						
人件費	18,778	20,904	23,784	26,473	26,871	
光熱水費・電話料	811	823	892	993	966	
委託料	277	277	277	279	282	
その他(注 3)	99	254	404	401	463	
精算する経費計	19,966	22,259	25,358	28,148	28,584	
管理費(注 4)	913	948	1,034	952	1,008	
運営費(注 5)	733	907	1,078	831	1,637	
その他(注 6)	1,236	1,273	1,561	1,599	1,818	
支出計	22,848	25,388	29,033	31,530	33,048	
収支差引	1,413	2,188	927	410	1,695	
精算金	312	145	—	—	1,217	

(注 1)その他の内訳は、特別育成料、雑収入である。

(注 2)精算する経費は、人件費、光熱水費、電話・ファクシミリ・パソコン回線使用料、修繕費、委託料(消防及び電気設備点検・冷暖房機器の保守点検・施設の機械警備・浄化槽等管理等)、賠償責任・傷害保険料である。人件費以外に残額がある場合は市に返還する。
(注 3)その他の内訳は、修繕費、保険料である。
(注 4)管理費の内訳は、管理用消耗品費、事務用経費、その他の経費である。
(注 5)運営費の内訳は、日常活動経費、行事活動経費、指導員研修費、児童雑誌購入費、その他の経費である。
(注 6)その他の内訳は、間接経費である。

(3)指定管理者の状況

①指定管理者(共同企業体の場合は代表団体)の概要

項目	内容
名称	社会福祉法人　明社会
設立年月日	2005 年 9 月 15 日
主要業務の概要	保育所・学童クラブ・幼保連携型認定こども園・小規模所保育所の運営

②指定管理者による施設の主な運営財源

利用料金制に基づく収入で運営

(4)指定管理者の選定手続きの状況

ころころ学童保育クラブと同様の選定手続きであり、「4.ころころ学童保育クラブ(児童青少年課)」参照。

(5)市の指導監督(モニタリング)の状況

項目	内容
事業報告書の収受年月日	2021 年 5 月 27 日
実地調査の状況	会計・経理・労働条件モニタリング
指示の状況	緊急事態宣言をはじめとした新型コロナウイルス感染症にかかる対応(1 日保育の実施、感染症対策等)について適宜指示を行った。

12.図師学童保育クラブ(児童青少年課)

(1)施設の状況

①概要

項目	内容
設置の目的	小学校に就学している児童で家庭において、保護者の適切な保護を受けられない者に対して組織的に指導を行い、もって学童の事故防止と心身の健全な育成を図るため
開設時期	2009 年 4 月
利用時間等	月曜日～土曜日　8 時～19 時

項目	内容
指定管理者制度の開始時期	2009 年 4 月
指定管理者制度導入前の運営形態	―

②利用状況

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)(注 1)	110	109	90	103	88
利用料収入(千円)(注 2)	453	468	576	442	222

(注 1)毎年 4 月 1 日時点における在籍児童数である。
(注 2)特別育成料

(2)指定管理の状況

①指定管理者

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
指定管理者名	町田市学童保育クラブの会				
分類	NPO 法人				

(注)分類は、株式会社、公益法人(設置者が 1/2 以上出資した財団法人、公社等)、NPO 法人、医療法人、社会福祉法人、その他の区分

②収支状況の推移

(単位:千円)

項目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	増減
指定管理料(注 1)	27,992	29,431	26,675	33,676	30,924	
利用料収入(注 2)	453	468	576	442	222	
雑収入	1	2	2	1	2	
収入計	28,446	29,901	27,253	34,119	31,148	
人件費	20,436	22,022	22,200	28,216	25,105	
物件費						
光熱水費	631	733	713	685	645	
委託料	136	122	144	109	113	
その他	6,759	6,554	3,295	4,300	4,648	
物件費計	7,556	7,409	4,152	5,094	5,406	
収支差引	454	470	901	809	638	
精算金(注 1)	450	383	1,623	2,042	7,255	

(注 1)指定管理料は、精算後の金額である。
(注 2)利用料収入は、特別育成料である。

(3)指定管理者の状況

①指定管理者(共同企業体の場合は代表団体)の概要

成瀬中央あおぞら学童保育クラブの指定管理者と同一であり、「1.成瀬中央あおぞら学童保育クラブ(児童青少年課)」参照。

②指定管理者による施設の主な運営財源

指定管理料及び利用料金制に基づく収入で運営

(4)指定管理者の選定手続きの状況

成瀬中央あおぞら学童保育クラブと同時に選定手続き及び基本協定書が締結されており、「1.成瀬中央あおぞら学童保育クラブ(児童青少年課)」参照。

(5)市の指導監督(モニタリング)の状況

項目	内容
事業報告書の収受年月日	2021 年 5 月 28 日
実地調査の状況	会計・経理・労働条件モニタリング
指示の状況	緊急事態宣言をはじめとした新型コロナウイルス感染症にかかる対応(1 日保育の実施、感染症対策等)について適宜指示を行った。

13.高ヶ坂けやき学童保育クラブ(児童青少年課)

(1)施設の状況

①概要

項目	内容
設置の目的	小学校に就学している児童で家庭において、保護者の適切な保護を受けられない者に対して組織的に指導を行い、もって学童の事故防止と心身の健全な育成を図るため
開設時期	2009 年 4 月
利用時間等	月曜日～土曜日　8 時～19 時
指定管理者制度の開始時期	2009 年 4 月
指定管理者制度導入前の運営形態	―

②利用状況

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)(注 1)	66	63	51	57	71
利用料収入(千円)(注 2)	381	292	240	372	258

(注)毎年 4 月 1 日時点における在籍児童数である。
(注 2)特別育成料

(2)指定管理の状況

①指定管理者

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
指定管理者名	町田市学童保育クラブの会				
分類	NPO 法人				

(注)分類は、株式会社、公益法人(設置者が 1/2 以上出資した財団法人、公社等)、NPO 法人、医療法人、社会福祉法人、その他の区分

②収支状況の推移

(単位:千円)

項目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	増減
指定管理料(注 1)	22,453	23,136	20,693	22,388	24,513	
利用料収入(注 2)	381	292	240	372	258	
雑収入	21	19	2	1	1	
収入計	22,855	23,447	20,935	22,761	24,772	
人件費	15,426	19,513	16,112	17,054	18,651	
物件費						
光熱水費	825	842	889	927	919	
委託料	136	371	381	294	310	
その他	6,066	2,410	2,428	3,125	3,649	
物件費計	7,027	3,623	3,698	4,346	4,878	
収支差引	402	311	1,125	1,362	1,243	
精算金(注 1)	325	163	0	2,377	1,387	

(注 1)指定管理料は、精算後の金額である。
(注 2)利用料収入は、特別育成料である。

(3)指定管理者の状況

①指定管理者(共同企業体の場合は代表団体)の概要

成瀬中央あおぞら学童保育クラブの指定管理者と同一であり、「1.成瀬中央あおぞら学童保育クラブ(児童青少年課)」参照。

②指定管理者による施設の主な運営財源

指定管理料及び利用料金制に基づく収入で運営

(4) 指定管理者の選定手続きの状況

①概要、②選定手続きの具体的な内容

成瀬中央あおぞら学童保育クラブと同時に選定手続き及び基本協定書が締結されており、「1.成瀬中央あおぞら学童保育クラブ(児童青少年課)」参照。

(5)市の指導監督(モニタリング)の状況

項目	内容
事業報告書の収受年月日	2021 年 5 月 28 日
実地調査の状況	会計・経理・労働条件モニタリング
指示の状況	緊急事態宣言をはじめとした新型コロナウイルス感染症にかかる対応(1 日保育の実施、感染症対策等)について適宜指示を行った。

14.つくし野学童保育クラブ(児童青少年課)

(1)施設の状況

①概要

項目	内容
設置の目的	小学校に就学している児童で家庭において、保護者の適切な保護を受けられない者に対して組織的に指導を行い、もって学童の事故防止と心身の健全な育成を図るため
開設時期	2009 年 4 月
利用時間等	月曜日～土曜日　8 時～19 時
指定管理者制度の開始時期	2009 年 4 月
指定管理者制度導入前の運営形態	―

②利用状況

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)(注 1)	58	62	64	69	63
利用料収入(千円)(注 2)	369	452	519	640	379

(注)毎年 4 月 1 日時点における在籍児童数である。
(注 2)特別育成料

⑵指定管理の状況

①指定管理者

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
指定管理者名	町田市学童保育クラブの会				
分類	NPO 法人				

(注)分類は、株式会社、公益法人(設置者が 1/2 以上出資した財団法人、公社等)、NPO 法人、医療法人、社会福祉法人、その他の区分

②収支状況の推移

(単位:千円)

項目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	増減
指定管理料(注 1)	20,100	22,125	22,070	24,863	23,162	
利用料収入(注 2)	369	452	519	640	379	
雑収入	24	15	12	8	2	
収入計	20,493	22,592	22,601	25,511	23,543	
人件費	14,176	17,388	17,539	20,272	17,091	
物件費						
光熱水費	765	865	920	963	946	
委託料	948	828	828	746	1,141	
その他	4,211	3,044	2,804	3,614	4,264	
物件費計	5,924	4,737	4,552	5,323	6,351	
収支差引	393	467	510	△83	102	
精算金(注 1)	139	0	0	0	2,450	

(注 1)指定管理料は、精算後の金額である。
(注 2)利用料収入は、特別育成料である。

⑶指定管理者の状況

①指定管理者(共同企業体の場合は代表団体)の概要

成瀬中央あおぞら学童保育クラブの指定管理者と同一であり、「1.成瀬中央あおぞら学童保育クラブ(児童青少年課)」参照。

②指定管理者による施設の主な運営財源

指定管理料及び利用料金制に基づく収入で運営

⑷ 指定管理者の選定手続きの状況

成瀬中央あおぞら学童保育クラブと同時に選定手続き及び基本協定書が締結されてお

り、「1.成瀬中央あおぞら学童保育クラブ(児童青少年課)」参照。

(5)市の指導監督(モニタリング)の状況

項目	内容
事業報告書の収受年月日	2021 年 5 月 28 日
実地調査の状況	会計・経理・労働条件モニタリング
指示の状況	緊急事態宣言をはじめとした新型コロナウイルス感染症にかかる対応(1 日保育の実施、感染症対策等)について適宜指示を行った。

15.本町田学童保育クラブ(児童青少年課)

(1)施設の状況

①概要

項目	内容
設置の目的	小学校に就学している児童で家庭において、保護者の適切な保護を受けられない者に対して組織的に指導を行い、もって学童の事故防止と心身の健全な育成を図るため
開設時期	1972 年 4 月
利用時間等	月曜日～土曜日　8 時～19 時
指定管理者制度の導入時期	2009 年 4 月
指定管理者制度導入前の運営形態	直営

②利用状況

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)(注 1)	80	83	75	77	75
利用料収入(千円)(注 2)	397	257	295	298	－

(注 1)毎年 4 月 1 日時点における在籍児童数である。
(注 2)特別育成料

(2)指定管理の状況

①指定管理者

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
指定管理者名	貴静会				
分類	社会福祉法人				

(注)分類は、株式会社、公益法人(設置者が 1/2 以上出資した財団法人、公社等)、NPO 法人、医療法人、社会福祉法人、その他の区分

②収支状況の推移

(単位:千円)

項目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	増減
指定管理料	25,184	25,521	29,634	38,304	37,365	
その他(注 1)	405	257	304	298	—	
収入計	25,589	25,778	29,938	38,602	37,365	
精算する経費(注 2)						
人件費	21,134	22,719	24,134	28,307	25,321	
光熱水費・電話料	666	698	718	738	709	
委託料	—	—	27	184	121	
その他(注 3)	103	136	136	231	682	
精算する経費計	21,904	23,554	25,016	29,461	26,834	
管理費	379	437	558	856	—	
運営費	629	680	730	796	—	
その他	1,200	1,200	—	1,800	—	
支出計	24,112	25,872	26,306	32,914	26,834	
収支差引	1,477	△94	3,632	5,687	10,531	
精算金	480	415	1,136	4,766	5,100	

(注 1)その他の内訳は、特別育成料、雑収入である。
(注 2)精算する経費は、人件費、光熱水費、電話・ファクシミリ・パソコン回線使用料、修繕費、委託料(消防及び電気設備点検・冷暖房機器の保守点検・施設の機械警備・浄化槽等管理等)、賠償責任・傷害保険料である。人件費以外に残額がある場合は市に返還する。
(注 3)その他の内訳は、修繕費、保険料である。

(3)指定管理者の状況

①指定管理者(共同企業体の場合は代表団体)の概要

小山田学童保育クラブの指定管理者と同一であり、「5.小山田学童保育クラブ(児童青少年課)」参照。

②指定管理者による施設の主な運営財源

指定管理料及び利用料金制に基づく収入で運営

(4) 指定管理者の選定手続きの状況

①概要、②選定手続きの具体的な内容

成瀬中央あおぞら学童保育クラブと同様の選定手続きであり、「1.成瀬中央あおぞら学童保育クラブ(児童青少年課)」参照。

③基本協定書の締結状況

項目	内容
締結日	2019 年 4 月 1 日
指定期間	2019 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日

(5)市の指導監督(モニタリング)の状況

項目	内容
事業報告書の収受年月日	2021 年 5 月 28 日
実地調査の状況	会計・経理・労働条件モニタリング
指示の状況	緊急事態宣言をはじめとした新型コロナウイルス感染症にかかる対応(1 日保育の実施、感染症対策等)について適宜指示を行った。

16.大戸のびっ子学童保育クラブ(児童青少年課)

(1)施設の状況

①概要

項目	内容
設置の目的	小学校に就学している児童で家庭において、保護者の適切な保護を受けられない者に対して組織的に指導を行い、もって学童の事故防止と心身の健全な育成を図るため
開設時期	1993 年 4 月
利用時間等	月曜日～土曜日　8 時～19 時
指定管理者制度の開始時期	2010 年 4 月
指定管理者制度導入前の運営形態	管理委託

②利用状況

年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
利用者数(人)(注1)	104	28	15	18	21
利用料収入(千円)(注2)	354	219	181	130	135

(注1)毎年4月1日時点における在籍児童数である。
(注2)特別育成料

(2)指定管理の状況

①指定管理者

年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
指定管理者名	町田市学童保育クラブの会				
分類	NPO法人				

(注)分類は、株式会社、公益法人(設置者が 1/2 以上出資した財団法人、公社等)、NPO 法人、医療法人、社会福祉法人、その他の区分

②収支状況の推移

(単位:千円)

項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	増減
指定管理料(注1)	14,985	15,175	18,627	17,469	19,116	
利用料収入(注2)	354	219	181	130	135	
雑収入	4	6	4	2	2	
収入計	15,343	15,400	17,012	17,601	19,253	
人件費	11,362	12,124	14,334	15,392	14,361	
物件費						
光熱水費	426	468	435	495	442	
委託料	85	95	91	86	89	
その他	3,112	2,488	1,483	1,500	2,943	
物件費計	3,623	3,051	2,009	2,081	3,474	
収支差引	358	225	669	128	1,418	
精算金(注1)	649	567	0	0	2,924	

(注1)指定管理料は、精算後の金額である。
(注2)利用料収入は、特別育成料である。

(3)指定管理者の状況

①指定管理者(共同企業体の場合は代表団体)の概要

成瀬中央あおぞら学童保育クラブの指定管理者と同一であり、「1.成瀬中央あおぞら学

童保育クラブ(児童青少年課)」参照。

②指定管理者による施設の主な運営財源

指定管理料及び利用料金制に基づく収入で運営

(4) 指定管理者の選定手続きの状況

ころころ学童保育クラブと同様の選定手続きであり、「4. ころころ学童保育クラブ(児童青少年課)」参照。

(5)市の指導監督(モニタリング)の状況

項目	内容
事業報告書の収受年月日	2021 年 5 月 28 日
実地調査の状況	会計・経理・労働条件モニタリング
指示の状況	緊急事態宣言をはじめとした新型コロナウイルス感染症にかかる対応(1 日保育の実施、感染症対策等)について適宜指示を行った。

(別紙)公の施設調査

今回の包括外部監査において、町田市全体の公の施設調査を実施した。質問内容は以下のとおり。また、調査結果は次ページ以降のとおり。

(質問前の確認事項)
○(監査チームにより公の施設リストを作成した上で各所管課に提示し)施設名等に誤りがあった場合は修正してください。
○また、リスト以外に公の施設がある場合は、追加で記入してください。

※道路、一部の公園及び市立小・中学校は調査対象外
※条例所管部署と施設所管部署が異なる場合、施設所管部署が回答してください。

(質問 1)
(提示した施設リストについて)指定管理者制度の導入及び検討状況をお答えください。(以下から選択)　※回答日現在
①指定管理者制度を導入済である⇒(質問 2)へ
②指定管理者制度を導入する予定がある⇒(質問 2)へ
③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない⇒(質問 3)へ
④指定管理者制度の導入を検討したことがない⇒担当欄を入力して回答終了

(質問 2)
指定管理者制度を導入した時期(または導入予定時期)をお答えください。(年月日を入力)⇒質問 2 を入力後、担当欄を入力して回答終了

(質問 3)
指定管理者制度を現在導入していない理由をお答えください。(自由入力)⇒質問 3 を入力後、担当欄を入力して回答終了

調査結果

No.	条例名	施設区分	公の施設名	条例所管部署		回答 (質問 1)～(質問 3)
				部名	課名	
1	町田市地域センター条例	市民センター	町田市忠生市民センター	市民部	市民総務課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)現在検討中のため(追加質問あり)
2	町田市地域センター条例	市民センター	町田市鶴川市民センター	市民部	市民総務課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)現在検討中のため(追加質問あり)
3	町田市地域センター条例	市民センター	町田市南市民センター	市民部	市民総務課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)現在検討中のため(追加質問あり)
4	町田市地域センター条例	市民センター	町田市なるせ駅前市民センター	市民部	市民総務課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2) － (質問 3)現在検討中のため(追加質問あり)
5	町田市地域センター条例	市民センター	町田市堺市民センター	市民部	市民総務課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)現在検討中のため(追加質問あり)
6	町田市地域センター条例	市民センター	町田市小山市民センター	市民部	市民総務課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－

No.	条例名	施設区分	公の施設名	条例所管部署		回答 (質問 1)～(質問 3)
				部名	課名	
						(質問 3)現在検討中のため(追加質問あり)
7	町田市地域センター条例	コミュニティセンター	町田市玉川学園コミュニティセンター	市民部	市民総務課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)現在検討中のため(追加質問あり)
8	町田市地域センター条例	コミュニティセンター	町田市木曽山崎コミュニティセンター	市民部	市民総務課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)現在検討中のため(追加質問あり)
9	町田市地域センター条例	コミュニティセンター	町田市上小山田コミュニティセンター	市民部	市民総務課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)現在検討中のため(追加質問あり)
10	町田市地域センター条例	コミュニティセンター	町田市成瀬コミュニティセンター	市民部	市民総務課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)現在検討中のため(追加質問あり)
11	町田市地域センター条例	コミュニティセンター	町田市つくし野コミュニティセンター	市民部	市民総務課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)現在検討中のため(追加質問あり)
12	町田市地域センター条例	コミュニティセンター	町田市木曽森野コミュニティセンター	市民部	市民総務課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない

No.	条例名	施設区分	公の施設名	条例所管部署		回答 (質問 1)～(質問 3)
				部名	課名	
						(質問 2)－ (質問 3)現在検討中のため(追加質問あり)
13	町田市地域センター条例	コミュニティセンター	町田市三輪コミュニティセンター	市民部	市民総務課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)現在検討中のため(追加質問あり)
14	町田市民フォーラム条例		町田市民フォーラム	市民部	市民協働推進課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)現在検討中のため(追加質問あり)
15	町田市男女平等推進センター条例		町田市男女平等推進センター	市民部	市民協働推進課	(質問 1)④指定管理者制度の導入を検討したことがない (質問 2)－ (質問 3)－
16	町田市消費生活センター条例		町田市消費生活センター	市民部	市民協働推進課	(質問 1)④指定管理者制度の導入を検討したことがない (質問 2)－ (質問 3)－
17	町田市民ホール条例		町田市民ホール	文化スポーツ振興部	文化振興課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2006 年 4 月 1 日 (質問 3)－
18	町田市鶴川緑の交流館条例		町田市鶴川緑の交流館	文化スポーツ振興部	文化振興課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2012 年 9 月 29 日 (質問 3)－

No.	条例名	施設区分	公の施設名	条例所管部署		回答 (質問 1)～(質問 3)
				部名	課名	
19	町田市立博物館条例		町田市立博物館	文化スポーツ振興部	文化振興課	(質問 1)④指定管理者制度の導入を検討したことがない (質問 2)－ (質問 3)－
20	町田市フォトサロン条例		町田市フォトサロン	文化スポーツ振興部	文化振興課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2006 年 4 月 1 日 (質問 3)－
21	町田市体育施設条例		町田市立総合体育館	文化スポーツ振興部	スポーツ振興課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2006 年 4 月 1 日 (質問 3)－
22	町田市体育施設条例		町田市立室内プール	文化スポーツ振興部	スポーツ振興課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2006 年 4 月 1 日 (質問 3)－
23	町田市体育施設条例		三輪みどり山球場	文化スポーツ振興部	スポーツ振興課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2006 年 4 月 1 日 (質問 3)－
24	町田市体育施設条例		成瀬クリーンセンターテニスコート	文化スポーツ振興部	スポーツ振興課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2006 年 4 月 1 日 (質問 3)－
25	町田市体育施設条例		緑ヶ丘グラウンド	文化スポーツ振興部	スポーツ振興課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2018 年 11 月 1 日 (質問 3)－

No.	条例名	施設区分	公の施設名	条例所管部署		回答 (質問 1)～(質問 3)
				部名	課名	
26	町田市立国際版画美術館条例		町田市立国際版画美術館	文化スポーツ振興部	国際版画美術館	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)町田市公共施設再編計画・短期再編プログラムの 1 つ「国際版画美術館と(仮称)国際工芸美術館の一体的な管理運営手法及び運営者の決定」の中で、最適な運営方法について現在検討を進めているため
27	町田市大賀藕絲館条例		町田市大賀藕絲館	地域福祉部	障がい福祉課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2006 年 4 月 1 日 (質問 3)－
28	町田市授産センター条例		町田市美術工芸館	地域福祉部	障がい福祉課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2005 年 4 月 1 日 (質問 3)－
29	町田市通所療育施設条例		町田市わさびだ療育園	地域福祉部	障がい福祉課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2006 年 4 月 1 日 (質問 3)－
30	町田市障がい者福祉センター条例		町田市ひかり療育園	地域福祉部	ひかり療育園	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)事業のあり方を検討した結果、指定管理制度導入ではなく、事業を民間法人へ移譲して完全民営化することとなったため

No.	条例名	施設区分	公の施設名	条例所管部署		回答 (質問 1)～(質問 3)
				部名	課名	
31	町田市高齢者在宅サービスセンター条例		小山田高齢者在宅サービスセンター	いきいき生活部	高齢者福祉課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2006 年 4 月 1 日 (質問 3)－
32	町田市高齢者在宅サービスセンター条例		つくし野デイサービスセンター	いきいき生活部	高齢者福祉課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2006 年 4 月 1 日 (質問 3)－
33	町田市高齢者在宅サービスセンター条例		デイサービス鶴川	いきいき生活部	高齢者福祉課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2006 年 4 月 1 日 (質問 3)－
34	町田市高齢者在宅サービスセンター条例		デイサービス森野	いきいき生活部	高齢者福祉課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2006 年 4 月 1 日 (質問 3)－
35	町田市高齢者在宅サービスセンター条例		デイサービス南大谷	いきいき生活部	高齢者福祉課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2006 年 4 月 1 日 (質問 3)－
36	町田市高齢者在宅サービスセンター条例		玉川学園高齢者在宅サービスセンター	いきいき生活部	高齢者福祉課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2006 年 4 月 1 日 (質問 3)－
37	町田市高齢者在宅サービスセンター条例		本町田高齢者在宅サービスセンター	いきいき生活部	高齢者福祉課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2006 年 4 月 1 日 (質問 3)－
38	町田市高齢者在宅サービスセンター条例		デイサービス忠生	いきいき生活部	高齢者福祉課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2006 年 4 月 1 日

No.	条例名	施設区分	公の施設名	条例所管部署		回答 (質問 1)～(質問 3)
				部名	課名	
						(質問 3)－
39	町田市高齢者在宅サービスセンター条例		デイサービス三輪	いきいき生活部	高齢者福祉課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2006 年 4 月 1 日 (質問 3)－
40	町田市高齢者在宅サービスセンター条例		デイサービス榛名坂	いきいき生活部	高齢者福祉課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2006 年 4 月 1 日 (質問 3)－
41	町田市高齢者在宅サービスセンター条例		デイサービス高ヶ坂	いきいき生活部	高齢者福祉課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2006 年 4 月 1 日 (質問 3)－
42	町田市高齢者在宅サービスセンター条例		デイサービスあいはら	いきいき生活部	高齢者福祉課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2005 年 10 月 1 日 (質問 3)－
43	町田市高齢者福祉センター条例		ふれあい 桜館	いきいき生活部	高齢者福祉課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2006 年 4 月 1 日 (質問 3)－
44	町田市高齢者福祉センター条例		ふれあい もみじ館	いきいき生活部	高齢者福祉課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)検討した結果、指定管理者制度に移行する意義がなかったため(追加質問あり)
45	町田市高齢者福祉センター条例		ふれあい いちょう館	いきいき生活部	高齢者福祉課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－

No.	条例名	施設区分	公の施設名	条例所管部署		回答 (質問 1)～(質問 3)
				部名	課名	
						(質問 3)検討した結果、指定管理者制度に移行する意義がなかったため(追加質問あり)
46	町田市高齢者福祉センター条例		ふれあい くぬぎ館	いきいき生活部	高齢者福祉課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)検討した結果、指定管理者制度に移行する意義がなかったため(追加質問あり)
47	町田市高齢者福祉センター条例		ふれあい けやき館	いきいき生活部	高齢者福祉課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)検討した結果、指定管理者制度に移行する意義がなかったため(追加質問あり)
48	町田市高齢者福祉センター条例		ふれあい もっこく館	いきいき生活部	高齢者福祉課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)検討した結果、指定管理者制度に移行する意義がなかったため(追加質問あり)
49	町田市わくわくプラザ条例		わくわくプラザまちだ	いきいき生活部	高齢者福祉課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2006 年 4 月 1 日 (質問 3)－
50	町田市急患センター条例		休日・準夜急患こどもクリニック	保健所	保健総務課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2006 年 4 月 1 日 (質問 3)－

No.	条例名	施設区分	公の施設名	条例所管部署		回答 (質問 1)～(質問 3)
				部名	課名	
51	町田市急患センター条例		休日応急歯科・障がい者歯科診療所	保健所	保健総務課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2006 年 4 月 1 日 (質問 3)－
52	町田市健康福祉会館条例		町田市健康福祉会館	保健所	保健予防課	(質問 1)④指定管理者制度の導入を検討したことがない (質問 2)－ (質問 3)－
53	町田市健康福祉会館条例		町田市健康福祉会館鶴川分館	保健所	保健予防課	(質問 1)④指定管理者制度の導入を検討したことがない (質問 2)－ (質問 3)－
54	町田市健康福祉会館条例		町田市健康福祉会館忠生分館	保健所	保健予防課	(質問 1)④指定管理者制度の導入を検討したことがない (質問 2)－ (質問 3)－
55	町田市子ども創造キャンパスひなた村条例		町田市子ども創造キャンパスひなた村	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2019 年 4 月 1 日 (質問 3)－
56	町田市学童保育クラブ設置条例		金森学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2005 年 4 月 1 日 (質問 3)－
57	町田市学童保育クラブ設置条例		高ヶ坂学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2004 年 4 月 1 日 (質問 3)－

No.	条例名	施設区分	公の施設名	条例所管部署		回答 (質問 1)～(質問 3)
				部名	課名	
58	町田市学童保育クラブ設置条例		藤の台学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2004 年 4 月 1 日 (質問 3)－
59	町田市学童保育クラブ設置条例		鶴川学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2008 年 4 月 1 日 (質問 3)－
60	町田市学童保育クラブ設置条例		木曽学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2004 年 4 月 1 日 (質問 3)－
61	町田市学童保育クラブ設置条例		森野学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2016 年 4 月 1 日 (質問 3)－
62	町田市学童保育クラブ設置条例		木曽境川学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2004 年 4 月 1 日 (質問 3)－
63	町田市学童保育クラブ設置条例		中央学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)学童保育クラブのうち、直営を維持する方針のため
64	町田市学童保育クラブ設置条例		鶴川第四学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2005 年 4 月 1 日 (質問 3)－

No.	条例名	施設区分	公の施設名	条例所管部署		回答 (質問 1)～(質問 3)
				部名	課名	
65	町田市学童保育クラブ設置条例		南第一さくら学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2016 年 4 月 1 日 (質問 3)－
66	町田市学童保育クラブ設置条例		南大谷学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2013 年 4 月 1 日 (質問 3)－
67	町田市学童保育クラブ設置条例		竹ん子学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2004 年 4 月 1 日 (質問 3)－
68	町田市学童保育クラブ設置条例		学童 21 保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2004 年 4 月 1 日 (質問 3)－
69	町田市学童保育クラブ設置条例		野津田学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2004 年 4 月 1 日 (質問 3)－
70	町田市学童保育クラブ設置条例		すまいる学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2004 年 4 月 1 日 (質問 3)－
71	町田市学童保育クラブ設置条例		本町田学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2009 年 4 月 1 日 (質問 3)－
72	町田市学童保育クラブ設置条例		ころころ学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2004 年 4 月 1 日 (質問 3)－

No.	条例名	施設区分	公の施設名	条例所管部署		回答 (質問 1)～(質問 3)
				部名	課名	
73	町田市学童保育クラブ設置条例		なんなる学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2004 年 4 月 1 日 (質問 3)－
74	町田市学童保育クラブ設置条例		七国山学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2004 年 4 月 1 日 (質問 3)－
75	町田市学童保育クラブ設置条例		鶴間ひまわり学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2004 年 4 月 1 日 (質問 3)－
76	町田市学童保育クラブ設置条例		小山ヶ丘学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2005 年 4 月 1 日 (質問 3)－
77	町田市学童保育クラブ設置条例		どろん子学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2005 年 4 月 1 日 (質問 3)－
78	町田市学童保育クラブ設置条例		つるっこ学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない(2022 年 3 月 31 日閉館予定) (質問 2)－ (質問 3)－
79	町田市学童保育クラブ設置条例		小山学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2005 年 4 月 1 日 (質問 3)－

No.	条例名	施設区分	公の施設名	条例所管部署		回答 (質問 1)～(質問 3)
				部名	課名	
80	町田市学童保育クラブ設置条例		小山田学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2006 年 4 月 1 日 (質問 3)－
81	町田市学童保育クラブ設置条例		成瀬中央あおぞら学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2006 年 4 月 1 日 (質問 3)－
82	町田市学童保育クラブ設置条例		なかよし学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2006 年 4 月 1 日 (質問 3)－
83	町田市学童保育クラブ設置条例		相原たけの子学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2006 年 4 月 1 日 (質問 3)－
84	町田市学童保育クラブ設置条例		わんぱく学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2006 年 4 月 1 日 (質問 3)－
85	町田市学童保育クラブ設置条例		そよかぜ学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2006 年 4 月 1 日 (質問 3)－
86	町田市学童保育クラブ設置条例		大蔵学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2006 年 4 月 1 日 (質問 3)－
87	町田市学童保育クラブ設置条例		藤の台ポケット組学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2006 年 4 月 1 日 (質問 3)－

No.	条例名	施設区分	公の施設名	条例所管部署		回答 (質問 1)～(質問 3)
				部名	課名	
88	町田市学童保育クラブ設置条例		南つくし野学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2006 年 11 月 1 日 (質問 3)－
89	町田市学童保育クラブ設置条例		鶴川第二学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2007 年 4 月 1 日 (質問 3)－
90	町田市学童保育クラブ設置条例		金井学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2007 年 1 月 4 日 (質問 3)－
91	町田市学童保育クラブ設置条例		図師学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2009 年 4 月 1 日 (質問 3)－
92	町田市学童保育クラブ設置条例		高ヶ坂けやき学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2009 年 4 月 1 日 (質問 3)－
93	町田市学童保育クラブ設置条例		つくし野学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2009 年 4 月 1 日 (質問 3)－
94	町田市学童保育クラブ設置条例		小山中央学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2010 年 4 月 1 日 (質問 3)－
95	町田市学童保育クラブ設置条例		大戸のびっ子学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2010 年 4 月 1 日

No.	条例名	施設区分	公の施設名	条例所管部署		回答 (質問 1)～(質問 3)
				部名	課名	
						(質問 3)－
96	町田市学童保育クラブ設置条例		山崎学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2015 年 4 月 1 日 (質問 3)－
97	町田市学童保育クラブ設置条例		みわっこ学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2017 年 4 月 1 日 (質問 3)－
98	町田市学童保育クラブ設置条例		桜の森学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2020 年 4 月 1 日 (質問 3)－
99	町田市子どもセンター条例	センター	ばあん	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)子どもとその保護者の「地域拠点」を担う児童館として、指定管理者制度の導入にそぐわないと考えられるため
100	町田市子どもセンター条例	センター	つるっこ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)子どもとその保護者の「地域拠点」を担う児童館として、指定管理者制度の導入にそぐわないと考えられるため
101	町田市子どもセンター条例	センター	ぱお本館	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない

No.	条例名	施設区分	公の施設名	条例所管部署		回答 (質問 1)～(質問 3)
				部名	課名	
						(質問 2)－ (質問 3)子どもとその保護者の「地域拠点」を担う児童館として、指定管理者制度の導入にそぐわないと考えられるため
102	町田市子どもセンター条例	センター	ぱお分館	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)子どもとその保護者の「地域拠点」を担う児童館として、指定管理者制度の導入にそぐわないと考えられるため
103	町田市子どもセンター条例	センター	ただ ON	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)子どもとその保護者の「地域拠点」を担う児童館として、指定管理者制度の導入にそぐわないと考えられるため
104	町田市子どもセンター条例	センター	まあち	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)子どもとその保護者の「地域拠点」を担う児童館として、指定管理者制度の導入にそぐわないと考えられるため

No.	条例名	施設区分	公の施設名	条例所管部署		回答 (質問 1)～(質問 3)
				部名	課名	
105	町田市子どもセンター条例	クラブ	南大谷子どもクラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2013 年 4 月 1 日 (質問 3)－
106	町田市子どもセンター条例	クラブ	玉川学園子どもクラブころころ児童館	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2004 年 4 月 1 日 (質問 3)－
107	町田市子どもセンター条例	クラブ	木曽子どもクラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2018 年 1 月 1 日 (質問 3)－
108	町田市子どもセンター条例	クラブ	小山子どもクラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2021 年 4 月 1 日 (質問 3)－
109	町田市子どもセンター条例	クラブ	三輪子どもクラブ	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2020 年 4 月 1 日 (質問 3)－
110	町田市玉川学園子ども広場条例		町田市玉川学園子ども広場	子ども生活部	児童青少年課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)施設の規模や性質等を考慮し、指定管理者制度の導入にそぐわないと考えられるため
111	町田市立保育園設置条例		町田市立こうさぎ保育園	子ども生活部	子育て推進課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－

No.	条例名	施設区分	公の施設名	条例所管部署		回答 (質問 1)～(質問 3)
				部名	課名	
						(質問 3)公立保育園を各地域の基幹保育園として直営を維持する方針のため
112	町田市立保育園設置条例		町田市立金森保育園	子ども生活部	子育て推進課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)公立保育園を各地域の基幹保育園として直営を維持する方針のため
113	町田市立保育園設置条例		町田市立大蔵保育園	子ども生活部	子育て推進課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)公立保育園を各地域の基幹保育園として直営を維持する方針のため
114	町田市立保育園設置条例		町田市立山崎保育園	子ども生活部	子育て推進課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)公立保育園を各地域の基幹保育園として直営を維持する方針のため
115	町田市立保育園設置条例		町田市立町田保育園	子ども生活部	子育て推進課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)公立保育園を各地域の基幹保育園として直営を維持する方針のため

No.	条例名	施設区分	公の施設名	条例所管部署		回答 (質問 1)～(質問 3)
				部名	課名	
116	町田市子ども発達センター条例		町田市子ども発達センター	子ども生活部	子ども発達支援課	(質問 1)④指定管理者制度の導入を検討したことがない (質問 2)－ (質問 3)－
117	町田市大地沢青少年センター条例		町田市大地沢青少年センター	子ども生活部	大地沢青少年センター	(質問 1)②指定管理者制度を導入する予定がある (質問 2)2023 年 4 月 1 日(予定) (質問 3)指定管理等の民間活力導入に向け、基本方針などを検討中であるため(追加質問あり)
118	町田市自然休暇村条例		町田市自然休暇村	子ども生活部	大地沢青少年センター	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2006 年 4 月 1 日 (質問 3)－
119	町田市文化交流センター条例		町田市文化交流センター	経済観光部	産業政策課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2008 年 5 月 30 日 (質問 3)－
120	町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例		原町田一丁目駐車場	経済観光部	産業政策課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2006 年 4 月 1 日 (質問 3)－
121	町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例		原町田一丁目第 2 駐車場	経済観光部	産業政策課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2006 年 4 月 1 日 (質問 3)－
122	町田市町田ターミナルプラザ条例		町田市町田ターミナルプラザ	経済観光部	産業政策課	(質問 1)④指定管理者制度の導入を検討したことがない (質問 2)－ (質問 3)－

No.	条例名	施設区分	公の施設名	条例所管部署		回答 (質問 1)～(質問 3)
				部名	課名	
123	町田市小野路宿里山交流館条例		町田市小野路宿里山交流館	経済観光部	観光まちづくり課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2015 年 4 月 1 日 (質問 3)－
124	町田市ふるさと農具館条例		町田市ふるさと農具館	経済観光部	農業振興課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2006 年 4 月 1 日 (質問 3)－
125	町田市七国山ファーマーズセンター条例		町田市七国山ファーマーズセンター	経済観光部	農業振興課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2006 年 4 月 1 日 (質問 3)－
126	町田市市民農園条例		町田市金森市民農園	経済観光部	農業振興課	(質問 1)④指定管理者制度の導入を検討したことがない (質問 2)－ (質問 3)－
127	町田市市民農園条例		町田市忠生市民農園	経済観光部	農業振興課	(質問 1)④指定管理者制度の導入を検討したことがない (質問 2)－ (質問 3)－
128	町田市市民農園条例		町田市三輪緑山市民農園	経済観光部	農業振興課	(質問 1)④指定管理者制度の導入を検討したことがない (質問 2)－ (質問 3)－
129	町田市営住宅条例		森野市営住宅	都市づくり部	住宅課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない

No.	条例名	施設区分	公の施設名	条例所管部署		回答 (質問 1)～(質問 3)
				部名	課名	
						(質問 2)－ (質問 3)公営住宅法に基づく管理代行制度を導入しているため
130	町田市営住宅条例		木曽市営住宅	都市づくり部	住宅課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)公営住宅法に基づく管理代行制度を導入しているため
131	町田市営住宅条例		金森市営住宅	都市づくり部	住宅課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)公営住宅法に基づく管理代行制度を導入しているため
132	町田市営住宅条例		本町田市営住宅	都市づくり部	住宅課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)公営住宅法に基づく管理代行制度を導入しているため
133	町田市営住宅条例		シルバーピアもりの	都市づくり部	住宅課	(質問 1)④指定管理者制度の導入を検討したことがない (質問 2)－ (質問 3)－
				(注)条例所管部署は都市づくり部住宅課であるが、施設所管部署はいきいき生活部高齢者福祉課である。		

No.	条例名	施設区分	公の施設名	条例所管部署		回答 (質問 1)～(質問 3)
				部名	課名	
134	町田市営住宅条例		シルバーピアあいはら	都市づくり部	住宅課	(質問 1)④指定管理者制度の導入を検討したことがない (質問 2)－ (質問 3)－
				(注)条例所管部署は都市づくり部住宅課であるが、施設所管部署はいきいき生活部高齢者福祉課である。		
135	町田市営住宅条例		忠生市営住宅	都市づくり部	住宅課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)公営住宅法に基づく管理代行制度を導入しているため
136	町田市営住宅条例		真光寺市営住宅	都市づくり部	住宅課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)公営住宅法に基づく管理代行制度を導入しているため
137	町田市特定公共賃貸住宅条例		金森市民住宅	都市づくり部	住宅課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2009 年 4 月 1 日 (質問 3)－
138	町田市特定公共賃貸住宅条例		忠生市民住宅	都市づくり部	住宅課	(質問 1)①指定管理者制度を導入済である (質問 2)2009 年 4 月 1 日 (質問 3)－

No.	条例名	施設区分	公の施設名	条例所管部署		回答 (質問 1)～(質問 3)
				部名	課名	
139	町田えびね苑条例		町田えびね苑	都市づくり部	公園緑地課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)現在、今後の管理方法について検討しているため
140	町田市忠生公園自然観察センター条例		忠生がにやら自然館	都市づくり部	公園緑地課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)現在、今後の管理方法について検討しているため
141	町田市立自由民権資料館条例		町田市立自由民権資料館	生涯学習部	生涯学習総務課	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)2020 年度、生涯学習審議会へ「今後の自由民権資料館のあり方について」諮問し、審議会からの答申をふまえ、「自由民権資料館のあり方見直し方針(案)」を作成した。同年度、教育委員会の承認を受け、あり方見直し方針が策定された。 あり方見直し方針の作成にあたっては、効率的・効果的な管理運営体制の検討が行われ、現状分析、他自治体へのアンケート調査を経て、課題を抽出し、検討を行った結果、直営による一部業務委託が最も有効であるとした。

No.	条例名	施設区分	公の施設名	条例所管部署		回答 (質問 1)～(質問 3)
				部名	課名	
142	町田市生涯学習センター条例		町田市生涯学習センター	生涯学習部	生涯学習センター	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)現在、生涯学習審議会に「今後の生涯学習センターのあり方について」諮問を行っており、目指すべき姿や効率的・効果的な管理運営(民間活力の導入を含む)について答申がなされる予定である。これを受け、2021 年度中に生涯学習センターのあり方の基本方針を定める。
143	町田市公民館条例		まちだ中央公民館	生涯学習部	生涯学習センター	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)公民館は、生涯学習センター内の一部区画の名称としているため、町田市生涯学習センターと同様
144	町田市立図書館条例		町田市立中央図書館	生涯学習部	図書館	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)2020 年 2 月に策定した「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」において、まず鶴川駅前図書館に指定管理者制度を導入し、その効果を検証のうえ、他の地域館への導入拡大について検討することとしている。また、中央図書館に

No.	条例名	施設区分	公の施設名	条例所管部署		回答 (質問 1)～(質問 3)
				部名	課名	
						ついては、図書館全体のマネジメントを推進するとともに、町田らしい図書館を継承するため、当面直営による体制を維持し、地域館の運営の方向性が定まった後に、あらためて中央図書館のあり方を検討することとしている。
145	町田市立図書館条例		町田市立さるびあ図書館	生涯学習部	図書館	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)2020 年 2 月に策定した「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」において、まず鶴川駅前図書館に指定管理者制度を導入し、その効果を検証のうえ、他の地域館への導入拡大について検討することとしている。また、中央図書館については、図書館全体のマネジメントを推進するとともに、町田らしい図書館を継承するため、当面直営による体制を維持し、地域館の運営の方向性が定まった後に、あらためて中央図書館のあり方を検討することとしている。
146	町田市立図書館条例		町田市立鶴川図書館	生涯学習部	図書館	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)2020 年 2 月に策定した「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」において、まず鶴川駅前図書館に指定管理者制度を導入し、そ

No.	条例名	施設区分	公の施設名	条例所管部署		回答 (質問 1)～(質問 3)
				部名	課名	
						の効果を検証のうえ、他の地域館への導入拡大について検討することとしている。また、中央図書館については、図書館全体のマネジメントを推進するとともに、町田らしい図書館を継承するため、当面直営による体制を維持し、地域館の運営の方向性が定まった後に、あらためて中央図書館のあり方を検討することとしている。
147	町田市立図書館条例		町田市立金森図書館	生涯学習部	図書館	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)2020 年 2 月に策定した「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」において、まず鶴川駅前図書館に指定管理者制度を導入し、その効果を検証のうえ、他の地域館への導入拡大について検討することとしている。また、中央図書館については、図書館全体のマネジメントを推進するとともに、町田らしい図書館を継承するため、当面直営による体制を維持し、地域館の運営の方向性が定まった後に、あらためて中央図書館のあり方を検討することとしている。
148	町田市立図書館条例		町田市立木曽山崎図書館	生涯学習部	図書館	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－

No.	条例名	施設区分	公の施設名	条例所管部署		回答 (質問 1)～(質問 3)
				部名	課名	
						(質問 3)2020 年 2 月に策定した「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」において、まず鶴川駅前図書館に指定管理者制度を導入し、その効果を検証のうえ、他の地域館への導入拡大について検討することとしている。また、中央図書館については、図書館全体のマネジメントを推進するとともに、町田らしい図書館を継承するため、当面直営による体制を維持し、地域館の運営の方向性が定まった後に、あらためて中央図書館のあり方を検討することとしている。
149	町田市立図書館条例		町田市立堺図書館	生涯学習部	図書館	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)2020 年 2 月に策定した「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」において、まず鶴川駅前図書館に指定管理者制度を導入し、その効果を検証のうえ、他の地域館への導入拡大について検討することとしている。また、中央図書館については、図書館全体のマネジメントを推進するとともに、町田らしい図書館を継承するため、当面直営による体制を維持し、地域館の運営の方向性が定まった後に、あらためて中央図書館のあり方を検討することとしている。

No.	条例名	施設区分	公の施設名	条例所管部署		回答 (質問 1)～(質問 3)
				部名	課名	
150	町田市立図書館条例		町田市立鶴川駅前図書館	生涯学習部	図書館	(質問 1)②指定管理者制度を導入する予定がある (質問 2)2022 年 4 月 1 日 (質問 3)2020 年 2 月に策定した「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」において、まず鶴川駅前図書館に指定管理者制度を導入し、その効果を検証のうえ、他の地域館への導入拡大について検討することとしている。また、中央図書館については、図書館全体のマネジメントを推進するとともに、町田らしい図書館を継承するため、当面直営による体制を維持し、地域館の運営の方向性が定まった後に、あらためて中央図書館のあり方を検討することとしている。
151	町田市立図書館条例		町田市立忠生図書館	生涯学習部	図書館	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)2020 年 2 月に策定した「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」において、まず鶴川駅前図書館に指定管理者制度を導入し、その効果を検証のうえ、他の地域館への導入拡大について検討することとしている。また、中央図書館については、図書館全体のマネジメントを推進するとともに、町田らしい図書館を継承するため、当面直営による体制を維持し、地域館の運営の方向性が

No.	条例名	施設区分	公の施設名	条例所管部署		回答 (質問 1)～(質問 3)
				部名	課名	
						定まった後に、あらためて中央図書館のあり方を検討することとしている。
152	町田市民文学館条例		町田市民文学館ことばらんど	生涯学習部	図書館	(質問 1)③指定管理者制度の導入を検討中または検討したことがあるが、現在導入していない (質問 2)－ (質問 3)指定管理者制度を導入したほうがコスト高になってしまい、導入するメリットがないため

1)公園緑地課、2)高齢者福祉課、3)市民協働推進課、4)市民総務課、5)大地沢青少年センターには、(質問 3)の回答に関して、追加質問をして回答を得ている。

	追加質問	回答
市民総務課	「指定管理者制度の導入を現在検討中」と回答いただいた施設について、導入に向けた検討の内容(タイムスケジュール、現在の状況等)について、具体的にご教示ください。 (対象施設) 町田市忠生市民センター、町田市鶴川市民センター、町田市南市民センター、町田市なるせ駅前市民センター、町田市堺市民センター、町田市小山市民センター、町田市玉川学園コミュニティセンター、町田市木曽山崎コミュニティセンター、町田市上小山田コミュニティセンター、町田市上成瀬コミュニティセンター、町田市つくし野コミュニティセンター、町田市木曽森野コミュニティセンター、町田市三輪コミュニティセンター	町田市では、2021 年 3 月に、将来を見据えた長期的な視点で市民センターやコミュニティセンターの機能のあり方について示す「町田市市民センター等の未来ビジョン」を策定した。 このビジョンでは、市民センター等が「便利で楽しい地域の拠点」となることを目指し、その施策として民間の団体や事業者による市民センター等の管理運営(指定管理者制度等)の導入に向けた検討を行うこととしている。 今後の予定については、2021 年度と 2022 年度にビジョンに基づく具体的な取り組みを検討していく。現在は、庁内において検討を進めており、その後は学識経験者や市民委員等で構成する市民センター等の未来ビジョン推進委員会での検討や、市民の皆さまのご意見をお聴きし、決定していきたいと考えている。
市民協働推進課	「指定管理者制度の導入」を現在検討中と回答いただいた町田市民フォーラムについて、導入に向けた検討の具体的な内容(タイムスケジュール、現在の状況等)についてご教示ください。 (対象施設) 町田市民フォーラム	現在の状況:現在は検討会議を実施しており、どのような団体(地元住民団体・市外郭団体・民間企業等)にお願いするのが適切かということや、指定管理者制度導入後の施設の望ましい在り方などについて調査・検討している。 タイムスケジュール:2021・2022 年度にかけて検討、2023 年度指定管理者公募、2024 年度から指定管理者制度導入というスケジュールを予定している。

	追加質問	回答
高齢者福祉課	「指定管理者制度に移行する意義がないため、導入していない」と判断した施設(ふれあい館)について、意義がないと判断した理由((例)効果の向上が見込めない、費用の削減が見込めない等)を、施設の特徴を踏まえ具体的にご教示ください。 (対象施設) ふれあい もみじ館、ふれあい いちょう館、ふれあい くぬぎ館、ふれあい けやき館、ふれあい もっこく館	左記の市の直営となっているふれあい館について、指定管理制度を導入していない主な理由は以下 2 点である。 ①直営となっているふれあい館の職員構成の見直し等により、指定管理で運営しているふれあい桜館より運営経費が抑えられていること。 ②公共施設再編対象となっているふれあい館の今後のあり方を検討するにあたり、直営形態の方が効率的であること
大地沢青少年センター	町田市大地沢青少年センターについては、「民間活力の導入を図るため 2023 年 4 月 1 日での指定管理者制度の導入を検討しており、現在、基本方針などを検討中」とのことでした。そこで、1)まず指定管理者制度の導入の検討は、どのような経緯で開始されたのかについて、及び 2)現在の進捗状況をご教示ください。 (対象施設) 町田市大地沢青少年センター	1)2015 年度に実施された市民参加型事業評価において「指定管理者制度の利用可能性について、検討するべきである。」との指摘を受け、施設管理・運営形態のあり方の見直しの取り組みを開始した。 2)2023 年 4 月の民間活力導入を目途に動いている状況である。それに伴い、2021 年度内での基本構想策定を目標とし、併せて民間企業へのヒアリングや利用者ニーズ把握を目的とした実証実験を実施している。2021 年 11 月に方針決定の決裁がなされ、指定管理者制度の導入によって民間活力を導入することになった。

<table>
<tr><th></th><th>追加質問</th><th>回答</th></tr>
<tr><td>公園緑地課</td><td>町田えびね苑、忠生がにやら自然館について、指定管理者制度を導入していない理由を「現在、今後の管理方法について検討しているため。」と回答いただきましたが、検討中の内容(全体像、今後のスケジュール等)をご提示ください。

(対象施設)
町田えびね苑、忠生がにやら自然館</td><td rowspan="3">回答を得たが、未決定事項であるため、記載を省略。</td></tr>
<tr><td></td><td>町田市の有料公園施設のうち、指定管理者制度が導入されていない公園について、1)今後導入する計画の有無、2)導入する計画がある場合の導入時期、3)導入する計画がない場合の導入していない理由(具体的に)をご回答ください。

(対象施設)
<table>
<tr><th>都市公園名</th><th>有料公園施設の名称</th></tr>
<tr><td>民権の森公園</td><td>町田ぼたん園</td></tr>
<tr><td rowspan="2">芹ヶ谷公園</td><td>芹ヶ谷公園運動広場</td></tr>
<tr><td>芹ヶ谷公園駐車場</td></tr>
<tr><td>山王塚公園</td><td>山王塚公園グラウンド</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td></td><td>有料公園施設を有しない町田市立公園について、指定管理者制度の導入を検討したことの有無をご教示ください。

(対象施設)
有料施設を有しない公園全て</td></tr>
</table>